（参考2）

参考資料

資料Ⅰ－１－１

春の財審（令和2年6月）以降の状況

	コロナ対策本部等の動き	経済対策・予算関連	（参考）金融政策関連
～5月	コロナ対策本部設置（1/30） 専門家会議設置（2/14） 基本的対処方針決定（3/28） 緊急事態宣言（4/7） 緊急事態宣言解除（5/25）	R２補正予算①　成立（4/30） 予備費使用 閣議決定（5/19） （学生支援緊急給付金の創設） 予備費使用 閣議決定（5/26） （診療報酬上の特例的な措置、 医療機関へのマスク等の配布）	金融政策決定会合（3/16） （特別オペ導入、ＣＰ・社債買入れ増額等） 金融政策決定会合（4/27） （国債の更なる積極的な買入れ等） 臨時金融政策決定会合（5/22） （新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム） 財務大臣・日本銀行総裁共同談話(5/22) （企業金融の円滑化と金融市場の安定）
6月		R2補正予算②　成立（6/12）	
7月		今後の財政運営について（7/2、財審） 骨太2020　閣議決定（7/17） 令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について（7/21、財務大臣発言） 中長期試算　諮問会議提出（7/31）	
8月	新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（8/28）	予備費使用 閣議決定（8/7） （持続化給付金の対応強化、 個人向け緊急小口資金等の特例措置、 入国者に対する検疫体制の強化）	
9月		予備費使用 閣議決定（9/8） （ワクチンの確保） 予備費使用 閣議決定（9/15） （医療提供体制の確保等） 概算要求締切（9/30）	
10月		予備費使用　閣議決定（10/16） （雇用調整助成金の特例措置）	

予算の全体フレーム（令和2年度2次補正後）

歳出		歳入	
一般歳出	**120.4兆円**	**税収**	**63.5兆円**
当初	63.5兆円		
1次補正	25.5兆円		
2次補正	31.4兆円		
地方交付税交付金等	15.8兆円	その他収入	6.6兆円
当初	15.8兆円		
1次補正	0.0兆円		
国債費	24.0兆円	**公債金**	**90.2兆円**
当初	23.4兆円	当初	32.6兆円
1次補正	0.1兆円	1次補正	25.7兆円
2次補正	0.5兆円（注）	2次補正	31.9兆円
		57.6兆円	
計	**160.3兆円**	**計**	**160.3兆円**

公債依存度 56.3%

当初102.7兆円

一般会計ＰＢ：▲9.2兆円 → ▲66.1兆円

（注）国債費の2次補正追加分0.5兆円のうち0.4兆円は、日本政策投資銀行の保有する交付国債の償還費であり、資金繰り支援のため、同行の財務基盤を強化するためのものである。

戦前からの債務残高対GDP比の推移

資料Ⅰ－1－3

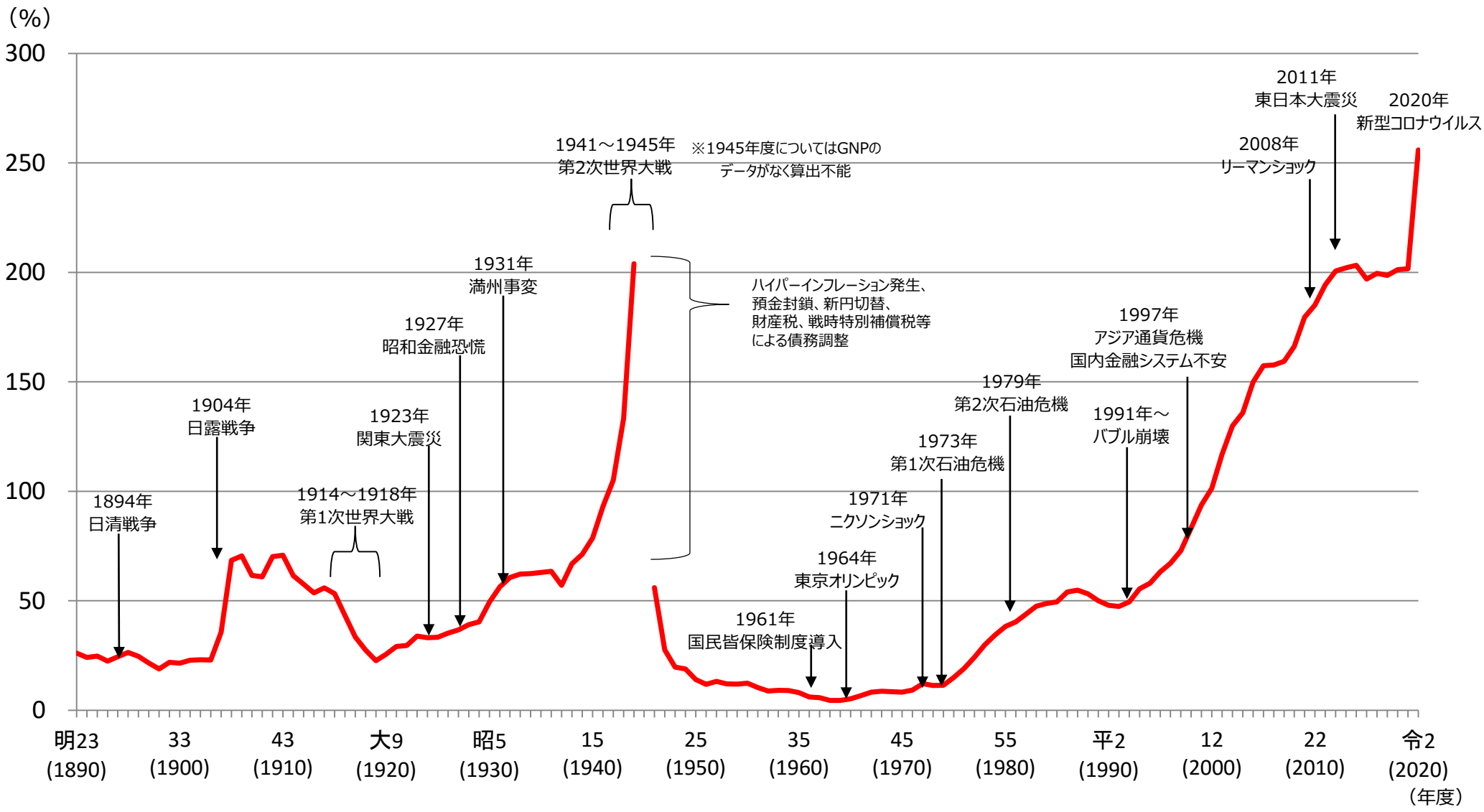

（注1）政府債務残高は、「国債及び借入金現在高」の年度末の値（「国債統計年報」等による）。2020年度は第2次補正後予算に基づく計数であり、政府短期証券のうち財政融資資金証券、外国為替資金証券、食糧証券の残高が発行限度額（計197兆円）となっていることに留意。なお、1945年は第2次世界大戦終結時によりGNPのデータがなく算出不能。

（注2）GDPは、1929年度までは「大川・高松・山本推計」における粗国民支出、1930年度から1954年度までは名目GNP、1955年度以降は名目GDPの値（1954年度までは「日本長期統計総覧」、1955年度以降は国民経済計算による）。ただし、2019年度及び2020年度は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和2年7月31日）による。

債務残高の国際比較（対GDP比）

○　債務残高の対GDP比を見ると、1990年代後半に財政の健全化を着実に進めた主要先進国と比較して、我が国は急速に悪化しており、最悪の水準。

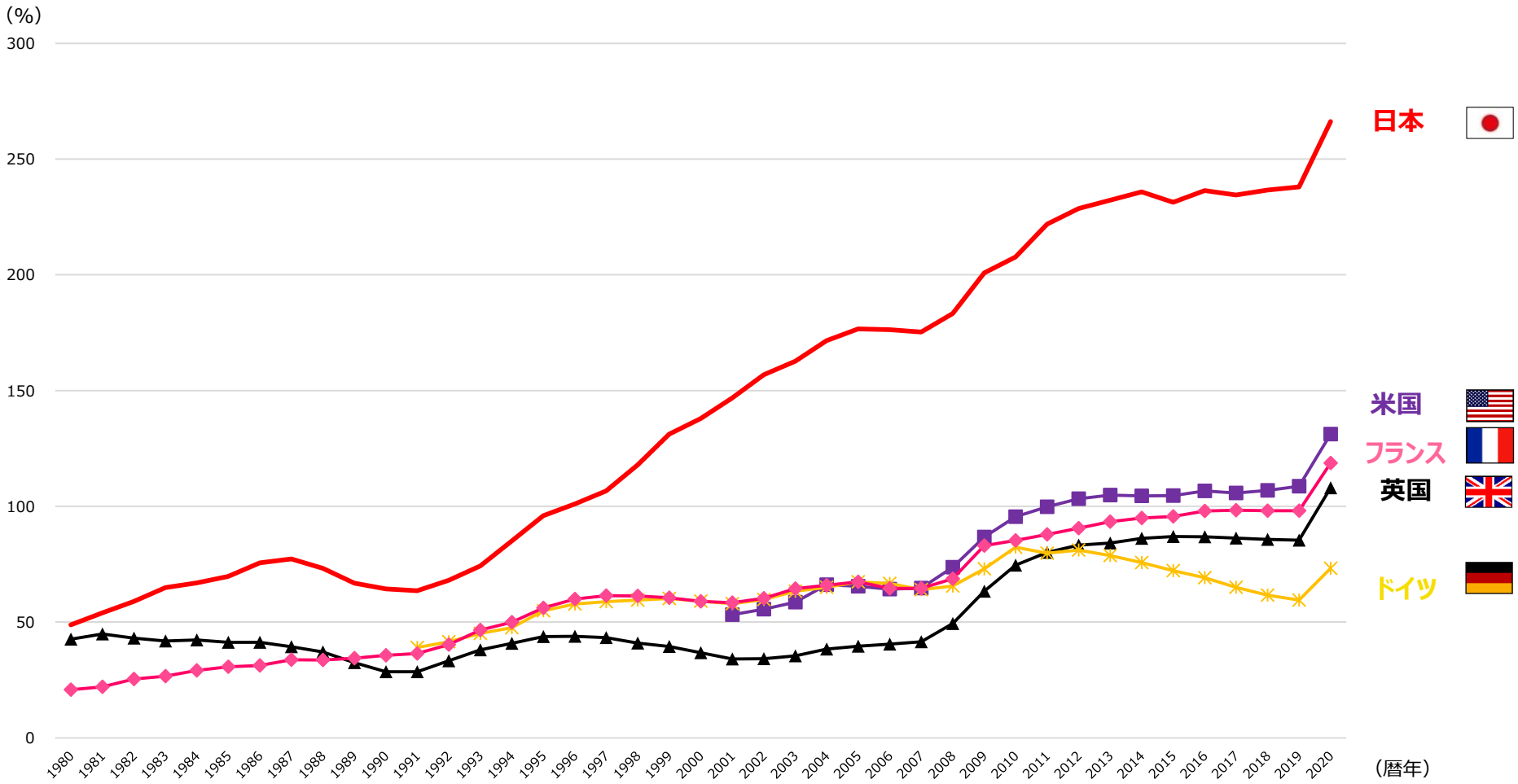

（出典）IMF”World Economic Outlook Database”（2020年10月）。
（注１）数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
（注２）日本は令和元年（2019年）から、それ以外の国々は令和２年（2020年）からが推計値。

令和2年度1次及び2次一般会計補正予算の内訳

資料Ⅰ－1－5

項目	1次補正予算 （4月20日閣議決定）	2次補正予算 （5月27日閣議決定）	合計
1．新型コロナウイルス感染症対策関係経費	**25兆5,655億円**	**31兆8,171億円**	**57兆3,826億円**
資金繰り対策	3兆8,316億円	11兆6,390億円	15兆4,707億円
特別定額給付金（1人当たり10万円）	12兆8,803億円	－	12兆8,803億円
新型コロナウイルス感染症対策予備費	1兆5,000億円	10兆円	11兆5,000億円
中小・小規模事業者等に対する給付金	2兆3,176億円	3兆9,642億円	6兆2,818億円
－持続化給付金	2兆3,176億円	1兆9,400億円	4兆2,576億円
－家賃支援給付金	－	2兆0,242億円	2兆0,242億円
地方創生臨時交付金	1兆円	2兆円	3兆円
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 （医療提供体制の整備等）	1,490億円	2兆2,370億円	2兆3,860億円
“Go To”キャンペーン事業	1兆6,794億円	－	1兆6,794億円
雇用調整助成金等	690億円	4,519億円	5,209億円
その他	2兆1,385億円	1兆5,250億円	3兆6,635億円
2．国債整理基金特別会計へ繰入	**1,259億円**	**963億円**	**2,222億円**
3．既定経費の減額	**－**	**▲20億円**	**▲20億円**
合計	**25兆6,914億円**	**31兆9,114億円**	**57兆6,028億円**

（注1）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
（注2）「資金繰り対策」は、2次補正予算については、国債整理基金特別会計への繰入（日本政策投資銀行の保有する交付国債の償還4,432億円）を含む。
（注3）「雇用調整助成金等」については、一般会計財源のほか、労働保険特別会計財源により、当初予算で35億円、1次補正で7,640億円、2次補正で8,640億円が措置されており、合計で2兆1,525億円となる。

GDPと雇用の動向

○　緊急事態宣言の下で、外出自粛や休業要請等が行われたこともあり個人消費が減少したこと、世界経済の減速・訪日外国人客数の減少等によって輸出が減少したこと等により、実質GDP成長率は大きくマイナスとなっている。

○　９月の完全失業率は3.0%と前月から同水準で推移。休業者は4月に大幅増加するも９月までにかなり縮小（注1）。

<GDP>

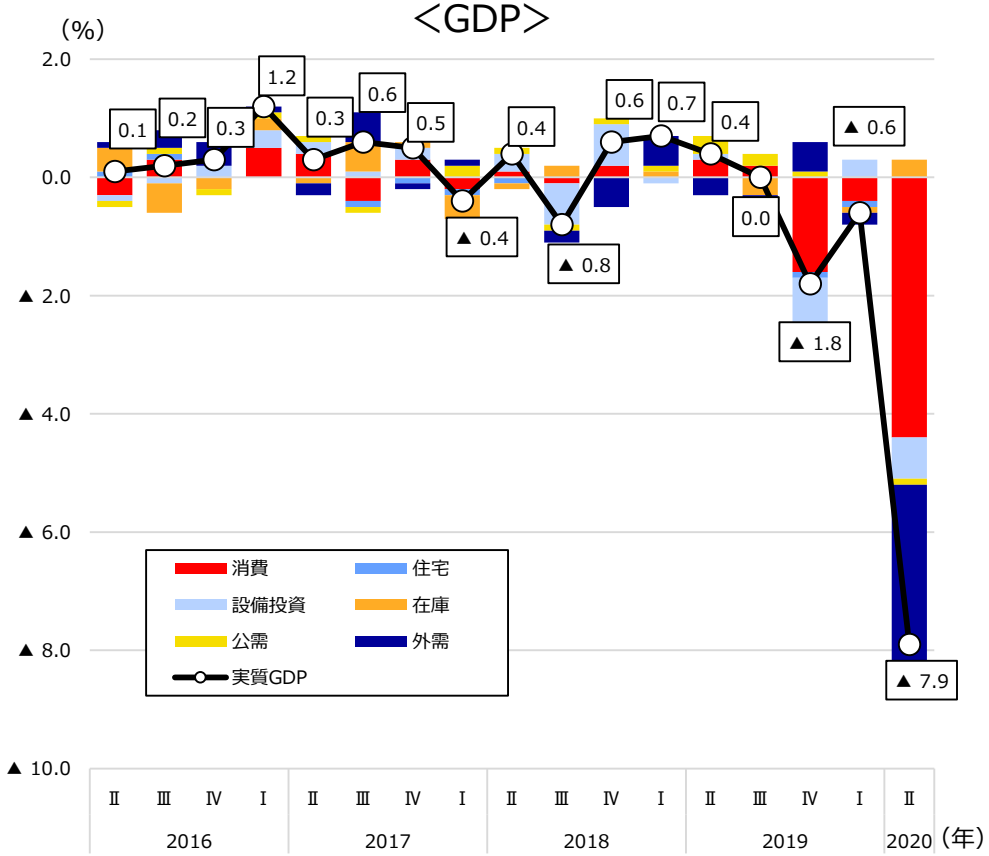

（出典）内閣府「国民経済計算」

<雇用>

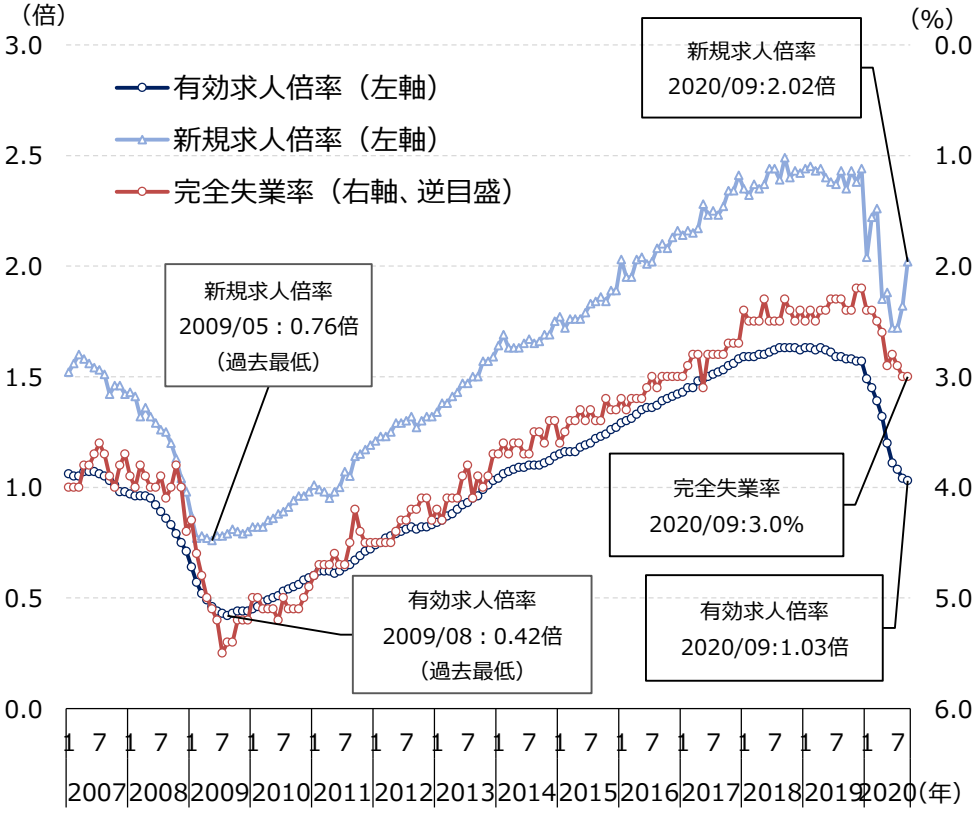

（注1）　4月：597万人（前年同月比+420万人）→９月：197万人（同+35万人）。
（出典）総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」

消費の動向

○　足元の可処分所得は、特別定額給付金等の政策効果により前年の同時期と比べて増加している。消費は外出自粛等の影響で抑制され、結果的に貯蓄が増加しているが、経済活動が戻っていく中で、こうした資金が消費に回り、経済を下支えしていくと見込まれる。

○　消費の内訳としては、テレワークの促進等によりパソコン等の家電販売額が増加している一方、外出自粛等の影響で外食や旅行は大きく減少している。

＜2人以上の世帯（勤労者世帯）の消費動向＞

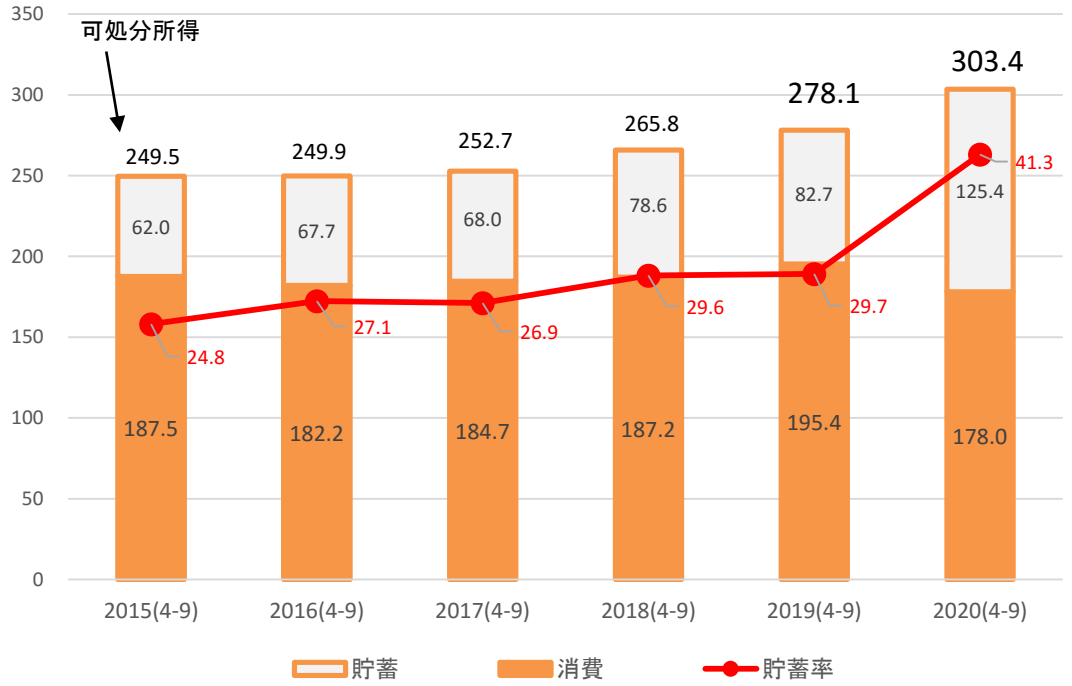

（注1）　平均世帯人数は2020年9月時点で3.3人。
（注2）　2020年4－9月は、可処分所得の増加は特別定額給付金の影響も含まれることに留意。
（出典）総務省「家計調査」

＜家電5品目販売額（前年同月比）＞

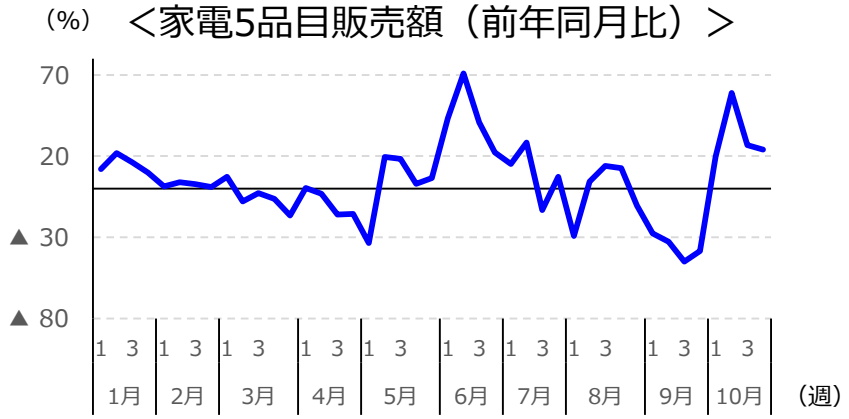

（注1）　家電5品目：テレビ、パソコン、冷蔵庫、洗濯機、エアコン
（注2）　週次データを使用しているため、月ごとのデータ数に差が生じる。
（出典）経済産業省「METI POS小売販売額指標［ミクロ］」

＜サービス支出の動向（前年同月比）＞

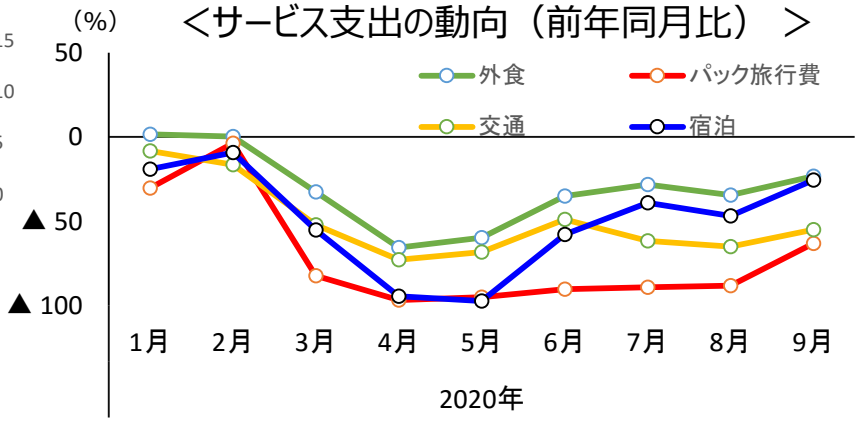

（出典）総務省「家計調査」

日本の潜在成長率の要因分解とＧＤＰギャップ

資料Ⅰ－２－１

○　日本経済の実力を示す潜在成長率は、特に、労働投入の減、資本投入の伸び悩み、TFP（全要素生産性）の低迷により、1990年代から大幅に下落。

○　コロナ発生前には、経済の回復基調と労働市場の引き締まりを背景に、GDPギャップがプラス（需要超過）の状態となっていた。すなわち、経済が回復すれば、総需要が潜在的供給力を再び上回る可能性がある。

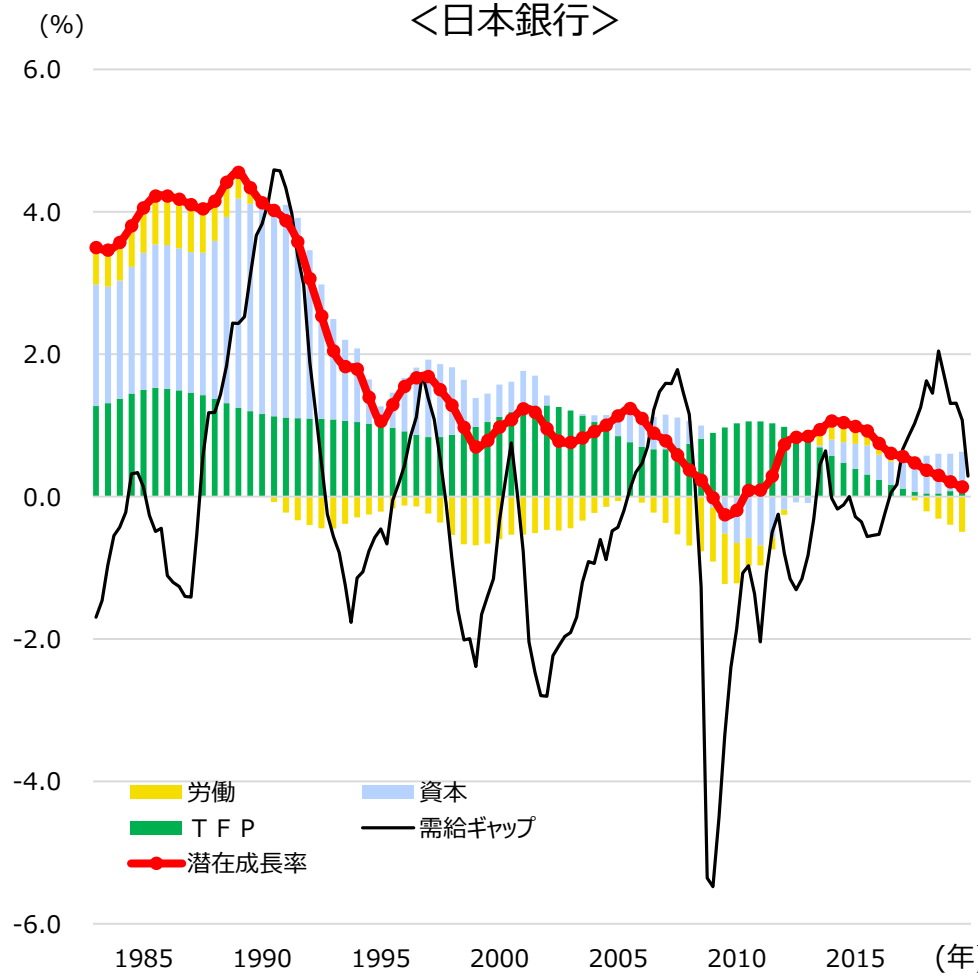

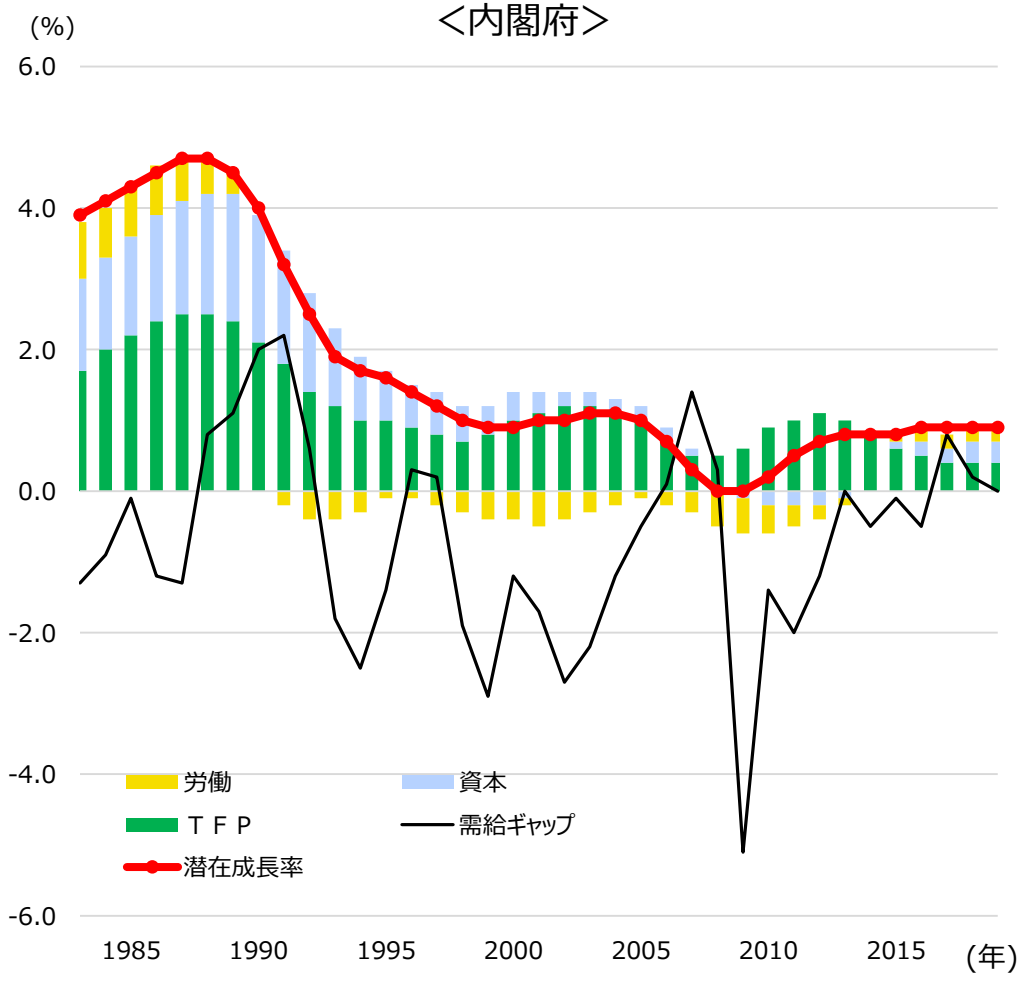

（出典）日本銀行「GDPギャップ、潜在成長率」、内閣府「月例経済報告」

人口動態

資料Ⅰ－２－２

○　少子化対策は急務だが、人口・生産年齢人口の減少は不可避(※)であり、人口・生産年齢人口の減少を前提として政策を組み立てる必要。

※仮に2015年度時点で出生率が2.07（人口置換水準）に到達しても、これまで低い出生率が続いた結果、若い世代ほど人口が減少しているため、全体としての出生数が増加せず、人口は1億人を割り込むと見込まれている。（「人口の減少モメンタム」）

○　近年は、女性・高齢者の労働参加が進み、生産年齢人口が減少する中で、就業者数は伸びている。他方、1人当たりの労働時間は減少しており、労働投入量（就業者数×労働時間）の伸びは、就業者数の伸びほど大きくない点に留意が必要。

＜人口動態＞

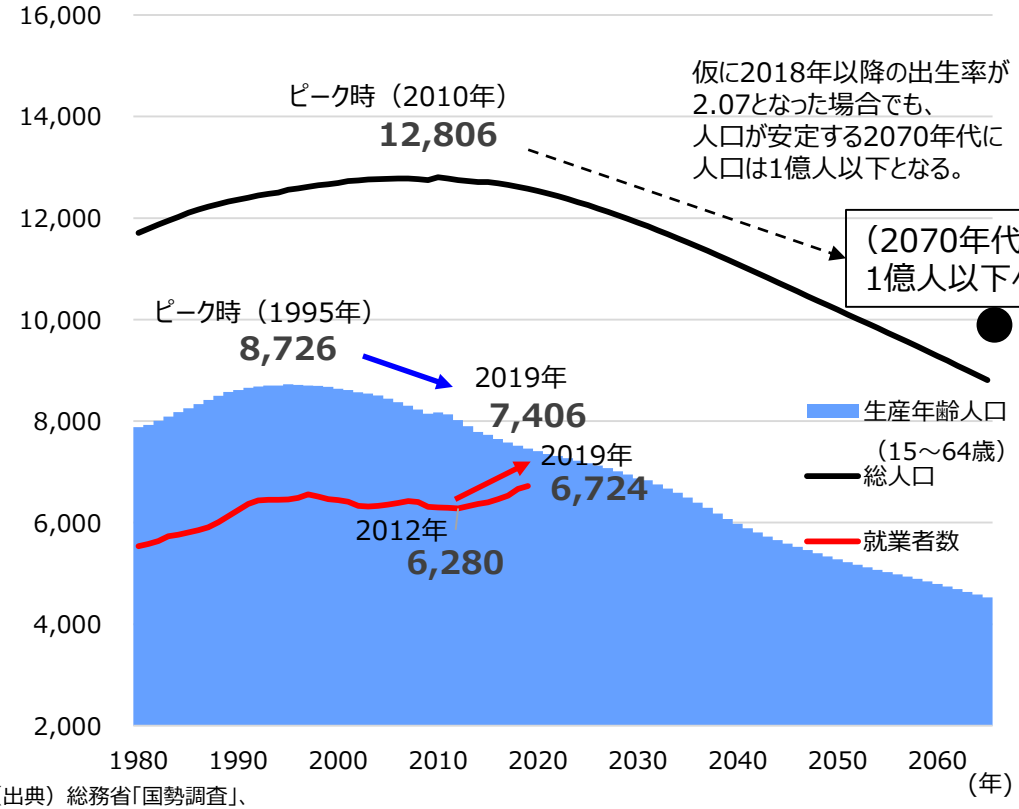

（出典）総務省「国勢調査」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」「人口統計資料集2020」

＜就業者数の増加の要因＞

（万人）

	2012年	2019年	増分
就業者数	6,280	6,724	+444
うち高齢者（65歳～）	596	892	+296
うち女性（15～64歳）	2,426	2,628	+202

（出典）総務省「労働力調査」

＜雇用者数と一人当たり労働時間の伸び率の推移＞

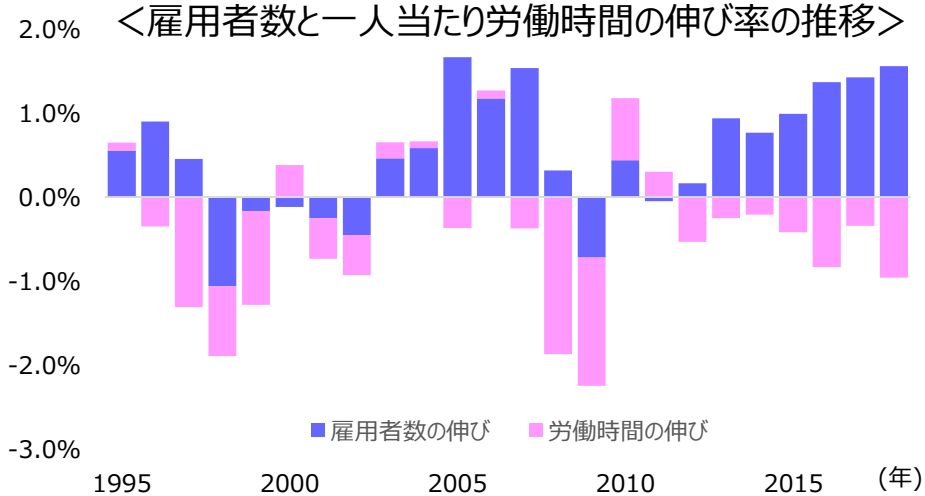

（出典）内閣府「国民経済計算」

諸外国の部門別資金過不足の推移（対GDP比）

資料Ⅰ－２－３

○　日本と諸外国の資金過不足を比べると、日本は、政府の資金不足（赤字）状態が続く中、長期間にわたって、企業部門や家計部門の資金余剰が継続している点が特徴的。

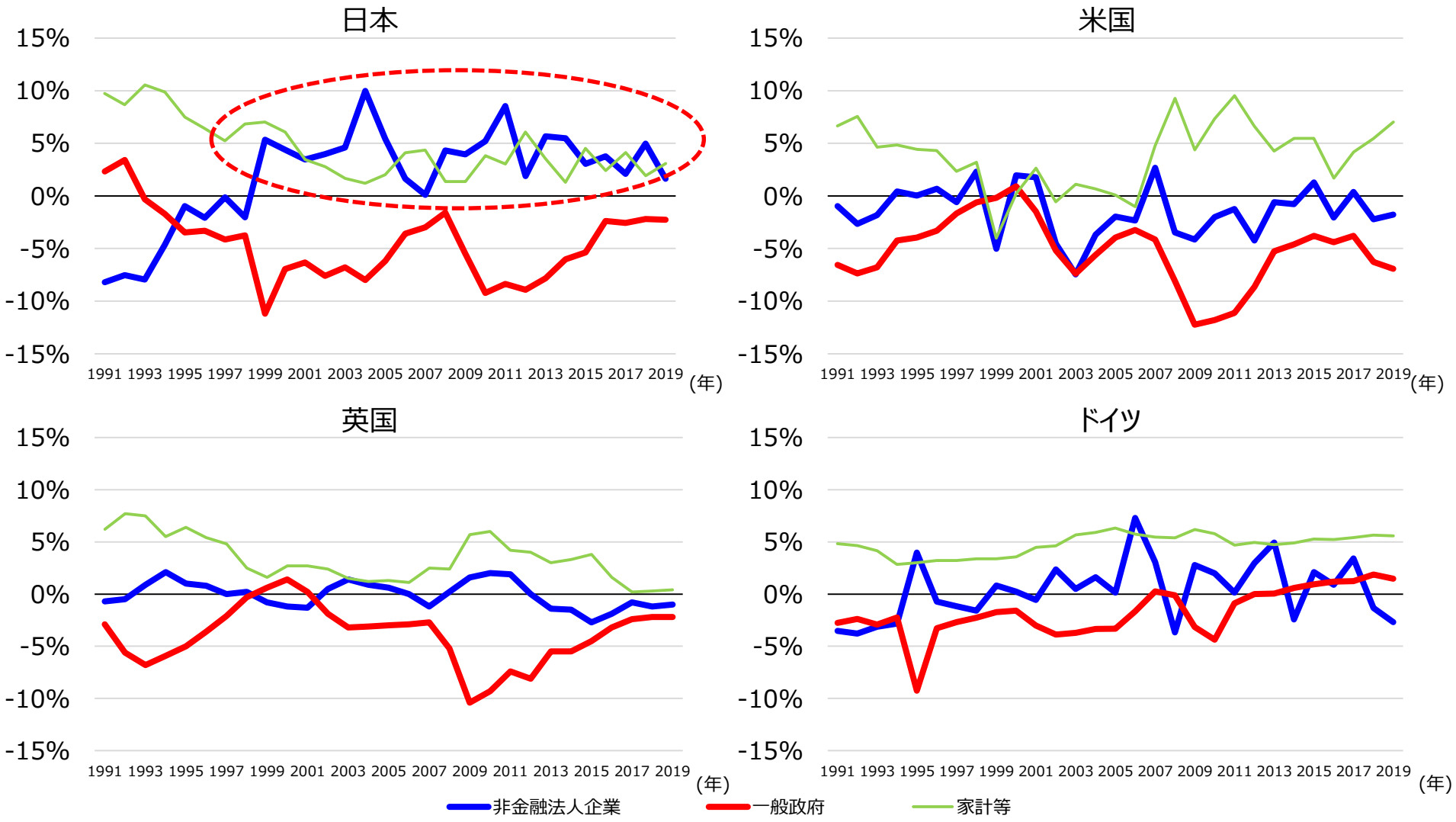

（注1）家計等＝家計＋対家計民間非営利団体
（注2）米国の「金融機関」はFRB統計上の「Domestic financial sectors」を指し、英国・ドイツの「金融機関」は各統計上の「Financial corporations」を指す。
（出典）日本銀行, Federal Reserve Board (FRB), Bureau of Economic Analysis (BEA),Office for National Statistics (ONS), OECD

日本企業のバランスシート

○　日本企業は、海外直接投資やＭ＆Ａを増加させてきたと考えられる一方で、国内の設備投資の伸び率は相対的に抑えられてきた。

○　また、企業収益を金融機関からの借入金の返済にあて、財務体質の強化を進めてきた。

＜企業の資産推移＞

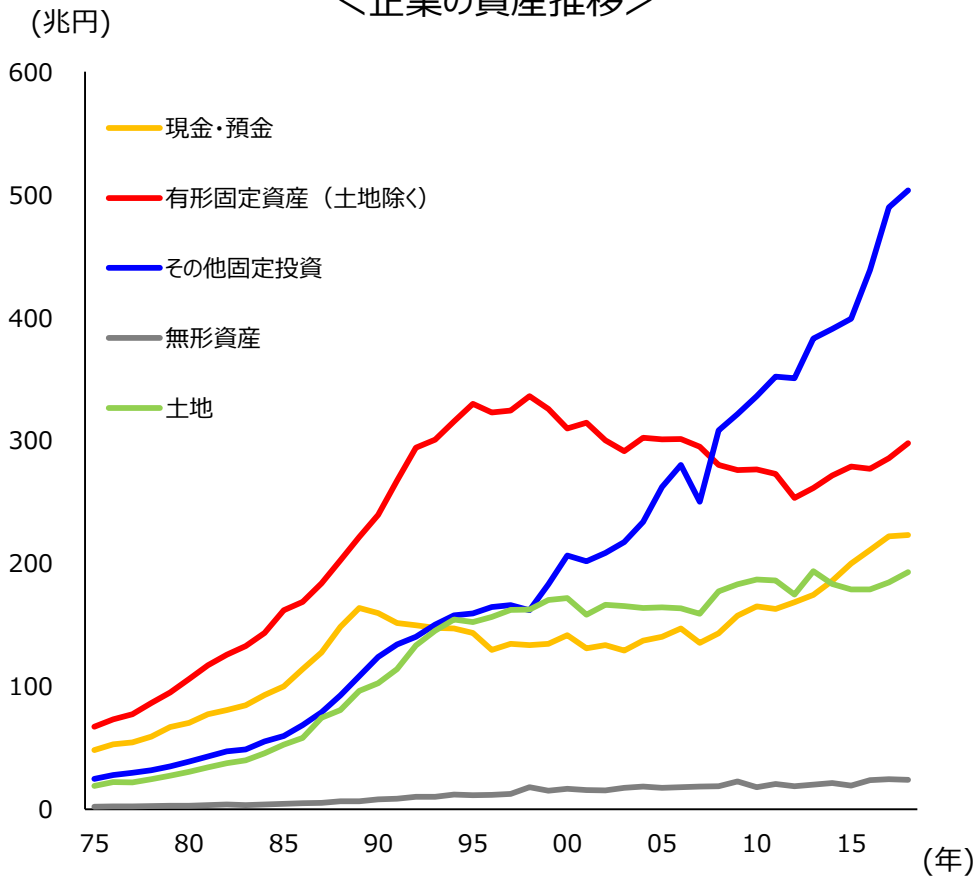

＜企業の負債・資本推移＞

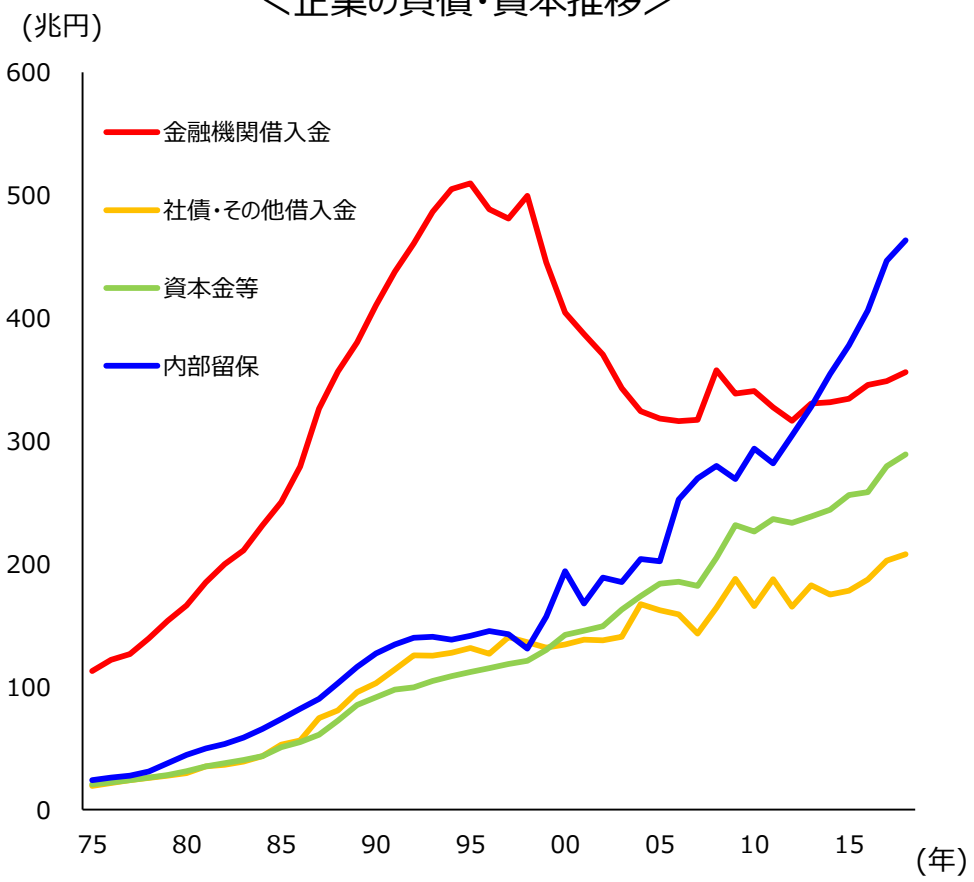

（注1）「資本金等」は資本金、資本準備金、その他資本剰余金（いずれも純資産）の合計。
（注2）「その他固定投資」は株式、公社債、その他の有価証券、その他投資（いずれも固定資産）の合計。
（出典）財務省「法人企業統計調査」

労働生産性の国際比較

○　日本は、労働生産性（時間当たり・実質）の「伸び」は先進国と比べても遜色ない一方、労働生産性の「水準」は先進国の中で最低であり（＝1時間労働した場合に生み出す付加価値が小さい）、効率化のみならず、付加価値を引き上げていく必要がある。

$$\text{労働生産性（付加価値）} = \frac{\text{ＧＤＰ（付加価値）}}{\text{労働時間}}$$

※労働生産性は、資本装備率とＴＦＰの影響を受ける。

＜時間当たり実質労働生産性の年平均伸び率（2011-2018年）＞

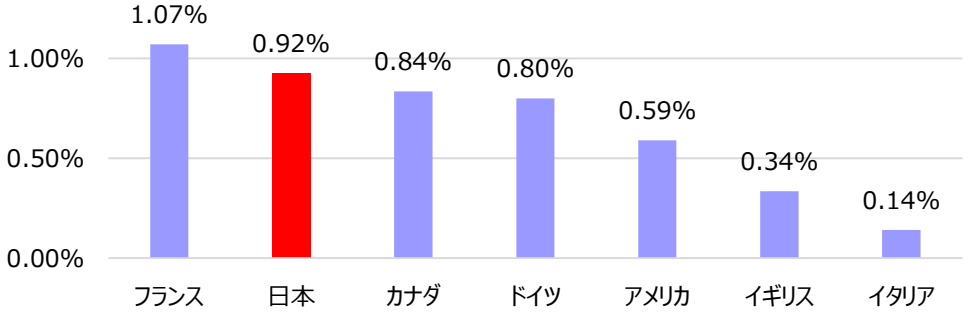

（出典）OECD Stat

＜時間当たり実質労働生産性（2018年）＞

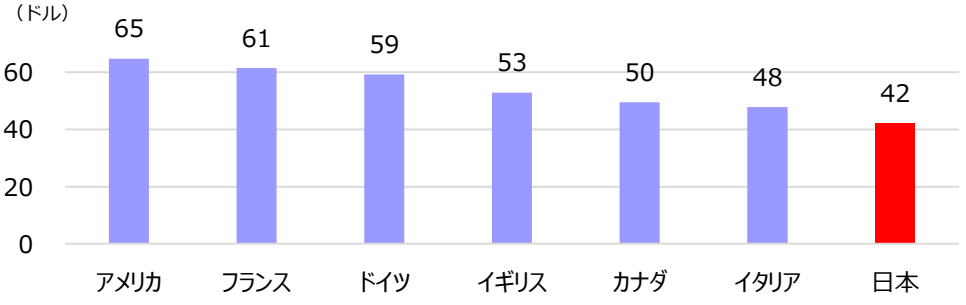

（注）　PPP換算で1ドル＝104.6円（2018年時点）
（出典）OECD Stat

＜実質労働生産性の業種別比較（2017年）＞

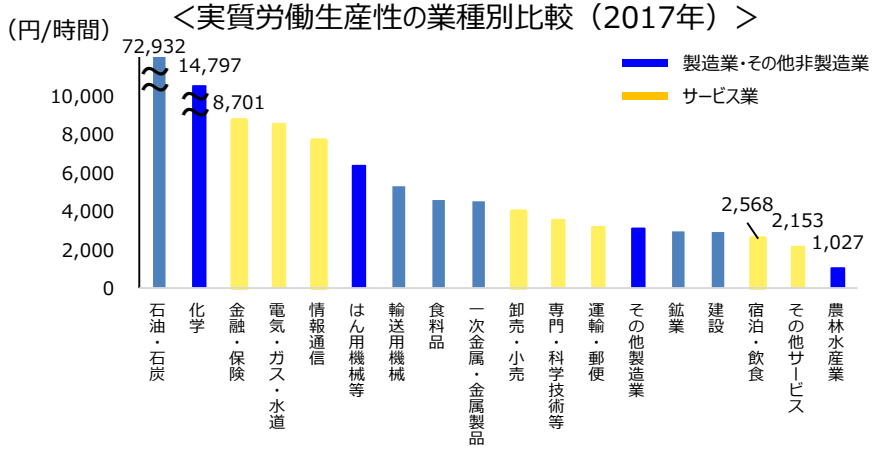

（注1）「はん用機械等」　：はん用・生産性用・業務用機械、電子・電気機械、情報・通信機器
「専門科学技術等」：専門・科学技術、業務支援サービス
（注2）「不動産」は持ち家の帰属家賃が付加価値に含まれ、労働生産性が他産業と比べて高くなるため図からは除く。
（出典）内閣府「国民経済計算」

＜製造業・サービス産業の日米・日独比較（2017年）＞

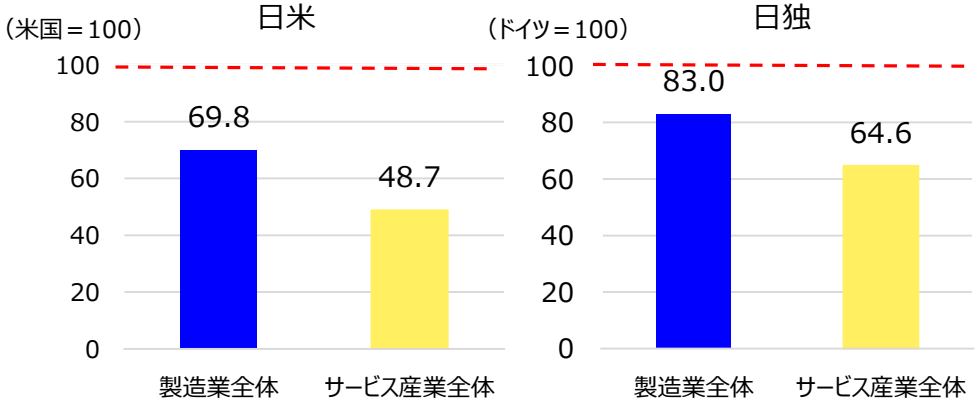

（出典）滝澤（2020）「産業別労働生産性水準の国際比較～米国及び欧州各国との比較～」

生産性の向上に向けて①

○　生産性の向上のためには、企業がイノベーションを創出する力の向上、生産性向上に資する人材投資の強化・ＩＣＴ投資、中小企業の成長阻害要因の除去による企業規模拡大等が必要との意見がある。

イノベーション

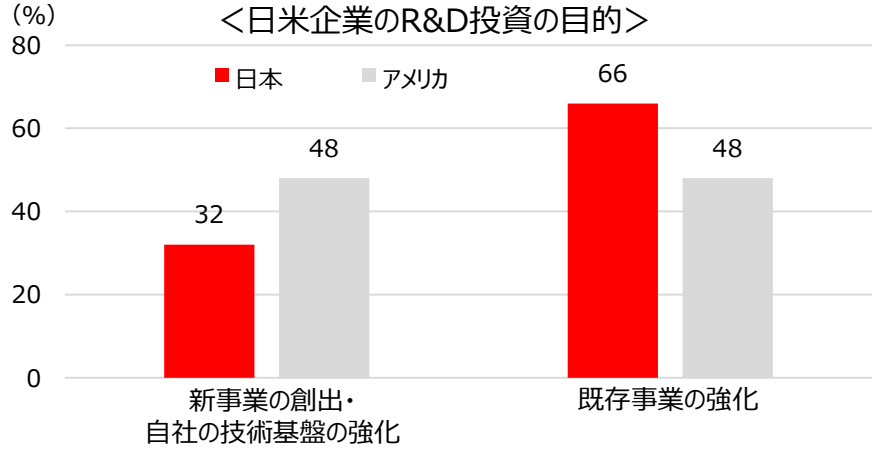

（出典）内閣府「日本経済 2016-2017 －好循環の拡大に向けた展望－」、
経済産業研究所「日米企業の研究開発の相違点を探る」

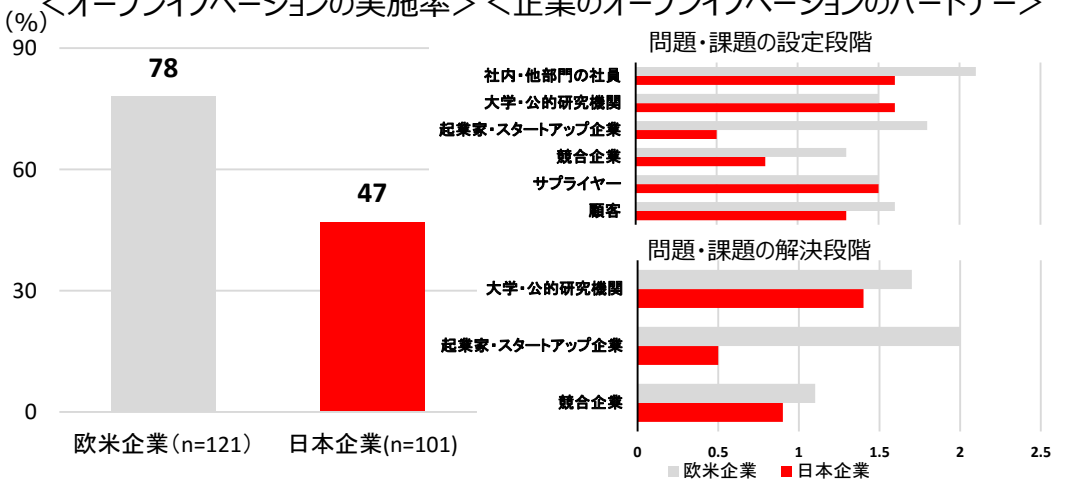

（注）横軸は，イノベーションのプロジェクト以外の外部人材・組織との知識・ノウハウのやり取りに費やしたすべての時間に占めるそれぞれの時間割合のカテゴリー値（0＝0%，1＝0超～25%未満，2＝25～50%未満，3＝50～75%未満，4＝75%以上）の平均。

（出典）米山、渡部、山内、真鍋、岩田（2017）「日米欧企業におけるオープン・イノベーション活動の比較研究」

人材投資の強化

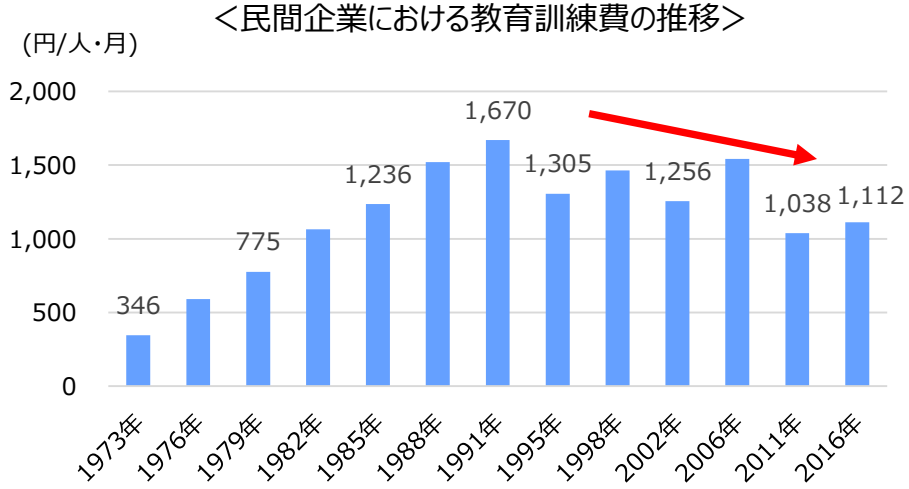

（出典）人生100年時代構想会議　中間報告（2017年12月）参考資料

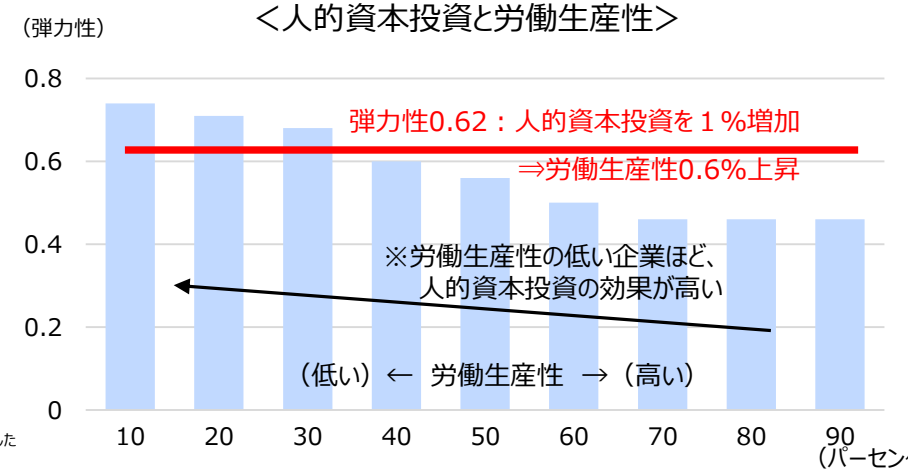

（出典）内閣府「平成30年度年次経済財政報告」

生産性の向上に向けて②

ICT投資

＜ICT資本装備率＞

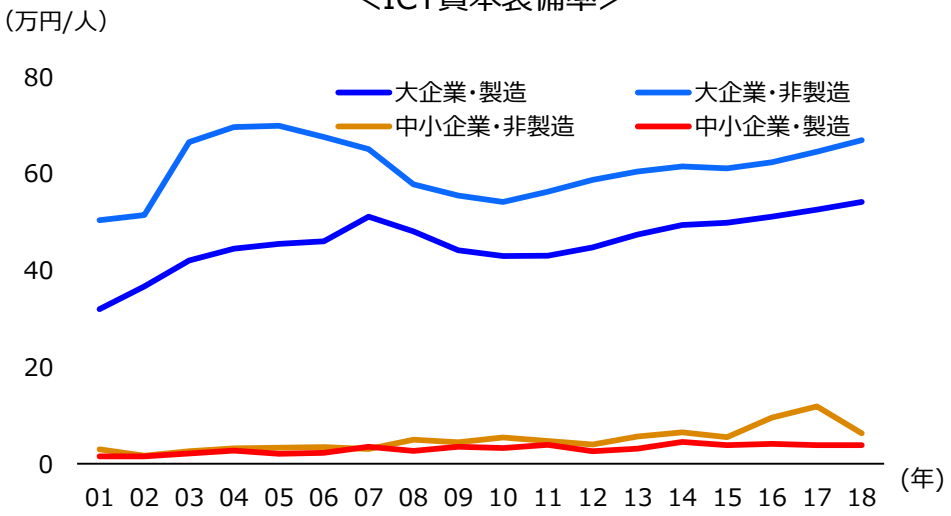

（出典）財務省「法人企業統計調査」

＜ICT投資未実施企業のIT投資を行わない理由＞

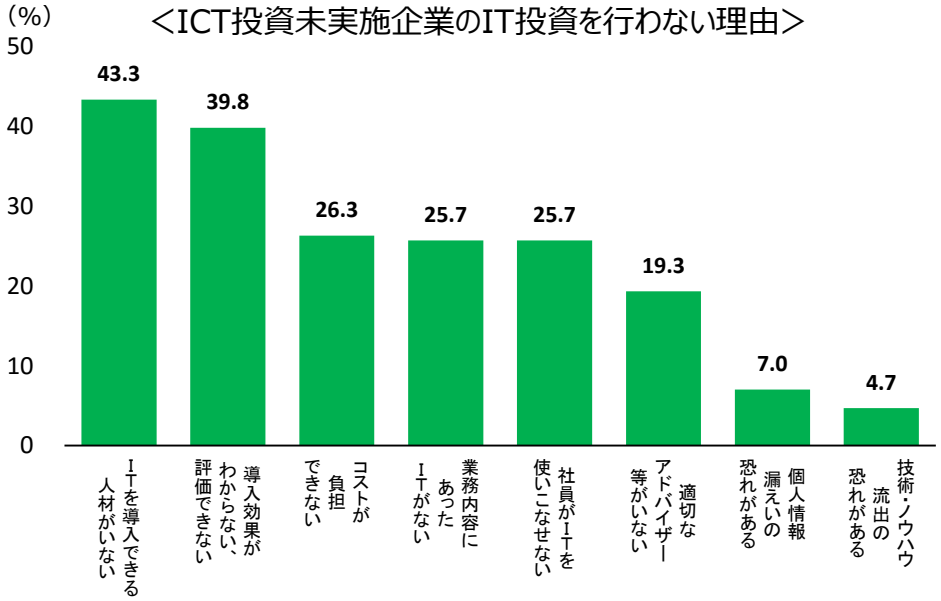

（出典）中小企業庁「2016年版中小企業白書」

中小企業の規模拡大

＜企業規模別の時間当たり労働生産性＞

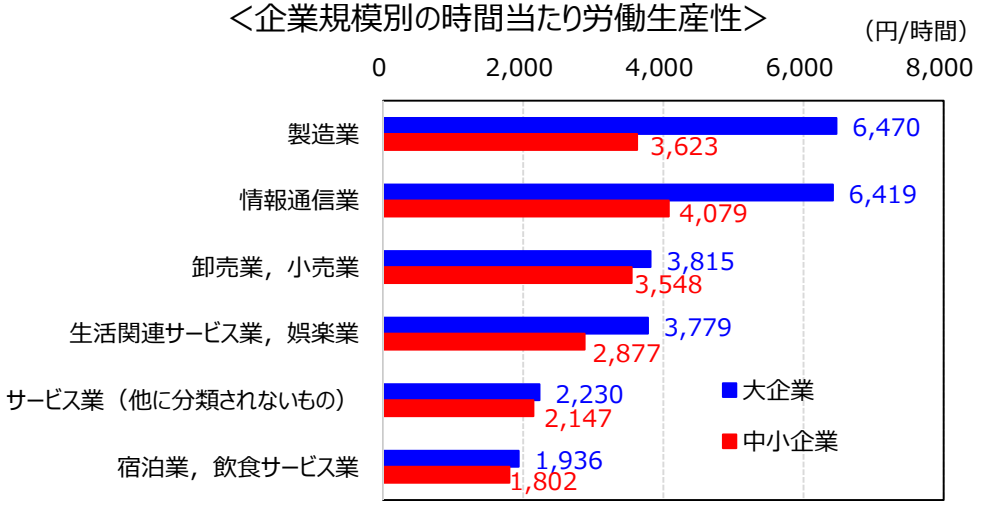

（出典）中小企業庁「2018年版中小企業白書」

＜存続企業の規模間移動の状況（2012年～2016年）＞

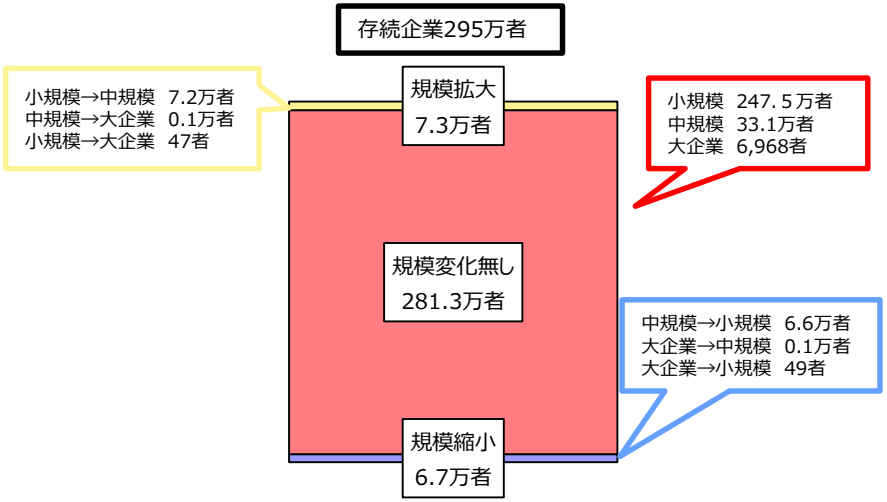

（出典）中小企業庁「2019年版中小企業白書」

主な国の高齢化率

資料Ⅰ－２－８

○　1990年代に我が国の高齢化率は急激に上昇し、先進国中最も高齢化が進んでいる国となった。今後も、高齢化が他国に類をみない速度で進んでいく見通し。

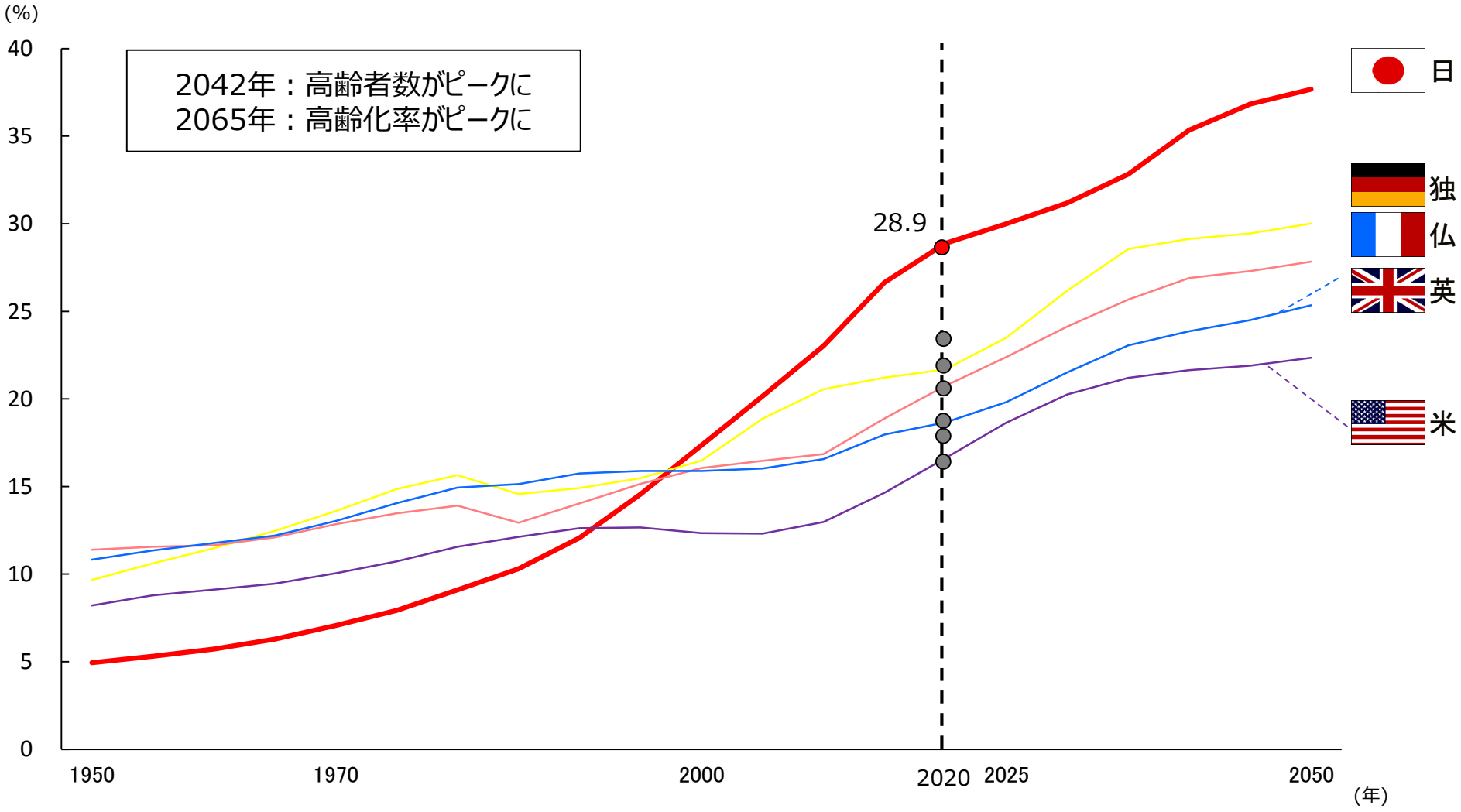

（注）　高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合
（出典）日本　　～2019：総務省「人口推計」
　　2020～2050：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」
　　諸外国　　：国連 “World Population Prospects 2019”

平成2年度と令和2年度における国の一般会計歳入・歳出の比較

資料Ⅰ－２－９

○　特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度当初予算と比較すると、令和2年度当初予算では、社会保障関係費が大幅に増え、特例公債も増加。

（兆円）

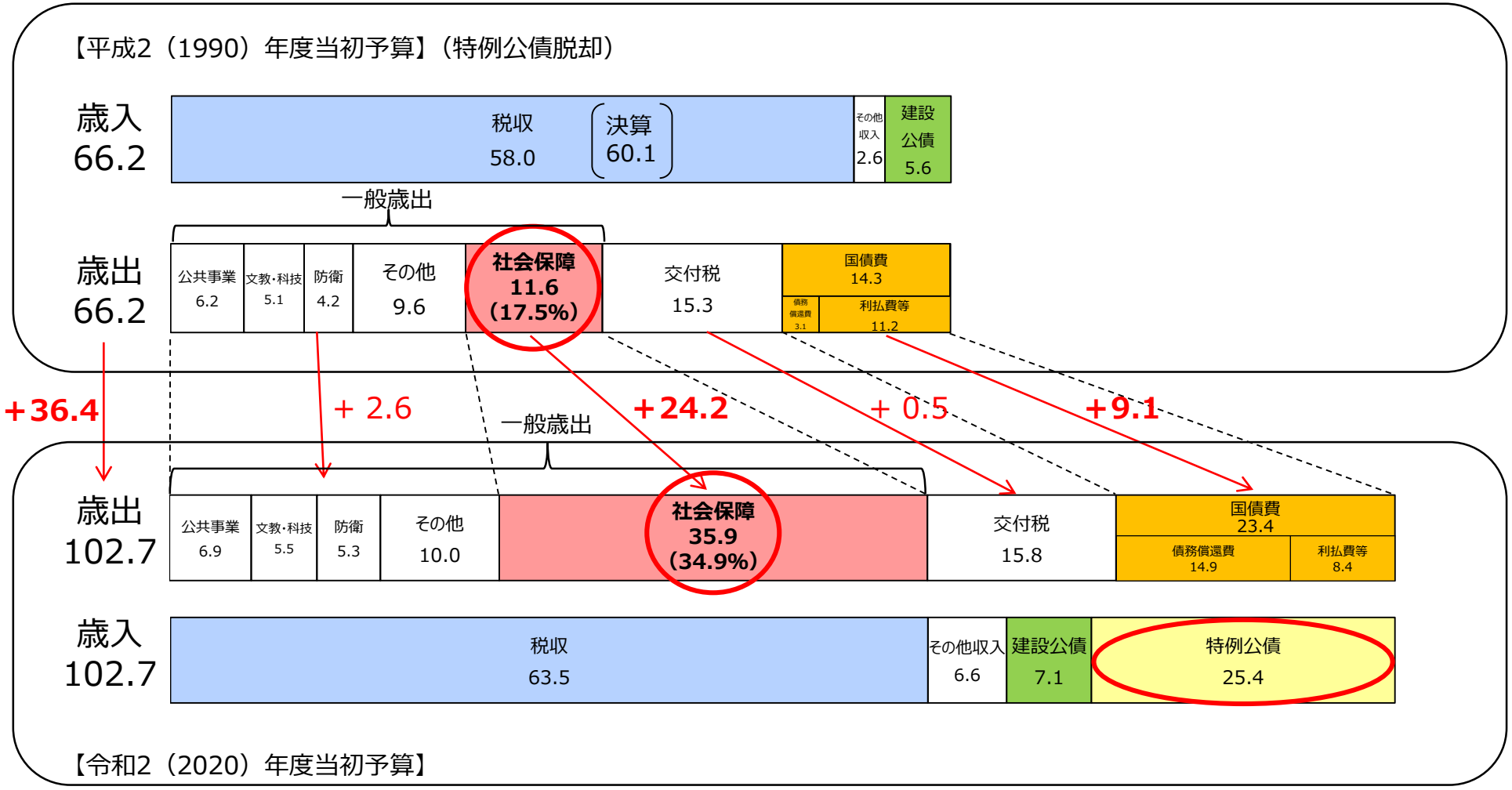

（注1）括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。
（注2）平成2年度の一般歳出には、産業投資特別会計への繰入等を含む。
（注3）令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

少子高齢化の進行

○　2025年には団塊の世代（1947～49年生まれ）全員が後期高齢者（75歳～）に移行し、75歳以上人口割合が増加していく。さらに2040年には、第2次ベビーブーム世代（1971年～74年生まれ）全員が65歳以上になる。他方で、その間、20～64歳人口は急速に減少し、2040年以降も減少が続くことが見込まれる。こうした中、医療・介護分野の給付の効率化・重点化が必要。

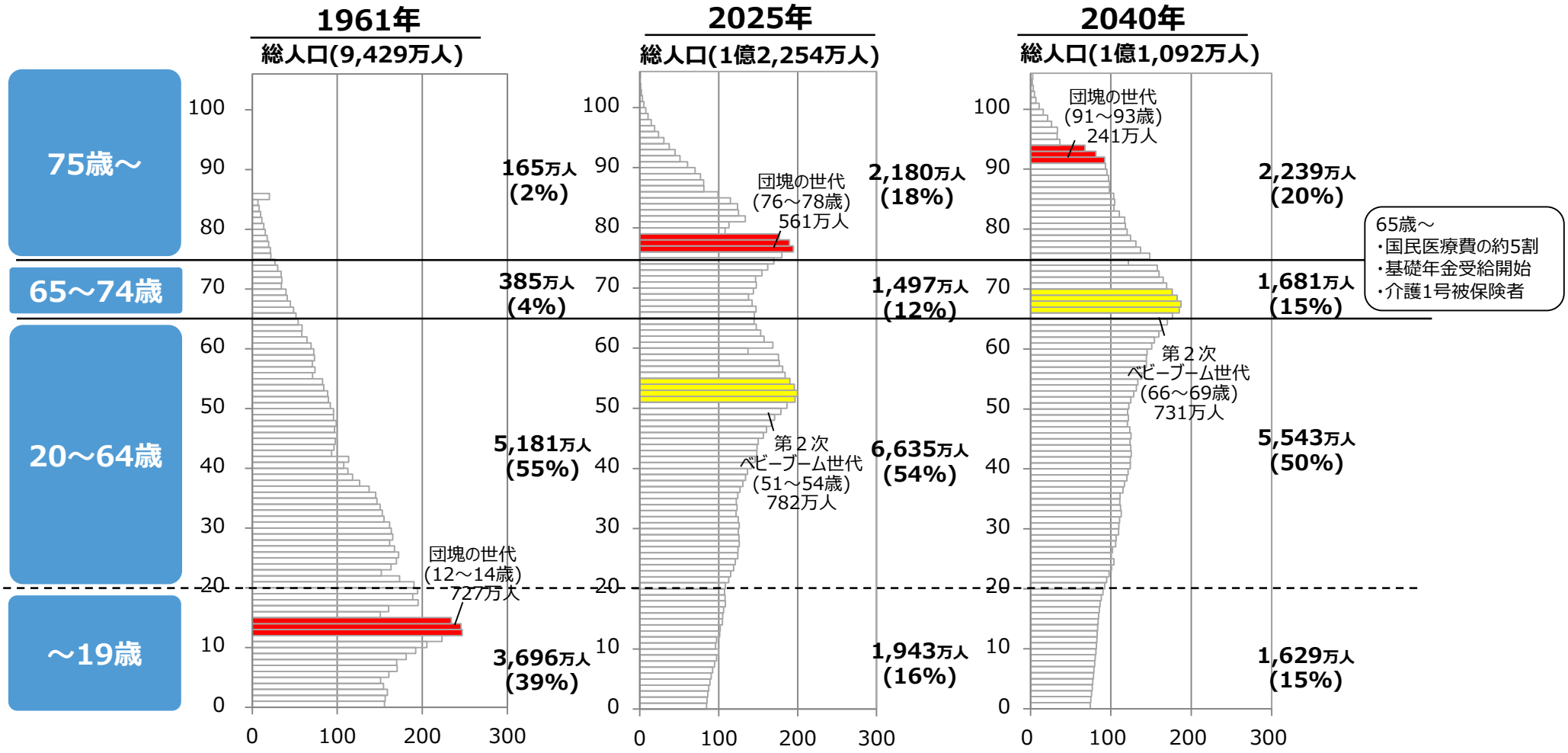

（注）　団塊の世代は1947～49(S22～24)年、第2次ベビーブーム世代は1971～74(S46～49)年生まれ。1961年は沖縄県を含まない。
　　グラフにおいて、1961年の85歳人口、2025年と2040年の105歳人口は、それぞれ85歳以上人口、105歳以上人口の合計。
（出典）総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」

1人当たり医療費・介護費の増加

○　75歳以上になると他の世代に比べ、1人当たり医療費や介護給付費は大幅に高くなり、それに伴って1人当たり国庫負担も増大。

	医療（2017年）		介護（2017年）		全人口に占める人口数及び割合	
	1人当たり国民医療費（64歳以下:18.7万円）	1人当たり国庫負担（64歳以下:2.7万円）	1人当たり介護費（括弧内は要支援・要介護認定率）	1人当たり国庫負担	2017年	2025年
65～74歳	55.7万円	8.1万円	4.9万円（4.3%）	1.4万円	1,767万人（14.0%）	1,497万人（12.2%）
75歳以上	92.2万円	33.5万円	46.7万円（31.9%）	13.7万円	1,748万人（13.8%）	2,180万人（17.8%）

▲約270万人

約４倍

約10倍

＋約432万人

（注）　1人当たり国民医療費は、年齢階級別の国民医療費を人口で除して機械的に算出。
　　1人当たり国庫負担は、それぞれの年齢階層の国庫負担額を2017年時点の人口で除すなどにより機械的に算出。
（出典）年齢階級別の人口は総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（出生中位・死亡中位）」
　　国民医療費は厚生労働省「平成29年度国民医療費の概況」
　　介護費及び要支援・要介護認定率は、厚生労働省「介護給付費等実態調査（平成29年度）」、「介護保険事業状況報告（平成29年）」、総務省「人口推計」

若年世帯の消費性向の低下

○ 若年世帯では貯蓄性向の上昇（消費性向の低下）が観察されている。・・・アンケート調査（金融広報中央会）より、20・30代がどのような理由で貯蓄しているかを確認する。・・・時系列的な変化をみると、老後の生活資金の割合が2人以上世帯・単身世帯ともに、大きく伸びていることが確認できる。

○ 貯蓄に回したいと考える背景の一つには、老後や医療等に対して将来的にどの程度の費用が必要となるのかが予想ができないという不安が予備的動機を通じた貯蓄増加につながっていることが指摘されている。将来の不確実性を下げ、社会保障に対する不安を払拭していくことが重要となる。

（出典）内閣府「日本経済2018－2019 －景気回復の持続性と今後の課題－」

＜年齢別平均消費性向の推移（2人以上の世帯）＞

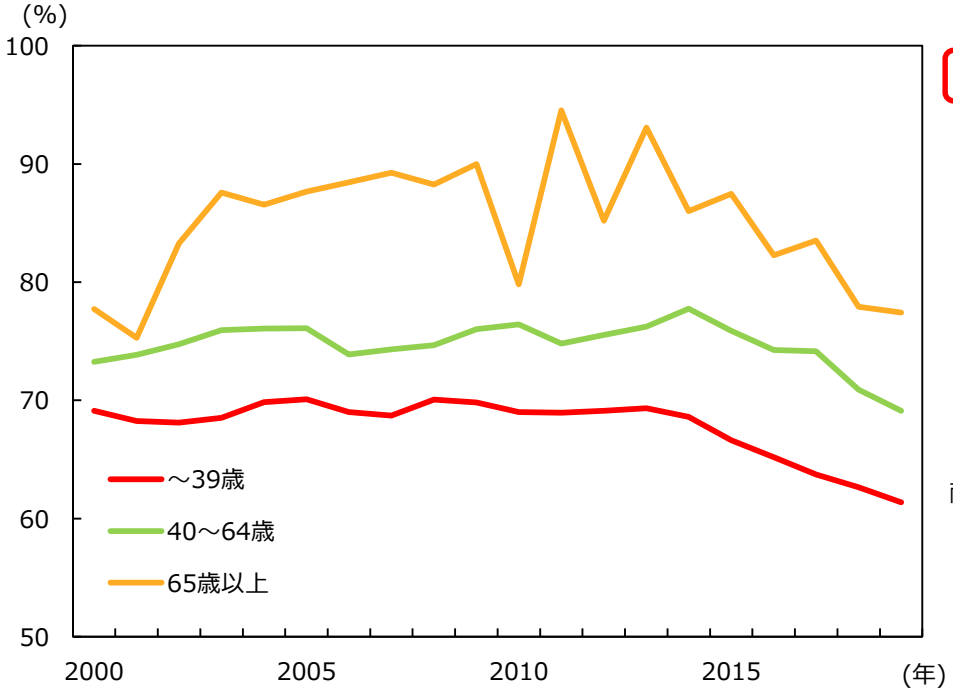

（出典）総務省「家計調査」

＜若年世帯における貯蓄目的の変化（2007年～2019年）＞
（2人以上の世帯（20・30代））

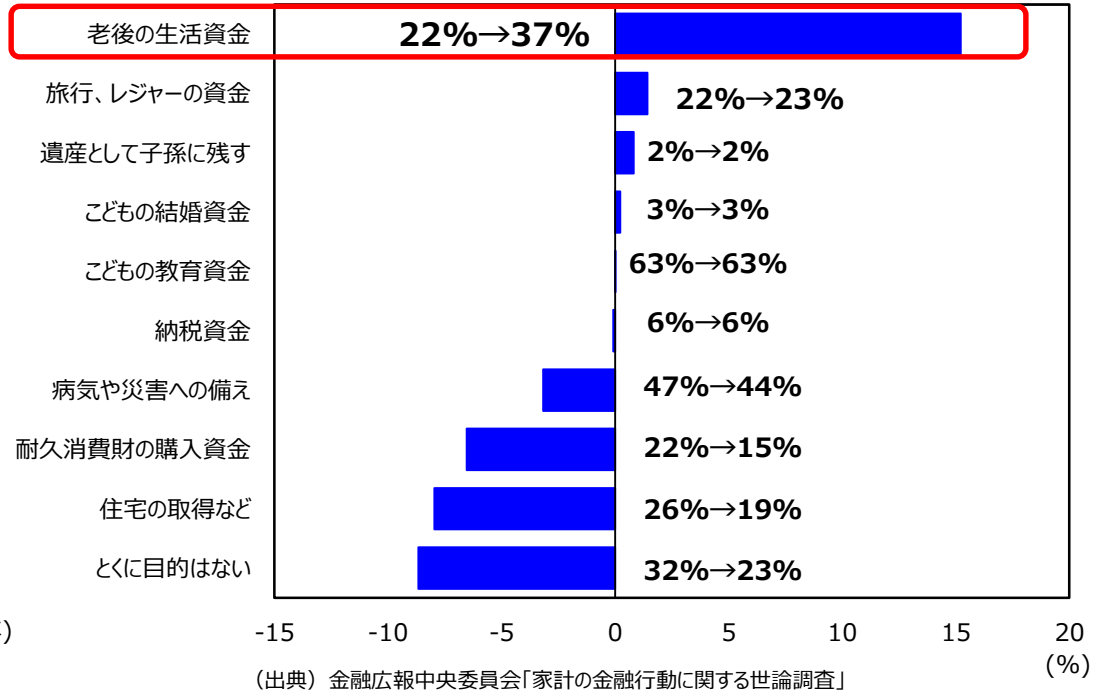

（出典）金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

令和2年度2次補正後の国債発行計画

○ 新規国債の追加発行（57.6兆円）により、借換債も含めた市中発行額は200兆円を超える水準。
○ 市場のニーズ等を踏まえ、割引短期国債（TB）による調達が大幅に増加。

＜カレンダーベース国債発行額＞

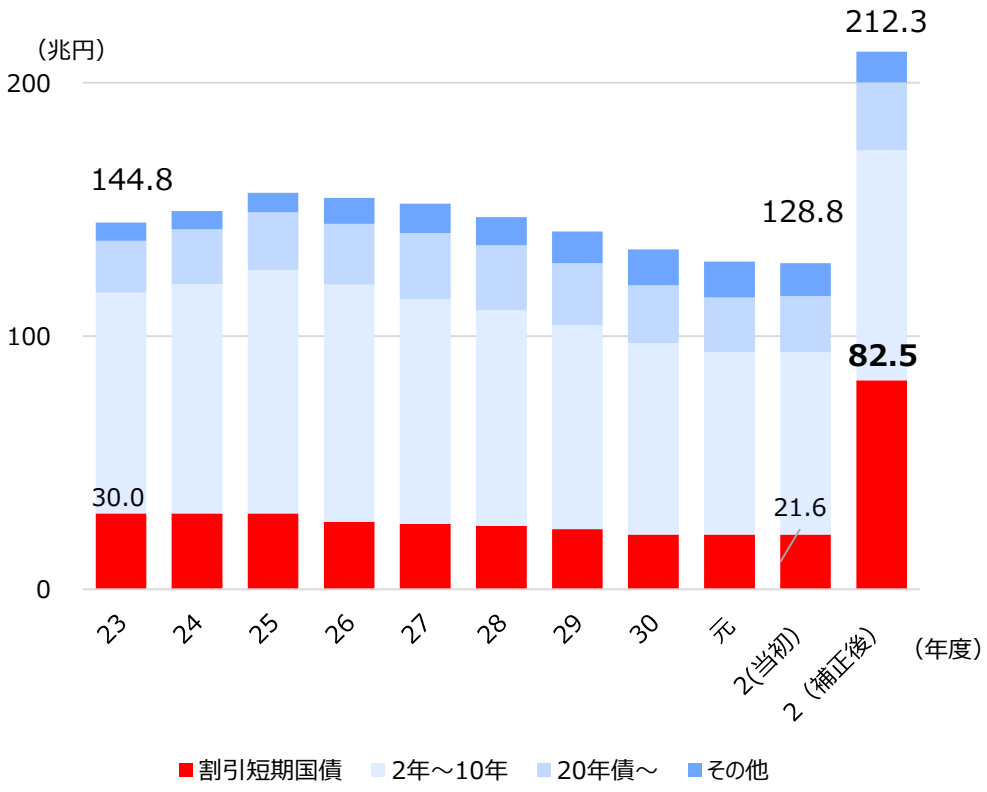

（出典）財務省「最近10年間のカレンダーベース市中発行額の推移」

＜国債市場特別参加者から提出された意見＞
（令和2年5月22日国債市場特別参加者会合（第88回）議事要旨より抜粋）

○ 第1次補正分及び第2次補正分を7月から同時に増額発行が大幅に増加することから、市場での調達を確実なものにするため、まずは短期ゾーン等での調達を中心とし、順次利付債に振り替えていく、という流れが適切ではないかと考えている。

○ 本日期間延長された日本銀行の新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペの利用ニーズなどを背景に、金融機関の担保需要は厚い。T-Billは既に6月迄で大幅な発行増額となっているものの、海外からの根強い需要も鑑みると、引き続き2年債以下は安定的な需要が見込まれ、相応に増額余地が残るものと考える。

○ T-Billについては、国内投資家のニーズが拡大していることで、直近の増額については水準を調整することで無難に消化できており、今後も国内投資家の需要が喚起できるような水準であれば増額は可能と考えている。

（注）「T-Bill」は、国庫短期証券（Treasury Discount Bill）の略称。
割引短期国債（TB）と政府短期証券（FB）を統合発行するもの。

普通国債残高

資料Ⅰ－2－14

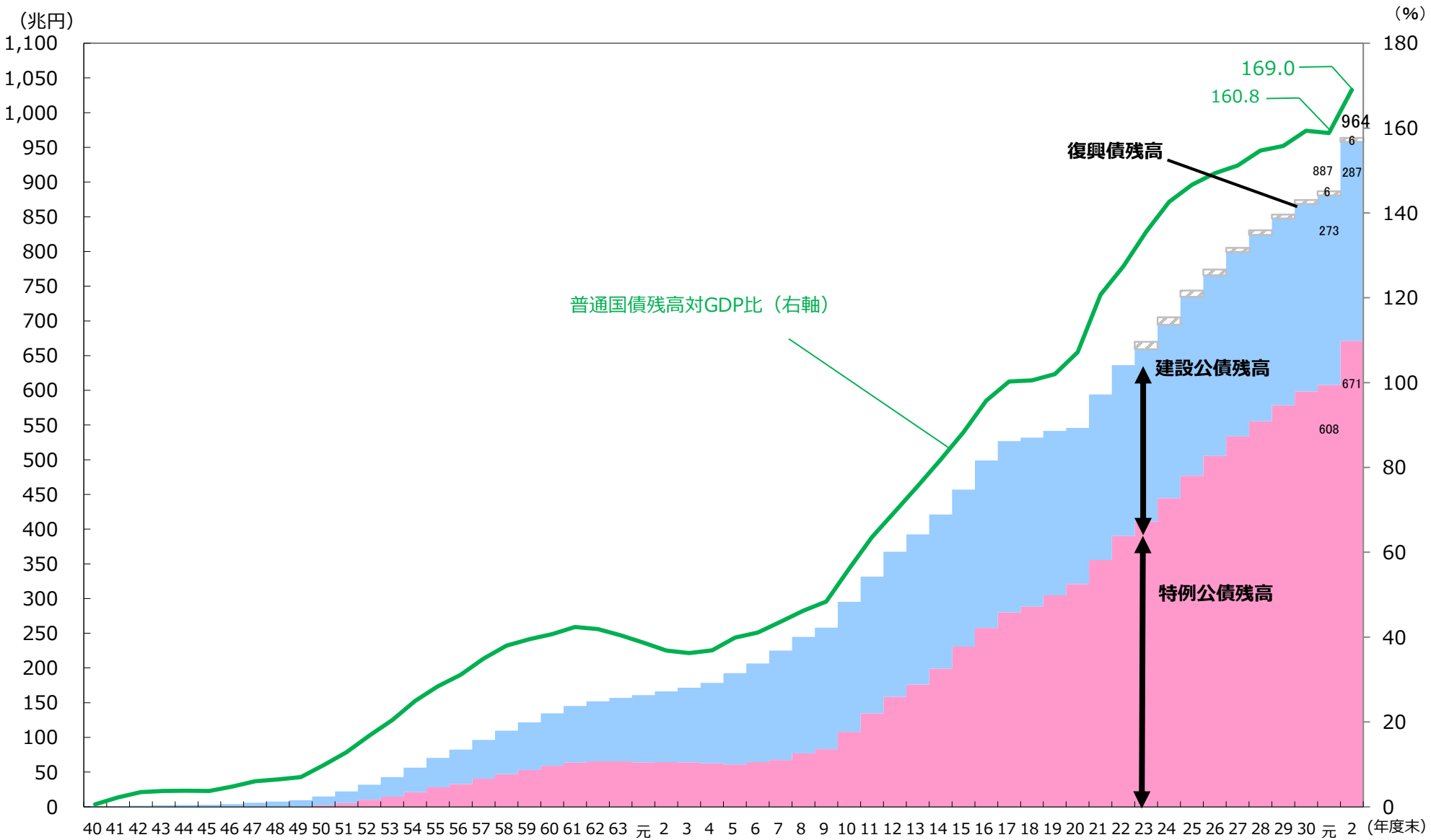

（注1）各年度の3月末現在額。ただし、令和2年度は第2次補正後予算に基づく見込み。
（注2）普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高および復興債残高。特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。
（注3）令和2年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は921兆円程度。

国債の保有・流通市場の状況

資料Ⅰ－2－15

＜国債の保有・流通市場における海外投資家の存在感＞

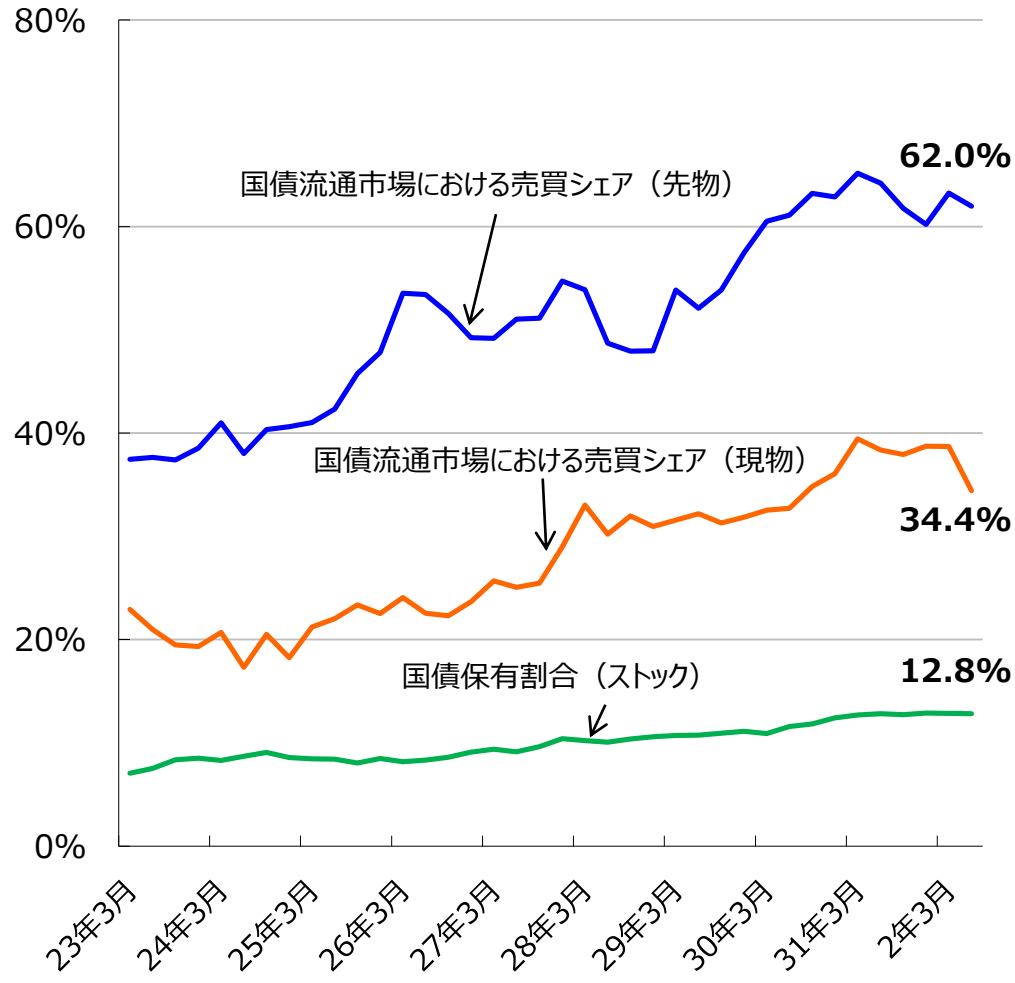

（注）「国債」は「T-Bill」を含む。「T-Bill」は、国庫短期証券（Treasury Discount Bill）の略称。
割引短期国債（TB）と政府短期証券（FB）を統合発行するもの。

（出典）日本銀行「資金循環統計」、日本証券業協会、日本取引所

＜海外投資家の保有比率＞

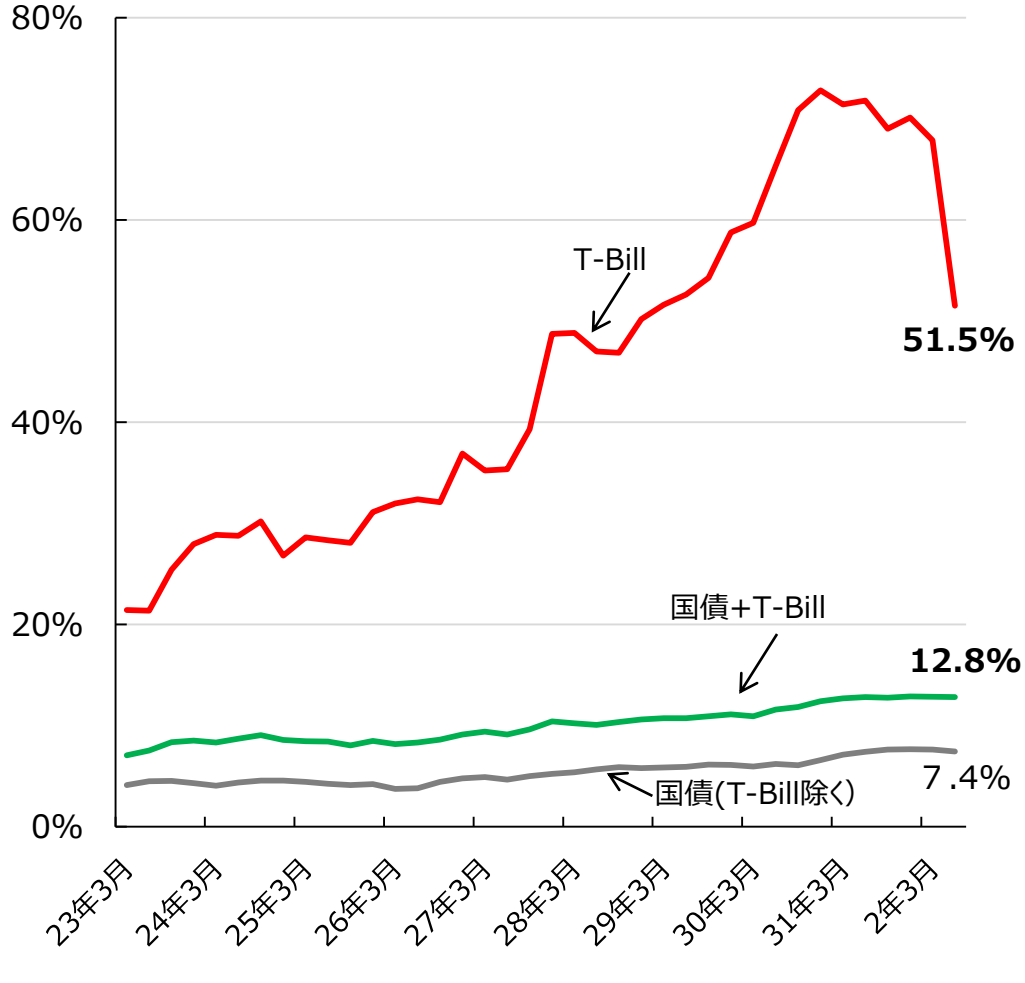

（注）「国債」は「財投債」を含む。
（出典）日本銀行「資金循環統計」

「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算）の概要

資料Ⅰ－2－16

※ 令和2年7月31日 経済財政諮問会議提出（内閣府）

成長実現ケース：名目3%程度を上回る成長率

<国・地方PB対GDP比>

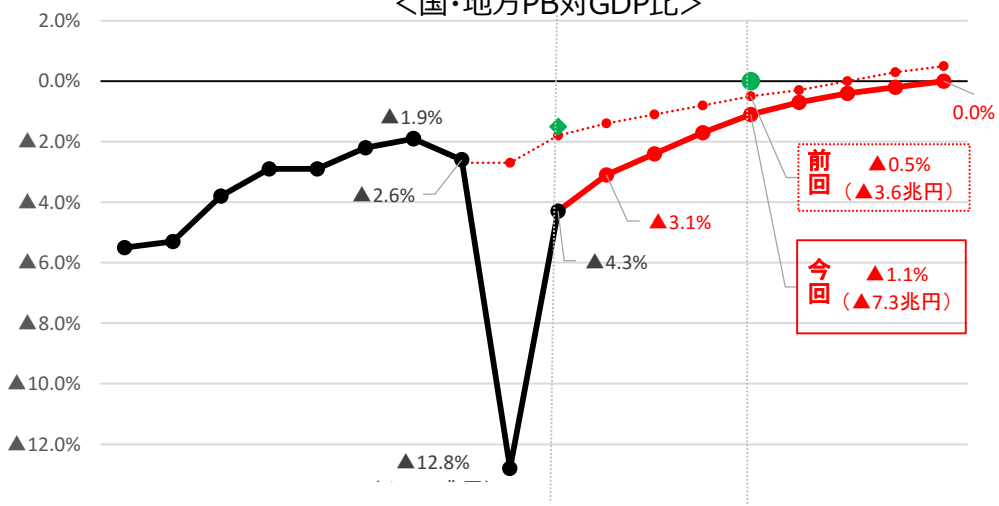

ベースラインケース：名目1%台前半の成長率

<国・地方PB対GDP比>

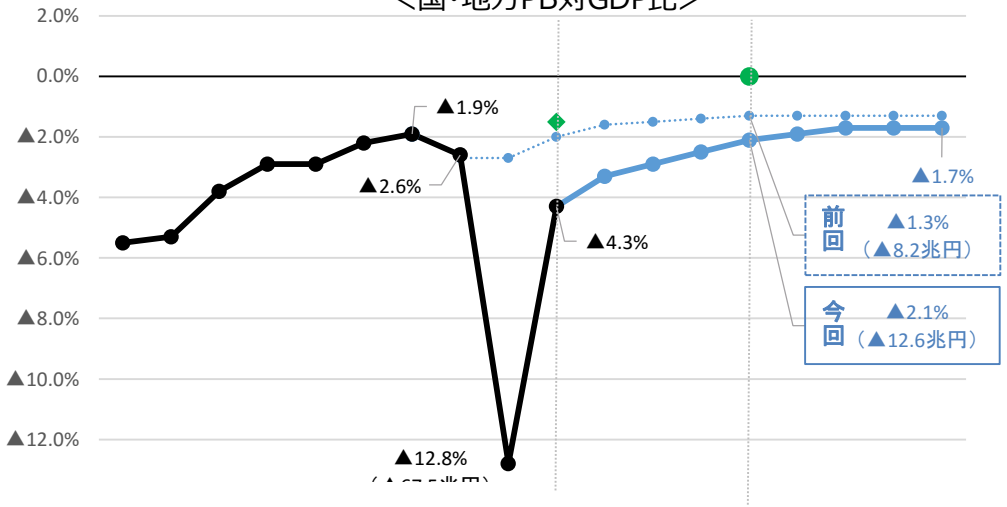

国・地方PB（対GDP比）

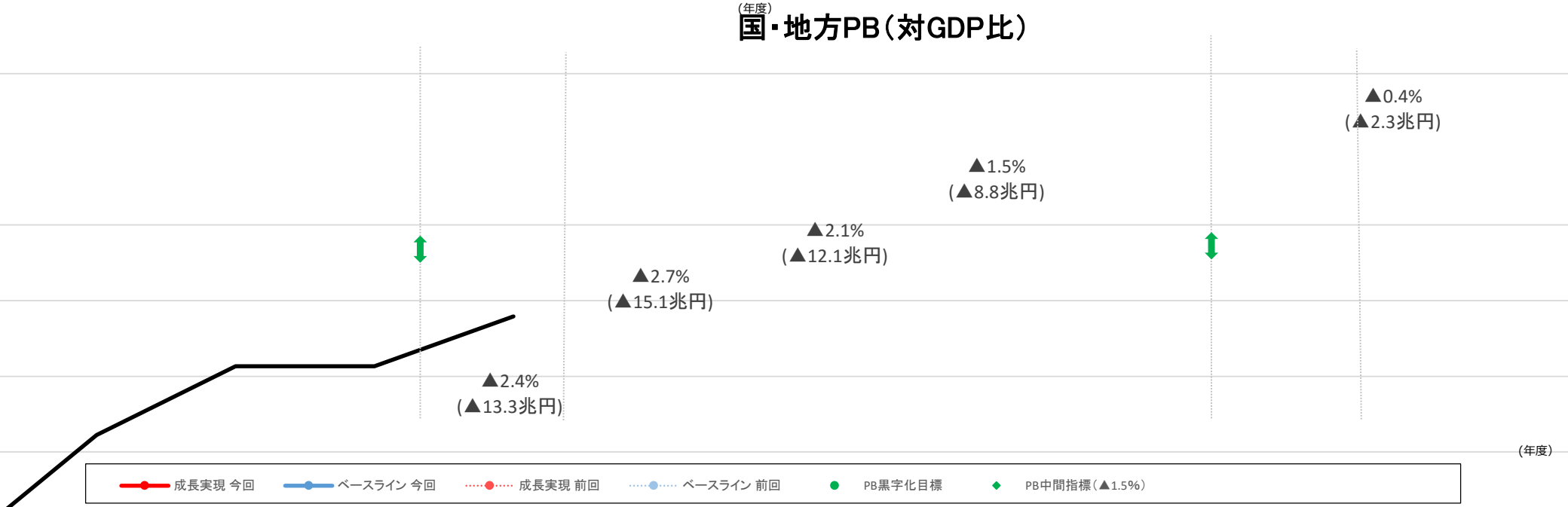

骨太2020・「新経済・財政再生計画」(骨太2018)のポイント

財政健全化目標

2025年度	**国・地方を合わせたプライマリーバランス（PB）を黒字化**
同時に	**債務残高対GDP比の安定的な引下げ**

2019~2021年度の予算編成における歳出改革の方針

社会保障関係費	2019～2021年度の間、経済・物価動向等を踏まえ、**社会保障関係費の実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる**
非社会保障関係費	経済・物価動向等を踏まえつつ、施策の優先順位の洗い直し、無駄の徹底排除と予算の重点化など、これまでどおり**歳出改革の取組を継続**
地方の歳出水準	地方の財源について、2018年度の計画の水準を下回らないよう**実質的に同水準を確保**

目標の実現に向けて

- 「**骨太方針2018及び骨太方針2019等に基づき**、・・・**経済・財政一体改革を推進する**こととし、2020年末までに改革工程の具体化を図る。」（骨太2020）
- 「**骨太方針2018、骨太方針2019等の内容に沿って**、社会保障制度の基盤強化を着実に進め、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す。」（骨太2020）
- 「**経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点（2021年度）において評価を行い、2025年度PB黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映する。**」（骨太2018）

社会保障における受益（給付）と負担の構造①

資料Ⅱ－１－１

○　**我が国の社会保障制度は、**受益（給付）と負担の対応関係が本来明確な**社会保険方式を採りながら、**高齢者医療・介護給付費の５割を公費で賄うなど、**公費負担**（税財源で賄われる負担）**に相当程度依存**している。その結果、近年、公費の比重の大きい高齢者医療・介護給付費の増に伴い、公費負担への依存度が著しく増加している。

○　その際、**本来税財源により賄われるべき公費の財源について特例公債を通じて将来世代へ負担が先送りされている**ため、**負担増を伴わないままに受益（給付）が先行**する形となっており、受益（給付）と負担の対応関係が断ち切られている。負担の水準の変化をシグナルと捉えて受益の水準をチェックする牽制作用を期待できないまま、受益（給付）の増嵩が続いている（＝**我が国財政悪化の最大の要因**）。

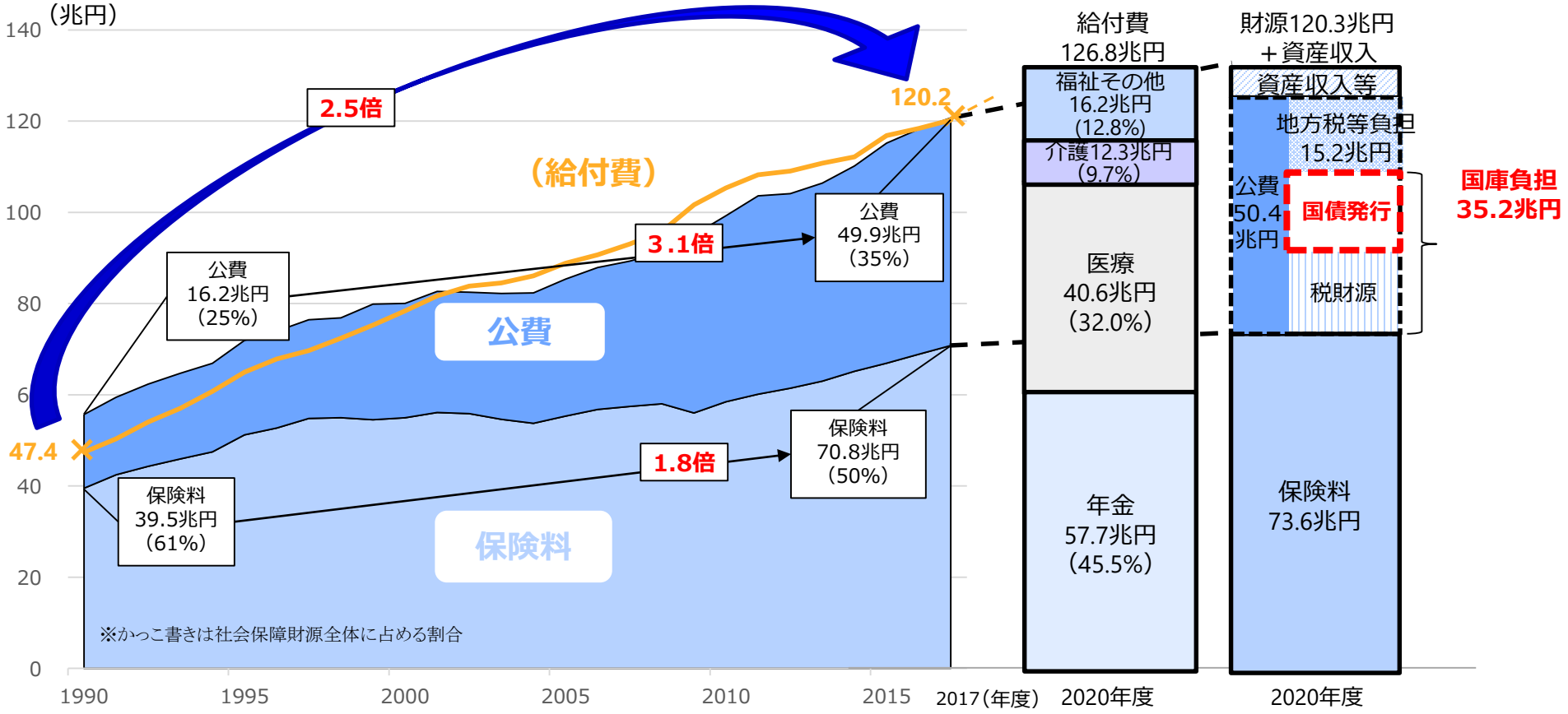

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。2020年度は厚生労働省（当初予算ベース）による。

社会保障における受益（給付）と負担の構造②

資料Ⅱ－１－２

○　我が国の社会保障の現状は、ＯＥＣＤ諸国と比較して、**受益（給付）と負担のバランスが不均衡の「中福祉、低負担」と言うべき状況**になっている。
○　今後、高齢化に伴い１人当たり医療費や要支援・要介護認定率が大幅に上昇すると、支え手を増やし成長への取組を行ってもなお、この不均衡は更に拡大すると見込まれる。**制度の持続可能性を確保するための改革が急務**である。

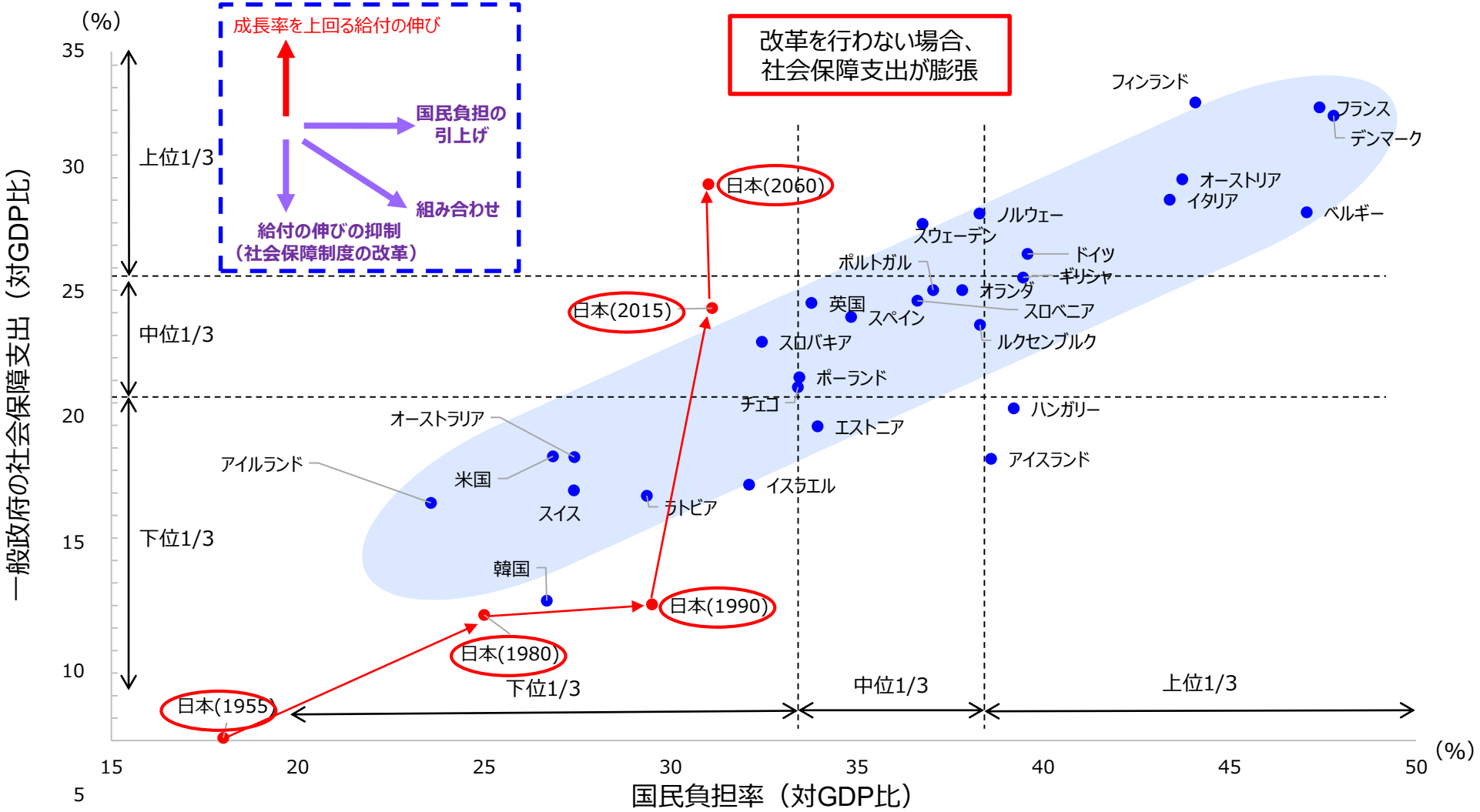

（出典）国民負担率：OECD“ National Accounts”、“Revenue Statistics”、内閣府「国民経済計算」等。社会保障支出：OECD“ National Accounts”、内閣府「国民経済計算」。
（注1）数値は、一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。　（注2）日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績（アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績）。
（注3）日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計（改訂版）」（2018年４月６日 起草検討委員提出資料）より作成。

社会保障関係費の伸び①

○　こうした中、近年は、歳出の規律として、**社会保障関係費について実質的な増加を「高齢化による増加分」に相当する伸びにおさめる**努力が続けられている。

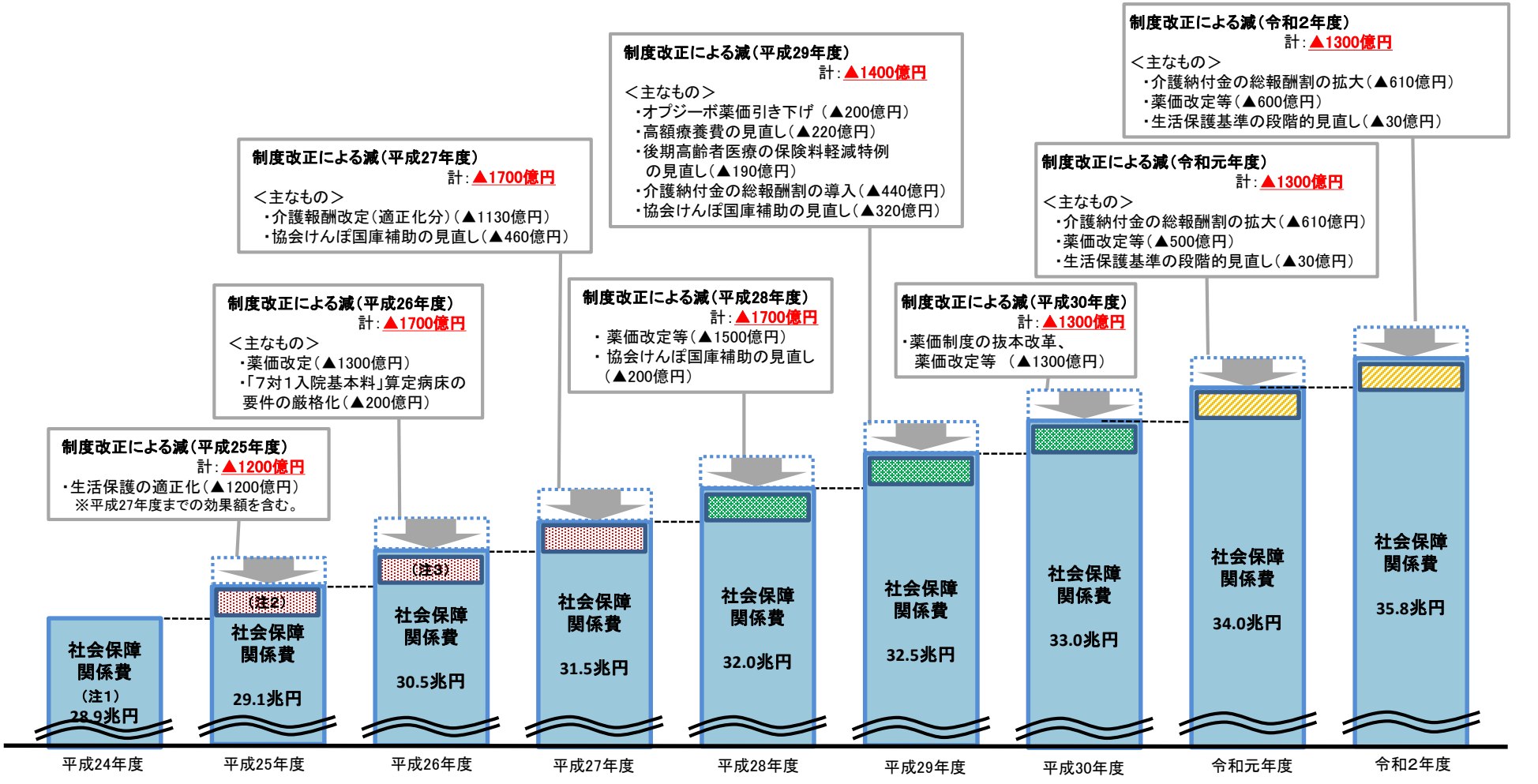

部分が、社会保障の充実等を除く平成25～27年度の実質的な伸びであり、年平均＋0.5兆円程度

部分が、社会保障の充実等を除く平成28～30年度の実質的な伸びであり、年＋0.5兆円程度

部分が、社会保障の充実等を除く令和元・２年度の実質的な伸びであり、
令和元年度：年＋0.48兆円程度
令和２年度：年＋0.41兆円程度

（注1）年金国庫負担2分の1ベースの予算額。
（注2）基礎年金国庫負担の受入超過による精算（▲0.3兆円）の影響を含めない。
（注3）高齢者の医療費自己負担軽減措置等に係る経費の当初予算化（＋0.4兆円）の影響を含めない。
（注4）社会保障関係費の計数には、社会保障の充実等を含む。
（注5）令和元・2年度の社会保障関係費の計数は、臨時・特別の措置を除く。令和元・2年度の社会保障関係費の実質的な伸びには、年金スライド分を含む（令和元年度＋100億円程度・令和2年度＋100億円程度）。

社会保障関係費の伸び②

「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太2018）」（抄）（2018年6月15日閣議決定）

社会保障関係費については、再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する（注）。

消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障４経費に係る公経済負担）については、別途考慮する。

なお、2022年度以降については、団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費が急増することを踏まえ、こうした高齢化要因を反映するとともに、人口減少要因、経済・物価動向、社会保障を取り巻く状況等を総合的に勘案して検討する。

（注）高齢化による増加分は人口構造の変化に伴う変動分及び年金スライド分からなることとされており、人口構造の変化に伴う変動分については当該年度における高齢者数の伸びの見込みを踏まえた増加分、年金スライド分については実績をそれぞれ反映することとする。これにより、これまで３年間と同様の歳出改革努力を継続する。

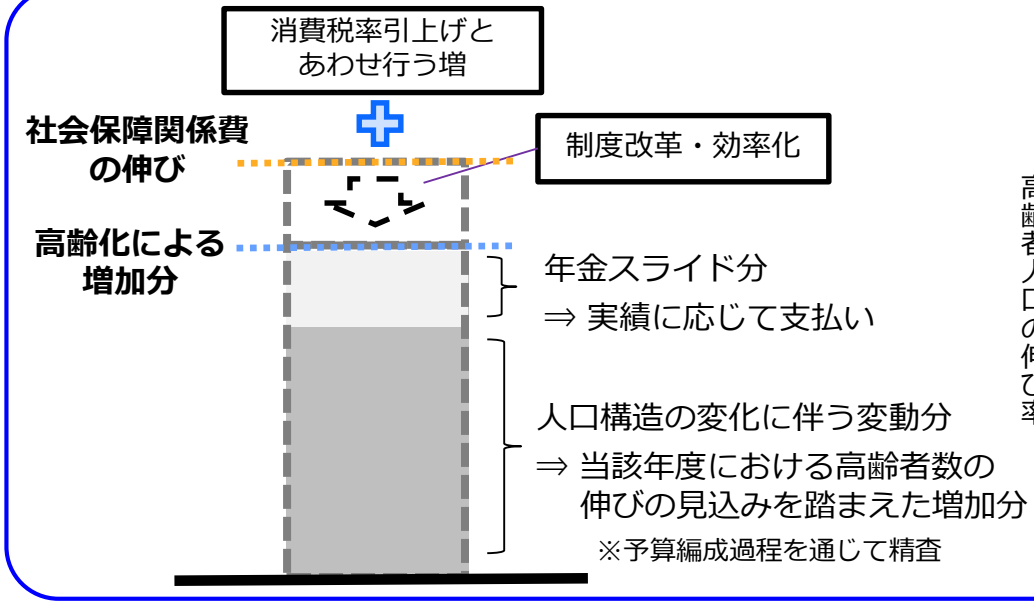

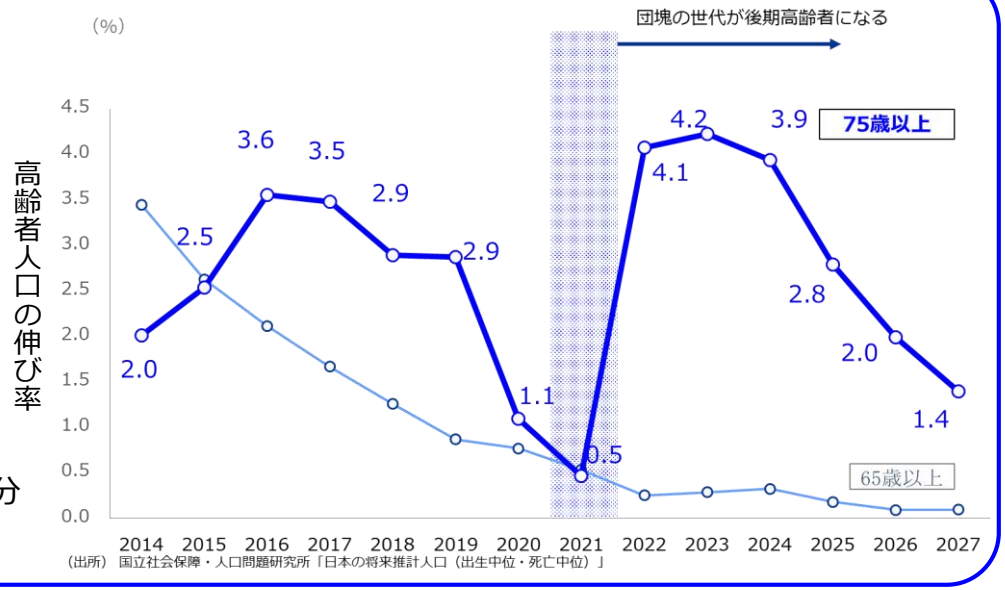

我が国の医療保険制度の特徴と課題

我が国の医療保険制度の特徴

国民皆保険　フリーアクセス　自由開業医制　出来高払い

患者・利用者側

○ 患者負担が低く、コストを抑制するインセンティブが生じにくい構造
○ 誰もがどんな医療機関・医療技術にもアクセス可能

医療機関施設側

○ 患者数や診療行為数が増加するほど収入増
○ 患者と医療機関側との情報の非対称性が存在

供給サイドの増加に応じて
医療費の増大を招きやすい構造

社会構造の変化

○ **高齢化**の進展による受給者の増加や疾病構造の変化
○ 少子化の進展による**「支え手（現役世代）」の減少**
○ イノベーション等による**医療の高度化・高額化**の進展

国民皆保険を維持しつつ、制度の持続可能性を確保していくための制度改革の視点

保険給付範囲のあり方の見直し

患者に係る保険給付範囲（患者負担）のあり方の見直し

医療技術や医薬品等に係る保険給付範囲のあり方の見直し

保険給付の効率的な提供

価格
公定価格の適正化　等

供給
医療提供体制の改革　等

ガバナンス
保険者機能の強化、デジタル化の推進　等

医療保険制度における患者負担の推移

資料Ⅱ－１－６

○　医療保険制度における**患者負担の導入・強化**は、我が国の医療保険制度の特徴を踏まえ、**制度を持続可能なものとすべく、行われてきたもの。**

○　足元では、定率負担の患者負担のもと、負担割合が低い高齢者数の増加や、高額療養費制度等の影響により、**実効負担率が毎年下がっている。**団塊の世代が後期高齢者入りする2022年以降、こうした傾向が加速することが想定されるが、**制度の持続可能性を確保するためには、患者負担が果たすべき機能の低下は望ましくない。**

○　**年齢が上がるほど患者負担割合が低く保険給付範囲が広がる構造を含め、患者負担のあり方を見直していく必要。**

<table>
<tr><td colspan="2">～昭和４７年１２月</td><td colspan="2">昭和４８年１月～</td><td>昭和５８年２月～</td><td>平成９年９月～</td><td>平成１３年１月～</td><td>平成１４年１０月～</td><td>平成１５年４月～</td><td>平成１８年１０月～</td><td colspan="2">平成２０年４月～</td></tr>
<tr><td colspan="2">老人医療費支給制度前</td><td rowspan="2">高齢者</td><td colspan="2">老人医療費支給制度（老人福祉法）</td><td colspan="5">老人保健制度</td><td rowspan="2">７５歳以上</td><td>後期高齢者医療制度</td></tr>
<tr><td>国保</td><td>３割</td><td colspan="2" rowspan="2">なし</td><td rowspan="2">入院３００円/日
外来４００円/月</td><td rowspan="2">→１，０００円/日
→　５００円/日（月４回まで）
＋薬剤一部負担</td><td rowspan="2">定率１割負担（月額上限付き）
＊診療所は定額制を選択可
薬剤一部負担の廃止
高額医療費創設</td><td rowspan="2" colspan="2">定率１割負担（現役並み所得者２割）</td><td rowspan="2">定率１割負担（現役並み所得者３割）</td><td>１割負担（現役並み所得者３割）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被用者本人</td><td rowspan="2">定額負担</td><td rowspan="2">７０～７４歳</td><td>２割負担（現役並み所得者３割）
※平成26年３月末までに70歳に達している者は１割（平成26年４月以降70歳になる者から２割）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">若人</td><td>国保</td><td colspan="2">３割
高額療養費創設（S48～）</td><td colspan="2">入院３割
外来３割＋薬剤一部負担
（３歳未満の乳幼児２割（H14年10月～））</td><td rowspan="3">３割
薬剤一部負担の廃止</td><td rowspan="3">３割</td><td rowspan="3">７０歳未満</td><td rowspan="3">３割
（義務教育就学前2割）</td></tr>
<tr><td>被用者本人</td><td>５割</td><td colspan="2">定額　→１割（S59～）
高額療養費創設</td><td colspan="2">入院２割
外来２割＋薬剤一部負担</td></tr>
<tr><td>被用者家族</td><td colspan="2">３割（S48～）　→入院2割（S56～）
高額療養費創設　外来３割（S48～）</td><td colspan="2">入院２割
外来３割＋薬剤一部負担
（３歳未満の乳幼児２割（H14年10月～））</td></tr>
</table>

◆　患者負担の趣旨　「平成24年版厚生労働白書」（抜粋）

日本では、国民皆保険制度により、全ての人が、必要なときに、必要な医療を受けることを保障している。また、患者がどの医療機関にも制限なく受診できる「フリーアクセス」、原則出来高払いなどの特徴を持っている。

このような状況下では、もし一部負担がなければ、不安に駆られた患者側は、安心を得るために医学的・客観的に必要な回数以上に受診（過剰受診）してしまう可能性がある。他方、医療サービス提供者側は、診療報酬が原則出来高払いのため、患者から求めがあれば、念のため診察して、結果的に過剰診療をしてしまう可能性がある。実際、1970年代に老人医療費の無料化が実施されたときは、高齢者が病院の待合室を憩いの場とする「病院のサロン化」や過剰診療が問題となり、保険財政も厳しい状態になった。

このような「モラルハザード」ともいえる事態を回避するための工夫の一つが、患者の一部負担の導入である。一部負担をしてもらうことで、患者側には、本当に必要なときに診察を受けようとするインセンティブが働き、医療サービス提供者側にも、本当に診療を必要と考えて受診しにきた患者を効率よく診療しようとするインセンティブが働く。

◆　実効負担率と一人当たり医療費、患者負担の推移

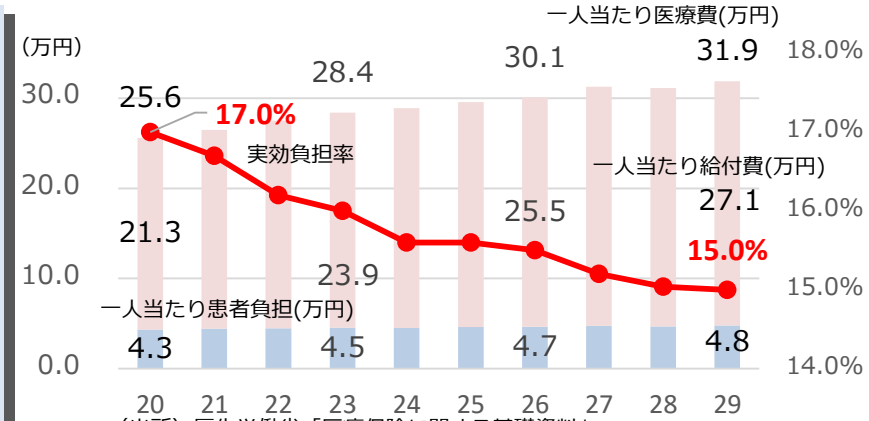

（出所）厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」

後期高齢者の窓口負担割合及び高額療養費自己負担限度額

区　分	判定基準	負担割合	外来のみの月単位の上限額（個人ごと）	外来及び入院を合わせた月単位の上限額（世帯ごと）
現役並み所得 約130万人（約７％）	課税所得145万円以上 年収約383万円以上	3割	収入に応じて80,100～252,600円 ＋（医療費－267,000～842,000円）×１％ 〈多数回該当：44,400円～140,100円〉	
一般 約945万人（約52%）	課税所得145万円未満 住民税が課税されている世帯（※）で年収383万円未満	1割	18,000円 〔年14.4万円〕	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉
低所得Ⅱ 約435万人（約24%）	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円超		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ 約305万人（約17%）	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円以下			15,000円

※　一般の年収は、課税所得のある子ども等と同居していない場合は「155万円超」、同居している場合は「155万円以下」も含む。

計：約1815万人

注）年収は、単身世帯を前提としてモデル的に計算したもの。
人数は後期高齢者被保険者の所得状況等実態調査における令和2年7月時点のもの。

後期高齢者の患者負担割合のあり方①

○　後期高齢者医療制度及びこれを支える後期高齢者支援金の仕組みのもと、**団塊の世代が後期高齢者入りする2022年以降、現役世代の保険料負担がますます重くなる**と見込まれる。

○　**現在の患者負担の仕組みは年齢が上がるほど保険給付範囲が広がる仕組み**であり、**現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という**全世代型社会保障改革において問題とされる**これまでの社会保障の構造そのもの**である。

○　全世代型社会保障への転換を図るからには、現在9割給付（１割負担）とされている後期高齢者について、**可能な限り広範囲で８割給付（２割負担）を導入**するとともに（高齢者の医療の確保に関する法律の改正）、遅くとも団塊の世代が75歳以上の高齢者入りする**2022年度初までに改革を実施**できるよう、施行時期を定めるべき。

（注）新型コロナウイルス感染症との関係では、後期高齢者医療制度における新型コロナウイルスの影響は相対的に小さいこと、年金収入は減少していないことも踏まえる必要。

◆ 医療費の給付割合

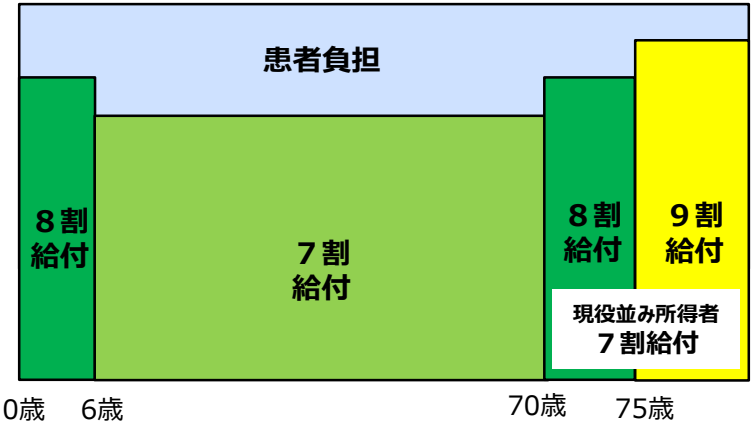

◆ 後期高齢者医療制度における被保険者の分布

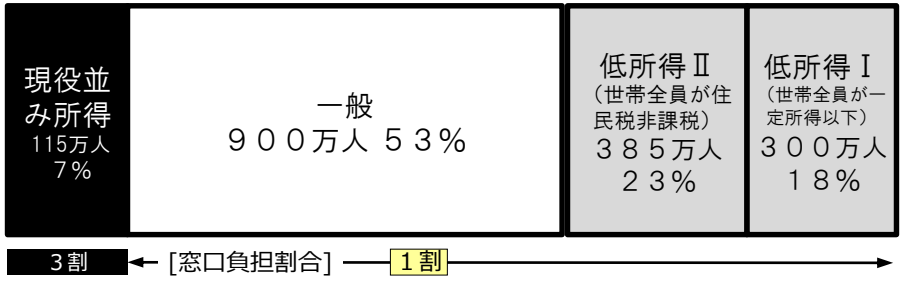

（出所）　厚生労働省「後期高齢者医療事業状況報告」（平成29年度実績ベース）

◆ 実効給付率の推移

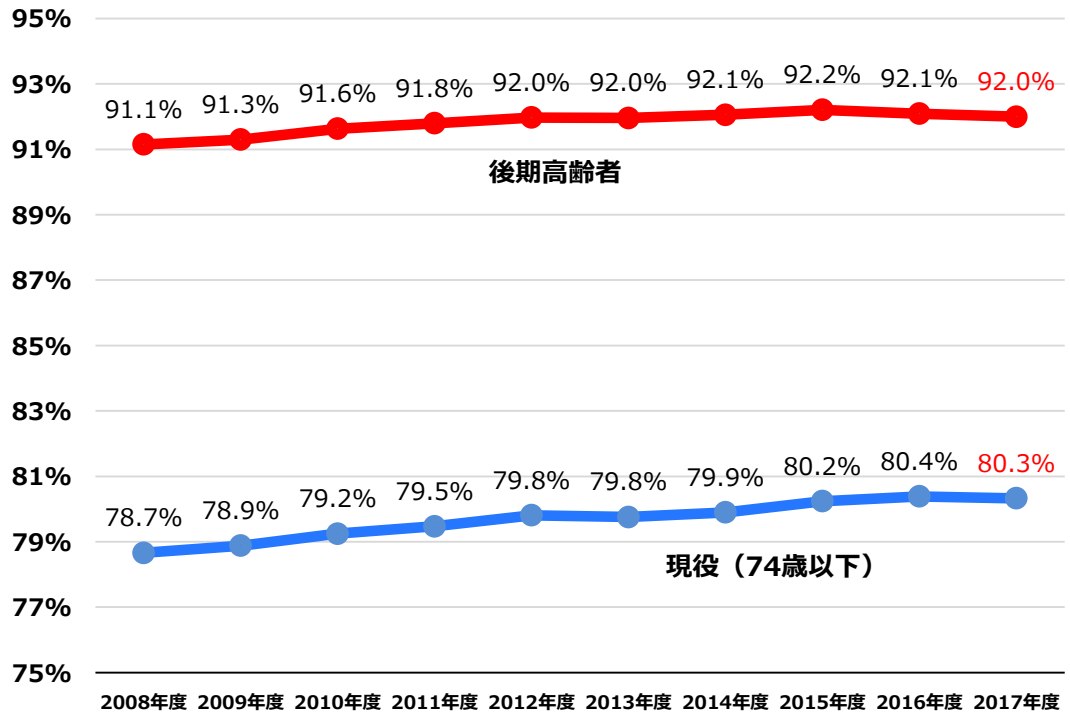

（注）　公費による患者負担の軽減は含んでいない。

（出所）第４回全世代型社会保障検討会議資料　データ元：各制度の事業年報等

後期高齢者の患者負担割合のあり方②

○　75歳以上の１人当たり医療費は現役世代の約４倍弱であり、その財源の８割強は公費と現役世代の支援金。現役世代は自らの医療費のほか後期高齢者支援金も負担。近年の高齢者の医療費の増加により、**支え手である現役世代の保険料負担は重くなっている状況。**

○　これに対し、75歳以上の後期高齢者の約４割は、患者負担を「負担に感じない」または「あまり負担に感じない」と回答。外来では、１回当たりの患者負担は800円弱で、15～64歳の現役世代（2,100円）と大きな開きがある。

◆ １人当たり医療費・後期高齢者支援金とその財源の内訳

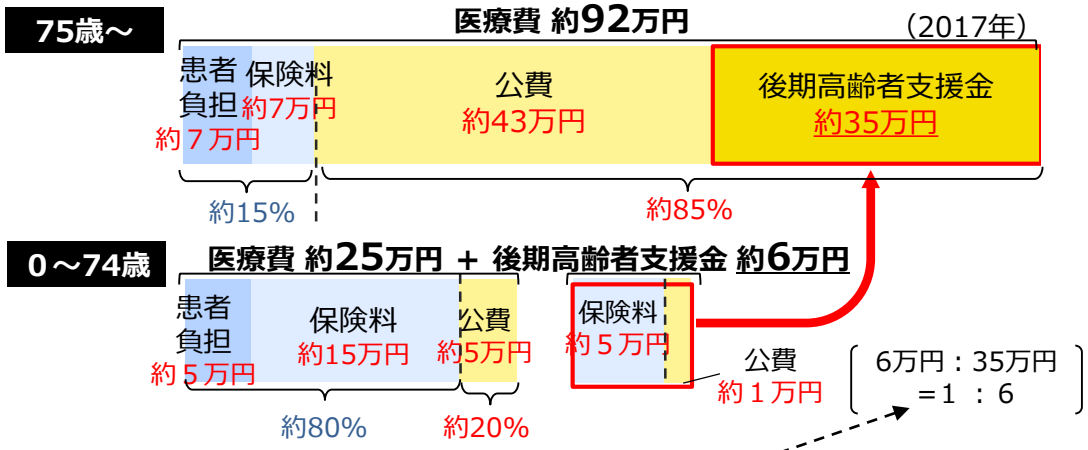

◆ 世代別の患者負担額に係る負担感

「今日、病院で請求された金額は負担に感じますか」への回答

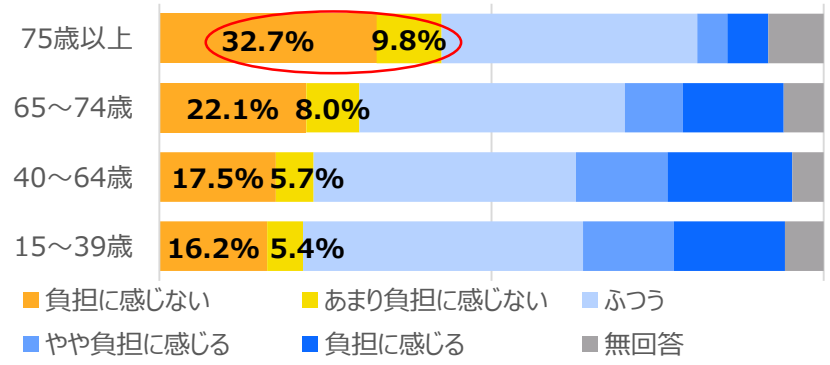

（出所）　厚生労働省「平成29年 受療行動調査」

◆ 年齢別人口の推移

	75歳以上		0～74歳
2017年	1,749万人	1 : 6	10,904万人
2025年	2,180万人	1 : 5	10,074万人
2054年	2,449万人	1 : 3	7,385万人

◆ １人当たり医療費と保険料の増加（2009年→2017年）

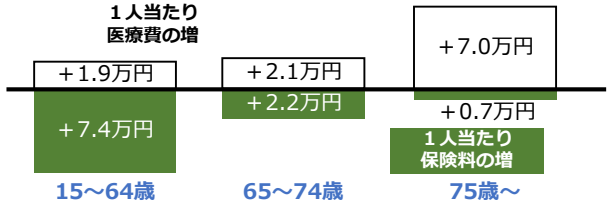

（出所）厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」

◆ 年齢階級別の１人１日当たりの外来医療費・患者負担額

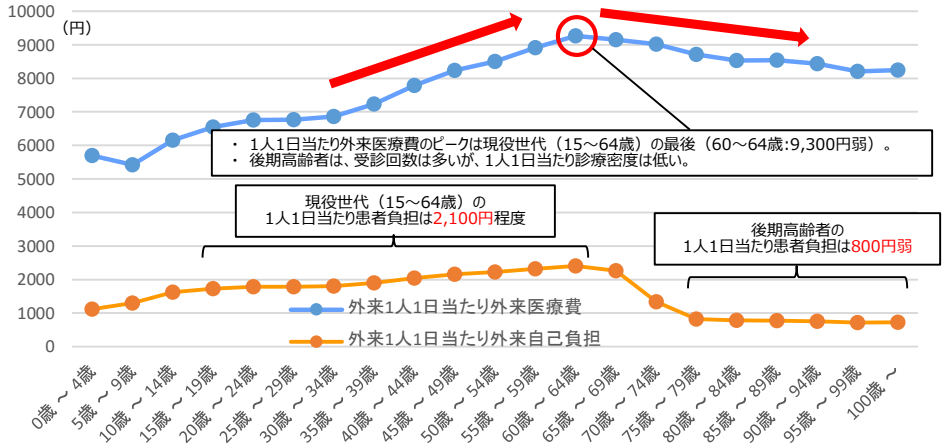

（出所）第４回全世代型社会保障検討会議資料　データ元：厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」

後期高齢者の患者負担割合のあり方③

○　年齢を基準に「高齢者」を一括りにすることは現実にあわなくなってきており、**元気で意欲ある高齢者が働き活躍できる環境整備を進めてきた**ところ。

○　後期高齢者の患者負担についても、年齢を基準に一括りにすることなく、負担能力を踏まえる必要。すなわち、**高齢者は、現役と比べて平均的に所得水準は低い一方で、貯蓄現在高は高い**こと、また、所得が低い高齢者の中にも相当の金融資産を保有するケースもあることを踏まえる必要。

○　なお、医療保険・介護保険における負担のあり方全般について、所得のみならず、金融資産の保有状況も勘案して負担能力を判定するため、具体的な制度設計について検討を進めていくべき。

◆高齢者の通常歩行速度の変化

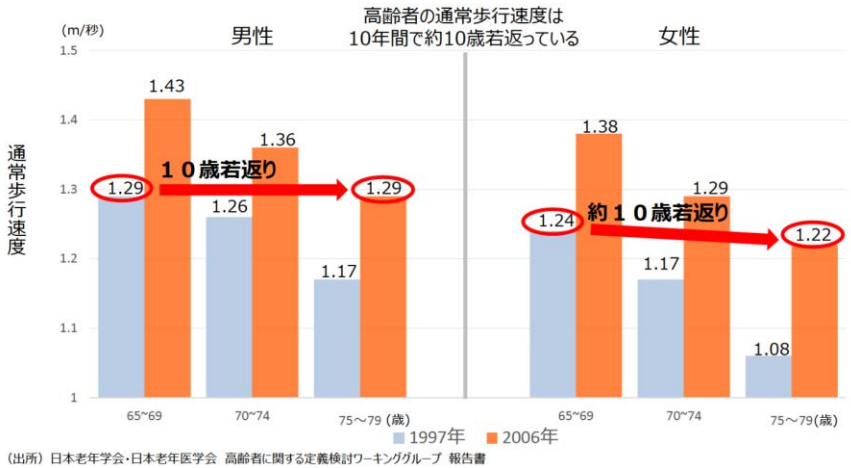

(出所) 日本老年学会・日本老年医学会　高齢者に関する定義検討ワーキンググループ　報告書

◆高齢者世帯・若者世帯の貯蓄現在高の割合

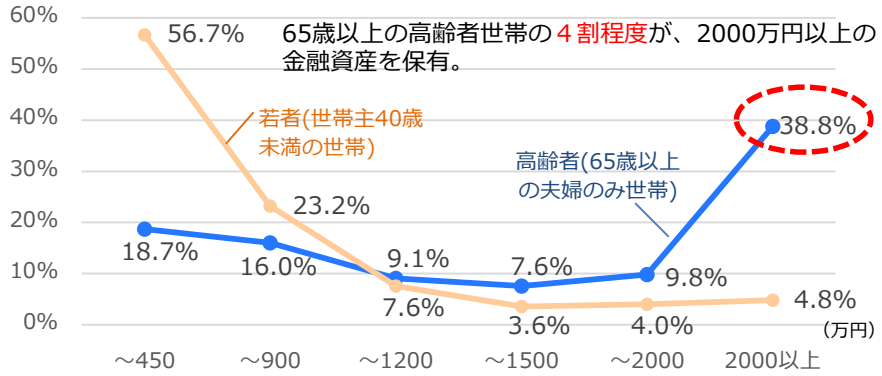

(出所) 総務省 「平成26年全国消費実態調査」

◆高齢者世帯・若者世帯の年収階級別貯蓄現在高

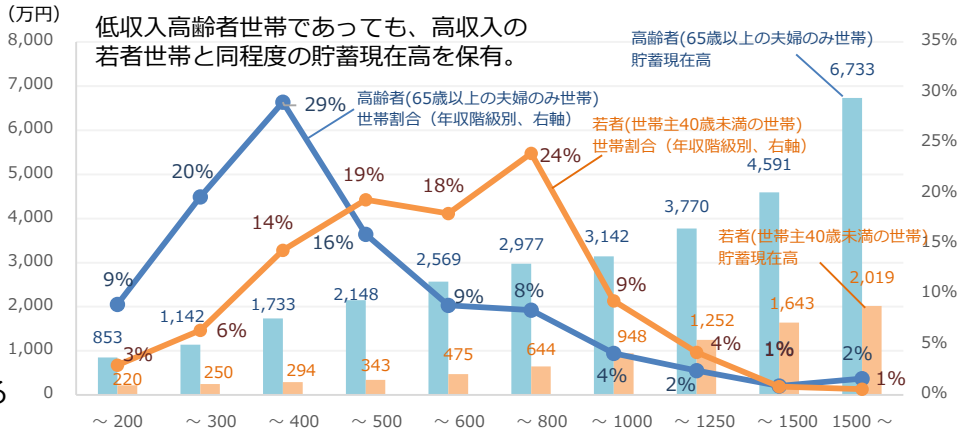

(出所) 総務省 「平成26年全国消費実態調査」

◆高齢者が働き活躍できる環境整備

○高齢者就業の促進（2021年4月～）
・70歳までの就業確保措置を企業の努力義務とする

○年金の受給開始時期の選択肢拡大（2022年4月～）
・60歳～70歳→60歳～75歳

○在職老齢年金制度の見直し（2022年4月～）
・60～64歳を対象者とする部分について、年金と賃金を受け取る場合の支給停止となる上限を引上げ

大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大

○ **紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の拡大は、「病院完結型」の医療から**、地域全体で治し、支える「地域完結型」への医療への**転換を進める中で嚆矢となる取組**である。

○ 大病院は入院医療や専門外来に集中し、外来診療は紹介患者を基本として**機能分化を進めることは重要であり、限りある医療資源の有効な活用や医師等の働き方改革にもつながる**改革となる。

○ **機能分化の実効性が上がる拡充となるよう、対象病院の拡大、定額負担の増額を図る**とともに、明確な形での医療保険財政へ寄与となるよう制度的対応を講ずるべき。

【現状】

○ 定額負担は、徴収する金額の最低金額として、初診については5,000円（歯科は3,000円）、再診については2,500円（歯科は1,500円）と設定している。

○ 徴収される定額負担は、病院の収入の増加となり、公的医療保険の負担の軽減にはつながらない

○ 令和２年度に対象となる医療機関を拡大

400床以上の特定機能病院及び地域医療支援病院

↓

200床以上の特定機能病院及び地域医療支援病院

【今後の検討】

○ 増額分について公的医療保険の負担を軽減するよう改める

○ 対象病院を**病床数200床以上の一般病院**に拡大する

（全世代型社会保障検討会議　中間報告（抄））

【定額負担の仕組み】

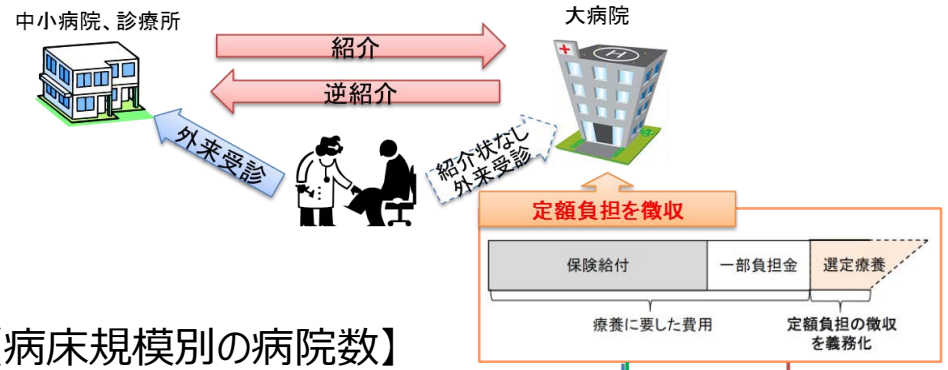

【病床規模別の病院数】

病床数（※1）	特定機能病院	地域医療支援病院	その他	全体
400床以上	86（1.0%）	347（4.1%）※2	124（1.5%）	538（6.4%）
	433		688	
200～399床	0（0%）	233（2.8%）	564（6.7%）	816（9.7%）
	233			
200床未満	0（0%）	27（0.3%）	7031（83.6%）	7058（83.9%）
全体	86（1.0%）	607（7.2%）	7,719（91.8%）	8,412（100%）

令和元年度まで

令和２年度以降

今後の検討対象

出典：厚生労働省
※1　病床数は一般病床の数であり、特定機能病院は平成31年4月、地域医療支援病院は平成30年12月時点。
※2　上記400床以上の地域医療支援病院数には、一般病床数は400床未満だが、一般病床の他に療養病床や精神病床等を有し、合計で400床以上となっている病院数（19病院）を含めている。

現役並み所得の判定基準の見直し

○　後期高齢者の患者負担は、「現役並み」（現役の平均）の所得水準を基準に、それ以上の所得があれば現役と同様３割負担を求めることとしている。

○　しかしながら、実際の判定基準は、一定の仮定を置いた世帯収入要件もあわせて設けていることから、「現役並み」以上の課税所得があっても必ずしも「現役並み」とは評価されない仕組みとなっている。

○　後期高齢者に占める「現役並み所得者」の割合は減少傾向であり、実効負担率の減少の一因となっていることも踏まえ、**「現役並み所得」の判定基準について**、現役世代との公平性を図り、**世帯収入要件について見直しを行うべき。**

◆３割負担等の対象（現役並み所得以上）の判定方法

要件①　世帯内に課税所得の額が145万円以上の被保険者がいる
かつ
要件②　世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円以上である。
（世帯の被保険者が一人の場合は、383万円以上である。）

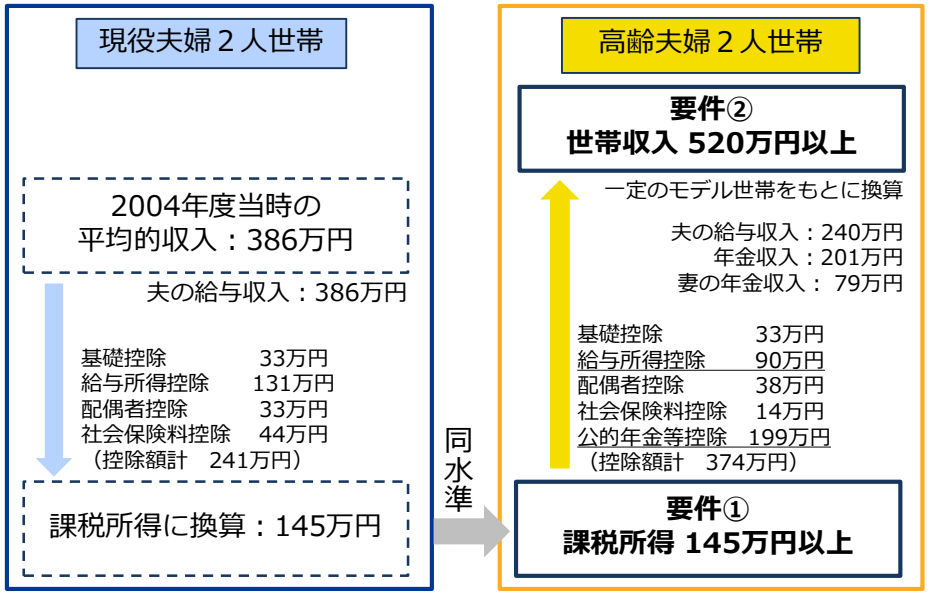

◆所得金額階級別の世帯数割合（世帯主：75歳以上）

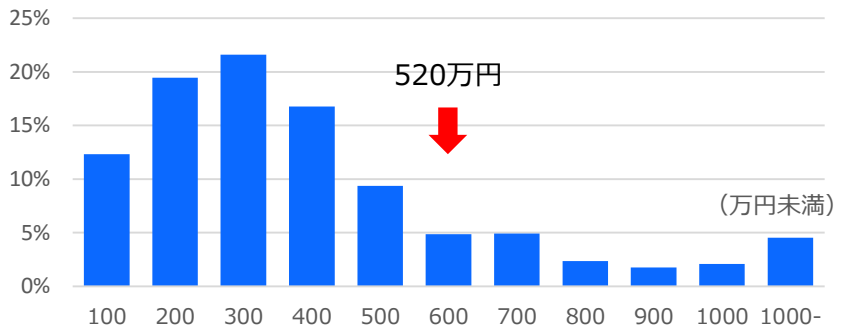

（出典）平成30年国民生活基礎調査

◆「現役並み所得者」割合と実効給付率（後期高齢者医療制度）

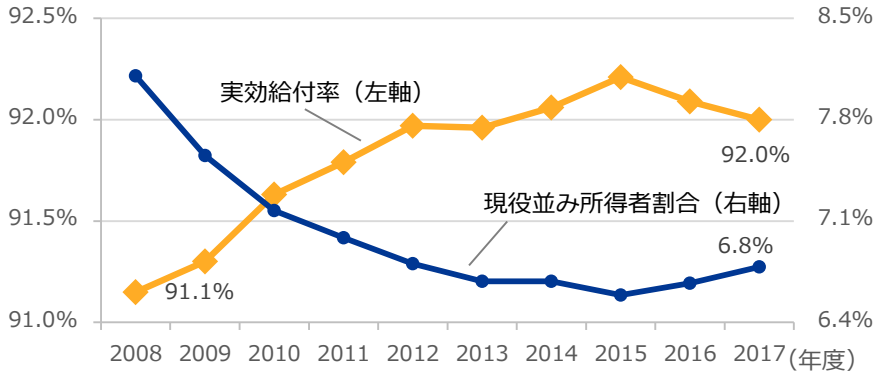

（出典）医療保険に関する基礎資料

薬剤費の動向

○　薬価については、これまでは２年に１回、すでに収載されている医薬品等について、実勢価格を反映した価格の引下げを行い、その影響については予算に反映させている。一方で、**高齢化による使用量の増**や**年度中の新規保険収載等**が生じるため、**薬剤費自体は増加**を続けており、その**伸びは名目ＧＤＰ成長率を大きく上回っている。**

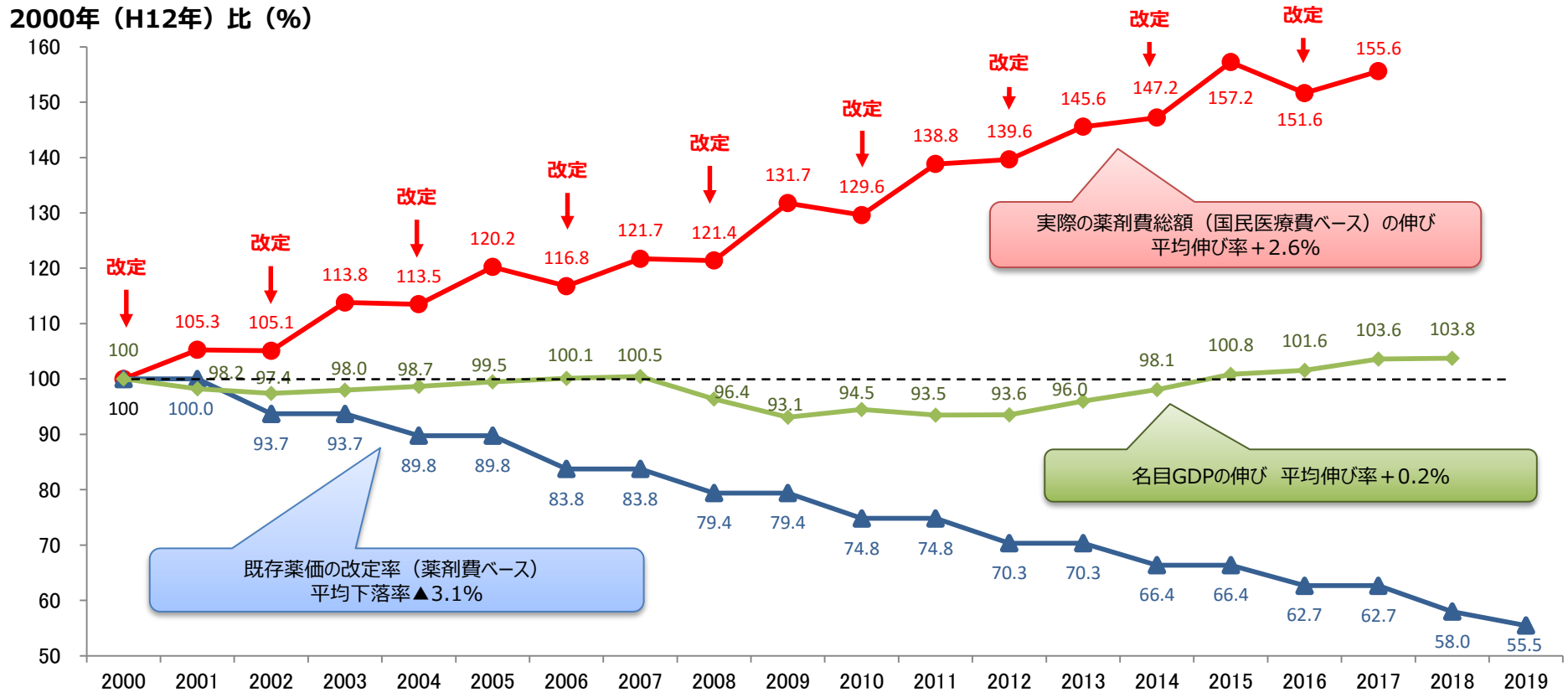

新規収載(品目ベース)	113	68	45	39	38	24	78	60	90	55	112	61	88	69	124	70	108	55	96	54
改定率(%)	▲7.0		▲6.3		▲4.2		▲6.7		▲5.2		▲5.75		▲6.00		▲5.64		▲5.57		▲7.48	▲4.35 (10/1~)

※１　2019年11月8日 中央社会保険医療協議会薬価専門部会参考資料等、内閣府「国民経済計算年次推計」を基に作成。
※２　2000年を100とした指数で、当該年度の変動率及び改定率を前年度の指数に乗じたもの。

新規医薬品の保険収載と既存医薬品の見直し

○　既存医薬品の薬価下落に伴う薬価改定にかかわらず、薬剤費が大きく増加する背景として新規医薬品の保険収載がある。すなわち、新規医薬品については、**年４回、薬事承認が行われたものは事実上すべて収載**されており、保険収載により生ずる**財政影響は勘案されていない。**

○　医薬品の価格が高額になっている状況も踏まえ、財政影響を勘案して新規医薬品の保険収載の可否を判断することや、新規医薬品を保険収載する場合には保険収載と既存医薬品の保険給付範囲の見直しとを財政中立で行うことを含め、**医薬品に対する予算統制のあり方を抜本的に見直すべき**。

◆新規収載までのプロセスの概要（医薬品）

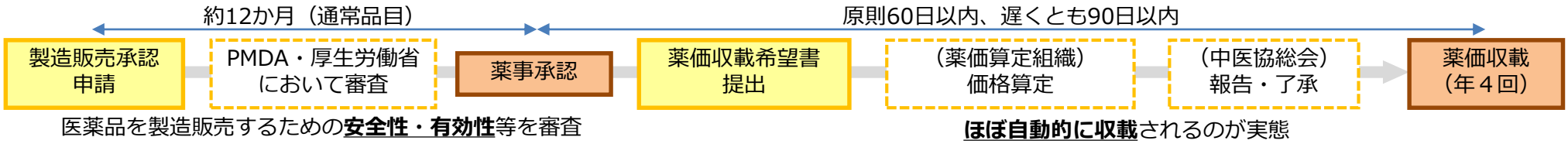

医薬品を製造販売するための**安全性・有効性**等を審査

ほぼ自動的に収載されるのが実態

◆近年国内外で登場した高額薬剤の例

銘　柄	収載年月	効能・効果	費　用
ステミラック注	2019.2	脊髄損傷に伴う機能障害等の改善	約1,500万円（1回投与）
キムリア点滴静注	2019.5	急性リンパ芽球性白血病　等	約3,350万円（1回投与）
ゾルゲンスマ点滴静注	2020.5	脊髄性筋萎縮症	約1億6,710万円（1回投与）

（出所）中央社会保険医療協議会資料等に基づき作成。費用は新規収載時のもの。

米国での製品名	米国での承認年月等	米国での費用
イエスカルタ（リンパ腫）	2017.10	約4,000万円(１回投与)
ラクスターナ（遺伝性網膜疾患）	2017.12	約9,100万円（両眼１回投与）

（出所）　各社報道発表資料等に基づき作成。１米ドル＝107円（令和2年9月中において適用される基準外国為替相場）。

◆欧州における薬剤予算制度の例

国の総予算制[Global Budget]	
GDP又はGDP成長率で設定	ギリシャ、ポルトガル、スペイン
総医療費を基準として設定	イタリア
一定の伸び率で設定	イギリス
マクロ経済基準に基づき設定	フランス
地方政府の予算制[Regional Budget]	
過去実績や人口に基づく地域ごとの割当	イタリア、スペイン
処方予算制[Prescribing Budget]	
医師に対して処方すべき予算額を割当	ドイツ

⇒例えば基準超過分を産業に支払わせるなど、多くの国においては、払戻制（Payback System）を設けている

（出典）“Do pharmaceutical budgets deliver financial sustainability in healthcare? Evidence from Europe” Mackenzie Mills, Panos Kanavos(2020)を元に作成

新規医薬品の薬価算定方式の妥当性・透明性の徹底

○　新規医薬品の薬価算定は、薬価算定組織の審議を経て中医協が了承する仕組みであるが、**審議経過の公開が不十分**となっている。**薬価算定プロセスの透明性を向上させ、薬価算定の根拠の明確化を図るべき。**

○　具体的な**薬価算定方式についても**、徒な国民負担の増大を抑止するため、開示が不十分なうえ高い営業利益率が上乗せされている**原価計算方式をはじめ、不断に見直しに取り組むべき。**

審議は非公開、議事録なし。にもかかわらず、右のとおり薬価算定組織に対する製造原価の開示すら不十分。

○新規医薬品の薬価算定プロセス

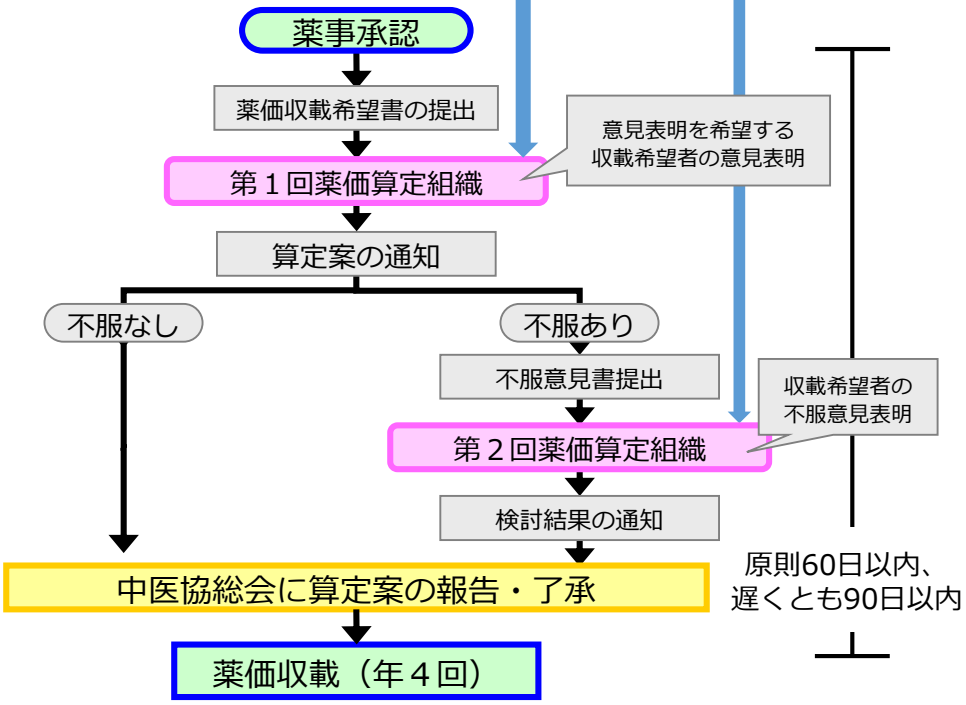

○新規医薬品の薬価算定方式

薬価算定組織での開示が可能な部分の割合（開示度）に応じて加算率に差を設けているが、低い加算率に甘んじても開示度が低いケースが多い。開示しないメリットが上回る製造原価の信頼性・妥当性が問われる。

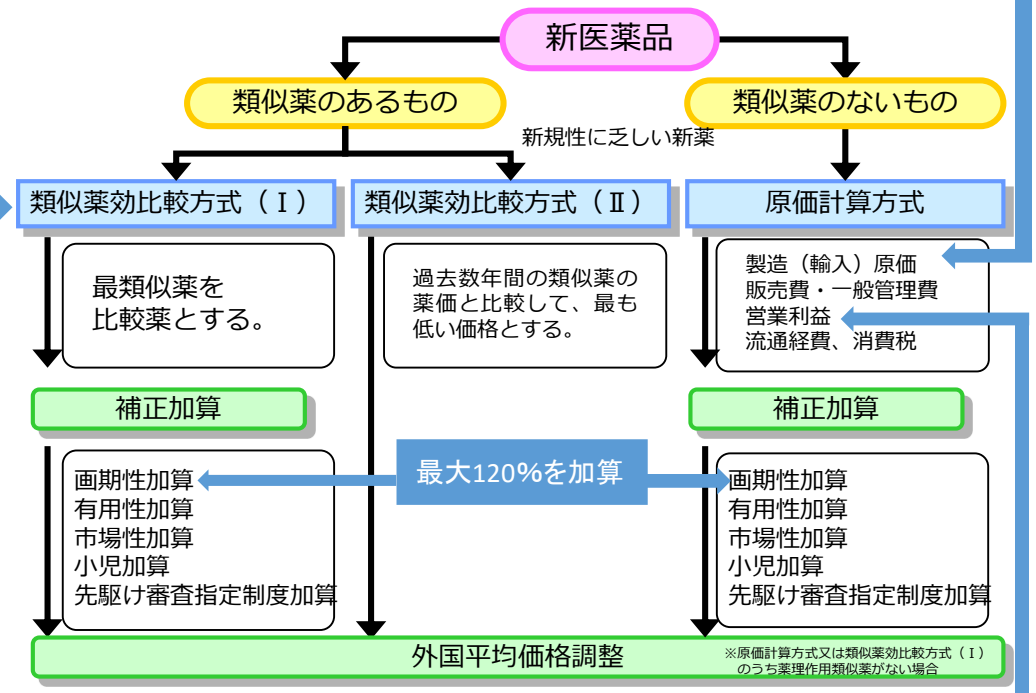

既に加算が行われている類似薬を比較薬とする場合、当該類似薬における既往の加算が既得権益化するおそれ。

製造業平均の営業利益率が4%台（法人企業統計）にとどまる中、上場製薬企業の平成28年～30年の平均営業利益率14.8%を上乗せ。

既存医薬品の保険給付範囲の見直し

○　医薬品の保険給付範囲を見直す際、医薬品を保険給付範囲から除外するやり方と医薬品を保険収載したまま保険給付範囲を縮小するやり方がある。

○　前者については、現在、保険診療と保険外診療を併用して治療を行う場合には、原則として保険診療部分も含めて全額が自己負担とされているため、保険が適用されなくなる医薬品に係る薬剤料のみならず、初診料などの技術料も含めて全額が自己負担となりかねないことから、**保険外併用療養費制度に新たな類型を設ける**などの対応が必要。

○　後者については、**薬剤の種類に応じた患者負担の設定**、**薬剤費の一定額までの全額患者負担**などのやり方があり、これらの手法を**幅広く検討すべき**。

◆ 医薬品を保険給付対象から除外

過去の例	・栄養補給目的のビタミン製剤（2012） ・治療目的以外のうがい薬単体（2014） ・70枚超の湿布薬（2016）
今後の検討例※	・花粉症治療薬（OTC類似薬を1分類のみ投薬する場合） ・保湿剤（他の外皮用薬等との同時処方がない場合）

※健康保険組合連合会「政策立案に資する レセプト分析に関する調査研究Ⅲ、Ⅳ」政策提言（2017,2019）を参照

（参考）保険外併用療養費制度の活用

⇒　薬局でも買える医薬品を医療機関で処方する場合に、技術料は保険適用のままで医薬品だけ全額自己負担とする枠組みを導入

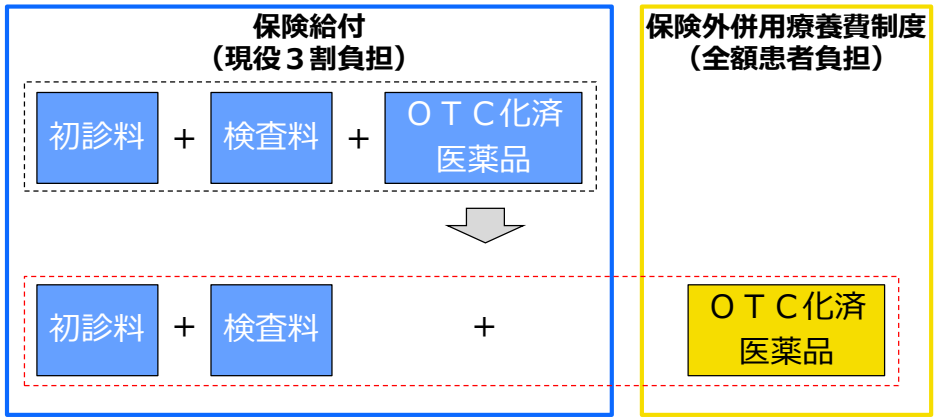

◆ 医薬品を保険収載したまま保険給付範囲を縮小

①薬剤の種類に応じた患者負担割合の設定（フランスの例）

抗がん剤等の代替性のない 高額医薬品		０％
国民連帯の観点から 負担を行うべき 医療上の利益を評価して分類 （医薬品の有効性等）	重要	35%
	中程度	70%
	軽度	85%
	不十分	100%

② 薬剤費の一定額までの全額患者負担（スウェーデンの例）

年間の薬剤費	患者負担額
1,150クローネまで	全額患者負担
1,150クローネから 5,645クローネまで	1,150クローネ ＋ 超えた額の一定割合
5,645クローネ超	2,300クローネ

（注）１クローネ＝12円（令和2年9月中において適用される裁定外国為替相場）

既収載医薬品の薬価改定（毎年薬価改定）

○　医薬品の取引価格（市場実勢価格）が下落しているにもかかわらず、保険からの償還価格が一定程度据え置かれれば、患者負担、保険料負担、公費負担がいたずらに高止まりする。**市場実勢価格を適時に薬価に反映することが国民負担の抑制の観点から極めて重要**である。

○　2021年度（令和3年度）は**毎年薬価改定の初年度**であり、国民負担の軽減や国民皆保険の持続性の観点から、**初年度にふさわしい改定を実現する必要がある。**

○　その際、国民負担の抑制を最大限実現する観点から、薬価と市場実勢価格の乖離に着目して対象範囲を決定するとしても、形式的な乖離率や品目数のみではなく、**乖離額に着目**すべきであり、**全品改定を視野**に入れ、薬価の水準が高いため乖離率としては相対的に小さくなりがちな**先発医薬品も幅広く対象品目に含めるべき。**

○　また、市場実勢価格の加重平均値に対して上乗せを行っている**調整幅についても**、流通安定のための最小限必要な調整比率とされているが、**一律に２%とされたまま、約20年間見直しがされておらず**、その合理的な根拠（エビデンス）を含め、**あり方を見直すべき。**

◆ 薬剤価格と各事業主体の関係

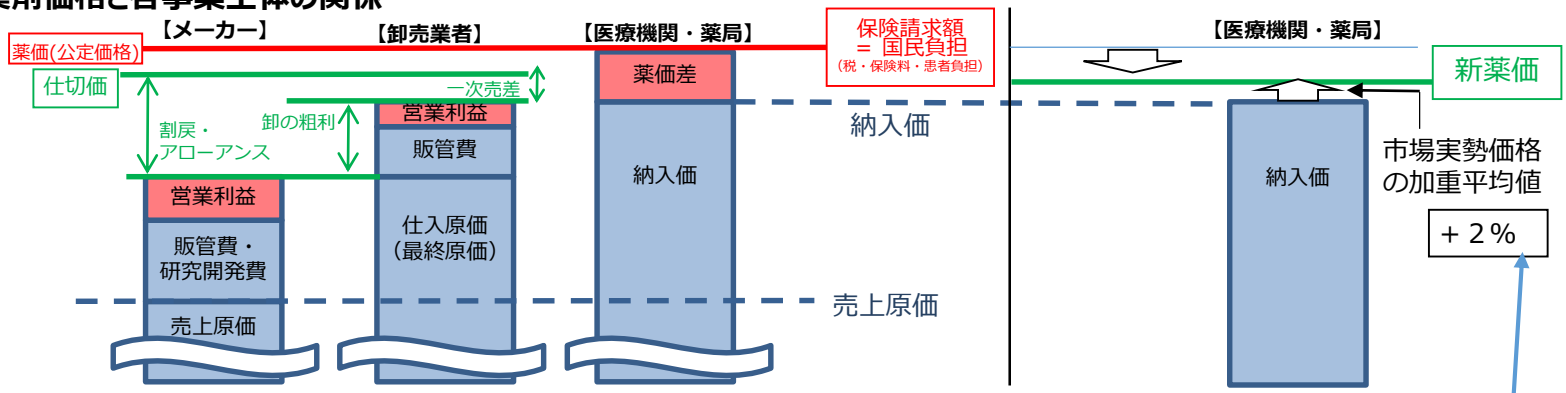

◆ 調整幅の推移

年月	調整幅
H4.4～	15%
H6.4～	13%
H8.4～	11%
H9.4～	10%
H10.4～	5%
H12.4～	2%

◆ 医療用医薬品の内訳

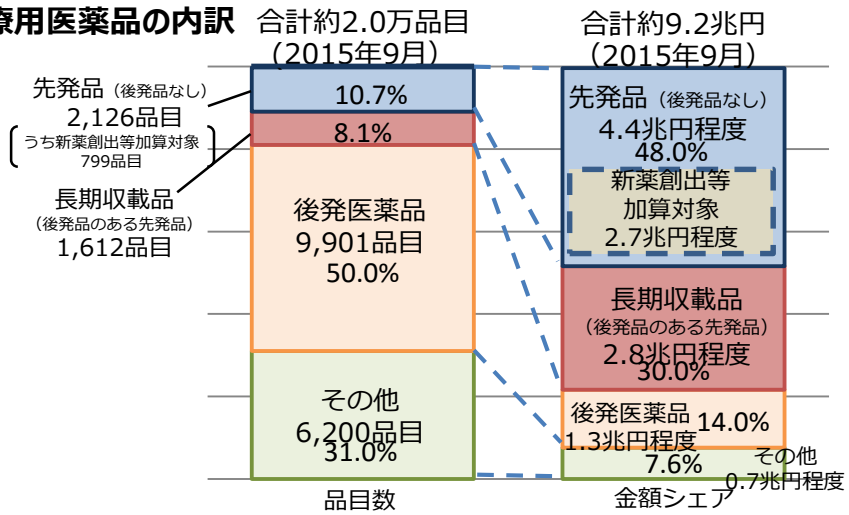

（出所）2016年12月７日経済財政諮問会議 厚生労働省提出資料を基に作成

◆ 市場実勢価格加重平均値調整幅方式

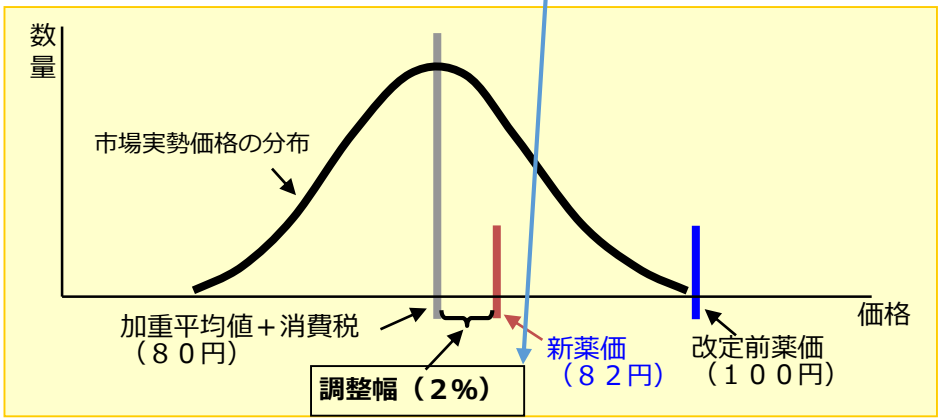

医薬品の価格を巡る公的統計の整備・精度向上

○　「国民経済計算」のＧＤＰ統計の基礎となる「国内企業物価指数」においては、原則として出荷時点の生産者価格の把握が求められているにもかかわらず、医家向け医薬品（医薬品に占めるウエイト：86.4%、全体に占めるウエイト：2.9%）については、最終消費段階の薬価が外部データとして用いられ、市場価格が下落しているにもかかわらず、薬価改定まではその値が据え置かれるなど、**医薬品価格を巡っては統計の歪みがみられる**。

○　**毎年薬価調査・毎年薬価改定の実現を機に、医薬品の価格を巡る公的統計の改善を図り、薬価調査を待たずとも市場実勢価格の大まかな動向が「見える化」されるようにすべき**である。具体的には、

・生産者段階では、「薬事工業生産動態統計」について、各品目の販売単価（＝生産者価格）を月次で公表すべきである。これを利用すれば、「国内企業物価指数」の統計精度の向上にもつながる。

・卸売段階では、「企業向けサービス価格指数」の参考計数として四半期ごとに公表される「卸売サービス価格指数」について、調査先企業の必要な協力を得て、内訳としての医薬品卸売を公表できるようにすべきである。

◆　**医薬品を巡る公的統計における価格調査等の概要**

生産者段階	**薬事工業生産動態統計調査**（厚生労働省）	原則として、医薬品、医療機器等の製造販売業者に対して調査を実施し、**毎月**、**月間生産金額や数量**を公表。生産金額を数量で除すれば、およその価格動向が把握可能。 ただし、**医薬品について、月報では、生産金額の公表はあるが、生産数量の公表はなく、価格動向が把握できない**。
	国内企業物価指数（日本銀行）	原則として、一定の考え方のもとで**選定した調査品目**について、生産・出荷額シェア等に応じて**選定した調査先企業**に対し、**毎月**価格調査を実施。
	医家向け医薬品	**価格調査に代えて、薬価（公定価格）を利用**。
	薬局向け医薬品	調査先企業に対し、**毎月**価格調査を実施。
卸売段階	**薬価調査**（厚生労働省）	薬価基準収載の**全品目**について、**全医薬品販売業者**（注）を対象に、**年1回**価格調査を実施。 （注）毎年調査では、大手事業者を含め、調査対象を抽出。
	卸売サービス価格指数（参考計数）（日本銀行）	企業物価指数同様、**調査品目を選定**。原則として、調査先企業に対し、**四半期ごと**に価格調査を実施。 **医薬品卸売業にかかる内訳の公表はなし**。

（出所）厚生労働省、日本銀行公表資料を基に作成。

◆　**各価格調査等の対象（イメージ）**

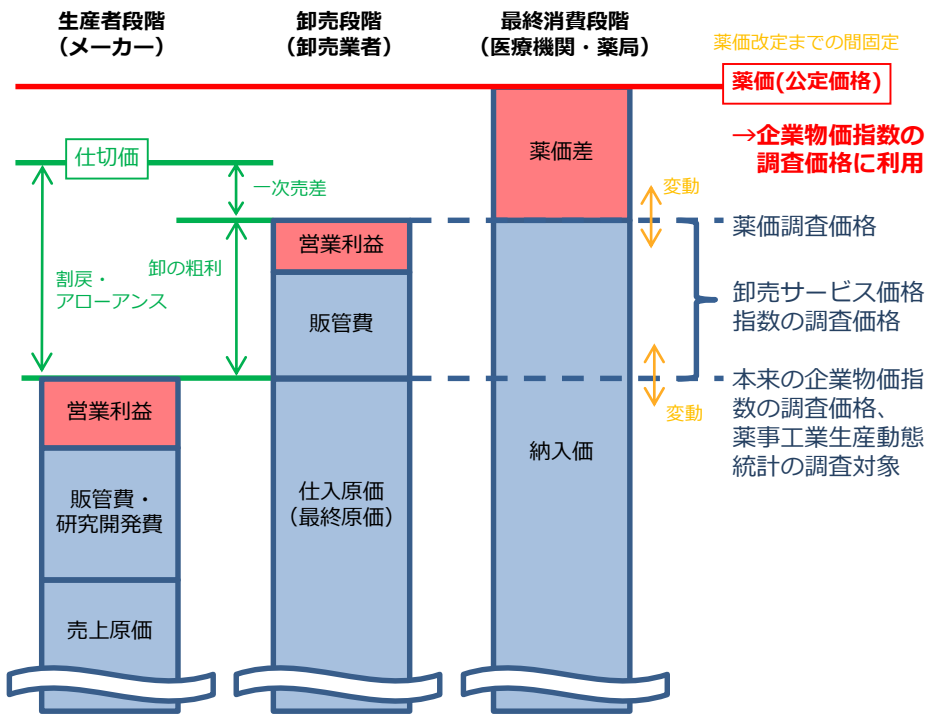

後発医薬品の更なる使用促進

○　**後発医薬品**の80%シェア達成目標が2020年９月に設定されているが、達成の可能性が高い。後発医薬品の使用割合には地域による差及び保険者による差が大きいことも踏まえつつ、**更に促進するための新たな目標を設定すべき。**

○　その際、薬価の高い**バイオ医薬品について、後発品（バイオシミラー）の使用を促すための新たな数量目標の設定**や、現在保険者別にとどまっている後発医薬品の**使用割合の「見える化」による公表の医療機関別への拡大**、国において**フォーミュラリのガイドラインの策定**に取り組む中で後発医薬品の選定基準を設けることなどを検討すべき。

○　また、後発医薬品調剤体制加算については約６割の薬局が算定しており、80%シェア達成にあわせて**加算の在り方について見直し**を行うべき。

◆ 後発医薬品調剤数量シェアの推移と目標値

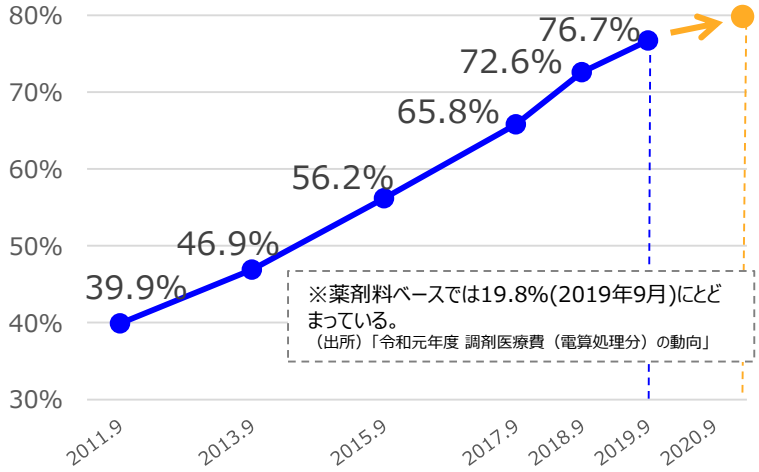

◆ バイオシミラー

国内で既に承認されたバイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる業者により開発される医薬品

バイオシミラーが収載されているバイオ医薬品のうち、バイオシミラーのシェアは金額ベースで20%程度(2019年)。薬価は先行品の70%。

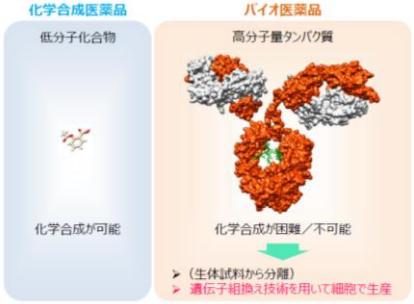

（出所）国立医薬品食品衛生研究所生物薬品部作成

◆ フォーミュラリ（推奨医薬品リスト）の例

薬効群	第一選択薬	第二選択薬	備考	削減効果
…	…	…	…	…
HMG-CoA還元酵素阻害薬	アトルバスタチン錠（後発品） ピタバスタチン錠（後発品）	プラバスタチン（後発品） クレストール（先発品）	新規導入には後発品を優先する	▼85.3万円
RAS系薬	ACE阻害薬（後発品） ロサルタン（後発品） カンデサルタン（後発品）	ミカルディス、オルメテック、アジルバ（いずれも先発品）	新規導入にはACE阻害薬又は後発品を優先する	▼603.2万円
…	…	…	…	…

（出所）経済財政諮問会議「社会保障改革の推進に向けて」
聖マリアンナ医科大学の事例（2017年10月26日）

◆ 後発医薬品調剤数量シェアの地域差

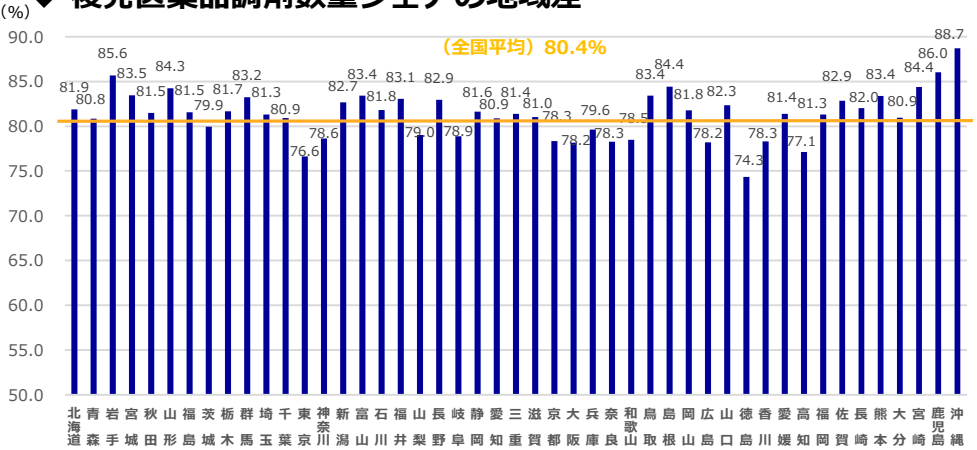

（出所）「令和元年度　調剤医療費（電算処理分）の動向」（令和2年3月時点、数量ベース、新指標）

後発医薬品調剤体制加算等（後発医薬品の調剤数量割合による）	
調剤基本料の減算（原則40%以下）	▲２点
加算１（75%以上）	15点
加算２（80%以上）	22点
加算３（85%以上）	28点

◆ 後発医薬品調剤数量シェアの保険者による差

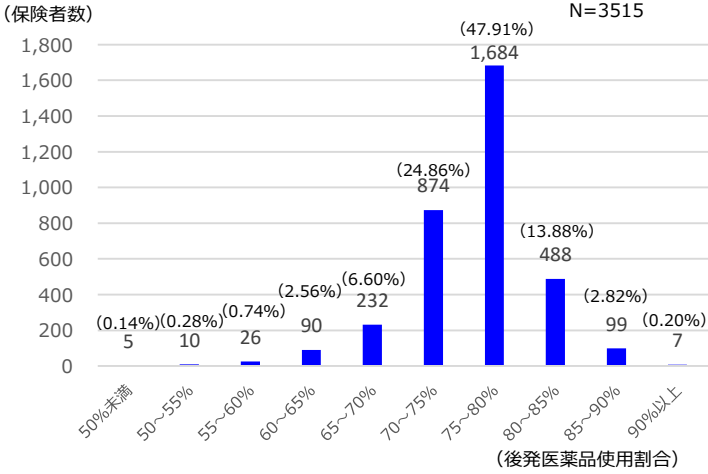

（出所）厚生労働省「保険者別の後発医薬品の使用割合（令和元年9月診療分）」

都道府県によるガバナンスの強化

○　近年の社会保障改革により、**都道府県は**、「地域医療構想」・「医師確保計画」・「外来医療計画」を含む「医療計画」の策定に加えて、「都道府県医療費適正化計画」の策定、国民健康保険の財政運営を一体的に担う主体となり、**地域における医療提供体制・医療費の水準と保険料負担の双方を俯瞰する存在**となりつつある。

○　**国保の都道府県単位化は**、このように**都道府県が「住民が享受する給付」と「住民の負担」との結節点となるための嚆矢ともいうべき改革**であり、**改革の趣旨を徹底する必要**。

○　さらには、現在広域連合による事務処理が行われている**後期高齢者医療制度についても**、財政運営の責任主体を都道府県に移すことを含め、**ガバナンスの強化に向けて、そのあり方の見直しを図るべき**。

◆ 国保改革による都道府県単位化

【改革前】 市町村が個別に運営

市町村　市町村　市町村

（構造的な課題）
- 年齢が高く医療費水準が高い
- 低所得者が多い
- 小規模保険者が多い

・国の財政支援の拡充
・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

【改革後】 都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割

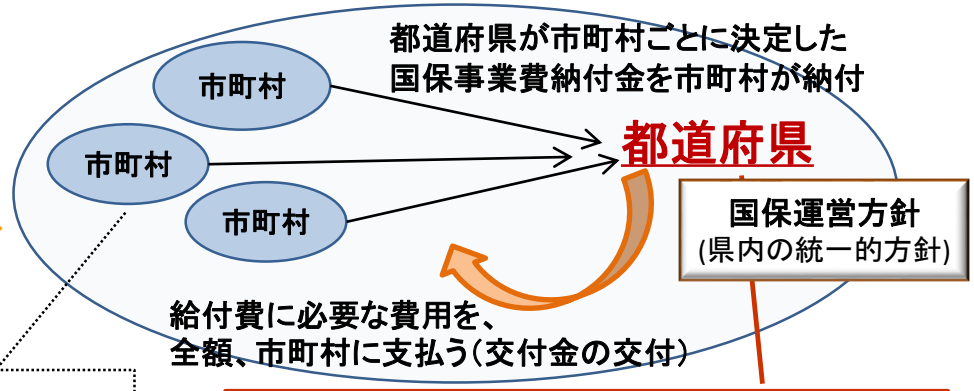

- 資格管理（被保険者証等の発行）
- 保険料率の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- 保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
※保険料率は市町村ごとに決定
※事務の標準化、効率化、広域化を進める

- 財政運営責任（提供体制と双方に責任発揮）
- 市町村ごとの納付金を決定
- 市町村ごとの標準保険料率等の設定
- 市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- 市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

地域医療構想の推進①

○ 日本の人口当たり病床数は先進国と比較して多く、また、都道府県単位では、**病床数と入院医療費との強い相関**が認められる。

○ このような状況のもと、2025年に向け、**「病院完結型」の医療から**、地域全体で治し、支える**「地域完結型」の医療への転換**を目指して、**地域医療構想の推進**が図られてきた。

○ その進捗状況を踏まえ、厚生労働省は、昨秋、公立・公的病院等の診療実績を分析し、地域医療構想の実現に向け、具体的対応方針の再検証が必要な424病院の名称を公表（暫定版。その後精査により見直し）。**再検証については、2019年度中（医療機関の再編統合を伴う場合については遅くとも2020年秋頃まで）を基本として議論を進めることとされていた。**

①主要先進国における医療提供体制の比較

国　名	平均在院日数（急性期）	人口千人当たり総病床数	人口千人当たり臨床医師数	病床百床当たり臨床医師数
日　本	28.2（16.2）	13.1	2.4 ※	18.5 ※
ドイツ	8.9（7.5）	8.0	4.3	53.1
フランス	9.9 ※（5.6）※	6.0	3.2	52.8
イギリス	6.9（5.6）	2.5	2.8	110.8
アメリカ	6.1 ※（5.5）※	2.8 ※	2.6	93.5 ※

出典：「OECD HealthData2019」（2017年データ。※は2016年のデータ）
注：平均在院日数の（）書きは、急性期病床（日本は一般病床）における平均在院日数。

②入院医療費（年齢調整後※）と病床数の関係

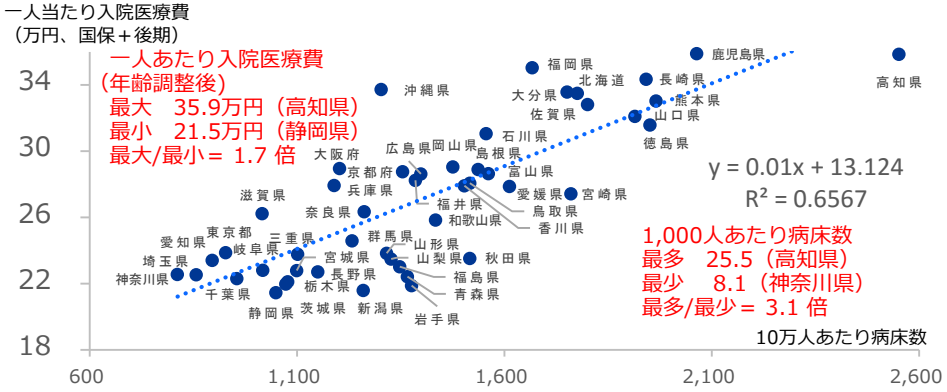

（出典）：病床数：厚生労働省「平成30年度医療施設調査」
一人当たり入院医療費：厚生労働省「平成30年度医療費（電算処理分）の地域差分析」

※　各都道府県の年齢階級別1人当たり医療費をもとに、全国の年齢構成と同じと仮定して算出。高齢化率等の年齢構成の違いでは説明できない地域差である。

③地域医療構想に基づく病床の必要量

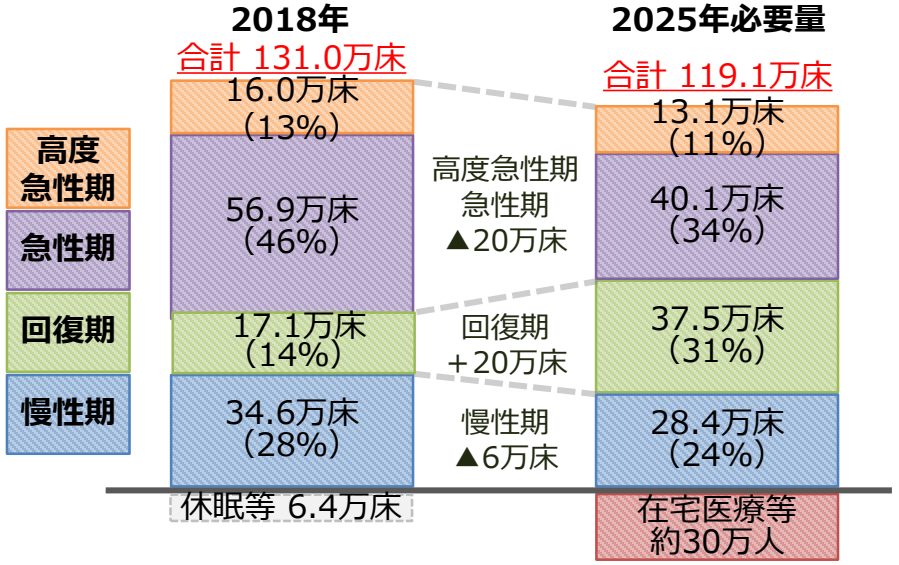

（出典）：厚生労働省「2018年度病床機能報告（2019年５月時点暫定値）」等

④具体的対応方針の再検証が求められた医療機関（2019年9月暫定版）

A　診療実績が特に少ない	B　機能が類似し地理的に近接
全国の構想区域を人口規模別のグループに分け、９領域の全てにおいて各グループ内で診療実績が下位33.3%	６領域の全てにおいて、区域内での診療実績が相対的に少なく、自動車で20分以内に一定の診療実績を有する病院が存在
277病院	147病院（Aに該当する先を除く）

地域医療構想の推進②

○　新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、公立・公的医療機関等の具体的対応方針の**再検証の期限については**、厚生労働省において**改めて整理**することとされている。

○　新型コロナウイルス感染症が我が国の医療提供体制に多大な影響を及ぼしていることは事実であり、万全の対応を講じていかなければならないとしても、**人口減少や高齢化という構造的課題は待ってはくれず、医療需要の質・量の変化とサービス提供人口の減少も同時に生じる。**

（注）日本のICU等の人口当たり病床数は、特定集中治療室管理料を算定している病床等を含めれば、米国やドイツに及ばないものの諸外国と遜色ない。

○　都道府県による地域の医療提供体制の整備の責任がますます脚光を浴びているなか、国による技術的・財政的支援を集中的に行う重点支援区域の指定も進められており、**地域医療構想を医師の働き方改革や医師偏在対策の取組等とあわせて着実に進めるべき。**

○　こうした地域医療構想の位置づけや工程を可能な限り早期に改めて明確にしたうえで、構想区域ごとの2025年の医療提供体制の検討、関係者との意見調整の促進のため、地域医療構想調整会議の議論の更なる活性化を図ることを含め、**取組を再加速させる方策を講ずるべき。**

◆ 地域医療構想の工程

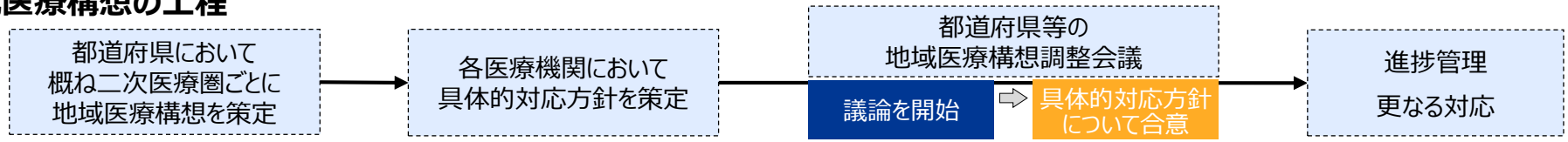

◆ICU等病床数の国際比較（人口10万人当たり）

日本	英国	スペイン	フランス	イタリア	ドイツ	米国
13.5	6.6	9.7	11.6	12.5	29.2	34.7

（出所）厚生労働省資料（2020年5月6日）から引用

※日本については、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料を合計。

◆重点支援区域の指定

第１回（2020年1月31日）	第2回（2020年8月25日）
3県５区域 宮城県　仙南区域　等	６道県７区域 北海道　南空知区域　等

◆「経済財政運営と改革の基本方針2020」（2020年7月）

今後、感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。その際、地域医療構想調整会議における議論の活性化を図るとともに、データに基づく医療ニーズを踏まえ、都道府県が適切なガバナンスの下、医療機能の分化・連携を推進する。

都道府県医療費適正化計画①

○ **「都道府県医療費適正化計画」**は、診療報酬改定・薬価改定やそれによって影響される保険料等の**負担面と連動しておらず、**同計画における**「医療費の見込み」は**、6年間を1期とする**計画期間中更新されない。**

○ このような仕組みのもと、第２期医療費適正化計画（2013年度～2017年度）では、**実績が計画策定時の「医療費の見込み」を上回った都道府県はない**（計画期間中に薬価改定や制度改革が行われたため）。

○ 第３期医療費適正化計画では、「都道府県医療費適正化計画」の**毎年度のＰＤＣＡ管理が求められているものの**、足元で生じている感染症のまん延は勿論、診療報酬改定・薬価改定や制度改革を織り込んだ改訂がなされない「医療費の見込み」では、**実効性を期待できない。**

（注） 介護保険制度においては、住民の負担である保険料率は、市町村が受益（給付）の予想額や公費負担額等に照らしておおむね３年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、負担面と連動する関係になっている。このため、給付額が増えれば保険料率も上がるという意味で受益（給付）と負担の相互牽制関係が働く。こうした仕組みのもと、３年を１期とする「市町村介護保険事業計画」が立てられ、あわせて３年に１度の介護報酬改定が行われている。

介護保険法第129条第3項
前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

◆第２期医療費適正化計画の医療費推計と実績の差異

A：計画策定時点での2017年度の適正化後の医療費　※　足下値（2012年度値）補正後
B：2017年度医療費（実績見込み値）

（億円）

	A	B	B－A
北海道	22,519	21,387	▲1,132
青森	4,594	4,461	▲134
岩手	4,338	4,122	▲216
宮城	7,693	7,375	▲318
秋田	3,866	3,693	▲173
山形	3,933	3,835	▲99
福島	6,571	6,282	▲289
茨城	9,235	9,025	▲210
栃木	6,517	6,099	▲418
群馬	6,697	6,328	▲369
埼玉	22,622	21,964	▲658
千葉	19,374	18,823	▲551
東京	45,318	42,621	▲2,697
神奈川	29,118	27,996	▲1,122
新潟	－	7,120	－
富山	3,698	3,599	▲98

	A	B	B－A
石川	4,329	4,007	▲322
福井	2,892	2,662	▲230
山梨	2,972	2,777	▲194
長野	7,036	6,806	▲229
岐阜	7,105	6,701	▲404
静岡	11,837	11,617	▲219
愛知	24,512	23,090	▲1,421
三重	6,051	5,898	▲154
滋賀	4,550	4,334	▲216
京都	－	9,170	－
大阪	33,777	32,933	▲844
兵庫	21,336	19,724	▲1,612
奈良	4,930	4,771	▲159
和歌山	－	3,621	－
鳥取	2,115	1,997	▲118
島根	2,697	2,620	▲77

	A	B	B－A
岡山	－	7,013	－
広島	11,180	10,373	▲807
山口	6,028	5,590	▲438
徳島	3,215	3,011	▲205
香川	3,886	3,729	▲156
愛媛	－	5,222	－
高知	3,425	3,220	▲205
福岡	20,971	19,590	▲1,381
佐賀	3,653	3,288	▲365
長崎	6,060	5,676	▲384
熊本	7,454	7,037	▲417
大分	－	4,635	－
宮崎	4,436	4,003	▲432
鹿児島	7,118	6,748	▲369
沖縄	5,127	4,437	▲690
全国	453,300	431,000	▲22,300

◆第３期医療費適正化計画のＰＤＣＡ管理の流れ

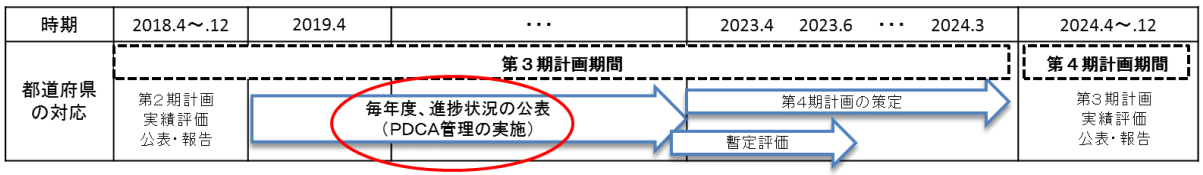

令和元年度以降の第３期医療費適正化計画のPDCA管理等について

令和元年6月28日 厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 事務連絡

医療費適正化計画については、2018年度より、各都道府県において第３期医療費適正化計画（以下「第３期計画」という。）が開始されたところであり、高齢者の医療確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第11条第１項においては、都道府県医療費適正化計画について、県は年度ごとに進捗状況を公表するよう、努力義務が規定されています。

１．医療費適正化計画のＰＤＣＡ管理体制

（１） 都道府県における連携体制

○ 毎年度、第三期計画の進捗状況を把握・公表するとともに、必要な対策の検討を行い、実施することが望ましい。

（３）保険者協議会について

①保険者協議会の活用について

○ 医療費適正化計画の実施においては、保険者協議会を活用してこれらの関係者に協力を求めることが望ましい。

都道府県医療費適正化計画②

○ **「都道府県医療費適正化計画」は**、高齢者の医療の確保に関する法律の眼目となる計画でありながら、以下のとおり、**更に形骸化**している。

① 医療費適正化に関して達成すべき**目標はあくまで個別の施策について設ける**こととされており、「**医療費の見込み**」は見通しに過ぎず、達成すべき**「目標」でないとの位置づけ**とされている。

② 医療費適正化のため推進すべき個別の施策についても、地域医療構想の推進や「医療の効率的な提供」よりも「住民の健康の保持の推進」が重視されている。

○ このような状況のもと、「**医療費の見込み**」について、負担面との連動を求めることをはじめその**位置づけを見直す**とともに、定期改訂をするなど**毎年度のＰＤＣＡ管理に馴染むものとすべき**である。また、都道府県医療費適正化計画において**推進すべき施策の優先順位について見直す**とともに、**都道府県や保険者協議会の医療費を巡るＰＤＣＡサイクルへの関与を強化**すべき。

【第３期全国医療費適正化計画における医療費の見込みのイメージ】

※奈良県は、入院外・歯科医療費の適正化前の額を算出していないため、国が示した算出方法により、国において算出。

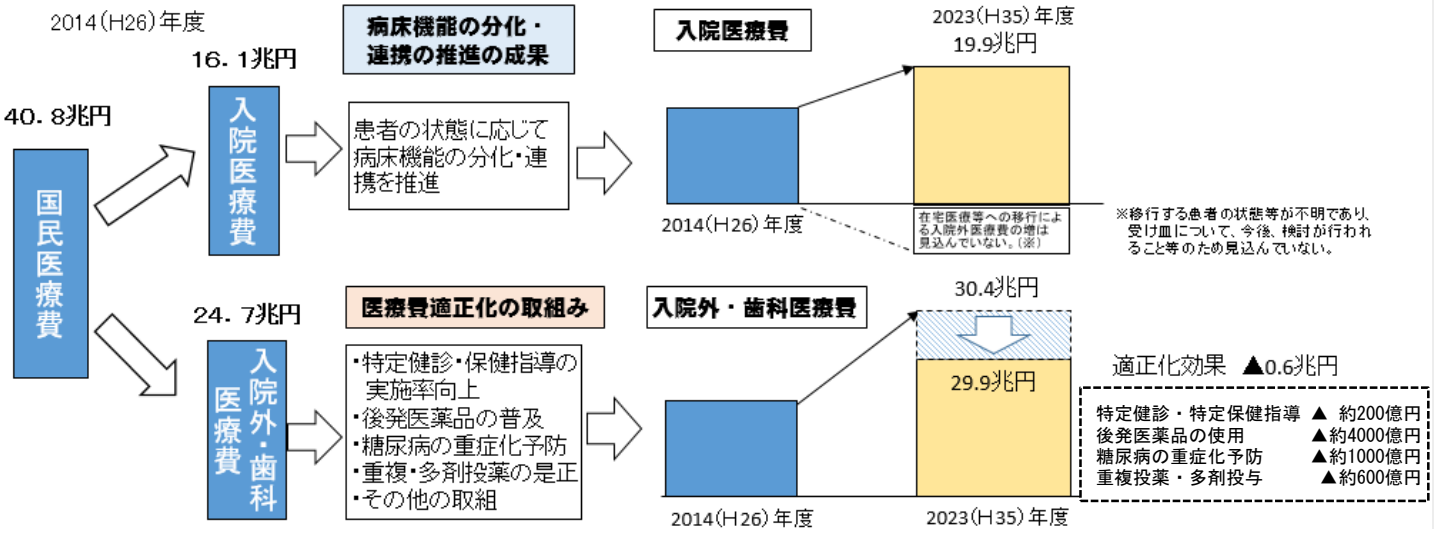

高齢者の医療の確保に関する法律
第九条

３ 都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。

一 住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

二 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

三 前二号の目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

（以下略）

（参考）健康予防と医療費の関係①

令和２年度予算の編成等に関する建議（令和元年11月25日）

○ 依然として、**予防・健康づくり**を行うことでも医療費適正化が期待できるといった主張がある。
- 今般の議論において紹介された推計(※1)を含め、**むしろ医療費は増加するとの指摘も多い。**
- また、相当の財政支出を追加して進めてきた特定健診・特定保健指導といった**生活習慣病予防の取組**について、**コストを上回る**実証的・定量的な**医療費適正化効果はいまだ示されていない**(※2)。

○ 確かに予防・健康づくりは個々人のQOL（Quality of Life）の向上という大きな価値をもたらすものであり、エビデンスに基づくKPIの設定や費用対効果の検証を前提として、**今後も推進すべきであることは変わらない。**しかしながら、予防・健康づくりの推進を理由に**改革の手を緩めることなく、給付と負担のバランスの回復に向けた取組を着実に進めるべき**である。

※１ 「未来社会構想2050」（三菱総研）において示された長期推計

※２ 政府は毎年度国費200億円強を投じて特定健診・保健指導を推進してきているが、その実施率向上による効果額については、今後更にデータを蓄積して分析を深める必要がある等の諸点を指摘しつつ、一定の仮定の下で機械的に試算したものとして、医療費ベースで200億円とされている（平成29年1月12日医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会とりまとめ）。

◆三菱総研「未来社会構想2050」の長期推計　全世代型社会保障検討会議有識者プレゼン資料（2019年11月８日）

健康寿命延伸は人々の生活の質を高めるものの、高額化する医療技術の適用を伴うため、一人当たり医療費の上昇から、医療費を中心に医療・介護給付は増加する見通し

◆第３期医療費適正化計画（平成30～35年度）の算定式に織り込まれている医療費適正化効果（厚生労働省）

取　組	目標（平成35年度）	効果額（平成35年度）
後発医薬品の普及	数量シェア：80%	▲約4,000億円
特定健診・保健指導の実施率向上	特定健診：70% 特定保健指導：45%	▲約200億円
糖尿病の重症化予防	40歳以上の糖尿病の１人当たり医療費の平均を上回る都道府県の平均との差を半減。	▲約800億円
重複・多剤投与	3医療機関以上、15剤以上の薬剤投与について是正	▲約600億円
合　計		▲約6,000億円

◆「次世代ヘルスケア産業協議会　新事業創出ＷＧ」提出　予防を行った場合の2034年の60歳以上医療費への影響（経済産業省）

がん（一次予防）	＋360億円

※がん一次予防は2034年でがん患者を約４万人程度減少させるが、その他疾患に関連した医療費が増加するため、全体としては増加

（参考）健康予防と医療費の関係②

◆海外の論文等

① Joshua T. Cohen, Peter J, Neumann, Milton C. Weinstein「Does Preventive Care Save Money? Health Economics and the Presidential Candidates」（2008年）の研究結果

・ 予防医療の費用対効果に関する1500の研究結果のうち、医療費削減を効果を認めた予防医療サービスは20%以下。

② Louise B. Russell、Health Affairs （2009年） （抄訳）

・ 過去40年間以上にわたり、数百の費用対効果の研究が行われたが、そのほとんどは、予防医療は医療費を削減するのではなく、むしろ増加させることを示している。

◆人口減少社会での社会保障のあるべき姿　日本医師会医療政策会議（2020年3月）

・寿命の延伸については、有病状態の拡大(expansion of morbidity)説と有病状態の圧縮(compression of morbidity)説が古くからある。予防で医療を抑制できるとする、最近政策の表舞台に出てきた説は、後者に依存したものである。しかし、厳密な研究では、前者の有病状態の拡大が現実に即していることが示されている。

・2019年4月1日に日本医師会は「医療のグランドデザイン2030」をまとめている。そこで予防医療について次のように論じられている。

> ・嗜好品、食品や運動にターゲットを絞った一次予防は、一定の定義があるものの「絶対ではない」。
>
> ・「世界の動向」（ランダム化比較試験（RCT)の結果）に基づけば、二次予防（健診・検診）の健康増進効果は確認されていない。
>
> ・「話を日本の検診に戻すと、本来ならある一つの健診の本格導入の前に、RCT等で一定の効果を確認してから開始すべきであったはずだが、『早期発見はできるし、それを早期に治療すれば、予後は必ずいいはず』と臨床的な経験に基づいて開始されたものがほとんどである。しかし、（中略）科学的には明確に健診・検診の効果を証明できないまま今日に至っている」。

◆OECD Reviews of Public Health：Japan （公衆衛生白書：日本 明日のための健康づくり, 2019年２月）

・(日本における）二次予防戦略は、OECD諸国の中でも独特のもの[unique]であり、多くの国民をカバーする、広範囲の検診や検査は、OECD諸国の医療制度全体を通しても、一般的なものとはほど遠い[far from common]

・全ての健診が、集団の健康と費用節減の両面から、制度に価値をもたらしているか、明らかでない[not clear that all tests are adding value to the system]

・現在の健康診断について経済的な評価を行い、金額に見合う価値のない健康診断をなくすことを注視する。

・日本での、健康状態の見守りと疾患の早期発見の両方の予防活動への支出は、OECD平均よりも60%以上高かった。しかしながら、これらの日本のデータは、・・・過小評価されている可能性。…自治体レベルで提供される健康診断および検査の費用は特定健康診査を除き、支出データに含まれていない。

都道府県医療費適正化計画と高齢者の医療の確保に関する法律

【新経済・財政再生計画改革工程表2019】
各都道府県において、第３期医療費適正化計画に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度ＰＤＣＡ管理を実施し、国において、高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の意向を踏まえつつ、その判断に資する具体的な活用策を検討し、提示。

◆高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）
（都道府県医療費適正化計画）
第九条3 都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。
二　医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項
（計画の実績に関する評価）
第十二条　都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うものとする。
（診療報酬に係る意見の提出等）
第十三条　都道府県は、前条第一項の評価の結果、第九条第三項第二号の目標の達成のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、健康保険法第七十六条第二項の規定による定め及び同法第八十八条第四項の規定による定め並びに第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び第七十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準（次項及び次条第一項において「診療報酬」という。）に関する意見を提出することができる。
２　厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県から意見が提出されたときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるように努めなければならない。
（診療報酬の特例）
第十四条　厚生労働大臣は、第十二条第三項の評価の結果、第八条第四項第二号及び各都道府県における第九条第三項第二号の目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。
２　厚生労働大臣は、前項の定めをするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事に協議するものとする。

全国一律（注）		全国一律		
診療報酬点数（厚生労働大臣告示） （例）　初診料　282点 急性期一般入院料１　1,591点 調剤基本料１　41点	×	１点あたり 単価 １０円	＝	医療費

（注）入院基本料への地域加算（都市部に加算）など、例外的に地域ごとに異なる取扱いもある。

（参考）
①介護報酬では地域によって1点単価で最大14%の差異が設けられている。
②かつて診療報酬も地域別に単価が設定されていた。

保健医療2035提言書（平成27年6月）
「診療報酬については、例えば、地域ごとのサービス目標量を設定し、不足している場合の加算、過剰な場合の減算を行うなど、サービス提供の量に応じて点数を変動させる仕組みの導入を検討する。都道府県において医療費をより適正化できる手段を強化するため、例えば、将来的には、医療費適正化計画において推計した伸びを上回る形で医療費が伸びる都道府県においては、診療報酬の一部（例えば、加算の算定要件の強化など）を都道府県が主体的に決定することとする。」
「仮に都道府県が医療費の地域差を負担することとなった場合、疾病予防という取組み以外にも医療費を都道府県自らが適正化できる具体的な権限を有することが望ましいため、診療報酬に係る一定の権限を都道府県に付与することが考えられる。」

法定外一般会計繰入等の解消

○ **国民健康保険では、制度上の公費に加えて、保険料の軽減等の目的で一般会計から**総額約1,300億円の**法定外繰入を実施**（国保財政における給付と負担の相互牽制関係が毀損されている）。

○ 法定外繰入の総額、実施市町村数（354市町村）は減少基調であるが、その解消に活用し得る公費が大幅に拡充されてきたこと等をも踏まえれば、**解消に向けた取組はいまだ不十分**である。今後についても、「改革工程表」のＫＰＩにおける2023年度の実施市町村数が200とされるなど、**十分なスピードでの解消方針が示されているとは言い難い。**

○ **介護保険制度では財政の均衡を保つ旨の規定**の存在により一般会計からの**法定外繰入れの余地が生じない**こと等を踏まえ、**国民健康保険法についても同様の規定を導入すること**や都道府県国保運営方針において都道府県内の市町村における法定外繰入れの解消に向けた計画の記載を求めるなど、**法定外繰入れの解消を一段と加速化するための制度的対応を講ずるべき。**

◆ 法定外一般会計繰入の構造（イメージ）

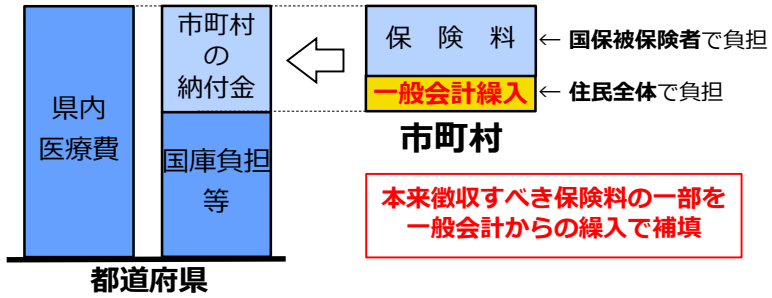

◆ 法定外一般会計繰入額等の推移

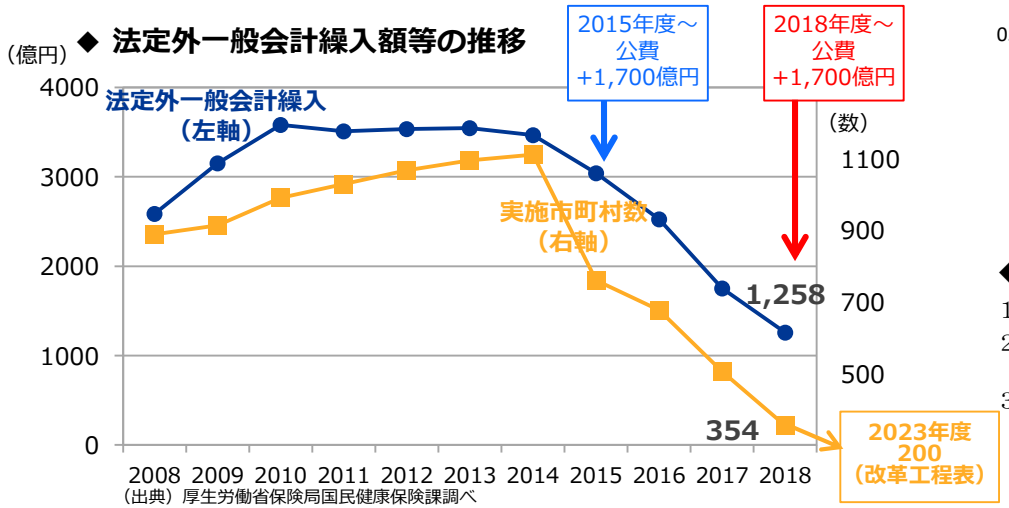

（出典）厚生労働省保険局国民健康保険課調べ
（注）法定外一般会計繰入は、決算填補等目的のもの。

◆ 都道府県別の１人当たり法定外繰入等の額（2017・2018年度）と2018年度に投入された１人当たり拡充公費の額の比較

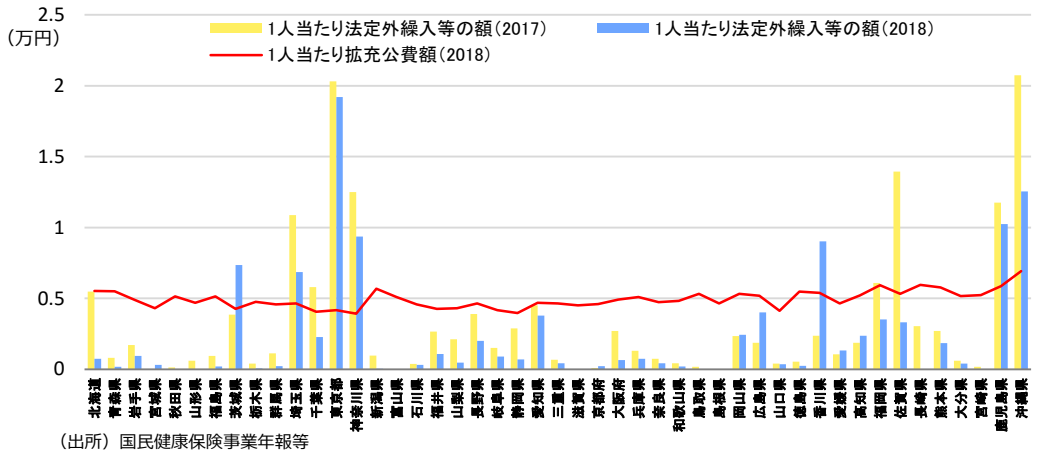

（出所）国民健康保険事業年報等
（注）法定外繰入等の額は、決算補填目的等のもの及び繰上充用増加額。2018年度拡充公費の額は、2018年度拡充公費約1,700億円のうち、保険者努力支援制度（市町村分）と特別調整交付金（精神・非自発的失業）に係る額を機械的に控除したもの（約1,310億円）。

◆介護保険法 第１２９条

1　市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2　前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3　前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

都道府県内保険料水準の統一

○　都道府県内で**国保の保険料水準を統一**することは、国保財政における**給付と負担の関係の「見える化」**を図り、都道府県を給付と負担の相互牽制関係のもとで両者の総合マネジメントを行う主体としていくうえで、極めて重要。

（注）都道府県内の国保の保険料水準の統一は、都道府県に給付水準の均霑化、そのための**医療提供体制の均霑化インセンティブをもたらし**、地域内における公平かつ持続可能な**医療提供体制の整備の観点からも好ましい影響をもたらす**。

○　しかし、現在、都道府県国保運営方針等において統一時期や検討時期等に係る記載を行っている都道府県が７都道府県にとどまるなど、**都道府県における保険料水準統一への動きは捗々しくない**。厚生労働省は、こうした進捗の遅れの一因であったガイドラインを本年5月に修正するとともに、保険者努力支援制度においても取組状況を評価に組み込んだところであるが、十分なものであるとは言えない。

○　**都道府県国保運営方針において実現に向けた工程や期限の記載を求める**など、国保の都道府県内の保険料水準の統一を**一段と加速させる方策を講ずるべき**。

	旧	新
国保運営方針策定要領	• 保険料率については、市町村ごとに設定することを基本にしつつ、地域の実情に応じて、二次医療圏ごと、都道府県ごとに保険料率を一本化することも可能としている。	• 保険料率については、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指すこととし、また、地域の実情に応じて、二次医療圏ごとに保険料水準を統一することも可能としている。 • 都道府県は、県内の市町村との間で、保険料水準の統一に向けた議論を深めることが重要であり、統一化の定義や前提条件等、さらには保険料算定方式の統一や標準保険料率と実際の保険料率の見える化から検討することも考えられる。
納付金算定等ガイドライン	• 医療費水準に差異がある都道府県においては、年齢調整後の医療費指数を各市町村の納付金に反映させることが原則となる（α＝１）。 • ただし、都道府県内で統一的な保険料水準とする観点から、医療費指数を反映させないこと（α＝０）・・・も可能とする。	• 医療費水準に差異がある都道府県においては、年齢調整後の医療費指数を各市町村の納付金に反映させることが考えられる（α＝１）。 • 将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指すこととし、αを徐々に０に近づけ、あるいは医療費指数を反映させないこと（α＝０）も可能とする。

国保運営方針等における
具体的な統一時期や検討時期等に係る記載

記載内容	該当都道府県
2024年度より統一	大阪府　奈良県　（激変緩和措置あり）
2024年度までを目標に検討	北海道※１　広島県※２　沖縄県 ※1：納付金ベースでの統一 ※2：収納率の差異によるバラツキを容認
2027年度までを目標に検討	和歌山県　佐賀県

年齢調整後の医療費水準を市町村の納付金に
どの程度反映するかを調整する係数（α）

係数 α	該当都道府県
α＝０	滋賀県 大阪府 奈良県 広島県
α＝０.５	北海道 宮城県
α＝０.７	三重県
α＝０.75	群馬県
α＝１	その他の39都府県

医療費水準を反映しない（α＝０）

医療費水準を反映する（α＝１）

普通調整交付金の配分方法の見直し

○　国民健康保険の給付のうち前期高齢者調整分を除く５割超は公費で賄われており、このうち6,100億円は、自治体間の財政力の格差（医療費、所得等）を調整するため、普通調整交付金として国から都道府県に配分されている。
○　地域間の医療費の差は、高齢化など年齢構成により生じるものと、いわゆる「地域差」（年齢構成では説明できないもの）があるが、現行制度では、理由にかかわらず、医療費に応じて普通調整交付金が増減額される仕組みとなっており、**医療費適正化のインセンティブが働かない。**
○　実際の医療費ではなく、**各都道府県の年齢構成を勘案してデータに基づき算出した標準的な医療費水準を前提として交付額を決定する仕組み**に改めるべき。（年齢構成等により合理的に説明できない地域差は、その地域の保険料水準に反映されるべき。）

◆国民健康保険の財政（2020予算）

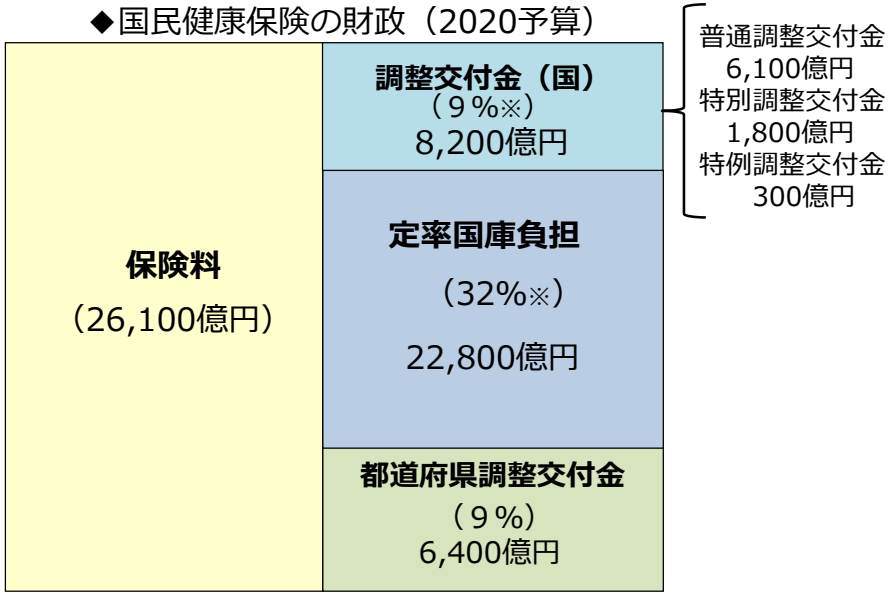

※　定率国庫負担のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある

現行では、年齢構成等では合理的に説明できない地域差の部分にも、国庫負担が充てられている。

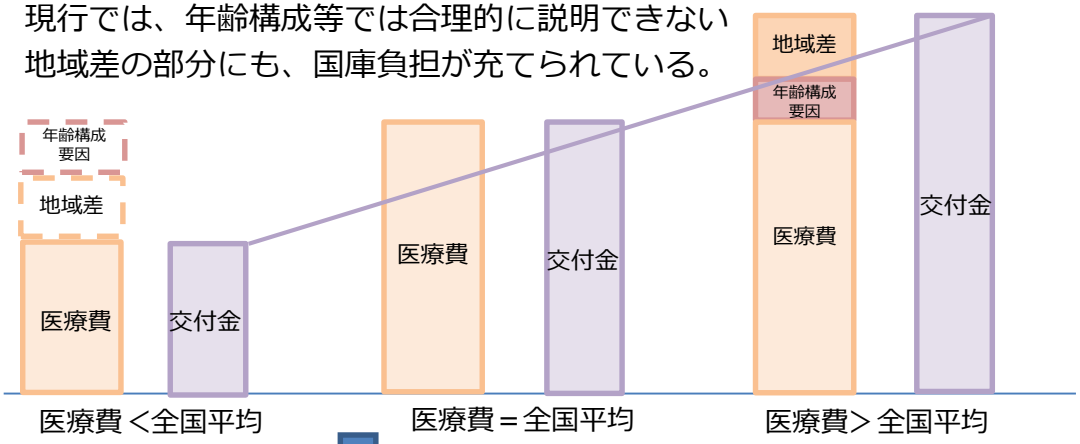

年齢構成等では合理的に説明できない地域差には、普通調整交付金を充てない仕組みとすることで、地域差是正に向けたインセンティブを強化。

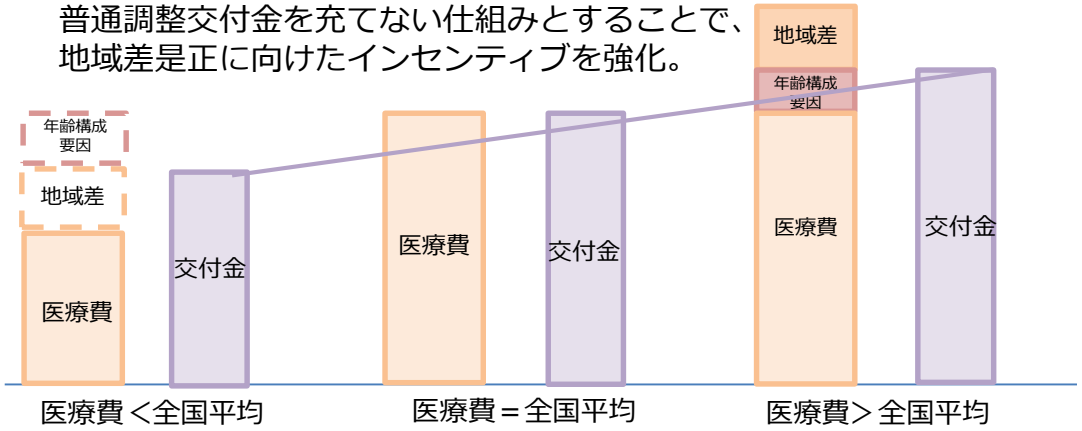

デジタル化の推進による適正受診・医療費適正化の推進

○ 「骨太方針2020」に沿って、**患者の保健医療情報を医療機関・薬局等において確認できる仕組みを着実に構築**すべき。その際、実際に広く利活用されるよう、**①マイナンバーカードの保険証利用の原則化**や**②本人の同意の推進**などの対応を検討することが必要である。

○ そのうえで、医療機関が、患者の過去の診療・処方箋情報等を参照可能である場合には、**重複投薬・重複検査などに対する診療報酬上の対応**を検討すべき。

○ また、審査支払機関や保険者はデータを活用できる仕組みがあるものの、医療費適正化の役割や枠組みを十分に与えられていないため、折角のデータが「宝の持ち腐れ」に終わる可能性がある。審査支払機関や保険者によるデータの活用を促す環境整備として、**審査支払機関の役割強化や都道府県等による医療費を巡るＰＤＣＡサイクルの強化を図るべき**。

◆各機関での医療データの利活用状況

被保険者

受診

医療機関・薬局

レセプト請求

審査支払機関（支払基金・国保連）

保険者への請求

保険者

未活用

他の医療機関・薬局における、診療・投薬・検査等の医療データが現状では確認できないため、活用が不可能

【検討課題】データが確認できる仕組みを構築。実際に広く利活用されるよう、①マイナンバーカードの保険証利用の原則化や②本人の同意の推進などの対応を検討。

経済財政運営と改革の基本方針2020

○ 患者の保健医療情報を患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2020年度中に、レセプトに基づく薬剤情報については2021年中に稼働させ、さらに手術等の情報についても2022年中に稼働させる。

⇒これにより、①マイナンバーカードを保険証として活用し、②本人同意がある場合には、上記データの利活用が可能となる。

○ 電子処方箋について、既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始する。

⇒これにより、①マイナンバーカードを保険証として活用する場合には、過去の処方箋情報を確認できる仕組みとする予定。

活用中

レセプトに記載されている診療内容が、保険診療規則に基づき適正に算定されているか等、医学的見地から確認

・審査におけるAIの活用(2021年秋～)

【検討課題】審査支払機関の役割にデータ分析等を通じた医療費適正化を位置付け

活用中

糖尿病重症化予防・多剤投与対策など被保険者を指導

・保険者努力支援制度による評価

【検討課題】国保の保険者である都道府県や保険者協議会による、医療費適正化のPDCAサイクルを強化

医療扶助

○　生活保護費負担金（事業費ベース）は約3.6兆円（平成30年度）。そのうち、**約半分は医療扶助**となっている。

○　都道府県別の生活保護受給者１人当たり医療扶助費（月額）を性・年齢構成の違い等を除いた形で比較すると、**最も高い県と低い県で約2.8万円の差**がある。

◆　生活保護費負担金（事業費ベース）実績額の推移

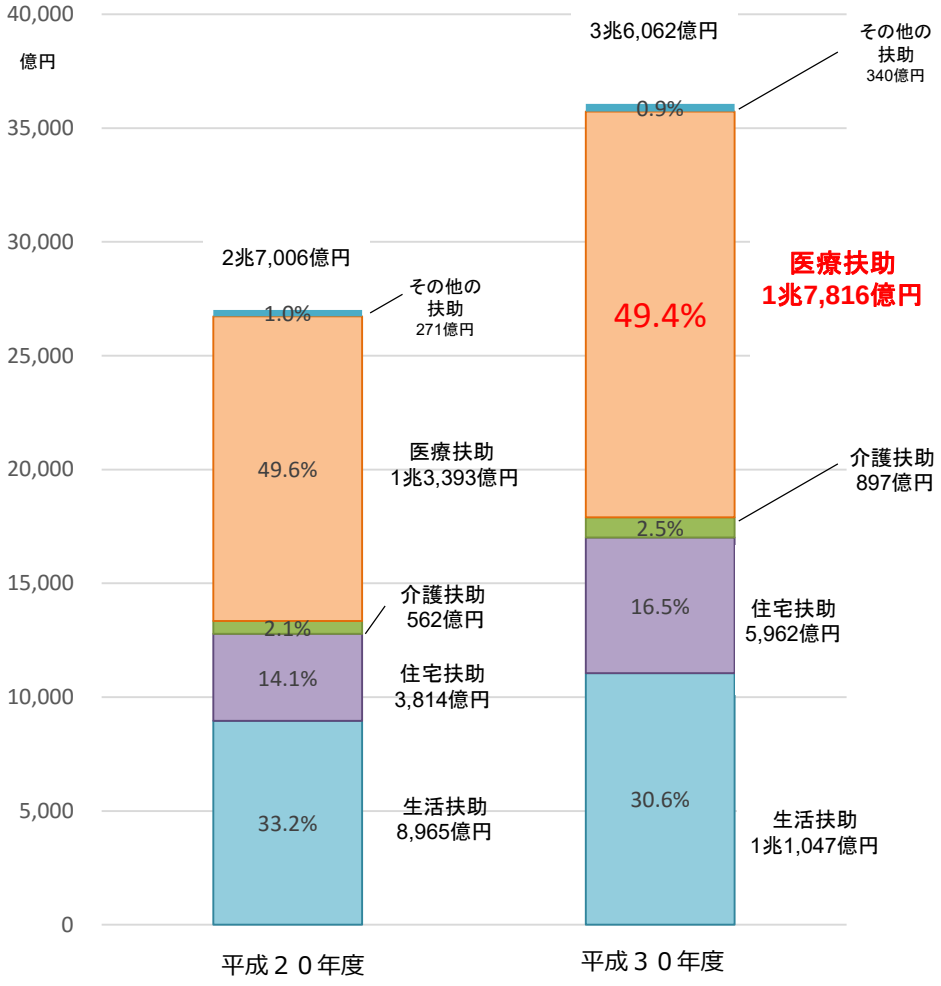

◆　都道府県別の生活保護受給者１人当たり医療扶助費（月額）

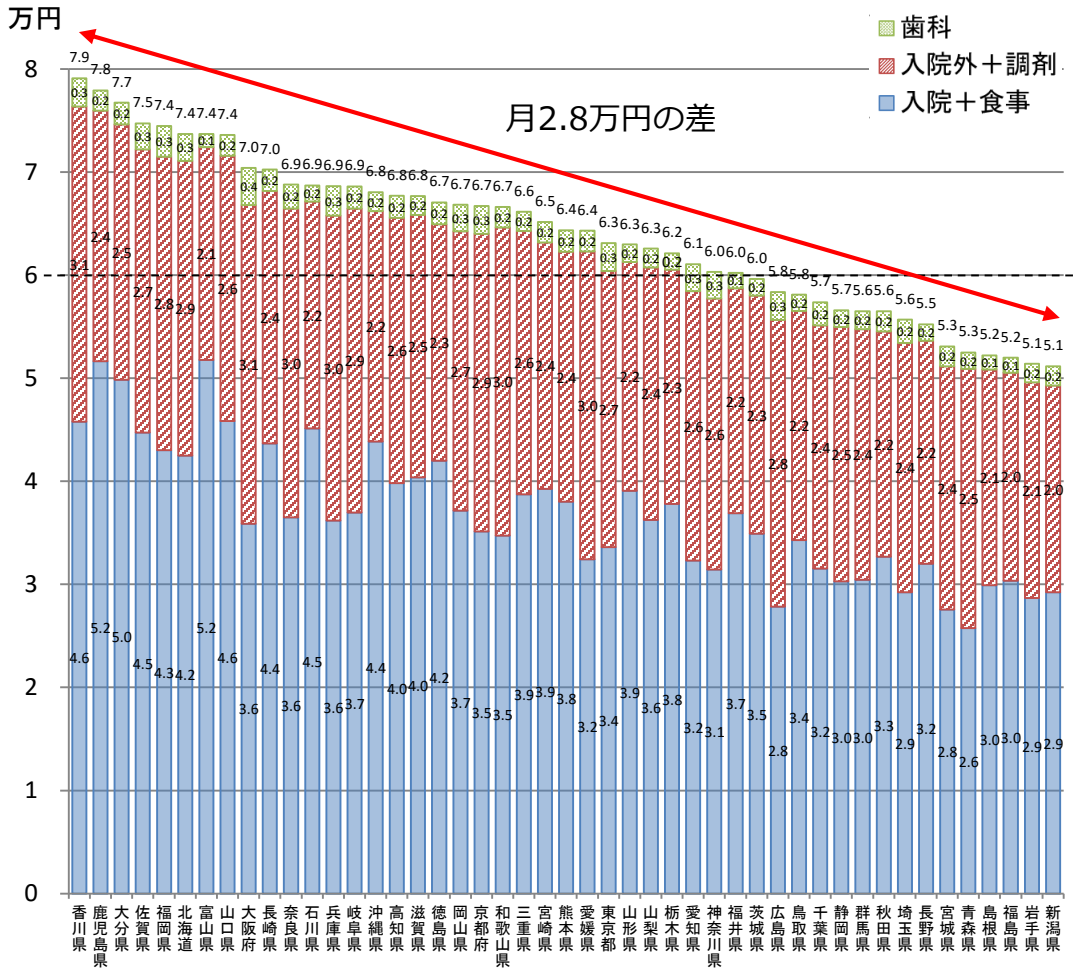

※各都道府県の性・年齢階級別被保護者１人当たり医療扶助費（月額）と、全国の被保護者の性・年齢構成とで算出した仮想的な被保護者1人当たり医療扶助費（月額）

厚生労働省第１回医療扶助に関する検討会（令和2年7月15日）の資料をもとに作成

原資料：第65回医療扶助実態調査（平成30年６月審査分）特別集計、
平成30年度被保護者調査（年次調査）

医療扶助における頻回受診

○　生活保護受給者のレセプト１件（１か月）の**平均通院日数は地域によって偏り**が見られる。平均通院日数が高い地域では、被保護者人員に占める受診状況把握対象者（注）の割合も高い傾向が見られる。

（注）受診状況把握対象者とは、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している者（短期的・集中的な治療を行う者を除く）。

○　また、レセプト請求件数の**全件または大多数が生活保護受給者のレセプトである医療機関**も見受けられる。

○　**生活保護受給者の平均通院日数が**生活保護受給者以外の平均通院日数に比べて**長い医療機関が標榜している診療科は、特定の診療科に偏る傾向**が見られる。

○　自治体（特に平均通院日数が多い自治体）は、**頻回受診者が多く発生している医療機関に着目した対策を講じる、嘱託医を充実するなど、頻回受診対策を更に強化すべき。**

◆　都道府県別「平均通院日数」と「被保護者人員に占める受診状況把握対象者の割合」

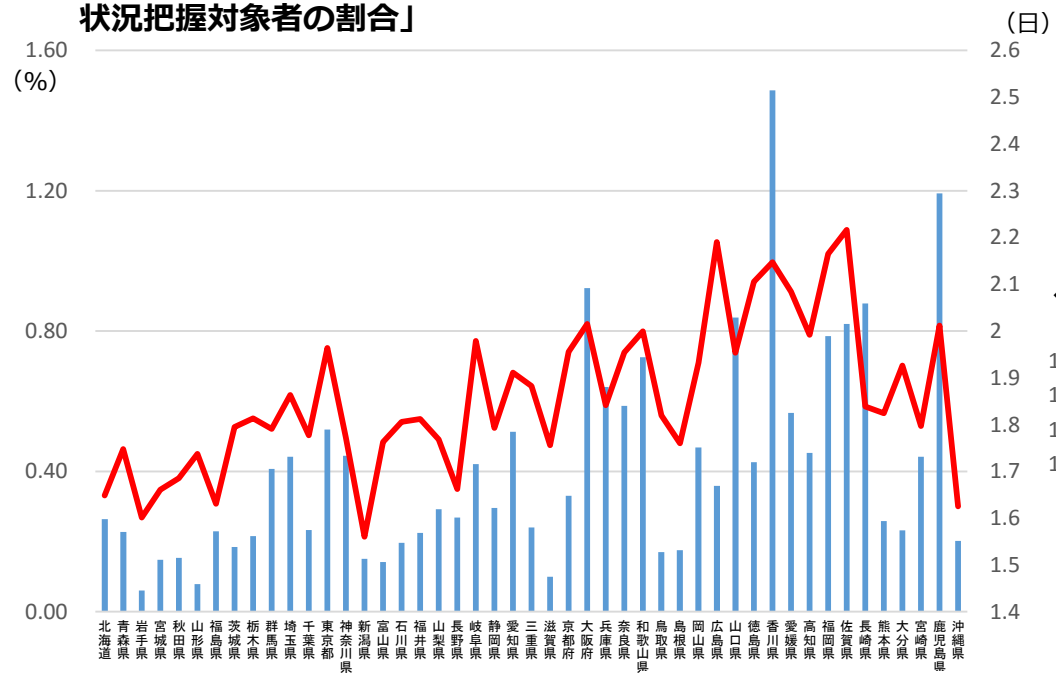

注）平均通院日数とは、レセプト１枚当たりの医療機関を利用した日数。
資料：第66回医療扶助実態調査（平成30年６月審査分）、平成30年度被保護者調査（年次調査、平成30年７月末時点）、平成30年度頻回受診者に対する適正受診指導結果について（厚生労働省調べ）

◆　生活保護受給者の請求件数割合が高い医療機関

件数割合	医療機関数
100%	19
90～100%	112
80～90%	191

資料：社会保険診療報酬支払基金の入院外のデータ（病院及び診療所）（対象診療年月：令和元年7月～9月）にもとづき財務省において集計。

◆　被保護者の平均通院日数が被保護者以外の平均通院日数と比べて長い医療機関上位200先の診療科

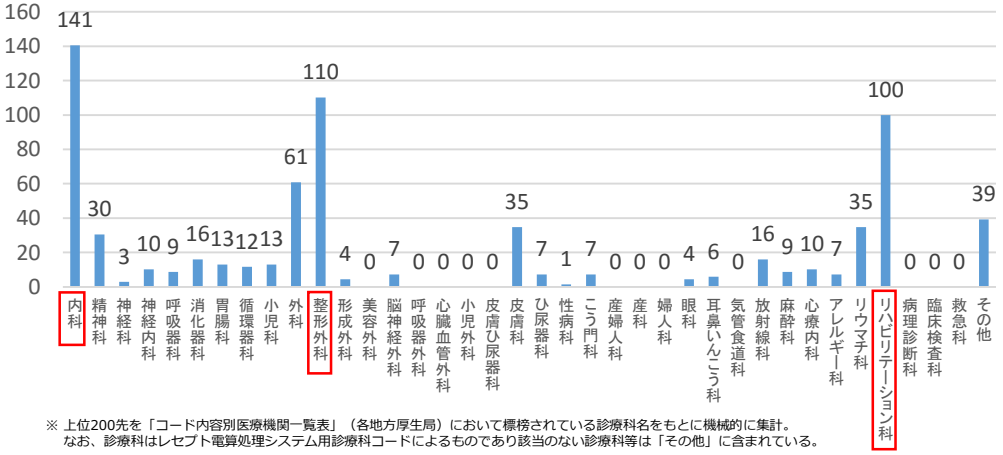

※ 上位200先を「コード内容別医療機関一覧表」（各地方厚生局）において標榜されている診療科名をもとに機械的に集計。
なお、診療科はレセプト電算処理システム用診療科コードによるものであり該当のない診療科等は「その他」に含まれている。

資料：社会保険診療報酬支払基金の入院外のデータ（病院及び診療所）（対象診療年月：令和元年7月～9月）にもとづき財務省において集計。

医療扶助における長期入院

○　入院期間が180日を超える医療扶助を受ける入院患者についての実態把握が毎年実施されている。平成30年度では、**入院の必要がないとされた患者のうち、退院等の措置がなされていない者の割合は約３割**になっている。

○　また、自治体間で比較すると、入院180日を超えた患者のうち入院の必要がないとされた者の割合や、入院の必要なしとなったものの未措置となっている者の割合には、**地域差**が見られる。

○　生活保護は居宅保護が原則であり、自治体は、長期入院患者の**実態把握を強化し、入院の必要がない方の地域移行を更に促進**すべき。

◆　長期入院患者の実態把握の状況

嘱託医は、診療報酬明細書等に基づき、医療扶助による入院継続の必要がある者、入院継続の必要性について主治医等の意見を聞く必要がある者に分類。ケースワーカーは主治医との意見調整等の結果、入院継続を要しないことが明らかになった者について、退院指導等を行うこととされている。

＜平成30年度の結果＞

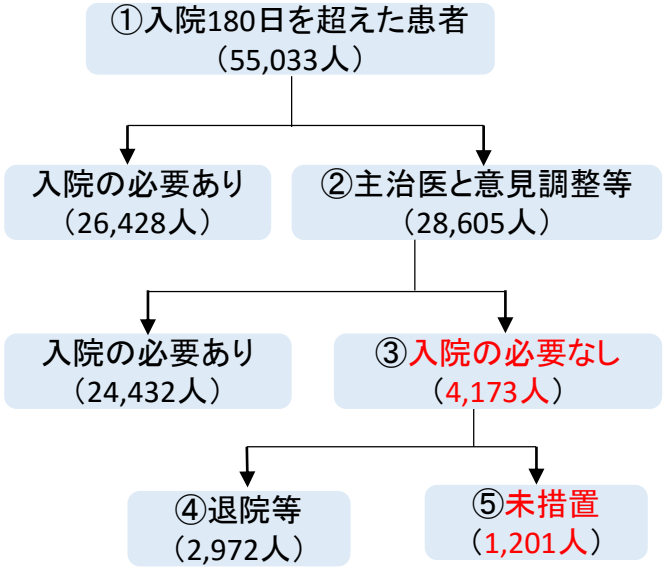

⑤未措置／③入院の必要なし＝**28．8%**

（注）厚生労働省「社会・援護局関係主管課長会議資料」（2020年3月4日）を一部更新して作成。

◆　長期入院患者の多い自治体の状況

	入院180日を超えた者①	入院の必要なし③	③／①	未措置⑤	⑤／③
東京都	6,704人	654人	9.8%	64人	9.8%
大阪市	3,030人	170人	5.6%	85人	50.0%
北海道	2,620人	20人	0.8%	6人	30.0%
福岡県	1,997人	210人	10.5%	93人	44.3%
大阪府	1,616人	98人	6.1%	27人	27.6%
札幌市	1,489人	0人	0%	0人	―
千葉県	1,342人	124人	9.2%	94人	75.8%
埼玉県	1,308人	37人	2.8%	12人	32.4%
福岡市	1,122人	58人	5.2%	9人	15.5%
北九州市	1,035人	142人	13.7%	13人	9.2%

（注１）厚生労働省「社会・援護局関係主管課長会議資料」（2020年3月4日）を一部更新して作成。
（注２）政令指定都市、中核市及び都道府県（政令指定都市・中核市分を除く）について、長期入院患者が多い順に10自治体を抜粋して記載（平成３０年度の結果）。なお、東京都の数値は八王子市の分を除く。北海道の数値は札幌市、旭川市、函館市の分を除く。福岡県の数値は福岡市、北九州市、久留米市の分を除く。大阪府の数値は大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市の分を除く。千葉県の数値は千葉市、船橋市、柏市の分を除く。埼玉県の数値はさいたま市、川越市、越谷市、川口市の分を除く。

医療扶助におけるデジタル化の推進

○　医療扶助においては、生活保護受給者（被保護者）が、福祉事務所から医療券・調剤券の交付を受けた後に、医療機関で受診等することが原則。しかし、福祉事務所における実際の運用では、事務負担の軽減のため、医療券・調剤券の交付が事後に行われている事例が多い（福祉事務所から医療機関や薬局に医療券・調剤券を直接郵送等）。

○　デジタルガバメント実行計画においては、医療扶助について**マイナンバーカードによるオンライン資格確認を進める**こととされている。これにより、将来的に、過去の医療・薬剤・特定健診の情報の把握や、処方箋・お薬手帳の電子化などの利用が可能となる方向であり、こうした**医療の質・利便性の向上**を被保護者が享受できるとともに、**効果的な健康管理・適正受診指導（頻回受診対策）**にもつながる。

○　医療保険制度において被保険者証に替えてマイナンバーカードの利用を推進しているため、これと足並みをそろえ、**医療扶助の資格確認は、原則としてマイナンバーカードにより行うべき**。

◆　現在の医療券・調剤券の本来の事務手続き

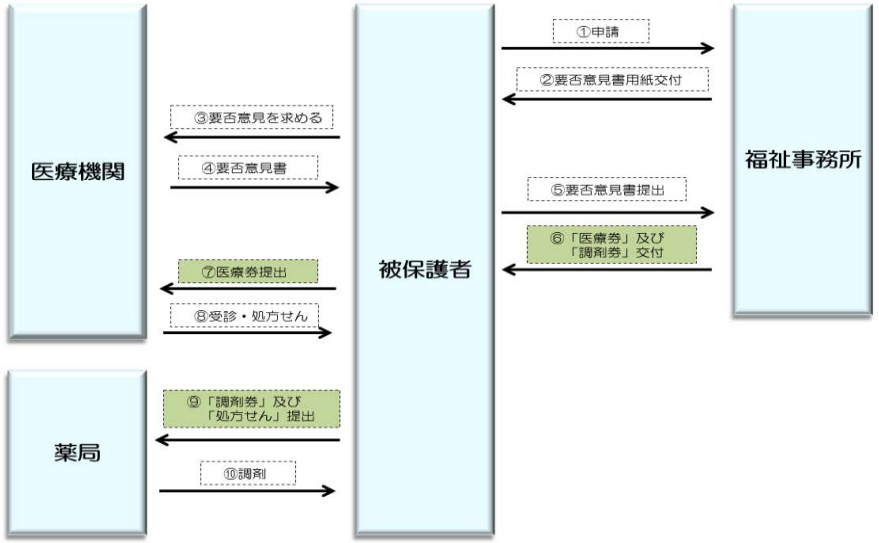

◆　将来のイメージ

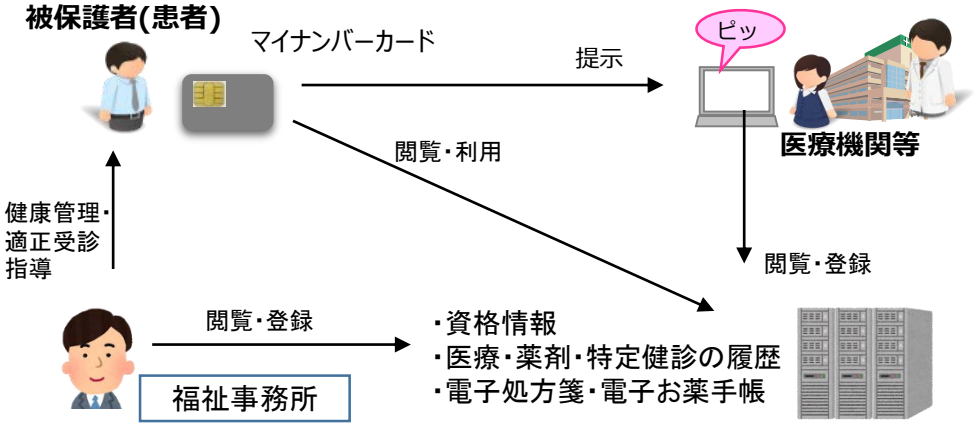

デジタル化（マイナンバーカードによるオンライン資格確認）のメリット
- ○　従来の事務手続きが省略できる
- ○　医療の質・利便性の向上
- ○　迅速で効果的な健康管理・適正受診指導　等

◆　デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日改定（閣議決定）)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表（抜粋）

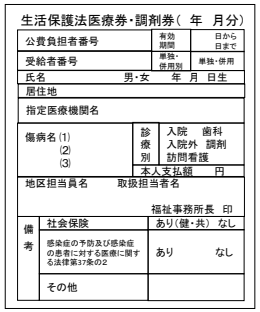

医療機関等での窓口では、医療券・調剤券の提示は不要となり、医療保険の被保険者と同様にマイナンバーカードを提示すればよいこととなる。

生活保護受給者の国保等加入の検討

○　生活保護法では、**他法優先の原則**が規定されている。例えば、介護については、生活保護受給者は、介護保険に加入したまま、保険料や利用者負担分について介護扶助を受ける。しかし、医療については、**医療扶助と国民健康保険又は後期高齢者医療制度（以下「国保等」）では、自治体の業務の多くが重複**しているにもかかわらず、**国保等には入らず、医療扶助を受ける**こととなっている。

○　生活保護受給者が、年齢に応じて国保等へ加入する制度とすれば、生活保護の他法優先の原則や、**都道府県医療費適正化計画において医療扶助が適正化されるべき医療費に含まれている**こと、**国民皆保険の考え方**とも整合的となると考えられる。さらに、国保等の担当部局と生活保護の担当部局の連携強化により、次のような効果が期待される。

・医療提供体制整備や国保の財政運営等に係る**都道府県のガバナンスが医療扶助に及ぶ**ようになり、医療提供側への働きかけにより、頻回受診・長期入院への対応が強化される。

・保護の前後における**資格移行**や、医療・薬剤・健診等の蓄積**データ活用がシームレス**なものとなり、生活保護受給者の利便性の向上や、保険者等による効果的な保健事業、頻回受診者への適正受診指導等が可能になる。

○　このため、**生活保護受給者が国保等へ加入する制度を検討**するなど、**医療扶助に係るガバナンス強化**を図るべき。

◆　生活保護受給者の各種制度への加入

介護保険	国民年金	労働保険	被用者保険	障害福祉サービス	国保等
加入・利用が可能					国保等から脱退して医療扶助を受ける

（参考）生活保護法第4条第2項
民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

◆　生活保護（医療扶助）と国保等に関する自治体の業務

国保等のみ必要	国保等・生活保護ともに必要（重複）	生活保護のみに必要
・保険料の設定・徴収	・資格管理 ・保健事業（健康管理指導・健診）、 ・適正受診指導 ・レセプト審査・支払 ・医療提供側への働きかけ	・医療券の発給等によるアクセス管理

◆　生活保護受給者の国保等加入により期待される効果

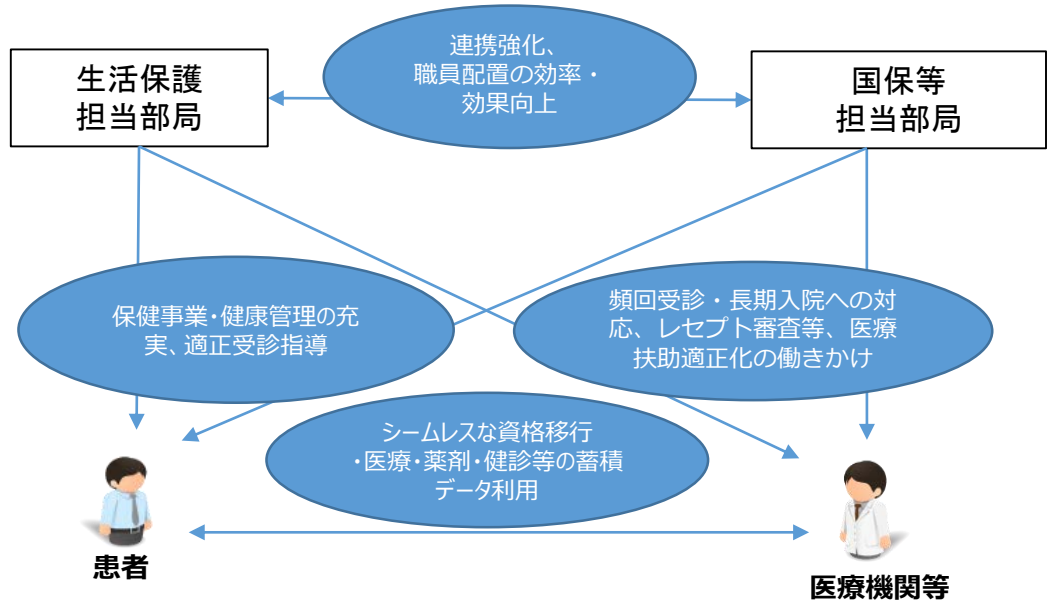

(参考)新型コロナウイルス感染症に対応するための診療報酬上の特例的な評価について

令和２年９月14日
財　務　省
厚生労働省

診療報酬については、令和元年12月17日大臣合意に基づく改定（本年4月１日）に加え、新型コロナウイルス感染症患者への診療を重点的に評価する観点から、本年4月17日及び5月25日大臣合意に基づき特例的な評価を行ったところである。その後、一定の病態の新型コロナウイルス感染症患者の入院について、一般の病床でも手厚い対応を行っている実態がより明らかになってきたことを踏まえ、今般、別紙のとおり、期中における臨時異例の措置として、中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療について、追加的に特例的な評価を行う。

今般の措置については、迅速な対応が求められることから、上記の3度の大臣合意による国費措置額を超える対応を行うこととし、新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用して、令和2年度における所要額（国費10億円程度）を措置する。本措置については、この診療報酬上の特例的な評価を踏まえた新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる特定機能病院等の病床確保料の引上げ、10月以降の病床や宿泊療養施設の確保、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保の支援等とあわせて行う。

なお、現下の状況に対応した地域の医療提供体制を維持・確保するための取組み・支援については、感染状況や地域医療の実態等を踏まえ、類型ごとの医療機関等の経営状況等も把握し、そのあり方も含め、引き続き検討する。

地域医療の実態（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療費の動向）

○　新型コロナウイルス感染症の影響により**足元の医療費には変化**が見られるものの、基本的には一時的な受診控えによるものと考えられ、**中長期的な受診行動の変化を含むかどうかについては検証が必要**。

○　新型コロナウイルス感染症による影響には、**地域別、診療科別にばらつき**があることに留意する必要がある。ただし、地域別のばらつきには収束傾向がみられる。

○都道府県別 レセプト確定点数

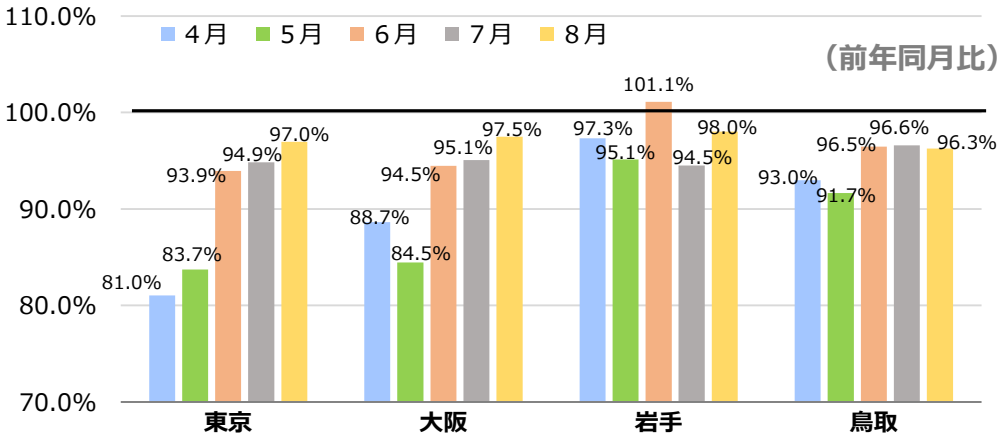

○診療科別 レセプト確定点数

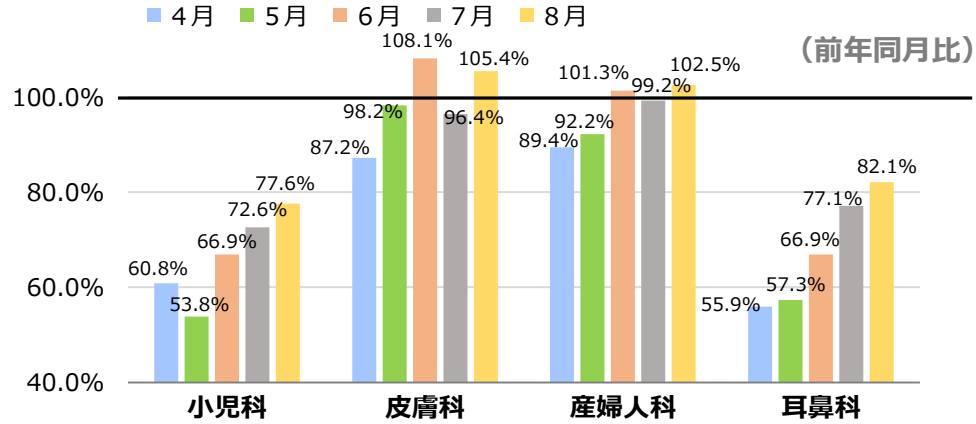

（参考１）制度別 レセプト確定点数

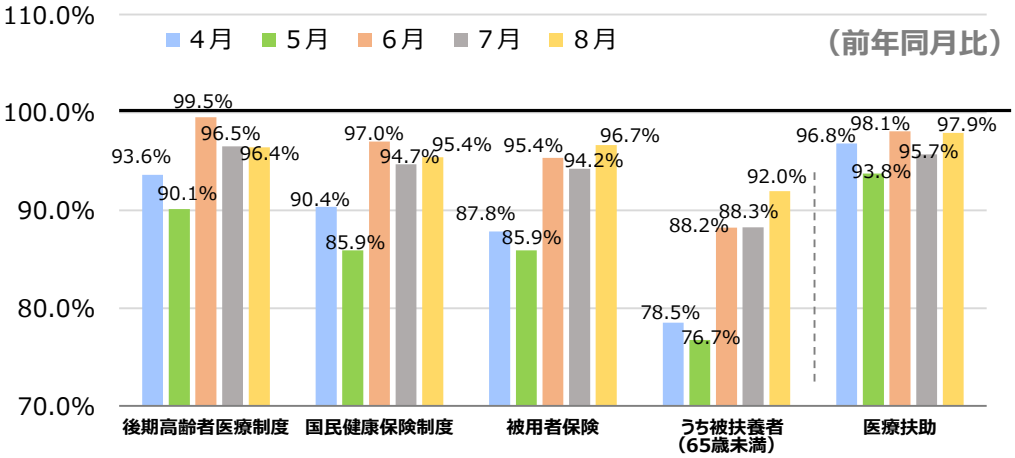

（参考２）診療種類別 レセプト確定点数

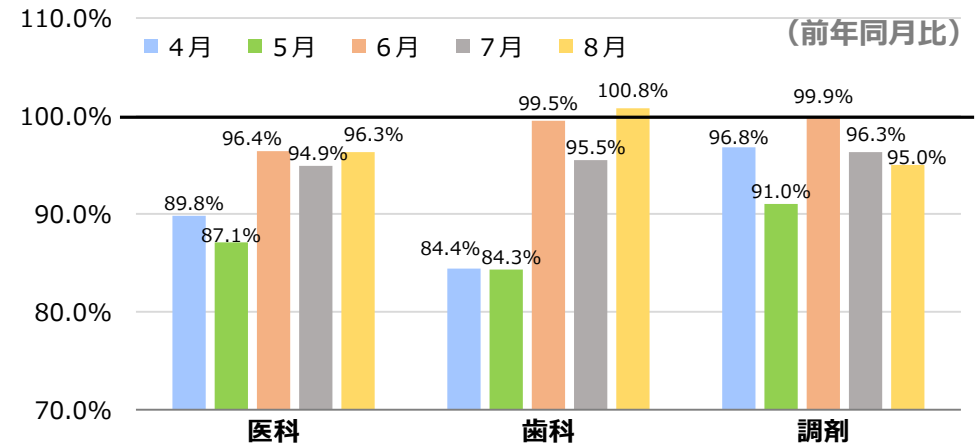

※社会保険診療報酬支払基金ホームページ「統計月報」及び国民健康保険中央会ホームページ「国保連合会審査支払業務統計」によるレセプトの確定点数等を基に前年同月比を算出。
都道府県別及び診療科別については、支払基金のデータのみを使用。

新型コロナウイルス感染症への対応のあり方

○ **これまで**新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、補正予算や予備費において**緊急包括支援交付金を措置**するなどにより、感染拡大防止や感染症患者の受入れ体制の確保の取組を支援してきた。

○ **診療報酬においては**、感染症患者の入院時の加算、発熱患者の外来診療の評価など、**特例的な評価**を逐次行ってきた。

○ もっとも、緊急包括支援交付金において措置しているコロナ患者のための病床確保料については、当該病床にコロナ患者が入院した場合に得られる診療報酬を元に、1日当たりの単価を設定するなど、**両者は連動**してきた。

（例）現在の中等症以上の患者を受け入れる病床確保料　71,000円／日　　＝　7,100点×10円

1,650点（急性期一般入院基本料）＋450点（初期加算）＋4,750点（救急医療管理加算の5倍相当）＋ 250点（二類感染症患者入院診療加算）

○ **執行の迅速性**や措置の継続性を含めた**予見可能性**からは、**診療報酬による対応の方が優れており**、地域別、診療科別のばらつきに留意しつつ、新型コロナウイルス感染症の流行の収束までの臨時の措置としての**診療報酬による対応に軸足を移すべき**ではないか。

（令和２年4月8日～）

○ **新型コロナウィルスへの感染を疑う患者**に、必要な感染予防策を講じた上で実施される**外来診療を評価**し、**院内トリアージ実施料（300点/回）**を算定できることとした。

○ **入院を要する新型コロナウィルス感染症患者**に、必要な感染予防策を講じた上で実施される診療を評価し、**救急医療管理加算（950点/日、**特例的に、14日間まで算定可能）、及び**二類感染症患者入院診療加算（250点/日）**を算定できることとした。

（令和２年4月18日～）

○ **重症の新型コロナウイルス感染症患者**（※1）について、特定集中治療室管理料等を算定する病棟に**入院している場合の評価を２倍に引き上げた。**

○ **中等症の新型コロナウイルス感染症患者**（※2）について、**救急医療管理加算の２倍相当（1,900点）**の加算を算定できることとした。

○ 医療従事者の感染リスクを伴う診療を評価し、人員配置に応じ、**二類感染症患者入院診療加算に相当する加算を２～４倍算定できる**こととした。

※1　ＥＣＭＯ（対外式心肺補助）や人工呼吸器による管理等、呼吸器を中心とした多臓器不全に対する管理を要する患者　　※2　酸素療法が必要な患者

（令和２年5月26日～）

○ 重症及び中等症の新型コロナウイルス感染症患者について、専用病床の確保などを行った上で受け入れた場合、２倍に引き上げた評価をさらに**３倍に引き上げた。**

※　例：特定集中治療室管理料３（平時）9,697点 → 臨時特例（２倍）19,394点 → 更なる見直し（３倍）29,091点

○ 診療報酬上の重症・中等症の新型コロナ患者の**対象範囲**について、**医学的な見地から引き続きＩＣＵ等における管理が必要な者を追加**した。

（令和２年９月１５日～）

○ 呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症入院患者の診療について、３倍相当の救急医療管理加算をさらに**５倍に引き上げた。**

医療機関の経営状況等の把握

○　病院施設の約７割、一般診療所施設の約４割を占める医療法人については、2007年に施行された医療法改正により、**都道府県等に提出する損益計算書等の事業報告書等を誰でも閲覧**することが**可能**となったが、**基本的に書類**は個々の医療法人を所轄する都道府県に**保管**されるにとどまっている。

○　一方、**社会福祉法人**については、社会福祉法に基づき、99%の法人がＷＡＭ　ＮＥＴ（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）への**アップロードによる情報公開**を行っており、個別の法人についてのデータを閲覧・ダウンロード可能であるほか、また、**法人全体（約2万法人）の分析・集計についても公表**しており、政策目的等のための活用が可能となっている。

○　**医療法人についても法改正を行い**、医療法に基づき都道府県に提出されている**医療法人の事業報告書等についてアップロードによる届出・公表を可能とするとともにデータベースとしての整備を行い**、医療法人全体の経営状況の動向を把握するなどといった**「見える化」を推進するべき**。

◆　医療法人と社会福祉法人の財務データの取扱いの違い

	医療法人	社会福祉法人
公表義務	損益計算書等の事業報告書等について、規模の大きい法人について、公告義務 それ以外の法人は備え付けの上、求めに応じ閲覧に供する義務 (医療法51条の3、51条の4)	収支計算書等の計算書類等について、全ての法人において公表義務(社会福祉法59条の2①)
届出義務	損益計算書等の事業報告書等について、都道府県への届出義務(52条①)	収支計算書等の計算書類等について、所轄庁に届出義務（59条）
届出後の取扱い	一般の方から請求があった場合、都道府県は閲覧に供する義務(52条②)	都道府県知事は所轄庁から提供を受けた計算書類等を厚生労働大臣に報告(59条の2②③) 厚生労働大臣は、データベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて迅速に当該情報を提供できるように必要な施策を実施(59条の2⑤)
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄの活用		公表・届出については、ＷＡＭ　ＮＥＴへのアップロードをもって、実施したことと見なされる

◆　医療経済実態調査との比較

医療経済実態調査	医療法における財務諸表
２年に１回の実施	毎会計年度提出
病院・診療所単位	医療法人単位（医療法人のみ）
毎回調査対象が異なるため時系列での比較が困難	時系列での比較が可能
一定割合の抽出調査	医療法人には提出義務あり

◆　社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（ＷＡＭ　ＮＥＴ）

診療報酬と地域差等

○　診療報酬制度では、かつて甲地・乙地の２区分（1948年までは甲地・乙地・丙地の３区分）により診療報酬１点単価に地域差が付けられていたが、1963年9月以降は１点10円で統一されている。

○　現在は、地域差を反映するものとして入院基本料等加算の地域加算がある一方、他方で高齢者の医療の確保に関する法律第14条では「一の都道府県の区域内における診療報酬」について、「他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる」とされている。

○　今般の新型コロナウイルス感染症による対応として、介護報酬同様に１点単価に地域差を設ける意見書が一部の都道府県より提出されているが、こうしたことを契機として、今後の検討課題として、１点単価に地域差を設ける対応、１点単価を変えずに地方財政制度の基準財政需要同様に地域ごとに補正係数を乗ずる手法、地域加算の拡大を含め、**診療報酬制度における地域差の反映方法について幅広く検討すべき**。

診療報酬制度の経緯

昭和18年 4月	診療報酬点数表導入（１点単価　医科20銭、歯科10銭）	
昭和19年 5月	単価を３区分に変更	
	甲地（６大都市）26銭、乙地（県庁所在地等）23銭	
	丙地（それ以外の市町村）20銭	
昭和23年 8月	単価を２区分に変更	甲地　10円、乙地　９円
昭和23年10月	単価改定	甲地　11円、乙地　10円
昭和26年12月	単価改定	甲地　12.5円、乙地　11.5円
昭和33年10月	単価を10円に改定するが、新診療報酬点数表にて地域差を継続	
昭和38年 9月	診療報酬の地域差を撤廃（乙地を甲地並に引き上げ）	

入院基本料等の地域加算

人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域に所在する保険医療機関において、入院基本料等１日につき以下の点数を加算できる

１級地	１８点	２３団体	東京２３区
２級地	１５点	２１団体	横浜市、大阪市　等
３級地	１４点	２５団体	さいたま市、名古屋市　等
４級地	１１点	２０団体	相模原市、神戸市　等
５級地	９点	７０団体	京都市、福岡市　等
６級地	５点	１８２団体	仙台市、宇都宮市　等
７級地	３点	２０５団体	札幌市、新潟市　等

高齢者の医療の確保に関する法律

第十四条　厚生労働大臣は、第十二条第三項の評価の結果、第八条第四項第二号及び各都道府県における第九条第三項第二号の目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。

２　厚生労働大臣は、前項の定めをするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事に協議するものとする。

奈良県　厚生労働大臣への意見書（令和2年8月28日）（抄）

(3) 奈良県内の医療機関における診療報酬１点単価引上げの具体的水準についての（中略）意見も参考として踏まえ、診療報酬１点単価の引上げ幅に地域差を付けつつ、公平性・合理性のある全国規模の診療報酬単価の対応策（全国共通の診療報酬）をとりまとめること。

その際、奈良県の県域の外における診療報酬１点単価引上げの具体的水準については、当該都道府県から意見が提出された場合には、その意見を踏まえること。

これらにより、全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策本部会議（令和２年８月８日）において決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」における「地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げ」の内容を具現化すること。

地方交付税における基準財政需要の考え方

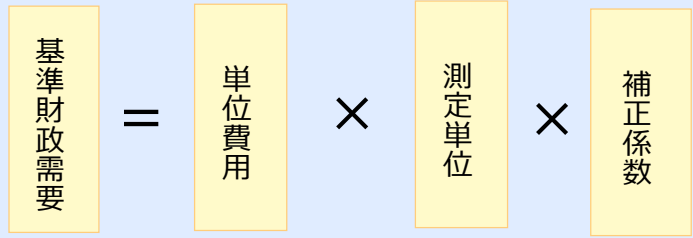

令和３年度介護報酬改定：総論①（国民負担の抑制）

○ **介護費用の総額は、高齢化等の要因により毎年増加**。介護報酬改定はこうしたトレンドの下で更に介護費用を増減させるものであり、介護報酬の**プラス改定は、保険料負担と利用者負担の更なる増加につながる。**もとより**慎重を期すべき**もの。

○ **令和３年度介護報酬改定については、新型コロナウイルス感染症が国民生活にもたらしている影響に鑑みれば**、通常のトレンドによる国民負担増に加えて**令和３年４月から更なる国民負担増を生じさせる環境にはない。全体の改定率では国民負担を抑制**しつつ、ICTの推進等による運営の効率化、エビデンスに基づく報酬体系のメリハリ付け等を推進すべきである。

介護費用約１２．４兆円

税金 約６．２兆円	保険料 約５．３兆円	利用者負担
国 ：約３．０兆円 地方 ：約３．２兆円	高齢者の保険料：２．５兆円 若年者の保険料：２．８兆円	約０．９兆円

（注）介護納付金に含まれる公費負担、第1号保険料における低所得者の保険料軽減のための公費負担を含む。

介護報酬水準の適正化を行った場合

▲１%当たり約▲1,２００億円の介護費用の減少

国民負担の軽減（税金、保険料、利用者負担）

＝＝

介護事業者の収支の適正化　等

税金 約▲６２０億円	保険料 約▲５３０億円	利用者負担
国 ：約▲３００億円 地方 ：約▲３２０億円	高齢者の保険料 ：約▲２５０億円 若年者の保険料 ：約▲２８０億円	約▲９０億円

（注）令和２年度予算における財源構成比に基づき機械的に按分したもの。計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しないものがある。

令和３年度介護報酬改定：総論②（介護サービス施設・事業所の経営状況）

○　**経営実態調査による令和元年度の収支差率は2.4%と中小企業と同程度の水準。**
　また、介護報酬は、計画期間の３年間を見据えて決めるものであり、過去の経営状況についても一定期間（３年間）の状況を踏まえる必要があると考えられる。**経営実態調査と経営概況調査の平成29～令和元年度の収支差率**によれば、介護サービス施設・事業所の経営状況は**同じく中小企業と同程度の水準。**

○　更に、経営実態調査の収支差は、**特別損失**である「事業所から本部への繰入」**は反映されている一方で**、調査票段階では調査している**特別利益が反映されていない。**このため、**特別損失**である「事業所から本部への繰入」**を除いた収支差率で見ると、介護サービス施設・事業所の収益率は更に上昇。**特別損益を含まない観点からの分析は、施設に通常発生する収益に基づく収益性を示す指標として、サンプル数がより豊富な福祉医療機構が公表する**「経営分析参考指標」でも用いられている。**

○　このように、近年の**介護サービス施設・事業所の経営状況からは**、少なくとも介護報酬の**プラス改定（国民負担増）をすべき事情は見出せない。**

介護サービス施設・事業所の収支差率

令和元年度決算　|　平成29～令和元年度決算

※ 経営分析参考指標の計数は平成28～30年度決算

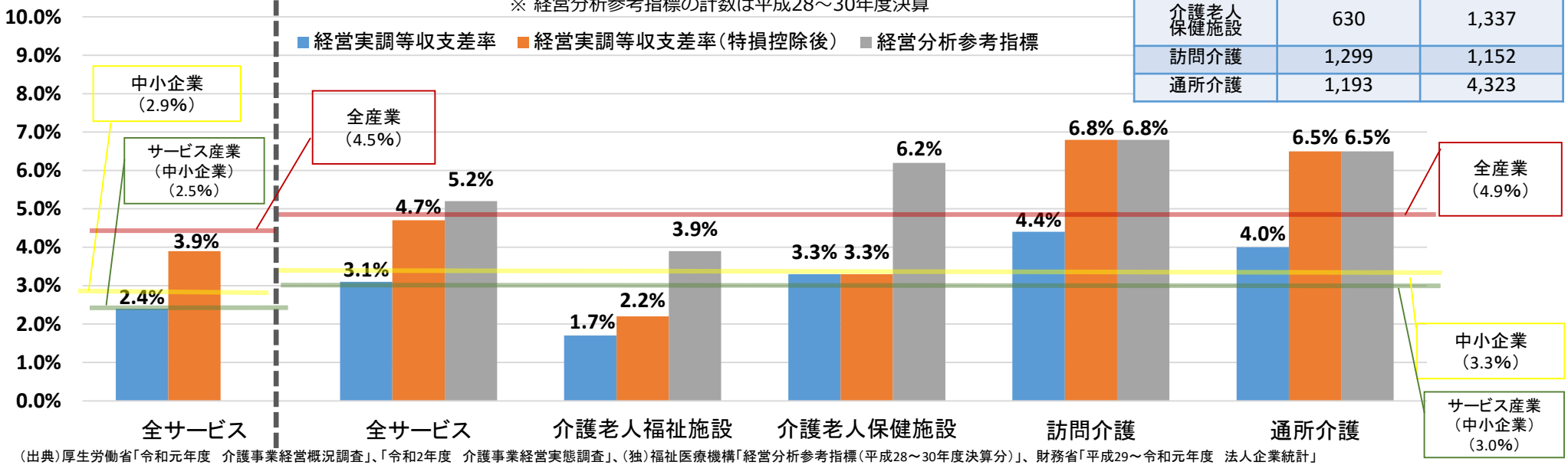

サンプル数	経営実態調査（令和2年度）	経営分析参考指標（30年度）
介護老人福祉施設	1,442	4,771
介護老人保健施設	630	1,337
訪問介護	1,299	1,152
通所介護	1,193	4,323

（出典）厚生労働省「令和元年度　介護事業経営概況調査」、「令和2年度　介護事業経営実態調査」、（独）福祉医療機構「経営分析参考指標（平成28～30年度決算分）」、財務省「平成29～令和元年度　法人企業統計」

注1　経営実調等収支差率の計数は、令和元年度経営概況調査の29･30年度決算及び令和2年度の経営実態調査の令和元年度決算の収支差率。経営分析参考指標の計数は、経常収益対経常増減差額比率の28～30年度決算値。全産業の計数は法人企業統計の売上高経常利益率。中小企業及びサービス産業（中小企業）の計数は、法人企業統計の資本金1億円未満の企業の売上高経常利益率。なお、全産業は純粋持ち株会社を除き、金融・保険業を含まない。サービス産業は、経産省の第三次サービス活動指数の対象に含まれる業種。

注2　経営分析参考指標の計数は、施設に通常発生している収益に基づく収益性を示す指標とされている経常収益対経常増減差額比率を用いており、当該指標では特別損益は含んでいない。また、経営分析参考指標は、全ての業種の指標が公表されているわけではなく、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、訪問介護、通所介護等の一部のサービスの指標が公表されている。このため、「全サービス」の経営分析参考指標の計数は、経営分析参考指標で公表されているサービスの計数はそれを用い、公表されていないサービスについては、経営実態調査等の特損控除後の計数を用いている。なお、訪問介護については、30年度の指標のみ公表されているため、28･29年度については、経営実態調査等の特損控除後の計数を用いている。

（参考）「介護事業経営実態調査」の調査票と集計方法

調査票では、**特別収益及び特別費用を調査**

◆ **介護**事業経営実態調査票

（3）－A

科　目		令和元年度決算期数値 金額（十億 百万 千 円）
Ⅴ 特別収益	61	
Ⅵ 特別費用	62	
うち拠点区分間繰入金費用	63	
うち法人本部に帰属する経費：役員報酬等（他の事業のための費用は含まない）	64	
うち消費税課税対象費用計	65	

しかし、調査結果では**特別費用の「法人本部に帰属する経費（本部費繰入）」のみを反映**

◆ 平成29年度**介護**事業経営実態調査結果 第1表 介護老人福祉施設

		平成28年度概況調査 平成26年度決算		平成28年度概況調査 平成27年度決算		平成29年度実態調査 平成28年度決算		（参考）平成26年実態調査 平成26年3月収支	
		千円		千円		千円		千円	
Ⅰ 介護事業収益	(1)介護料収入	19,805		19,445		19,881		21,816	
	(2)保険外の利用料	4,849		5,339		5,650		4,470	
	(3)補助金収入	97		82		91		261	
	(4)介護報酬査定減	-3		-4		-1		-9	
Ⅱ 介護事業費用	(1)給与費	15,504	62.6%	15,884	63.8%	16,573	64.6%	15,320	57.6%
	(2)減価償却費	2,103	8.5%	2,114	8.5%	2,174	8.5%	1,934	7.3%
	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-922		-927		-914		-846	
	(4)その他	7,033	28.4%	6,882	27.7%	7,092	27.7%	7,517	28.3%
	うち委託費	1,574	6.4%	1,631	6.6%	1,720	6.7%	1,334	5.0%
Ⅲ 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	31		25		23		62	
Ⅳ 介護事業外費用	(1)借入金利息	170		154		161		178	
Ⅴ 特別損失	(1)本部費繰入	147		150		160		195	
収入 ①＝Ⅰ＋Ⅲ		24,778		24,888		25,643		26,599	
支出 ②＝Ⅱ＋Ⅳ＋Ⅴ		24,037		24,257		25,246		24,298	
差引 ③＝①－②		742	3.0%	631	2.5%	397	1.6%	2,301	8.7%
法人税等		-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等差引 ④＝③－法人税等		742	3.0%	631	2.5%	397	1.6%	2,301	8.7%
有効回答数		1,175		1,175		1,340		1,051	

本部費繰入のみが反映されているため、**収支差が偏りがあるものとなっている**

（参考）「障害福祉サービス等経営実態調査」

◆ **障害**福祉サービス等経営実態調査票

科　目	金額（億 百万 千 円）
特別収益	
うち事業区分間繰入金収益	
うち拠点区分間繰入金収益	
特別費用	
うち事業区分間繰入金費用	
うち拠点区分間繰入金費用	
うち法人本部に帰属する繰入金費用	
うち法人本部のサービス区分間繰入金費用	

特別収益及び特別費用の**双方を調査結果に反映**

◆ 平成29年**障害**福祉サービス等経営実態調査結果 第11表 施設入所支援

		平成28年度処遇状況等調査 平成26年度決算		平成28年度処遇状況等調査 平成27年度決算		平成29年実態調査 平成28年度決算	
Ⅰ 事業活動収益	（1）自立支援費等・措置費・運営費収益	91,345	82.2%	89,001	81.9%	99,821	82.4%
	（2）利用料収益	16,562	14.9%	16,565	15.2%	16,738	13.8%
	（3）補助事業等収益	1,043	0.9%	888	0.8%	430	0.4%
	（4）その他	677	0.6%	626	0.6%	961	0.8%
Ⅱ 事業活動費用	（1）給与費	67,095	60.4%	67,453	62.0%	71,056	61.1%
	（2）減価償却費	7,518	6.8%	7,378	6.8%	8,165	6.7%
	（3）国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 3,207	-2.9%	▲ 3,539	-3.3%	▲ 3,818	-3.2%
	（4）委託費	5,122	4.6%	4,835	4.4%	5,190	4.3%
	（5）その他	23,842	21.5%	22,203	20.4%	23,989	19.8%
Ⅲ 事業活動外収益	（1）借入金利息補助金収入	43	0.0%	30	0.0%	43	0.0%
Ⅳ 事業活動外費用	（1）借入金利息	100	0.1%	106	0.1%	121	0.1%
Ⅴ 特別収益	（1）本部からの繰入	1,456	1.3%	1,602	1.5%	3,196	2.6%
Ⅵ 特別費用	（1）本部への繰入	4,544	4.1%	5,643	5.2%	7,690	6.3%
収入（①＝Ⅰ＋Ⅲ＋Ⅴ）		111,126	100.0%	108,712	100.0%	121,189	100.0%
支出（②＝Ⅱ＋Ⅳ＋Ⅵ）		105,014	94.5%	104,079	95.7%	115,393	95.2%
収支差（③＝①－②）		6,112	5.5%	4,633	4.3%	5,796	4.8%
客体数		275		275		787	

令和３年度介護報酬改定：総論③（新型コロナウイルス感染症の影響）

○ **新型コロナウイルス感染症の収入（介護給付費）への影響**は、**一時的な利用控え等は見られた**ものの、**６月以降、状況は改善。**
また、調査結果によれば、**費用への影響**は、**人件費は影響がなかったとした事業所が９割以上**であり、物件費は令和２年度決算で＋1.0%の上昇が見込まれている。ただし、物件費割合が約３割のため、**総費用の増加は＋0.3%程度**（このうち消毒液の購入等のかかり増し経費には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「緊急包括交付金」）により支援）。更に、収入（介護給付費）の伸び率が、全サービスで前年比3～4%程度のプラスとなっていることも踏まえれば、**新型コロナウイルス感染症の影響が収支差に大きな影響は及ぼしていないのではないか**と考えられる。

○ また、今後とも感染状況の推移やそれに伴う介護事業への影響を見極める必要があるが、**感染症対策等に伴う一時的な現象への対応であれば、令和３年度介護報酬改定において恒久的な負担増をもたらす対応は適切ではない。**

○ 仮に何らかの対応を行うとしても、
- **これまで**令和2年度補正予算で**地域・サービスを重点化することなく緊急包括交付金による支援**等を講じてきたものの、**令和３年度以降について同様の措置が必要な状況には必ずしもない。**
- 他方で、**新型コロナウイルス感染症による影響には、地域別、サービス別にばらつき**があることに留意する必要があり、地域ごと、サービスごとに単価を定めていることをはじめ重点的・効率的な資源配分をしやすい介護報酬体系の特性を踏まえつつ、**メリハリをつけながら、新型コロナウイルス感染症の流行の収束までの臨時の介護報酬上の措置を講じることはあり得る。**このような**介護報酬による対応**は、緊急包括交付金よりも**執行の迅速性**や措置の継続性を含めた**予見可能性に優れる。**

○ 収入への影響（介護給付費）

※ **全産業**の4～6月の売上高減少率は、**対前年度比▲17.9%**（法人企業統計）

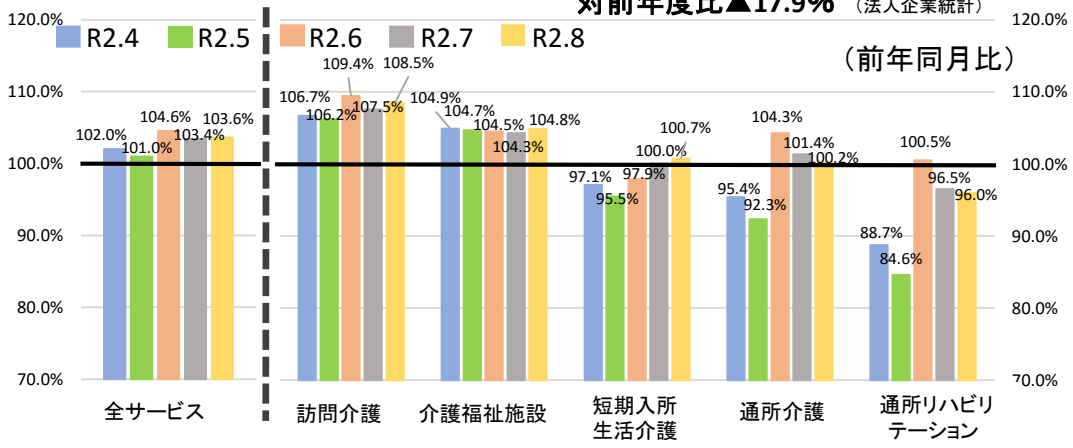

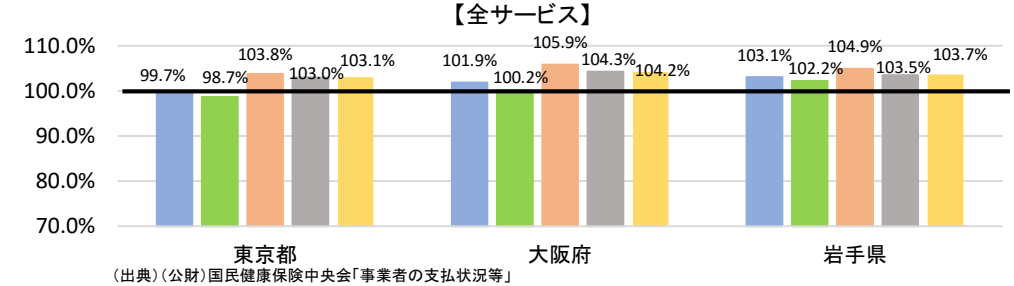

（出典）（公財）国民健康保険中央会「事業者の支払状況等」

○ 費用への影響

【抜粋】「新型コロナウイルス感染症の介護サービス事業所の経営への影響に関する 調査研究事業（速報）」

○ **人件費は影響がなかったとした事業所が9割以上**であったことから、費用のうち物件費を推計。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響 がなかった場合の令和元年度の物件費を100とした場合、**介護サービス事業所等における物件費は**、全サービス平均では、
- **令和2年度決算　＋1．0ポイント　の上昇**が見込まれる。

＜介護事業費用の構成＞

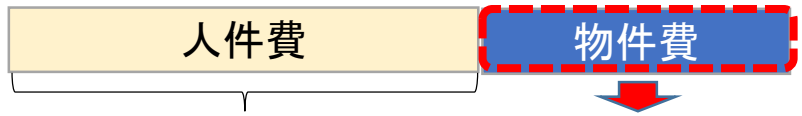

令和2年度における費用の増加は、
1．0ポイント（物件費の伸び）×約3割（物件費割合）＝**約0．3%**

令和３年度介護報酬改定：各論①（介護職員の処遇改善の必要性との関係）

○　**これまで、他産業の賃金が上昇する中で、**介護人材の不足が深刻であることを踏まえ、**累次にわたって介護職員の処遇改善**を行ってきた。一方で、**足元の労働市場の動向**（１人当たり現金給与総額の減少、有効求人倍率の低下）を踏まえると、**介護報酬改定において国民負担増（プラス改定）を求めてまで処遇改善を更に進める環境にはないのではないか。**

○　**介護職員の人材確保**については、以下のような方策を通じて、更なる取組みを進めるべきである。

・足元の労働市場の動向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職支援を含め、**介護人材の確保に資する職業転換施策を推進することが考えられる。**

・処遇改善加算については、令和元年１０月から実施した**特定処遇改善加算を請求している事業所が６割にとどまっていることから、加算の適用を促すことを含め、まずは既存の処遇改善加算の財源の活用を図るべきである。**

（注）特定処遇改善加算とは、総額2,000億円(公費1,000億円）を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善を実施するもの

・　また、介護老人福祉施設の9割超・通所介護事業所の約４割・訪問介護事業所の約2割を占める**社会福祉法人においては、社会福祉充実財産が十分に活用されておらず、当該財産を活用することによる処遇改善を促すことも考えられる。**

◆　一人当たりの現金給与総額の推移（前年同月比）

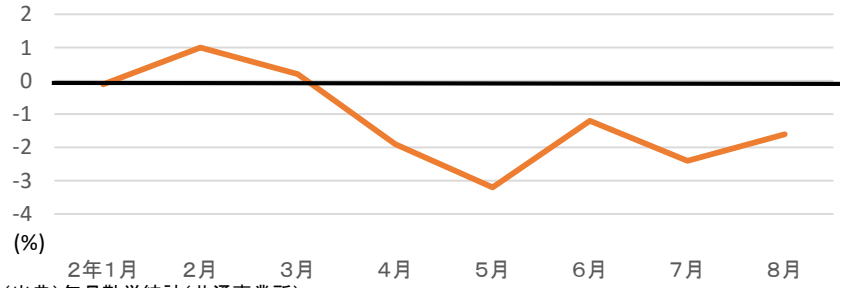

（出典）毎月勤労統計（共通事業所）

◆　有効求人倍率と失業率の推移

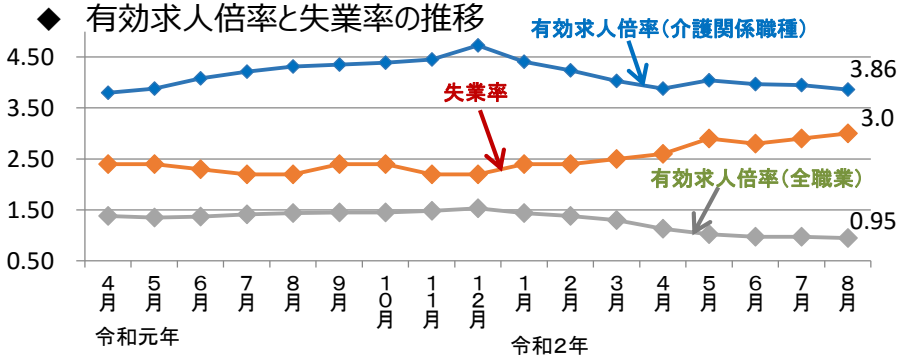

（出典）　厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」
（※1）全職業及び介護関係職種の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。月別の失業率は季節調整値。
（※2）常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

◆介護人材の確保に資する職業転換施策（例）

○　公共職業訓練や求職者支援制度（介護系）：　訓練による介護系の資格取得を支援
○　介護労働安定センター事業：　介護労働講習の実施
○　介護福祉士修学資金等貸付事業：　養成施設入学者への修学資金貸付
○　介護のしごと魅力発信等事業：　情報発信、イベント
○　都道府県の地域医療介護総合確保基金（介護人材分）による事業

◆　介護職員の平均給与月額（特定処遇改善加算取得施設・事業所の介護職員）

平成31年2月	令和2年2月	前年との差額
307,430円	325,550円	＋18,120円

（出典）令和2年度介護従事者処遇改善処遇状況等調査

・特定処遇改善加算を請求した事業所は、対象事業所の**約６割**
（令和2年3月時点）

◆　社会福祉法人の社会福祉充実財産（注）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
4，662億円	4，939億円	4，546億円

（注）社会福祉充実財産とは、社会福祉法人が毎会計年度、保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産として算定するもの。当該財産が生じる場合、社会福祉充実計画を策定の上、これに従って社会福祉事業等を実施しなければならないこととされている。

令和３年度介護報酬改定：各論②（介護事業所・施設の運営効率化）

○　そもそも**介護報酬の総額**は、介護を必要とする**高齢者の増加などの要因により**通常のトレンドとして**毎年度増加**しており、サービス提供体制次第で、介護報酬改定による増加に頼らずとも、**介護サービス事業者が恒常的に増収増益を確保し得る余地がある**と考えられる。

○　尤も、個々の介護事業所・施設についてみれば、施設や介護人材の制約から**利用定員増等には限りがある**と考えられるが、そうであればこそ**ICT化等を進め、効率的なサービス提供を実現することにより、介護現場における生産性向上を図り、介護サービスの質の確保とコストの縮減（事業者の利益の確保）を両立させる必要**がある。

○　こうした取組は、介護職員の**働きやすい職場を実現**するとともに、介護職員の処遇改善の余地をもたらす。今後、我が国において**就業者数の大幅な減少が見込まれる中、介護サービスを安定的に提供していくために必要不可欠な取組**。

◆　**経済財政運営と改革の基本方針2020について（抜粋）**（令和２年７月17日）

ケアプランへのＡＩ活用を推進するとともに、介護ロボット等の導入について、効果検証によるエビデンスを踏まえ、次期介護報酬改定で人員配置の見直しも含め後押しすることを検討する。介護予防サービス等におけるリモート活用、文書の簡素化・標準化・ＩＣＴ化の取組を加速させる。

◆　介護施設の運営の効率化

・労働集約的なサービス提供が行われており、**人員を基準より多く配置**する状況が常態化。

・介護老人福祉施設（特養）の介護・看護職員配置比率

（入所者／常勤換算職員数）

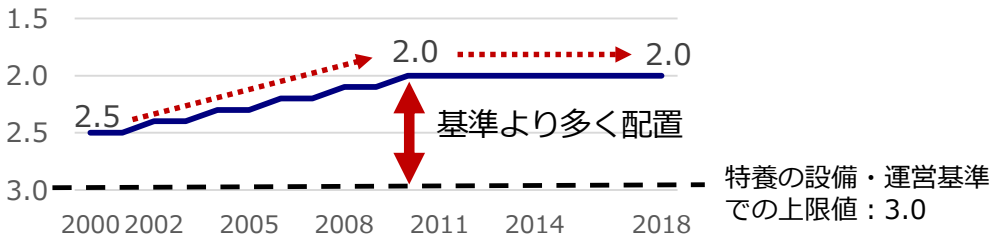

（出所）厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

⇒ ICT・介護ロボット等の活用により、**効率的な人員配置、介護職員の負担軽減が可能**。
実際に **2.87人に１人程度を実現している施設も存在**。

◆　介護の生産性向上に向けた最近の主な予算事業

地域医療介護総合確保基金による支援（82億円の内数）

①介護ロボットの導入支援
・移乗支援等の介護ロボット導入経費の補助
・見守りセンサーの導入に伴うWi-Fi工事等の通信環境整備経費の補助

②介護事業所におけるＩＣＴ導入の加速化支援
・介護ソフトやタブレット端末等の導入経費の補助

介護ロボットの導入効果実証研究事業　　（2.3億円）

予算事業を有効に活用しつつ、導入効果を分析・検証し、制度改革に活用

○装着型パワーアシスト（移乗支援）

○非装着型離床アシスト（移乗支援）

○入浴アシストキャリー（入浴支援）

○見守りセンサー（見守り）

令和３年度介護報酬改定：各論③（エビデンスに基づく加算の見直し）

○　**介護報酬については、**これまで地域包括ケアシステムの推進、質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上等といった観点から事業者を適切に評価するために介護報酬改定の中で加算が設けられてきた。このような中で、制度当初より加算の種類が大きく増加し、**体系が複雑化**。

○　報酬の政策的効果に係る**客観的なエビデンスに基づき**、介護サービスの質や事業者の経営への効果・影響を検証するといった**PDCAサイクルを確立し、真に有効な加算への重点化を行い、介護事業所・施設の事務負担の軽減と予見可能性の向上につなげるべき**。

近年では、サービスの質に着目した加算の設定や要介護の改善度合い等のアウトカムに応じたメリハリ付けなどによる報酬上のインセンティブ付与を実施。

○加算の効果に係るエビデンスの整理・公表・検証

- 各種加算がサービスの質を反映したものになっているか。
- 各種加算が狙いとするインセンティブとして機能しているか。
- 利用者自身が、利用者負担等との関係で、自分にとって必要なサービスか否かを判断できる程度に簡素な制度となっているか。

○介護報酬体系の見直し

- より効果的な加算の在り方の再検討
- 政策目的達成又は一般化した加算の整理・統合　等

◆　加算の種類の変化

	平成12年（当初）	令和２年（現行）
訪問介護	３種類	２０種類
通所介護	５種類	２４種類
認知症GH	１種類	２９種類
介護老人福祉施設	８種類	５５種類
介護老人保健施設	８種類	５４種類

◆　サービスコード項目数の推移

※　サービスコードとは、介護サービス毎の基本報酬・加算をコード化したもので、介護給付費の請求に使用するもの。

		平成12年（当初）	令和２年（現行）
介護給付	居宅	１，１７６	１１，６５８
	居宅介護支援	６	１５４
	施設	５７１	７，８００
	地域密着	―	２，２０４
予防給付		―	３，０８９
合　計		１，７４５	２４，９０５

（出所）第186回介護給付費分科会資料（令和2年9月30日）

令和３年度介護報酬改定：各論④（福祉用具貸与の在り方の見直し）

○　**福祉用具貸与について**、貸与に係る給付費に加え、**毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントにも給付費がかかる**ことから、**購入する場合に比して多額の費用**を要している。

○　また、予算執行調査において、**福祉用具貸与のみを内容とするケアプラン**が約６％を占め、その内容として歩行補助杖等**廉価な品目が約7割を占めている**ことが確認されている。

○　そこで、歩行補助杖などの**廉価な福祉用具については**、保険給付による貸与から**販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用を不要**とすることが考えられる（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。

○　具体的には、軽度者も使うことを想定し、**要介護度に関係なく給付対象となっている品目（歩行補助杖、歩行器、手すり等）について、貸与ではなく販売とすべき**。販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて販売時に評価することとしてはどうか。

（注）日本と同様に、福祉用具の貸与・販売の仕組みがある韓国では、歩行補助杖・歩行器・手すりは、貸与でなく「販売」としている。

（例）歩行補助つえを3年間使用する場合（1割負担の者）

販売価格：約1万円　　レンタル価格：約1,500円／月

購入する場合 ⇒ **自己負担：約10，000円**

福祉用具貸与 ⇒

- 自己負担：約5，400円（約150円×36月）
- 貸与に係る給付費：約48，600円（約1，350円×36月）
- **ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費：約360，000円（約10，000円×36月）**

総　額：約414，000円

購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している

◆　福祉用具貸与のみのケアプランについて

○　ケアプランの内容を調査した2020年度予算執行調査によれば、**福祉用具貸与のみを内容とするケアプランは全体の6.1%**を占めている。

○　このうち、１年間同じケアプランにおける具体的な品目の内訳は、**歩行補助杖・歩行器・手すり等の廉価な品目が約７割を占める**。

総計	福祉用具貸与のみのケアプラン	
12,603	772	**6.1%**

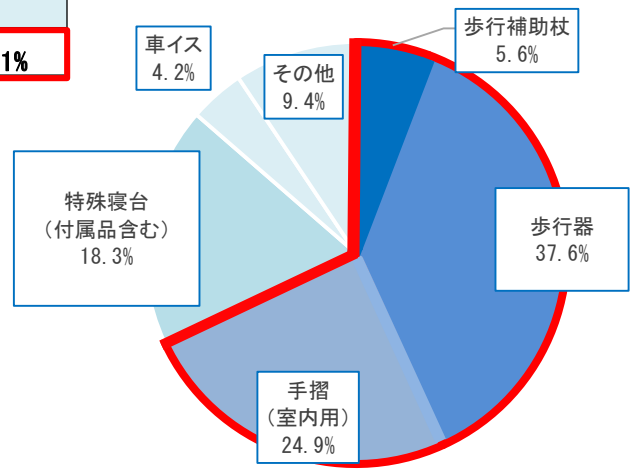

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のあり方の見直し

○　**地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業**は、各自治体が高齢者の伸び率を勘案した**事業費の上限内で事業を実施し**、その枠内で交付金を措置する仕組みとしており、**訪問介護や通所介護の当事業への移行により重点化・効率化効果が生じるものとされてきた。**

○　ところが、これまで厚労省が定める**ガイドライン上**、「一定の特殊事情」がある場合には、**個別の判断により事業費が上限を超えても交付金の措置を認めることとされており**、実態として、個別協議を行ったすべての自治体が、上限超過部分の交付金措置全額が認められている状況のため、**上限が機能せず、形骸化している。**

（注）「費用の伸びが一時的に高くなるが、住民主体の取組等が確実に促進され費用の伸びが低減していく見込みである場合」が「一定の特殊事情」を認める要件とされているが、相当数の保険者が３年連続で上限を超過しており、当該要件は有名無実化している。「介護予防に効果的なプログラムを新たに導入する場合」をはじめとして、当該要件を充足する場合として例示されているケースもエビデンスに基づくものとは言い難い。

○　重要な制度改革の根幹がこのような運用となっていることは看過できない問題であり、**原則として上限超過を認めないよう改めるべき。**

◆　総合事業と事業費の上限

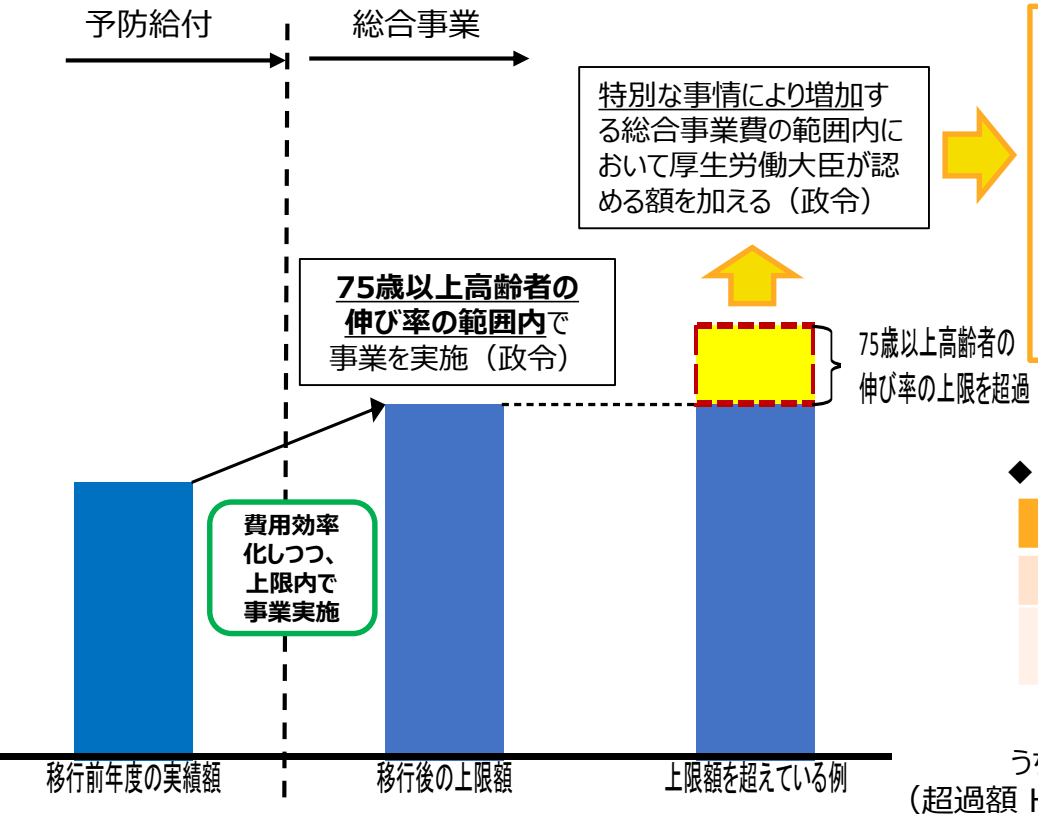

介護予防日常生活総合支援事業のガイドライン

市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、計算式による上限を超える場合について、**個別に判断する枠組みを設ける。**個別判断は、事前の判断と事後の判断に分けて行う。

〈事前の判断〉

当該年度の見込み額が明らかに上限を超える場合について、**一定の特殊事情を勘案して認める。**

・**介護予防に効果的なプログラムを新たに導入する場合**・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足している場合・小規模市町村で通いの場等の新たな基盤整備を通じて当該年度だけ費用の伸びが増加する場合など、**費用の伸びが一時的に高くなるが、住民主体の取組等が確実に促進され費用の伸びが低減していく見込みである場合**

・前年度の個別判断で上限を引き上げており、その影響が当該年度以降も継続すると見込まれる場合

個別協議を行った全自治体が上限超過を認められ、その分の交付金が措置されており、上限制度が形骸化

◆　事前判断を行った保険者数と上限超過額

	平成30年度	令和１年度	令和2年度
保険者数	４０８	４４４	４７５
上限超過額（事業費）	７０億円	８８億円	124億円

うち**281保険者が３年連続上限を超過**
（超過額 H30:52億円、R１:67億円、R２:83億円）

※ 令和２年度は現時点の計数。
※ 事前の判断で超過を認めたものの、決算では超過しなかった保険者もいるため、30年度の決算実績では、事後判断分を含め268保険者が超過（30億円）した結果となっている。

インセンティブ交付金のあり方の見直し

○　**インセンティブ交付金**は、高齢者の自立支援・重度化防止等を通じて、介護費の抑制や地域差縮減に向けた保険者の取組を推進するものであるが、実際には**取組の成果に応じて交付されているとは言えない**。
　また、各市町村の評価指標ごとの**評価結果は公表されていない**状況。

○　保険者の予見可能性を高め、介護費用の効率化インセンティブが適切に働くようにするため、**介護費用の抑制に直接的につながる指標のみを評価する方向に制度を簡素化しつつ、アウトカム指標への配点の重点化を進めるべき。**あわせて、各市町村の指標ごとの点数獲得状況を閲覧できるよう**評価結果を公表し、「見える化」を進めるべき。**

（注）医療の保険者努力支援制度においては、既に各市町村の指標ごとの点数獲得状況が閲覧できるようになっている。

◆新経済･財政再生計画改革工程表2019（抜粋）（令和元年12月19日）
2020年度中に、各市町村が他の市町村の指標ごとの点数獲得状況を閲覧できる環境を整備するとともに、更なる見える化を推進する観点から、都道府県と連携しつつ、市町村の指標ごとの点数獲得状況の公表に向けて、早期に議論を進めていく。

◆　インセンティブ交付金（市町村分）の得点率の現状（2020年度）

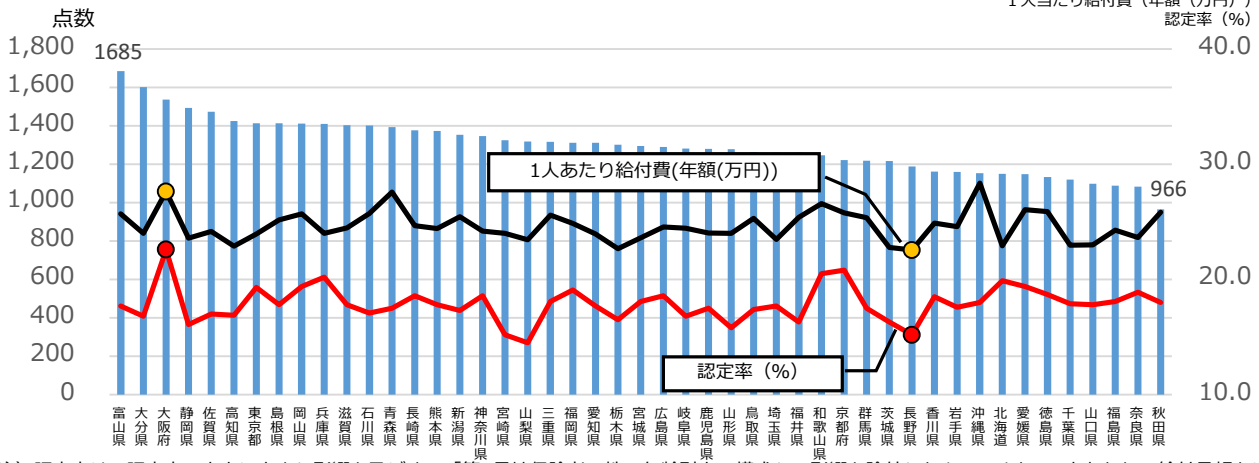

（注）認定率は、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外したもの。また、1人あたりの給付月額とは、給付費の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」と「地域区分別単価」の影響を除外したもの。
（出所）厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

※インセンティブ交付金
（保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金）
：400億円（2020年度予算。介護保険保険者努力支援交付金を新設し、2019年度予算より200億円を増額）
市町村分:380億円　都道府県分:20億円

<問題点>

得点の高い方（＝交付金の配分が手厚い方）に１人当たり給付費や認定率が高い県や、得点の低い方に１人当たり給付費や認定率が低い県があり、必ずしも**取組の成果に応じたものになっていない**。

また、評価結果が公表されておらず、**各市町村の点数獲得状況を把握できない。**

◆　インセンティブ交付金の指標数（保険者機能強化推進交付金の場合）

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
都道府県	20	23	52	53
市町村	61	65	76	77

令和３年度のアウトカム指標は、要介護認定の変化率等、都道府県・市町村それぞれ５項目。

<問題点>

指標項目数が多く、幅広い分野に項目がまたがり、**指標が複雑化・細分化**。また、**アウトカム指標の配点は全体の10%以下**。

障害福祉サービス等予算の推移

○　障害福祉サービス等の**予算額は直近10年間で約2倍に増加**しており、サービスの**利用者数や事業所数も約２倍に増加**している。

○　今後、障害福祉サービスの質と制度の持続可能性をともに確保していくためには、事業者の収支状況等も踏まえて給付内容の効率化・適正化を行っていくことが必要不可欠であり、真に障害者・障害児のための支援となっているか、サービス内容の精査を行う必要。

◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）

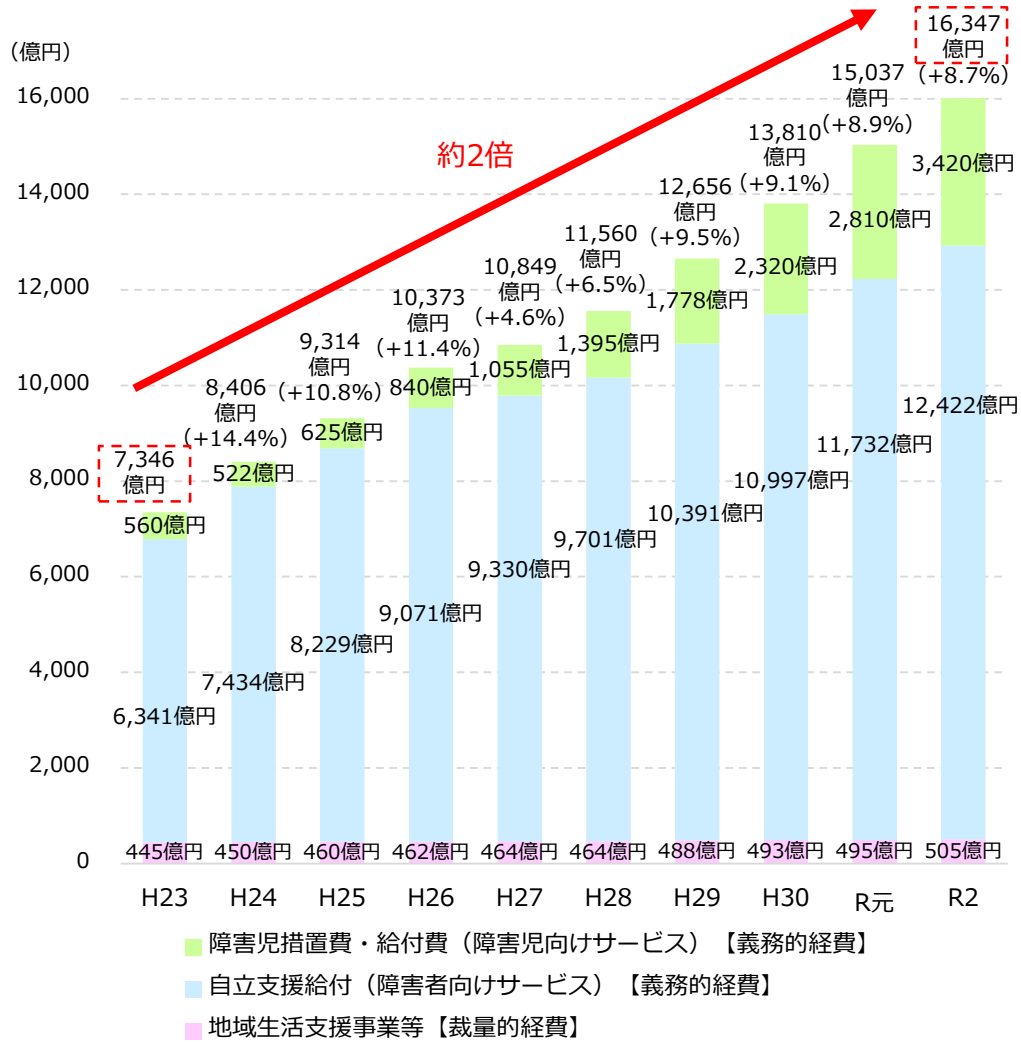

◆ 障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移

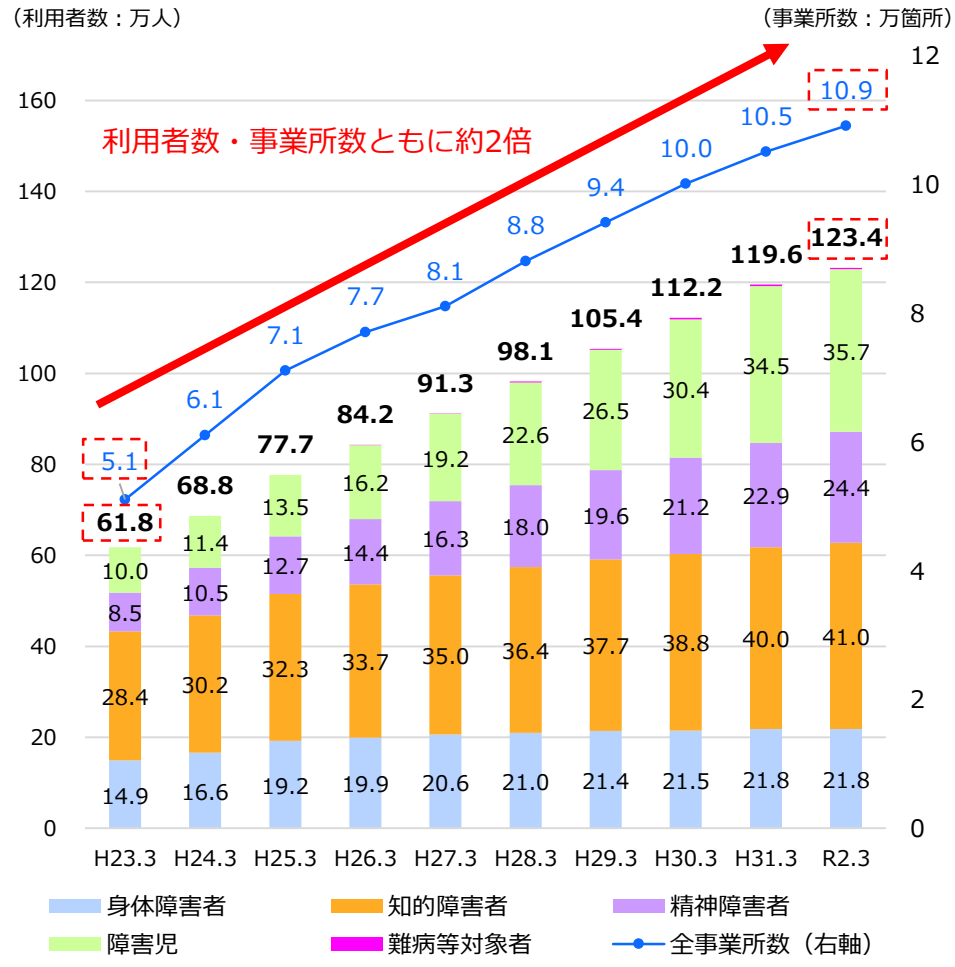

（注）国保連データを基に作成。利用者数・事業所数ともに各年3月時点。

令和３年度障害報酬改定：総論①（障害福祉サービス等事業者の経営状況）

○　経営実態調査と経営概況調査によれば、近年の障害福祉サービス等事業者の収支差率は、**中小企業を上回る水準**。

○　当該収支差には、「本部・他の事業所への繰入」（特別費用）と「本部・他の事業所からの繰入」（特別収益）が反映されているが、本部や他の事業所との間の資金移動の中には収支均衡を目的として行われている例があり、このような資金移動を除外するため**特別費用・特別収益を除いた収支差率で見ると、通常の収支差率よりも約２%高くなっている**。

○　令和３年度報酬改定においては、令和２年度経営実態調査結果（令和２年11月中公表予定）も踏まえて検討することになるが、**収支差率を踏まえた報酬水準の適正化を徹底**するとともに、**サービスごとの状況を踏まえてメリハリのある対応**を行う必要。

◆障害福祉サービス事業所等の収支差率（平成28～30年度決算の３年平均）

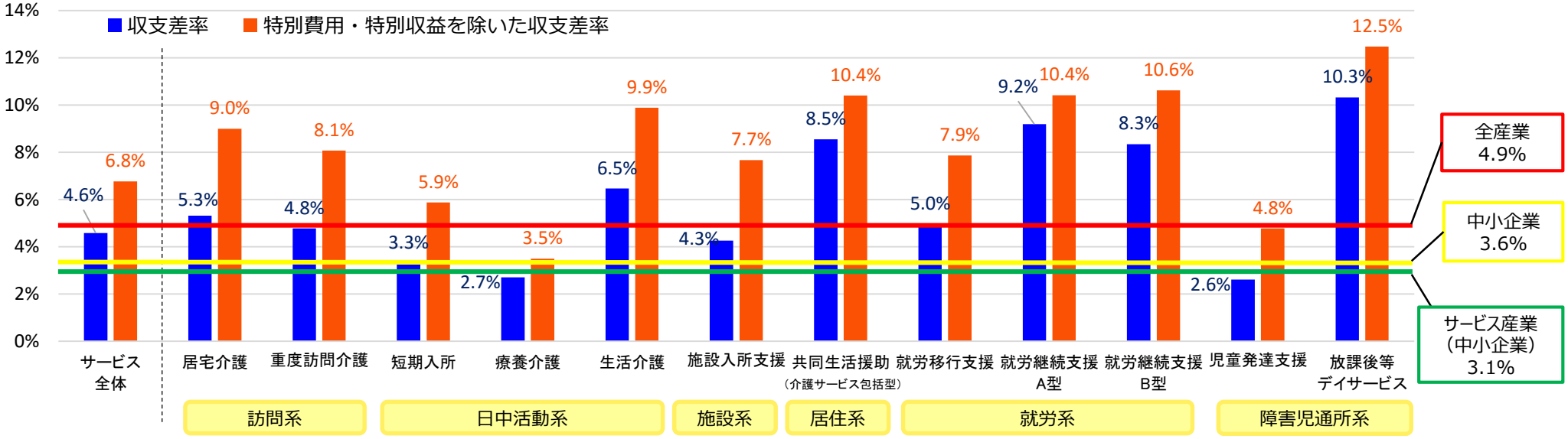

（注）厚生労働省「令和元年度障害福祉サービス等経営概況調査」、「平成29年度障害福祉サービス等経営実態調査」、財務省「平成28～30年度法人企業統計」、中小企業庁「平成29～令和元年中小企業実態基本調査」のデータを基に作成。収支差率は、「平成29年度障害福祉サービス等経営実態調査」の平成28年度決算及び「令和元年度障害福祉サービス等経営概況調査」の平成29・30年度決算の３年平均値。「全産業」の計数は、法人企業統計の売上高経常利益率の平成28～30年度の３年平均値。「中小企業」「サービス産業（中小企業）」の計数は、中小企業実態基本調査の売上高経常利益率の平成28～30年度の３年平均値。なお、「全産業」は純粋持ち株会社を除き、金融・保険業を含まない。サービス産業は、経済産業省の第三次サービス活動指数の対象に含まれる業種。

◆障害福祉サービス事業所等における本部等との資金移動の状況

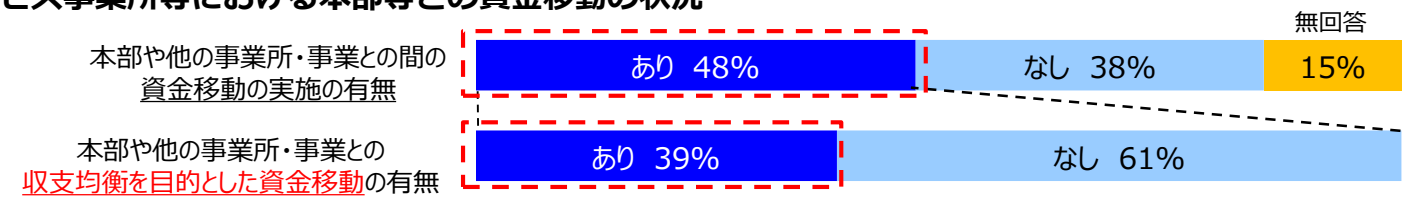

（出典）「障害福祉サービス等事業者における統一的な経営実態把握に関する調査研究報告書」（平成31年3月三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社）を基に作成

令和３年度障害報酬改定：総論②（新型コロナウイルス感染症の影響）

○　新型コロナウイルス感染症の影響により、**短期入所のほか、生活介護などの通所を伴うサービスにおいて、一時的に給付費が減少**しているが、短期入所を除き、**６月以降は前年同月と比べて同水準程度に回復**している。

○　今後とも感染状況の推移やそれに伴う事業への影響を見極める必要があるが、**いずれにしても感染症対策等に伴う一時的なコスト増への対応であり、令和３年度報酬改定において恒久的な措置を講じる対応は適切ではない。**

○　仮に何らかの対応を行う場合には、

・　これまで令和2年度補正予算で**地域・サービスを重点化することなく**新型コロナウィルス感染症**緊急包括支援交付金**（以下「緊急包括交付金」）による支援等を講じてきたものの、**令和３年度以降について同様の措置が必要な状況には必ずしもない。**

・　他方で、**新型コロナウイルス感染症による影響には、地域別、サービス別にばらつき**があることに留意する必要があり、地域ごと、サービスごとに単価を定めていることをはじめ重点的・効率的な資源配分をしやすい障害報酬体系の特性を活かしつつ、**メリハリをつけながら、新型コロナウイルス感染症の流行の収束までの臨時の報酬上の措置**を講じることはあり得る。このような障害報酬による対応は、緊急包括交付金よりも執行の迅速性や措置の継続性を含めた予見可能性に優れる。

◆サービス別 １事業所当たり給付費（対前年同月比）

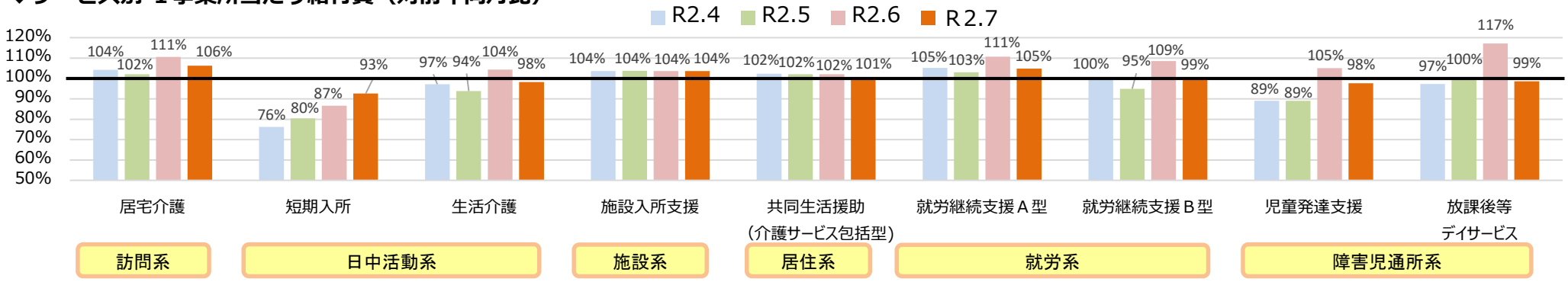

◆都道府県別 短期入所１事業所当たり給付費（対前年同月比）

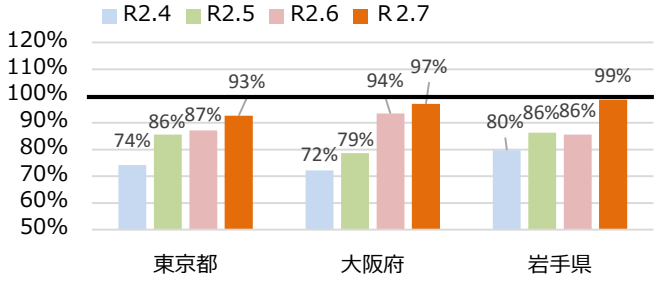

◆都道府県別 生活介護１事業所当たり給付費（対前年同月比）

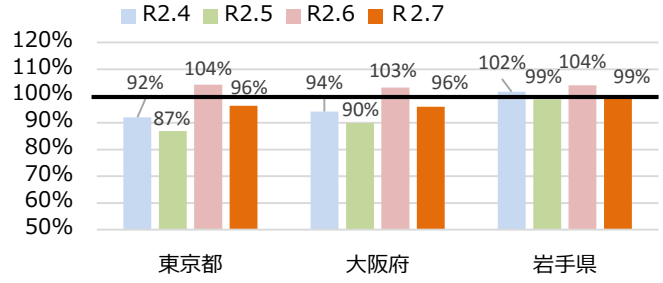

◆都道府県別 児童発達支援１事業所当たり給付費（対前年同月比）

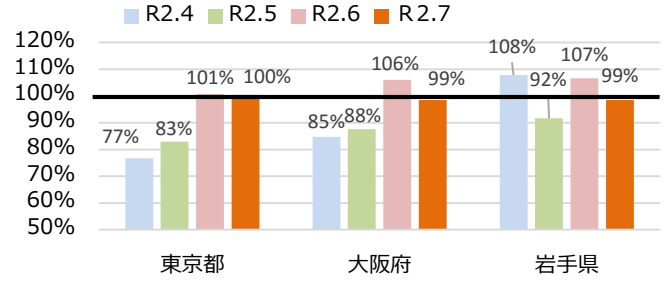

（注）国保連データを基に作成。なお、令和元年10月より、処遇改善加算の拡充及び消費税引上げへの対応のための報酬改定（改定率＋2.00%）が実施されている。

令和３年度障害報酬改定：各論①（就労系サービス）

○　就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援）とは、一般就労等への移行に向け、生産活動等を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うものであり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約２割を占めている。

○　就労系サービスについては、**平成30年度報酬改定において実績に応じた報酬体系に見直し**を行い、①就労移行支援では「一般就労への移行実績」、②就労継続支援A型では「平均労働時間の実績」、③就労継続支援B型では「平均工賃の実績」に基づくメリハリのある報酬を設定。しかしながら、**依然として、実績が低調である事業所が一定程度存在**している状況。

○　令和３年度報酬改定においては、障害者に対して**より質の高いサービス提供がなされるよう、これまで以上に実績に基づいたメリハリのある報酬体系を目指していくべき。**

○　就労継続支援A型については、利用者へ支払う賃金は税財源の障害報酬ではなく生産活動収入で賄われるべきとの観点から、生産活動収支が賃金総額を下回っている事業所に対して経営改善計画の提出を求めているが、**約７割の事業所が経営改善計画の提出対象**となっている。利用者の賃金のさらなる向上を図るためには、平均労働時間の実績を評価することに加え、利用者のスキルアップのための取組など、**賃金向上に資する質の高い取組を評価する報酬体系に見直す必要。**

◆平成30年度報酬改定後の状況

（注）国保連データを基に作成。

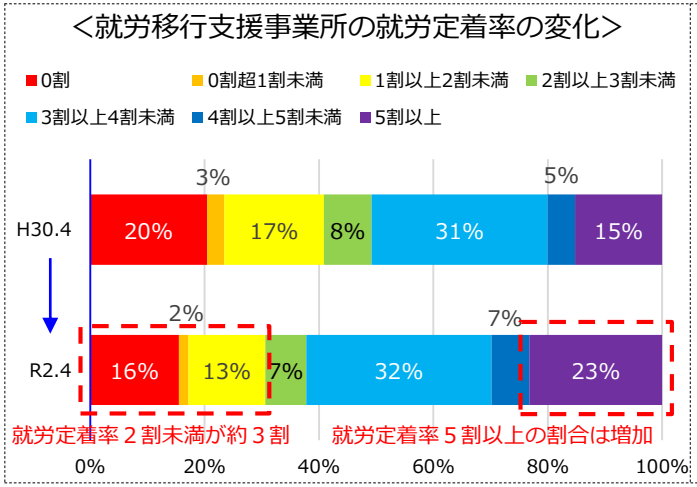

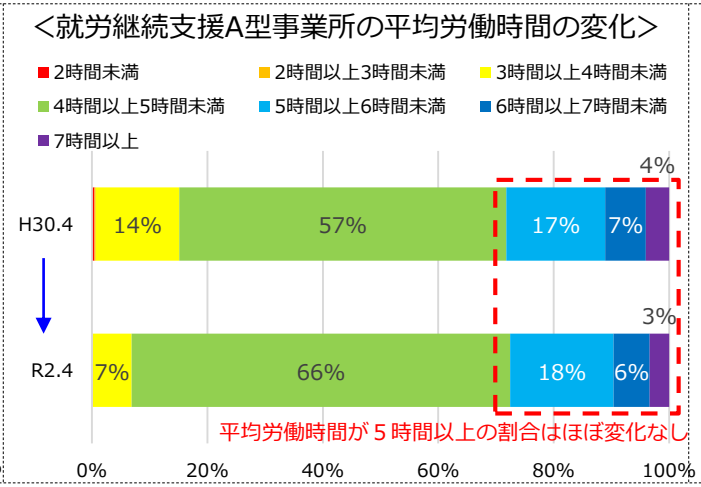

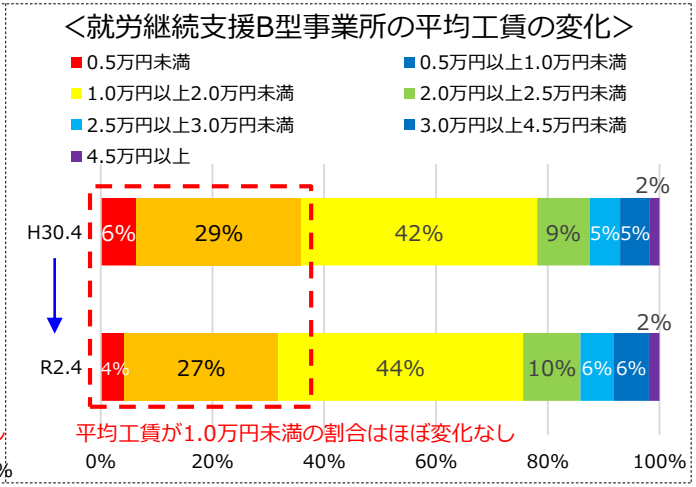

◆就労継続支援A型事業所における経営改善計画の提出状況

事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画の提出状況			
		必要あり【生産活動収支＜利用者賃金】		必要なし【生産活動収支≧利用者賃金】	
3,877	3,162	2,093	（66.2%）	1,069	（33.8%）

（注）平成31年3月末時点。厚生労働省の調査結果を元に作成。

＜参考：就労系サービス（就労移行支援･就労継続支援）の概要＞

就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援Ａ型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援Ｂ型	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

令和３年度障害報酬改定：各論②（放課後等デイサービス①）

○　放課後等デイサービスは、就学中の障害児に対して、授業終了後や休暇中において、**生活能力向上のための訓練や社会との交流**等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって**障害児の自立を促進**するサービス。その報酬水準については、**障害児の状態に応じて**必要となる支援の程度を踏まえて設定されている。

○　**放課後等デイサービスの費用額は、現行のサービス体系となった平成24年以降、約７倍に増加**しており、障害福祉サービス等全体の伸び率を大きく上回っている。**事業所数についても、平成24年度以降、約5倍に増加**しており、**特に営利法人の参入が著しい**状況。

◆放課後等デイサービスの事業概要

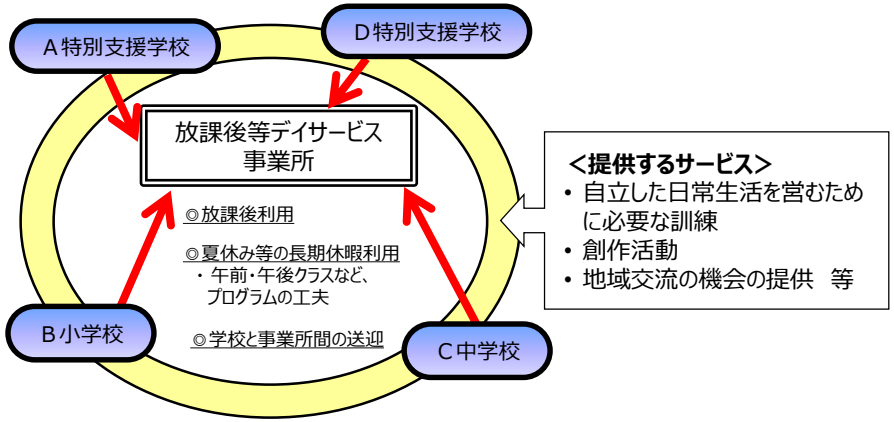

◆障害児向けサービスの費用額の推移

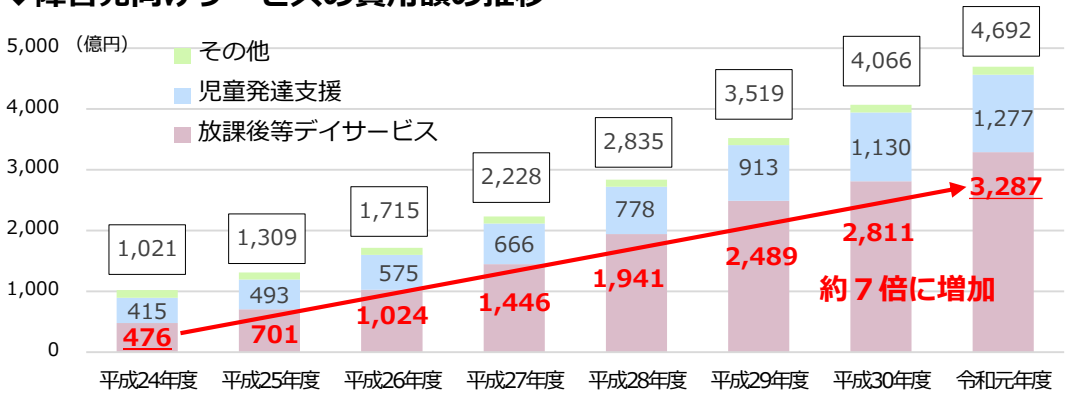

◆放課後等デイサービスの事業所数の推移

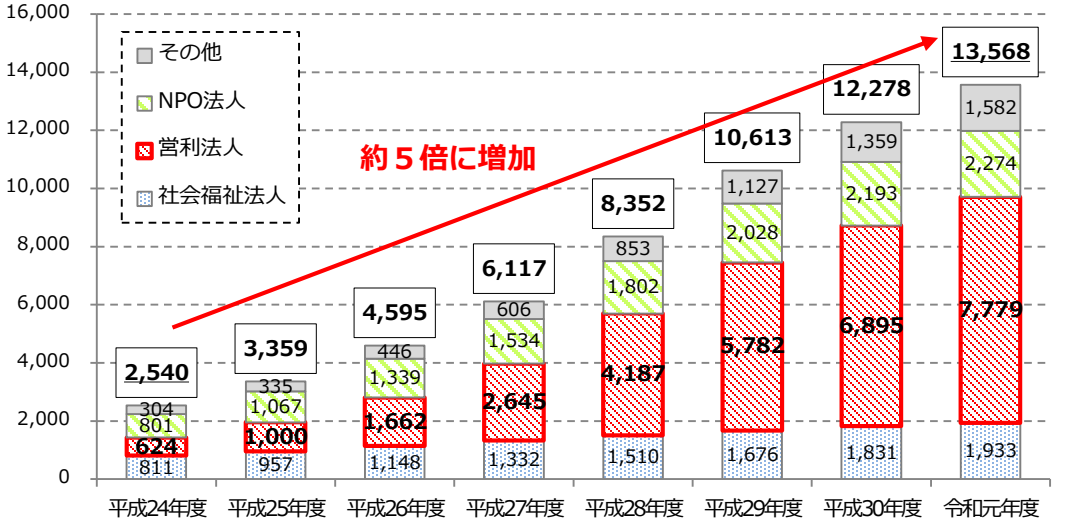

（注）国保連データ（令和元提供分）から作成。事業所数は各年度４月時点。

◆放課後等デイサービスの報酬設定（概要）

＜利用者状態別の報酬区分の比較＞

報酬区分	主に重症心身障害児を対象	区分１	区分２
利用者の状態	主に重症心身障害児	指標該当児（※1）が50%以上	左記以外
人員配置	・嘱託医　・看護職員 ・児童指導員又は保育士 ・児童発達支援管理責任者 各１人以上 等	・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者　10:2以上 ※うち半数以上は児童指導員又は保育士 ・児童発達支援管理責任者　１人以上 等	
基本報酬（※2）	892～1,754単位	660単位	612単位

（※1）市町村が特に支援が必要であると認めた障害児
（※2）利用定員10人以下で授業終了後のサービス提供、区分１・区分２においては開所時間が３時間以上の場合

令和３年度障害報酬改定：各論②（放課後等デイサービス②）

○　放課後等デイサービスについては、**営利を追求し支援の質が低い事業所**が増えているとの指摘や、**極端な短時間利用など障害児の発達にとって望ましいとは言えない利用のされ方**もみられるとの指摘がある。

○　**障害児の発達を妨げるような制度の趣旨に沿わないサービスの利用を防ぐため**、令和３年度報酬改定においては、放課後等デイサービスの報酬について、他の障害福祉サービス等との均衡を図りつつ、**利用者ごとのサービスの提供時間を考慮するなど、サービスの質や費用に見合った報酬体系となるよう見直しを行うべき。**

◆営業時間に応じた放課後等デイサービスの報酬設定

➡ 利用者ごとのサービスの提供時間は考慮されない仕組み

〔授業終了後のサービス提供〕

営業時間	基本報酬
３時間以上	660単位
３時間未満	649単位

（注）区分１かつ利用定員10人以下の場合

〔学校休業日のサービス提供〕

営業時間	基本報酬
６時間以上	792単位
４時間以上６時間未満	15%減算
４時間未満	30%減算

（注）区分１かつ利用定員10人以下の場合

◆他の通所系サービスにおける報酬設定の例

➡ 利用者ごとのサービスの提供時間を踏まえた報酬設定

〔生活介護（障害福祉サービス）〕

営業時間	基本報酬
６時間以上	1,291単位
４時間以上 ６時間未満	30%減算
４時間未満	50%減算
または	
利用時間が５時間未満の利用者が50%以上	30%減算

（注）利用定員20人以下、障害支援区分６の場合

〔通所介護（介護保険）〕

サービス提供時間	基本報酬
８時間以上９時間未満	1,339単位
７時間以上８時間未満	1,288単位
６時間以上７時間未満	1,150単位
５時間以上６時間未満	1,113単位
４時間以上５時間未満	682単位
３時間以上４時間未満	651単位
３時間未満	評価なし

（注）地域密着型（利用定員18人以下）、要介護度５の場合

「令和2年度 地方分権改革に関する提案募集 提案事項」(抜粋)

＜求める措置の具体的内容＞

- 障がい放課後等デイサービスにおけるサービス提供時間等に合わせた質の向上に資する報酬単位の設定

＜具体的な支障事例＞

- 障がい児が事業所に到着して間もなく保護者が迎えに来て帰宅したというケースや、本人が事業所への入室を拒み玄関先で保護者の迎えを待っていたケースなど、個別支援計画に沿った長時間の支援を提供するには適さない児童による**短時間（30分未満）の利用が、複数の事業所で確認**されている。
- しかし、現行の報酬単価の算定においては、利用時間は考慮されない。**事業者が、短時間（30分未満）のサービス提供を行った場合でも、長時間の場合と同様に報酬が算定**される。(1回あたりで算定される)
- 制度の趣旨にそぐわない**極端な短時間のサービス提供では、個別支援計画に定める質の高いサービスが提供されない恐れ**がある。

＜制度改正による効果＞

- サービスの提供時間等に合わせた、質の向上に資する基本報酬の単位を設定することにより、事業者による極端な短時間のサービス提供を減少させるとともに、個別支援計画に沿った支援の提供を促し、放課後等デイサービスの充実を図ることができる。

放課後等デイサービスの課題等についての自治体・事業所からの意見

＜自治体意見（抜粋）＞

- 報酬単価が日あたりの設定となっており、サービス提供時間に応じた報酬ではないため、**短いサービス提供時間で、１日約１万円という非常に高額な報酬単価**となっている。開所時間減算はあくまで事業所の開所時間であり、利用者の都合によるサービス利用時間とはリンクしないため、**児童の支援より営利を追求する事業者が後を絶たない悪循環**となっている。

＜事業所意見（抜粋）＞

- **開所時間が6時間以上としていても個々の児童へのサービス提供時間数を1時間等と限定して支援をしている事業所と、**我々のように**数時間小集団でサービスを行う事業所との報酬制度が同じ**であることに納得がいかない。人員にかかる経費も施設面積に応じた家賃も全く違い、我々は薄利の中、出来る支援を模索中である。

（出典）「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究報告書」（令和２年3 月みずほ情報総研株式会社）

令和３年度障害報酬改定：各論②（放課後等デイサービス③）

○　予算執行調査の結果、①重症心身障害児以外を対象とする事業所（区分１・２）、②児童指導員等加配加算を取得している事業所の収支差率が著しく高くなっており、**現行の利用者状態別の基本報酬や児童指導員等加配加算の水準が、事業に要するコストを適正に反映できていない可能性**がある。

○　令和３年度報酬改定においては、令和２年度経営実態調査結果（令和２年11月中公表予定）も踏まえて検討することになるが、**利用者状態別の基本報酬や、児童指導員等加配加算の水準について、サービスの質や事業に要するコストに見合ったものとなるよう適正化を図るべき。**

◆放課後等デイサービス事業所の報酬内訳

＜令和元年12月サービス提供分＞

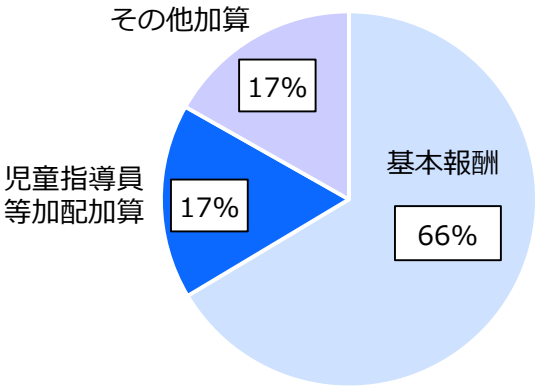

（注）国保連データより作成

＜児童指導員等加配加算の概要＞

・人員配置基準上必要となる従業員数に加え、児童指導員等を１名加配する場合、加配した職員の職種に応じて加算Ⅰを取得することができる。

・区分１の事業所については、児童指導員等をさらに１名加配した場合、加算Ⅰに加えて、加算Ⅱを取得することができる。

◆ 利用者状態別の経営状況

＜収支差率（平成30年度決算）＞

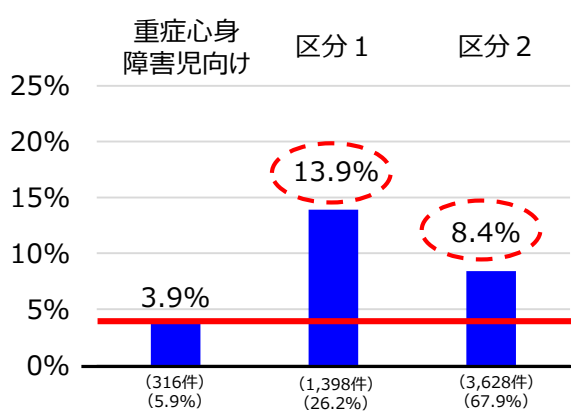

＜利用者状態別の基本報酬＞
（利用者1人1日当たり）

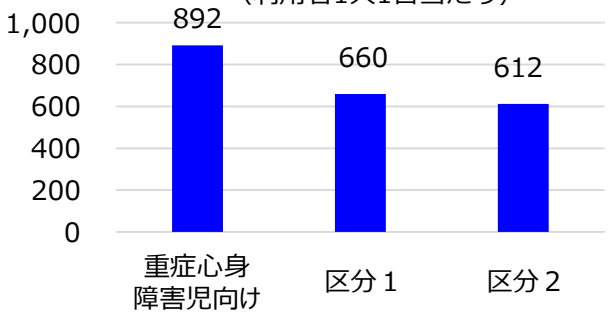

◆ 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

＜収支差率（平成30年度決算）＞

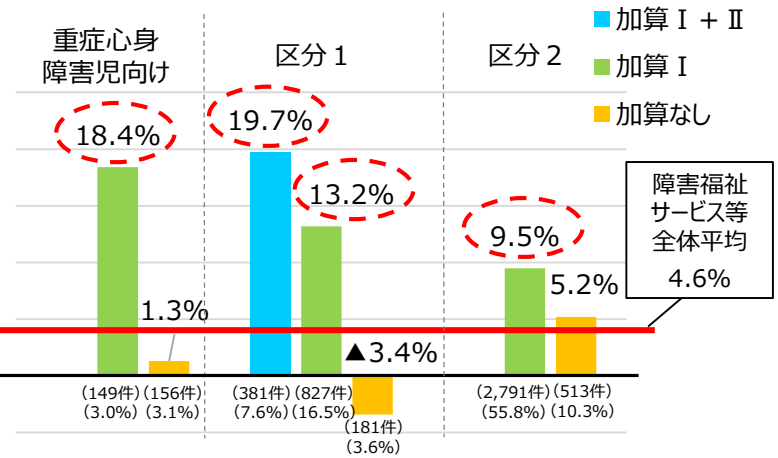

＜児童指導員加配加算の報酬単位＞
（利用者1人1日当たり）

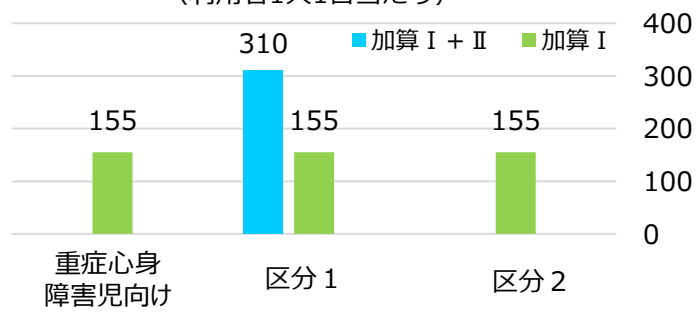

（注）基本報酬は、利用定員10人、授業終了後のサービス提供の場合（区分１・区分２においては営業時間が３時間以上の場合）
児童指導員等加配加算の報酬単位は、児童指導員を加配する場合

令和３年度障害報酬改定：各論③（児童発達支援）

○　児童発達支援とは、未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービス。当該サービスの費用額や事業所数は近年大幅に増加している状況。

○　予算執行調査の結果、①児童発達支援センター以外の事業所、②利用定員10人以下の事業所の収支差率が著しく高くなっており、**現行の報酬水準が事業に要するコストを適正に反映できていない可能性。**

○　令和３年度報酬改定においては、令和２年度経営実態調査結果（令和２年11月中公表予定）も踏まえて検討することになるが、**事業所類型別や利用定員別の基本報酬の水準について、サービスの質や事業に要するコストに見合ったものになるよう適正化を図るべき。**

◆ 児童発達支援の費用額・事業所数

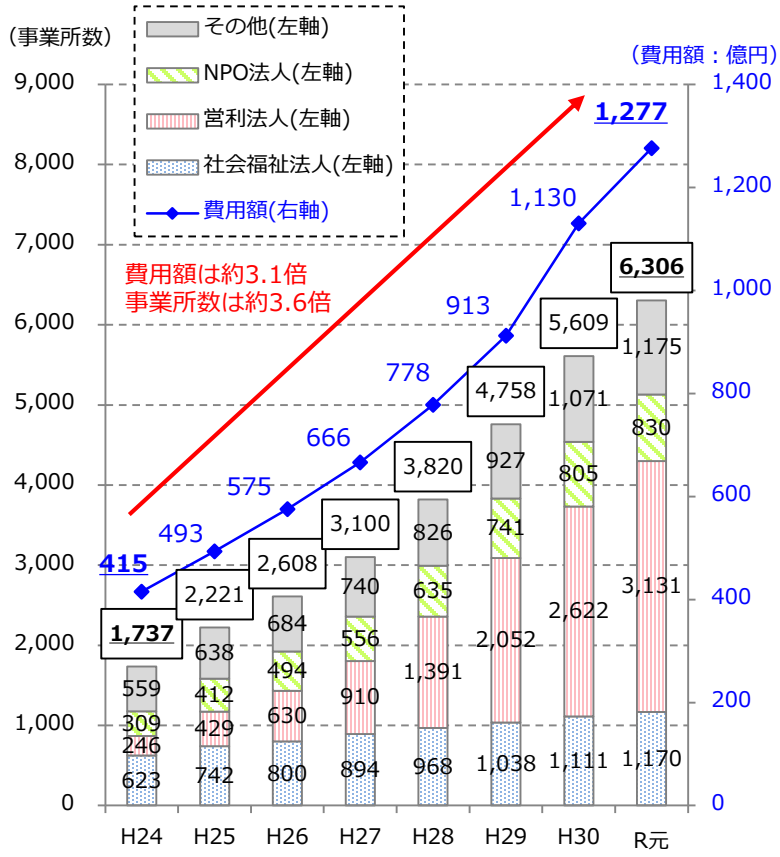

（注）国保連データ（令和元提供分）から作成。
事業所数は各年度４月時点。

◆ 事業所類型別の経営状況

＜収支差率（平成29年度決算）＞

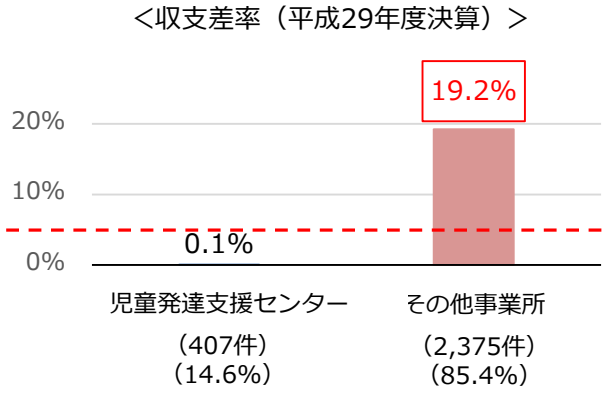

＜児童発達支援センターとその他事業所の比較＞

	児童発達支援センター	その他事業所
内容	児童発達支援に加え、地域の中核的な施設として、関連するサービスも提供	児童発達支援のみを提供
人員配置	・児童指導員及び保育士　4：1以上 ・児童指導員１人以上 ・保育士　１人以上 等	・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者　10：2以上 うち半数以上は児童指導員又は保育士 等
基本報酬	777～1,085単位 （難聴児・重症心身障害児以外の場合） 等	435～830単位 （重症心身障害児以外（主に未就学児を受け入れる事業所）の場合） 等

◆ 利用定員別の経営状況

＜収支差率（平成29年度決算）＞

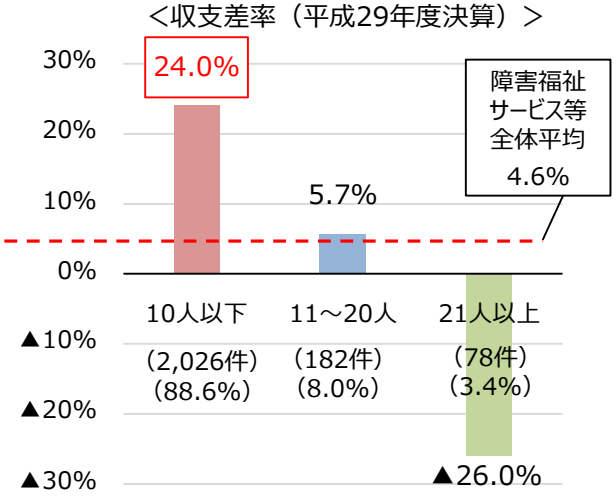

＜その他事業所の利用定員別基本報酬＞
（利用者1人1日当たり）

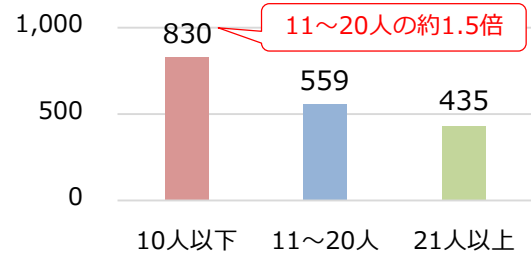

（注）重症心身障害児以外（主に未就学児を受け入れる事業所）の場合の報酬単位

障害福祉サービス等事業者に対する実地指導の強化

○　**近年、障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数が増加しており、不正受給が増加**しているとの指摘もある。悪質な事業者の参入を防ぐ観点からも、令和３年度報酬改定に当たっては、**収支差率を踏まえた報酬の適正化を徹底**するとともに、**これまで以上にサービスの質を適切に評価する報酬体系を目指していくべき。**

○　障害福祉サービス等事業者に対する都道府県等の実地指導については、厚生労働省の指導指針において**概ね３年に１度の実施が求められているが、多くの自治体がその水準を下回っている**状況。**サービスの質を確保するため、障害福祉サービス等事業者に対する都道府県等の実地指導を強化する必要**がある。

◆ 障害福祉サービス等事業者に対する行政処分件数

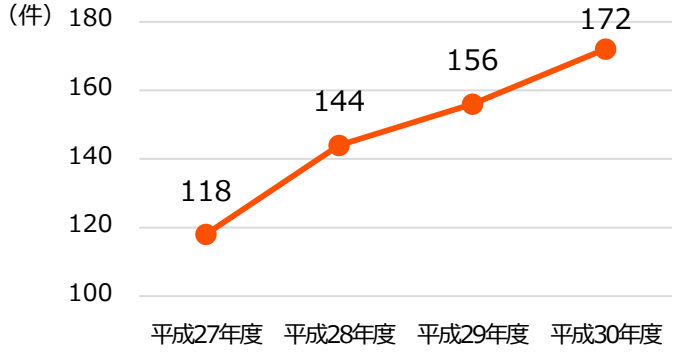

（注）厚生労働省の調査結果を元に作成

「障害福祉、不正受給26億円 5年で急増、処分630件」
（共同通信社　2020年2月22日）

障害者の生活や就労を支援する障害福祉サービスを巡り、運営事業者による国の給付費の**不正受給が2014～18年度の5年間で少なくとも約26億3千万円に上る**ことが22日、共同通信の全国自治体調査で分かった。**事業者の指定取り消しなどの処分は計630件**で、いずれも急増していた。

サービスの利用者は120万人余り。厚生労働省は不正受給や処分件数の集計を発表しておらず、全国的な状況が明らかになるのは初めて。**サービスの普及を図る国の方針の下、営利優先の事業者が参入し、不正が拡大している実態**が浮かび上がった。（中略）

不正受給はサービスの提供実績や職員数を偽るといった手口が多い。**14年度には約1億5800万円だったが、18年度には5.7倍の約8億9500万円と急増**した。（後略）

◆ 都道府県別　実地指導率（平成29・30年度合計）

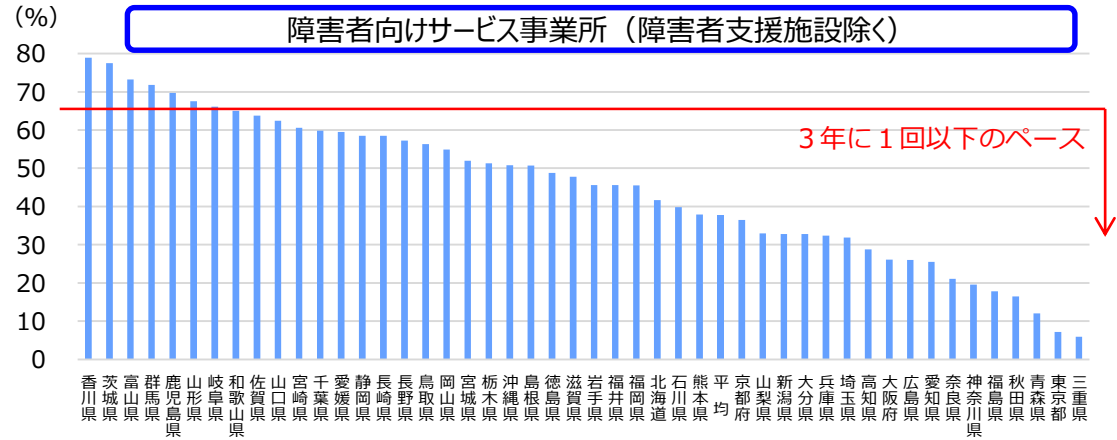

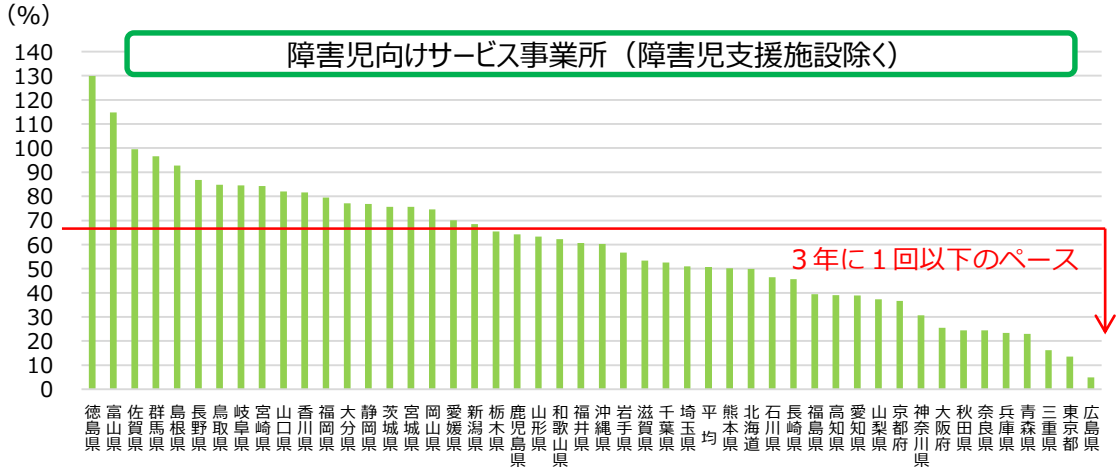

（注）厚生労働省の調査結果を元に作成

子ども・子育て支援の推移

○　主に子ども・子育て支援のための公的支出である**「家族関係社会支出」**をみると、2003年以降、児童手当の段階的拡充や、待機児童解消加速化プラン等による保育の受け皿拡大により、**大きく増加してきた**。2019年10月からは、３～５歳児等の幼児教育・保育が無償化された。

○　子ども・子育て支援の取組は重要であるが、急速な公費支出の増が、**真に子どもや子育て世代のためになる支援となっているか**といった観点から、**「使い道」の精査**を行っていくことは不可欠。

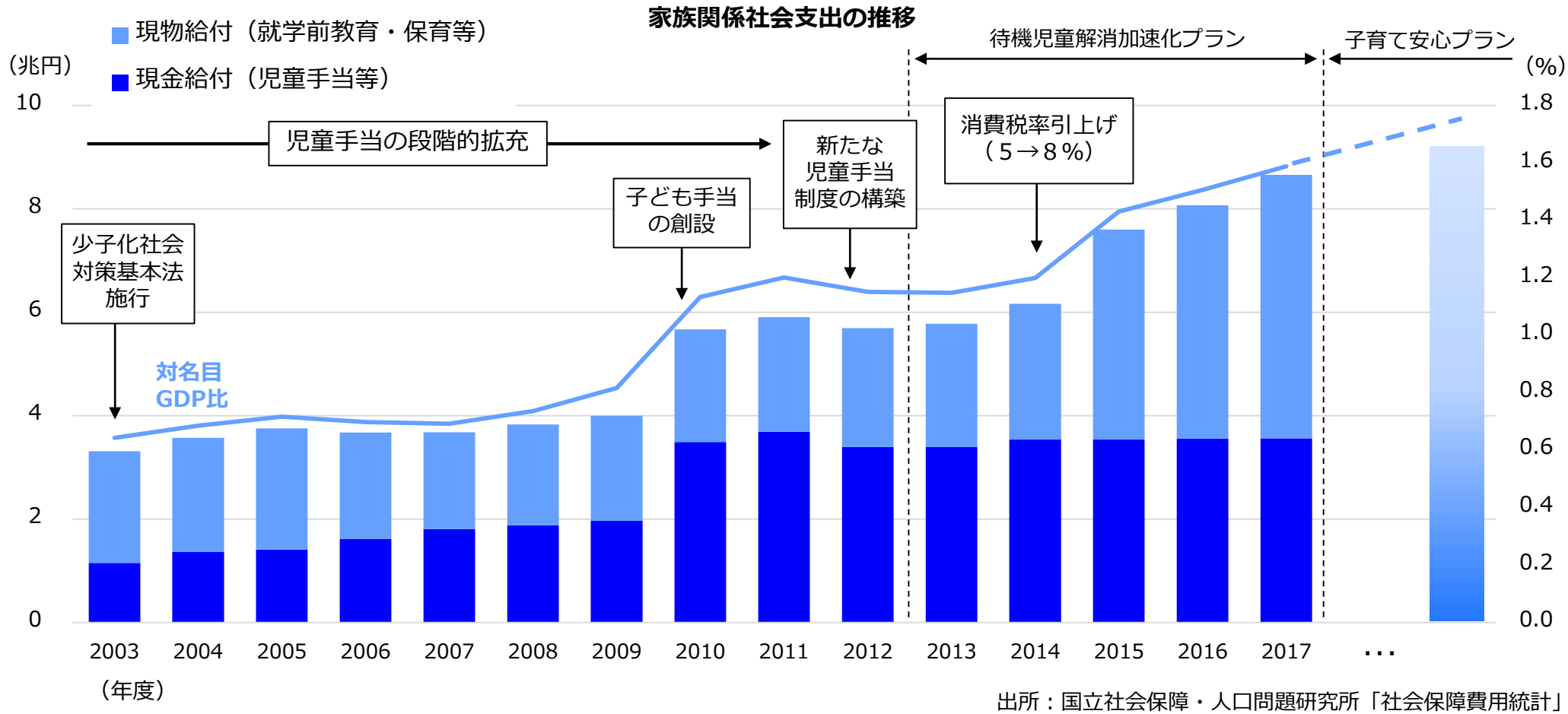

出所：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

※「家族関係社会支出」とは、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）であり、就学前教育・保育（現物給付）や、児童手当（現金給付）等が含まれる。
※ 2019年10月に幼児教育・保育の無償化を実施したことに伴い、平年度で約8,900億円（公費ベース）の増額となる（対名目GDP比＋約0.16%相当）。

不妊治療①

○　これまで、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額の医療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微授精及び男性不妊治療）に要する費用に対する助成を実施。

○　他方、不妊治療への保険適用については、少子化社会対策大綱（令和２年５月29日閣議決定）において「**適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充する**」とされ、さらに、本年９月16日に閣議決定された「基本方針」においては「**不妊治療への保険適用を実現**し、保育サービスの拡充により、待機児童問題を終わらせて、安心して子どもを生み育てられる環境をつくる」とされたところ。

○　今後、こうした方針に沿って、**不妊治療への保険適用の実現に向けて取組を進めていく必要。**

不妊治療の流れ（概略図）

保険適用

検　査

↓

原因の治療

男性不妊の治療
精管閉塞、先天性の形態異常、逆行性射精、造精機能障害など。手術療法や薬物療法が行われる。

女性不妊の治療
子宮奇形や、感染症による卵管の癒着、子宮内膜症による癒着、ホルモンの異常による排卵障害や無月経など。手術療法や薬物療法が行われる。

↓ 機能性不妊や治療が奏功しないもの

夫婦間で行われる人工授精など

人工授精（AIH）
精液を注入器で直接子宮に注入し、妊娠を図る。主に、夫側の精液の異常、性交障害等の場合に用いられる。比較的、安価。

体外受精
体外で受精させ、妊娠を図る。採卵を伴うため、女性側の身体的負担が重い。主に、人工授精後や女性不妊の場合に用いられる。

顕微授精
体外受精のうち、人工的に（卵子に注射針等で精子を注入するなど）受精させるもの。

男性不妊治療
顕微鏡下精巣内精子回収法（MD-TESE）。手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する。

国費で助成（不妊に悩む方への特定治療支援事業の対象）

不妊に悩む方への特定治療支援事業（２年度予算 151億円）

対象治療法	特定不妊治療 （体外受精、顕微授精及び男性不妊治療）
対象者	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦 （治療期間初日の妻の年齢が43歳未満）
給付の内容	① １回15万円（初回は30万円） 初めて助成を受けた治療期間初日における妻の年齢が40歳未満の場合は通算６回、40歳以上43歳未満の場合は通算３回まで助成。 ② 男性不妊治療15万円（初回は30万円）
所得制限	730万円未満（夫婦合算の所得ベース）
指定医療機関	事業実施主体において医療機関を指定
実施主体	都道府県・指定都市・中核市 （負担割合：国1/2・地方1/2）
支給実績	約13.8万件（平成30年度）

不妊治療②

○　**保険適用の実現には**、現行の保険外診療に対する助成よりも、本人にとって
① **高額の不妊治療の場合の経済的負担の軽減**につながるほか、
② 事前に定められた基準のもと、**一律な給付内容が保障**され、**治療内容の標準化・費用の明確化**が図られる、
③ 保険料負担の見返りに給付を受けるという点において**給付の権利性が強まる**（給付を受けることが特別なことでなく当たり前になる）、
④ 保険によるリスクの分散という考え方に立つことで**所得制限を伴わなくなる**、
⑤ 通常の医療保険の医療サービス同様、**立替払**（償還払）**もなく保険証のみで手続きが完結**する
メリットがある。

○　なお、保険適用によって治療内容が標準化されることに伴い、一部の高度な不妊治療へのニーズに対応して、**保険外併用療養費制度の柔軟な活用も検討すべき**。また、**助成金**（不妊に悩む方への特定治療支援事業）**段階でも同制度を活用**することにより、患者負担の軽減を図るべき。

平成24年版 厚生労働白書（抜粋）

（社会保険方式は、自立・自助という近現代の社会の基本原則に即した仕組みである）

社会保険方式は、保険料の拠出と保険給付が対価的な関係にあり、保険料負担の見返りに給付を受けるという点において、税方式の場合よりも、給付の権利性が強いといえる。実際、医療保険で医療サービスを受けるように、給付を受けることが特別なことではなく、当たり前のことというイメージをもち、その受給に恥ずかしさや汚名（スティグマ）が伴わないというメリットがある。

また、財源面でも、会計的に保険料負担（収入）と給付水準（支出）とが連動していることから、一般財源としての租税よりも、給付と負担の関係について、国民の理解が得られやすい側面がある。

（中略）

社会保険の導入は、保険によるリスクの分散という考えに立つことで、社会保障の対象を一定の困窮者から、国民一般に拡大することを可能としたものといえる。

保険外併用療養費制度（健康保険法に定められた制度）の活用

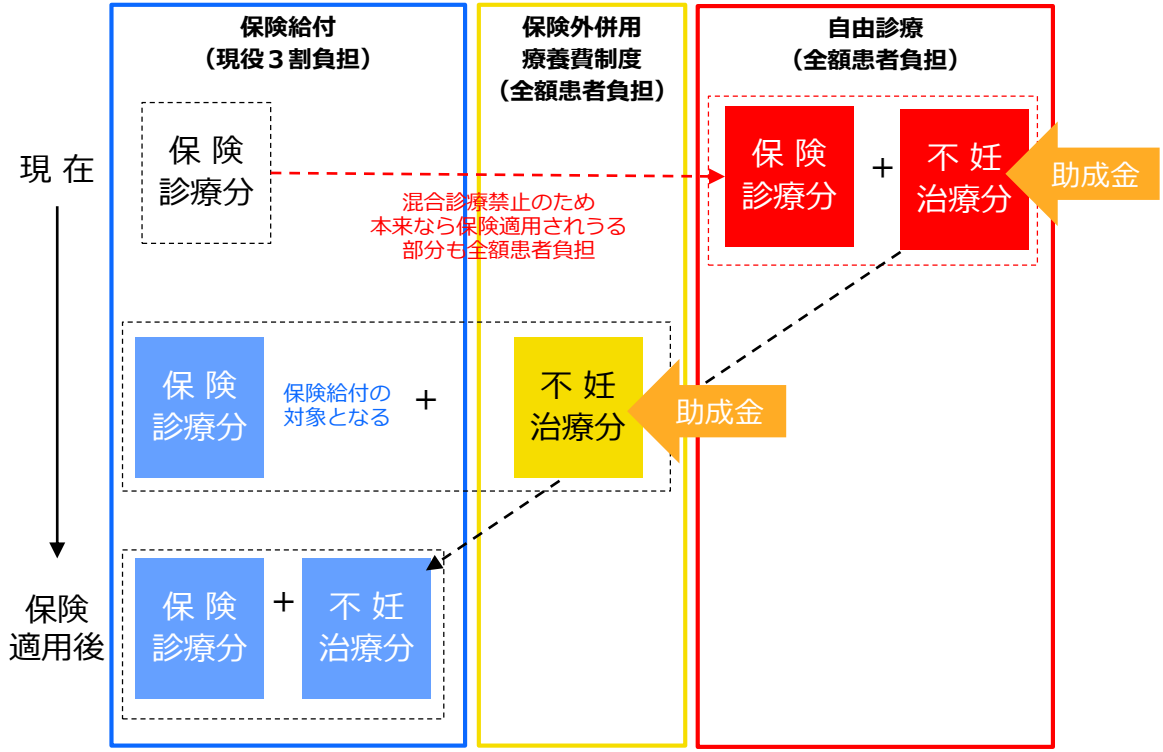

育児休業給付

○　我が国における男性・女性共通の**育児休業中の所得保障は、諸外国と単純比較はできないものの、概ね十分な水準**となっている。

○　一方で、**男性の育児休業取得率**は近年大きく伸びているものの、政府目標には届いていない状況。また、男性の育児休業の取得期間は２週間未満で約７割、**1月未満で約８割**となっている。

○　**男性の育児休業について、柔軟に取得しやすくすることで取得率の向上等を図る**ため、たとえば、育児休業を**産後８週以内に限らず分割して複数回取得可能とする**ような制度を検討すべき。なお、**男性の育児休業の取得促進という観点から所得保障の在り方について検討する際は、他の取組の進捗状況も見極めるべき**。

（注）男性の育児休業については、現在、配偶者の出産後８週間以内に取得開始・終了した場合のみ、再度の取得が可能（パパ休暇）。

◆　育児休業中の所得保障の国際比較

日本	イギリス	ドイツ	フランス
両親それぞれ ・当初６ヶ月は給付率67%（上限月額約30.6万円） 【非課税なので、実質的には約８割】 ・７ヶ月以降は給付率50%（上限月額約22.8万円） 【非課税】	・両親合わせて52週間（産後２週間は母親に取得義務） ・週151.20ポンド（約2.1万円）又は休業前賃金の９割のうち低い額 【課税】（＊） ※父親には、産後８週間以内に最長２週間の休暇制度あり。所得保障は＊に同じ。	・両親合わせて12ヶ月間 ・給付率は67% ・上限月額1,800ユーロ（約22.5万円） 【非課税】	・両親それぞれ６ヶ月間（子が２人以上の場合は両親それぞれ24か月間） ・月額398.40ユーロ（約５万円） 【非課税】 ※　父親には、出生時に３日間（有給）や産後4か月以内に11日間（給付率10割）の休暇制度あり。

（注）金額は１£＝139円、１€＝125円換算

◆　育児休業期間の状況

	５日未満	５日以上２週間未満	２週間以上１月未満	１月以上３月未満	３月以上６月未満	６月以上１年未満	１年以上２年未満	2年以上
女性	0.5%	0.3%	0.1%	2.8%	7.0%	51.0%	34.6%	3.8%
男性	36.3%	35.1%	9.6%	11.9%	3.0%	2.2%	1.7%	0.1%

1月未満が８割

（注）平成29年度中に育児休業を終了・復職した者の状況

出典：厚生労働省　平成30年度「雇用均等基本調査」

◆　男性の育児休業取得率

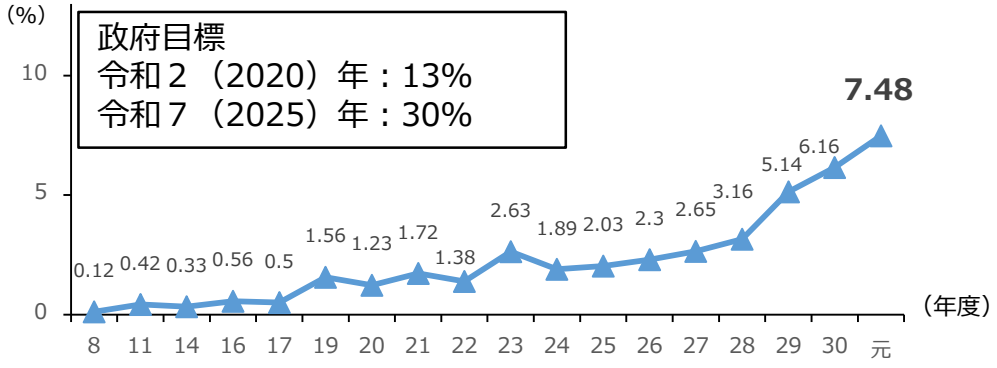

（注）平成22年度以前調査においては、調査前年度の１年間。平成23年度の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」

◆　出産後８週間以内の父親の育児休業取得の促進（パパ休暇）

配偶者の出産後８週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得開始・終了した場合に、再度の取得が可能。

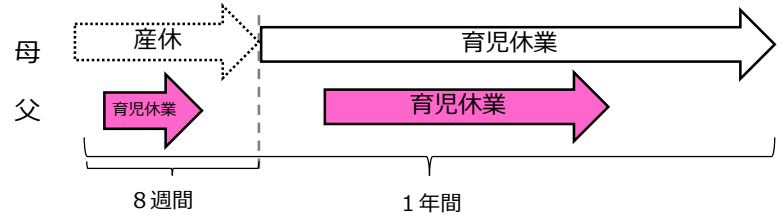

（注）育児休業は、子が１歳（保育所に入所できないなど、一定の場合は、最長２歳）に達するまで取得可能。父母ともに育児休業を取得する場合は、子が１歳２か月に達するまでの間の１年間取得可能【パパ・ママ育休プラス】

待機児童の解消①

○　2018年度からの「子育て安心プラン」においては、遅くとも2020年度末までの３年間で全国の待機児童を解消するとともに、女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備を行うこととされている（当初５年間の計画を２年前倒し）。

○　これまで、2013年度からの「待機児童解消加速化プラン」と併せ、2019年度末までに約73万人分の保育の受け皿を整備。**2020年４月の待機児童数は12,439人となり、調査開始以来最少**となっている。

○　**各市町村が定めた**第２期市町村子ども・子育て支援事業計画の**積上げ集計によれば、2024年度末までに最大約14万人分の受け皿整備が必要**との結果になっている。

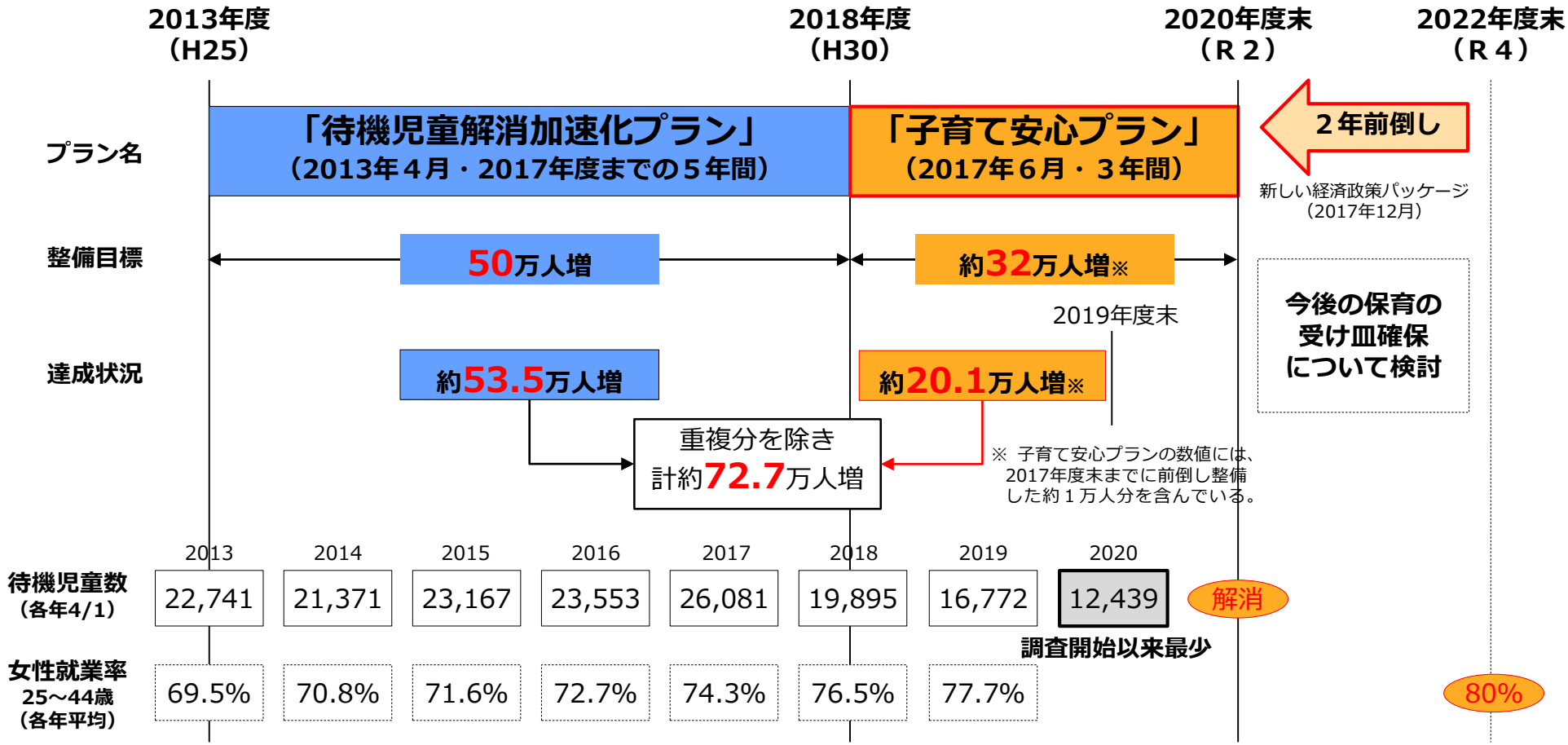

待機児童の解消②

○　待機児童問題については、両親の就労状況を重視する**保育所の利用調整基準**（保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ利用する施設などの調整を行うための基準）**によって、フルタイム労働者の子どもの方が保育所を利用しやすく**、パートタイム労働者の子どもの方が待機児童になりやすい状況が生じているとの指摘がある。

○　特に待機児童が生じている中では、受け皿の整備を行った際に、相対的に所得が高いフルタイム労働者の（これまで申請されなかった）新たな保育需要に優先的に充てられる可能性もある。新型コロナウイルス感染症が非正規雇用に与えている影響も踏まえた上で、**利用調整基準の在り方など世帯の経済状況もより勘案した仕組みも検討**していくべきではないか。

○　また、**待機児童**数は着実に減少を続けているものの、**都市部を中心に引き続き存在**。ただし、更なる受け皿整備が必要な自治体、保育提供区域内のマッチングや小規模な受け皿の活用が必要な自治体、待機児童はいないが人口減少が進んでいる自治体など地域ごとに状況が異なっており、**今後は地域の特性に応じた対応が求められる**。

○　2021年度以降の保育の受け皿確保については、こうした**保育における需要と供給のミスマッチの解消に丁寧に取り組む姿勢が重要**。足元の新型コロナウイルス感染症の影響も勘案し、**必要量の見込みを精査した上で、安定的な財源を確保しつつ検討**していくべき。

保育の受け皿と利用児童数・待機児童数の推移

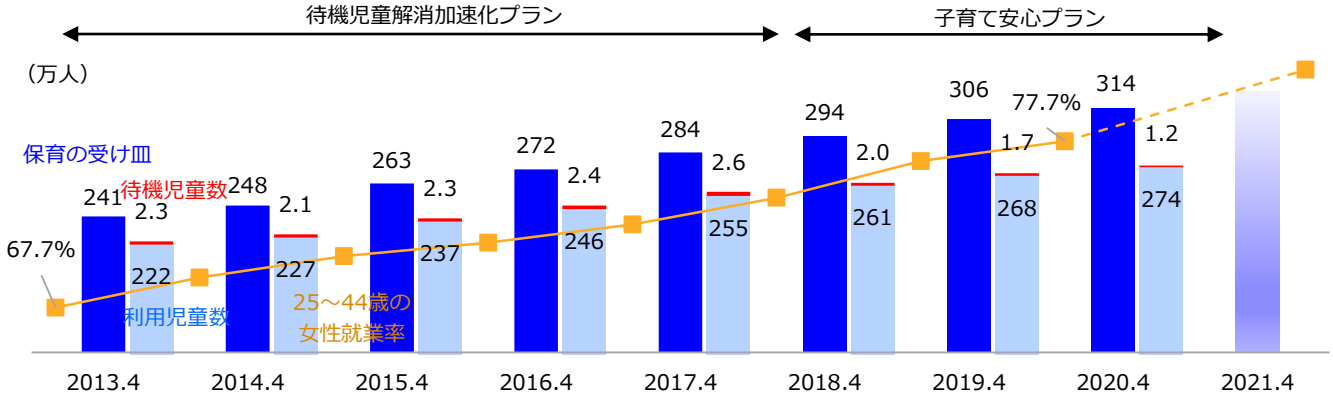

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和２年４月１日）」

地域別の待機児童数と利用児童数

	待機児童数	利用児童数
7都府県・指定都市・中核市	7,896人 (63.5%)	166万人 (60.7%)
その他の道県	4,543人 (36.5%)	108万人 (39.3%)
全国計	12,439人 (100.0%)	274万人 (100.0%)

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和２年４月１日）」

※ 7都府県は、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）及び近畿圏（京都・大阪・兵庫）。

自治体の人口増減と待機児童数の動向

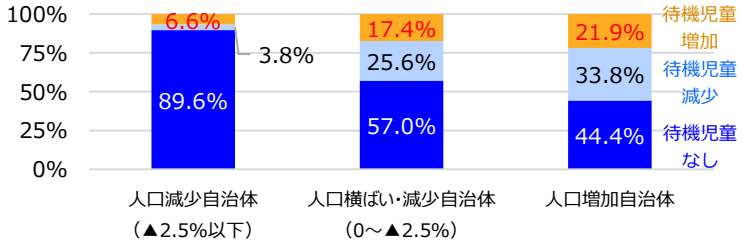

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和２年４月１日）」

※　人口増減率は2013～2018年度のもの。

地方団体における保育施設利用調整基準表の例（就労による区分・概要）

	基本指数
８時間以上	20
７～８時間未満	19
６～７時間未満	18
５～６時間未満	17
４～５時間未満	16
４時間未満	15
内　職	16

	加算指数
週５日以上	3
週５日以上かつ １日８時間以上	1
居宅外	2

○ 両親ごとに点数を算出し、児童の保育状況や世帯状況（生活保護等受給世帯、兄弟姉妹・祖父母の状況等）による加算を行った上で**合計指数を算出**。

→ **合計指数が同じ場合、前年度市民税所得割額**（住宅借入金等特別控除前の税額）**の低い世帯から選考**する。

高所得者への児童手当（現金給付）の在り方の見直し

○　現行の児童手当制度においては、所得基準を超えている者に対しても、「当分の間」の措置として月額5,000円（年額６万円）の「特例給付」が支給されている。児童のいる世帯の世帯年収は、**約20%が年収1,000万円以上**、**約５%が年収1,500万円以上**となっている。

○　昨年10月から開始した幼児教育・保育の無償化（３～５歳）において、高所得世帯も含めて家計の負担を軽減させる効果が生じていることや、消費の実態や他制度の例も踏まえ、所得基準を超える者への**特例給付については、廃止を含めた見直し**を行うべき。

児童手当等の概要

主たる生計者の年収 (専業主婦世帯で子２人)	概　要	対象児童数・国費 (2020年度予算)
～960万円未満	○０～３歳未満　月1.5万円（年18万円） ○３歳～小学校修了まで　第１子第２子 月１万円（年12万円）　第３子以降月1.5万円（年18万円） ○中学生　月１万円（年12万円）	1,449万人 （１兆1,262億円）
960万円～	○中学生以下　月0.5万円 （年６万円）（当分の間の**「特例給付」**）	156万人（624億円）

児童のいる世帯の世帯年収

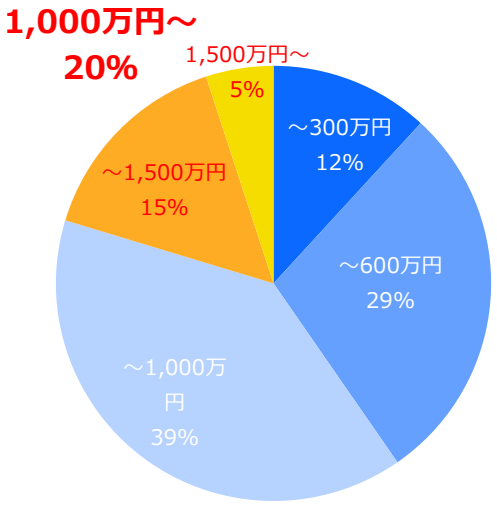

出所：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

※「児童のいる世帯」とは、18歳未満の未婚の者のいる世帯であり、一部に児童手当等を受給していない世帯も含まれる。

2人以上の世帯における世帯年収別の消費支出

世帯年収	その他の消費支出	諸雑費	交際費	仕送り金	こづかい（使途不明）
1,000～1,250万円	109万円	39万円	33万円	19万円	18万円
1,250～1,500万円	112万円	40万円	34万円	18万円	19万円
1,500万円～	164万円	58万円	49万円	35万円	22万円

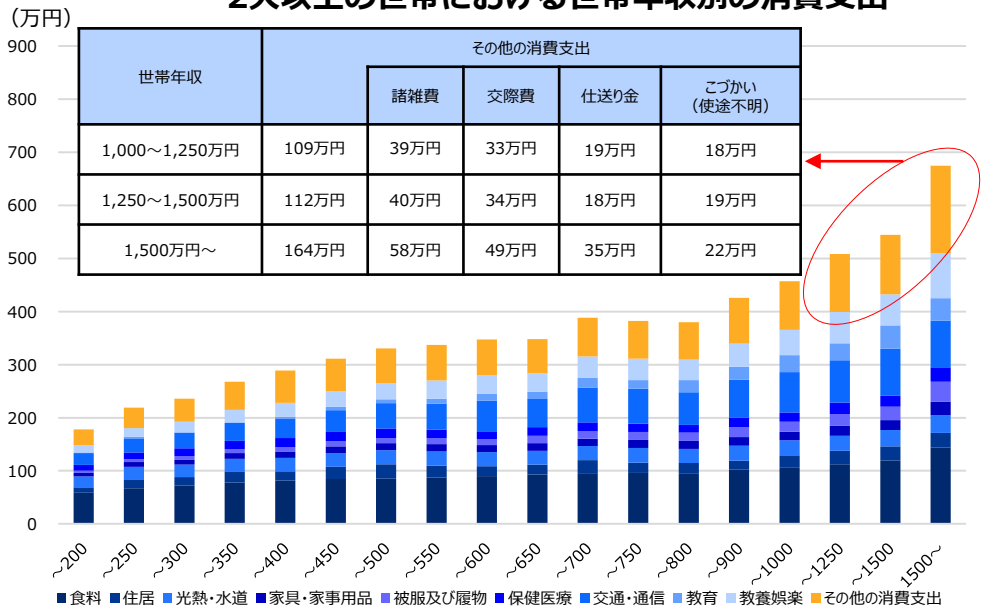

出所：総務省「家計調査　2019年（令和元年）平均」

※ １世帯当たり１か月間の支出（用途分類）を12倍したもの。

高等学校等就学支援金制度の例

世帯構成	所得制限の内容
共働き世帯 子２人	世帯収入が**約1,070万円**を超える場合は**対象外**
専業主婦世帯 子２人	世帯収入が**約950万円**を超える場合は**対象外**

※ 収入は全て給与所得であり、共働き世帯の両親の収入は同額、子は高校生２人と仮定。

世帯の就労形態の変化を踏まえた所得基準の見直し

○　児童手当は、**世帯の中で最も所得が高い者（主たる生計者）の所得のみで判定**するため、これが所得制限（夫婦子２人（扶養親族等の数が３名）で年収960万円未満）を超えなければ、世帯全体の所得に関わらず支給対象となる仕組み。

○　1992年以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を超えるなど、世帯における就労形態が多様化。

○　一方、他の制度においては、世帯合算の所得状況により給付額等の判断がなされる例も多い。

○　所得基準の見直しにあたっては、足元の状況変化や公平性の観点等を踏まえ、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、**世帯合算で判断する仕組みに変更すべき**ではないか。

専業主婦世帯と共働き世帯

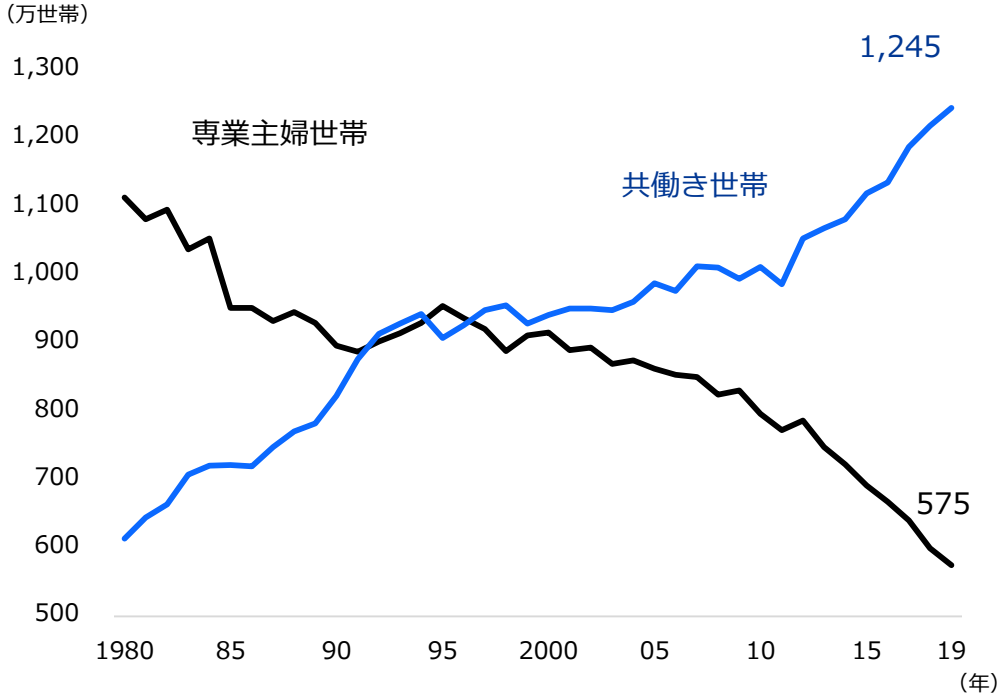

（出所）独立行政法人労働政策研究・研修機構「グラフでみる長期労働統計」

（注）「専業主婦世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。なお、出所の「グラフでみる長期労働統計」において、妻が非農林業雇用者で、夫が非就業者の世帯の集計結果は公表されていない。

児童手当の支給例（子２人（小学生１人、３歳未満１人）の場合）

収入の例	児童手当支給額（月額）
世帯収入1,200万円（夫　収入　1,000万円／妻　収入　200万円）	特例給付10,000円（小学生　5,000円／３歳未満　5,000円）
世帯収入1,200万円（夫　収入　800万円／妻　収入　400万円）	児童手当25,000円（小学生　10,000円／３歳未満　15,000円）

世帯合算の所得基準を設けている制度の例（算定方法は概要を示したもの）

制度	算定方法
不妊治療に対する助成（不妊に悩む方への特定治療支援事業）	**夫婦の所得の合計額**に基づき決定
保育料	原則として**父母の市町村民税所得割額の合計額**に基づき決定 ※ 父母が非課税の場合は、生計の中心者（同居祖父母等）の市町村民税所得割額も含めて算出
高等学校等就学支援金	原則として**父母の課税標準額（課税所得額）の合計額**に基づき決定
高等教育の修学支援（授業料等減免及び給付型奨学金）	原則として**本人と父母の課税標準額（課税所得額）等の合計額**に基づき決定

少子化対策の安定財源確保

○　社会保険制度においては、妊娠・出産、子育てに関する現金給付がかねてから存在している。
○　少子化対策は、賦課方式をとる我が国の社会保険制度の持続性の確保や将来の給付水準の向上につながるものであることを踏まえると、医療保険制度を含め、**保険料財源による少子化対策への拠出を拡充するという考え方も検討する余地**があるのではないか。
○　少子化対策の安定財源確保のあり方については、税財源の検討のみならず、こうしたことも含め幅広く検討を行っていくべき。

我が国の社会保険制度における現金給付の例（概要）

制度名	出産育児一時金	出産手当金	育児休業給付
概　要	健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、**出産に要する経済的負担を軽減するため**、一定の金額が支給される制度	健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者が**出産の前後における一定期間内において労務に服さなかったことにより、所得の喪失又は減少をきたした場合**に、生活を保障するため、一定の金額が支給される制度	雇用保険法に基づく保険給付として、**被保険者が育児休業を取得しやすくし**、職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、一定の金額が支給される制度
支給内容	定額42万円 ※ 産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合	出産日（出産日が出産予定日後の場合出産予定日）以前42日から、出産日後56日までの間において労務に服さなかった期間について、１日当たり以下の額を支給 給付前直近12か月間の標準報酬月額の平均額 × 30分の１ × ３分の２	１歳未満（一定の場合は子が１歳２か月または最長２歳に達するまで）の子を養育するための育児休業を取得した場合に、１か月当たり以下の額を支給 休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50% （育児休業開始６か月は67%）
支給規模	約4,142億円（平成29年度）	約1,345億円（平成29年度）	約5,312億円（平成30年度）

雇用調整助成金①

○　雇用調整助成金は、労働保険特別会計（雇用勘定）の雇用保険二事業のひとつであり、景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の費用を助成する制度。

○　新型コロナウイルス感染症対策のため、雇用調整助成金については、現在、上限額の引上げ（1日 8,370円⇒15,000円）、助成率最大10割（10／10）など、**リーマンショック時の対応を超える特例措置**が実施されている。

○　現在の特例は、緊急事態宣言も踏まえ、４月～９月末までであったが、８月２８日に厚生労働省より、**１２月末まで延長したうえで、来年については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、特例措置は段階的に縮減を行っていく**ことが発表された。

◆　雇用調整助成金の位置づけ

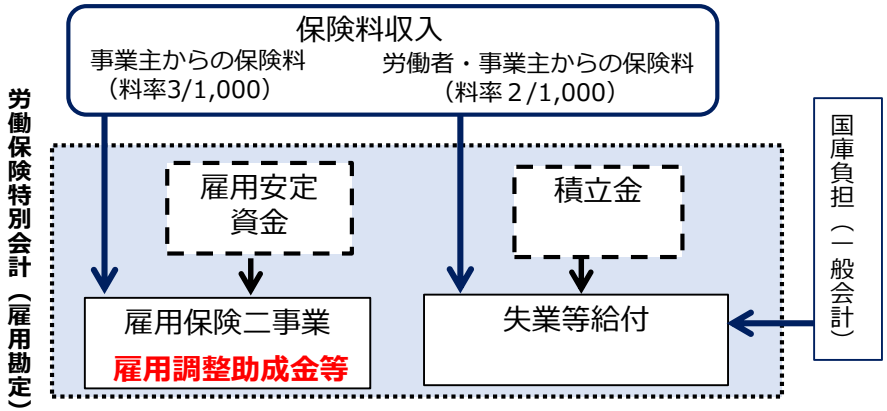

◆　通常制度、リーマンショック時の特例、コロナ特例の比較

	通常制度	リーマンショック時の特例	コロナ特例
上限額	失業等給付基本手当の最高日額と同額	失業等給付基本手当の最高日額と同額	**15,000円**
助成率	・中小企業2/3 ・大企業1/2	・中小企業4/5（解雇なし9/10） ・大企業2/3（解雇なし3/4）	・中小企業4/5（解雇なし**10/10**） ・大企業2/3（解雇なし3/4）

◆　厚生労働省プレスリリース（2020年8月28日）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

令和2年8月28日（金）
【照会先】
職業安定局雇用開発企画課
課長：宮原 真太郎　課長補佐：長崎 誠　（電話代表）03(5253)1111
職業安定局雇用保険課
課長：長良 健二　課長補佐：伏木 崇人（電話代表）03(5253)1111

報道関係者　各位

雇用調整助成金の特例措置等を延長します

9月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「雇用調整助成金の特例措置等」という。）については、本年12月末まで延長します。

そのうえで、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減を行っていきます。

雇用調整助成金②

○　今後の**労働政策の方向性**としては、労働者を休業させることにより雇用を維持するという政策から、**出向・再就職などの円滑な労働移動を支援する政策に軸足を移していくべき。**

○　**雇用調整助成金の特例措置等については**、雇用情勢が大きく悪化しない限り、以下のような点を踏まえ、**できる限り早期に段階的に縮減・廃止していくべき。**

・　緊急事態宣言が解除され、**感染防止策と社会経済活動の両立を目指す中**で、現在の「15,000円／日の休業手当・事業主負担ゼロ」といった異例の措置を継続することは、以下のように、**経済活動の円滑な回復にかえって支障となるおそれ**がある。

ー 様々な創意工夫・努力により営業再開して休業を解消している企業との間の**不公平**

ー ウィズコロナ・ポストコロナをにらんだ**企業努力や労働移動を阻害するおそれ（モラルハザード）**

・　**休業者数**は５月以降、営業を再開する企業の増に伴って、**減少傾向**となっており、おおむねコロナ前の水準に戻りつつある。

・　雇用調整助成金は原則、事業主の保険料で賄っており、特例が長引くほど、**将来の事業主負担増**につながる。

◆　休業者数は減少傾向

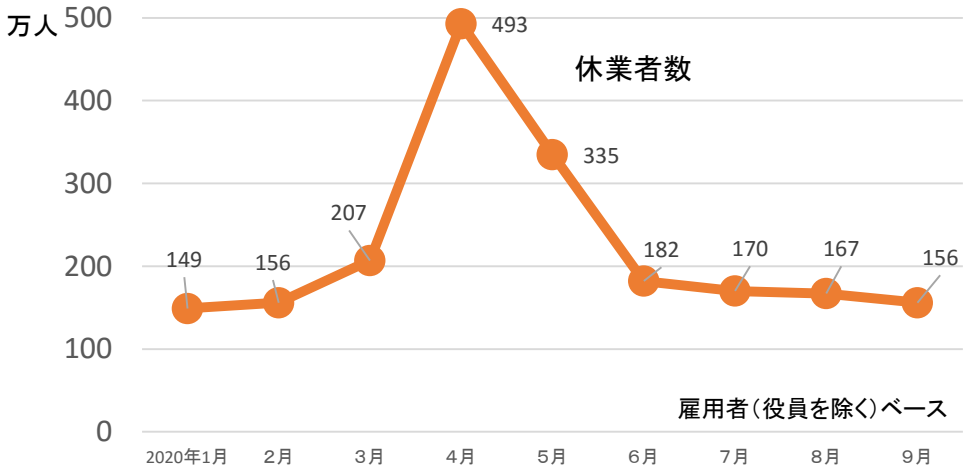

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
休業者数※　万人 （　）内は対前年同月	493 (+353)	335 (+217)	182 (+62)	170 (+14)	167 (+1)	156 (+30)
失業者数　万人 （　）内は対前年同月	189 (+13)	198 (+33)	195 (+33)	197 (+41)	206 (+49)	210 (+42)
失業率　%	2.6	2.9	2.8	2.9	3.0	3.0
有効求人倍率　倍	1.32	1.20	1.11	1.08	1.04	1.03

※　休業者数は、雇用者（役員を除く）ベース。出典は労働力調査。

◆　不公平・モラルハザードのイメージ

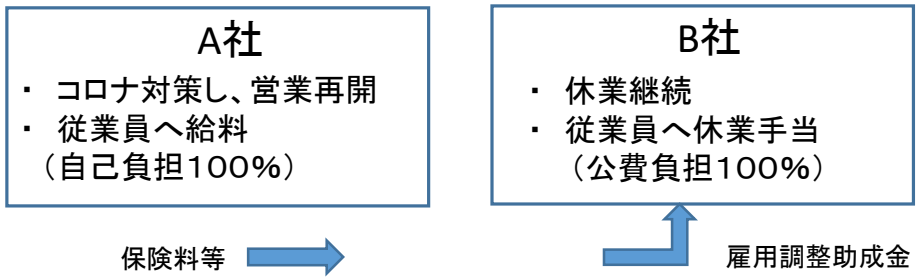

◆　雇用調整助成金等の財源となる雇用安定資金は大きく減少

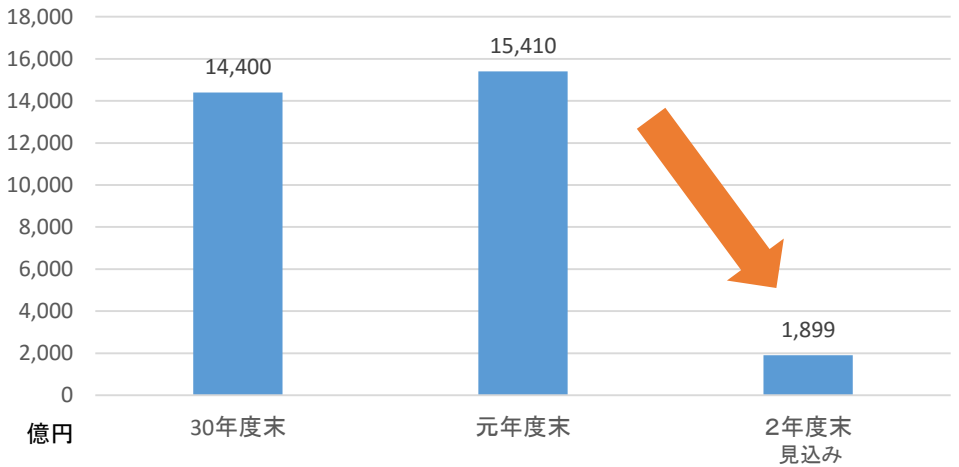

令和２年度予算における地方交付税交付金等

資料Ⅱ－２－１

○　地方交付税交付金等（地方交付税交付金＋地方特例交付金）は、国の政策的経費（基礎的財政収支対象経費）の中で2番目に大きい15.8兆円となっている。

○　地方交付税交付金等は、地方の税収増やリーマン・ショック後の危機対応の縮減に伴って着実に減額してきたが、近年では国の税収の伸びなどに伴って増加に転じている。

＜令和２年度　一般会計歳出の構成＞

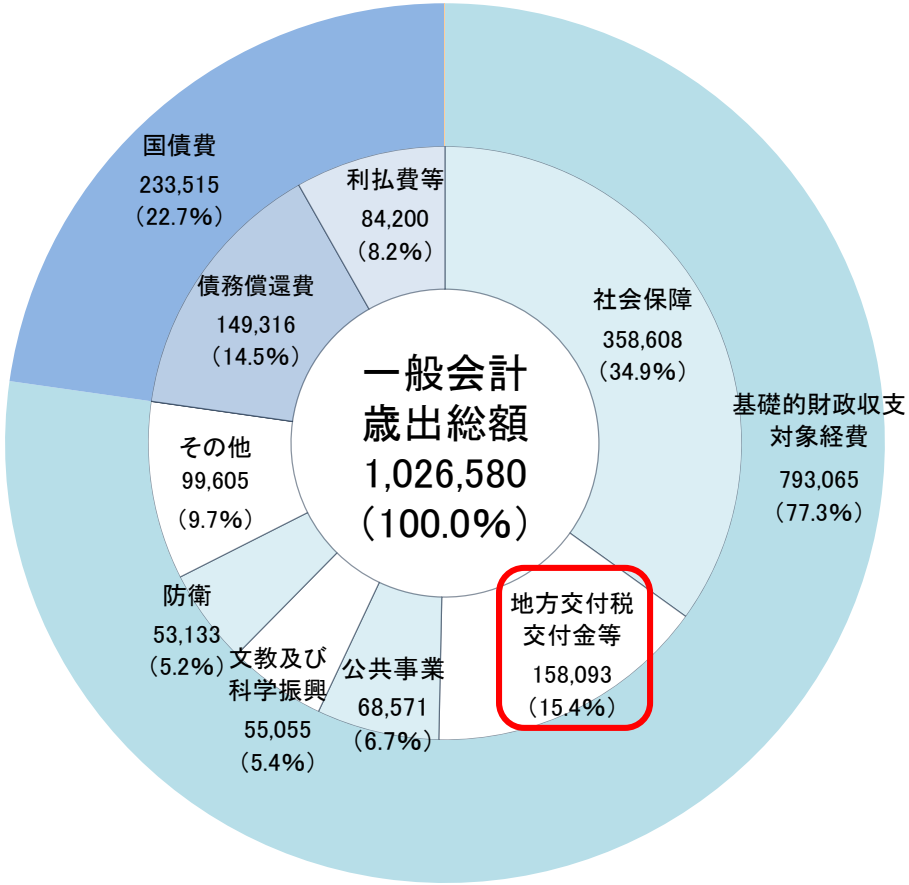

＜地方交付税交付金等（一般会計ベース）の推移＞

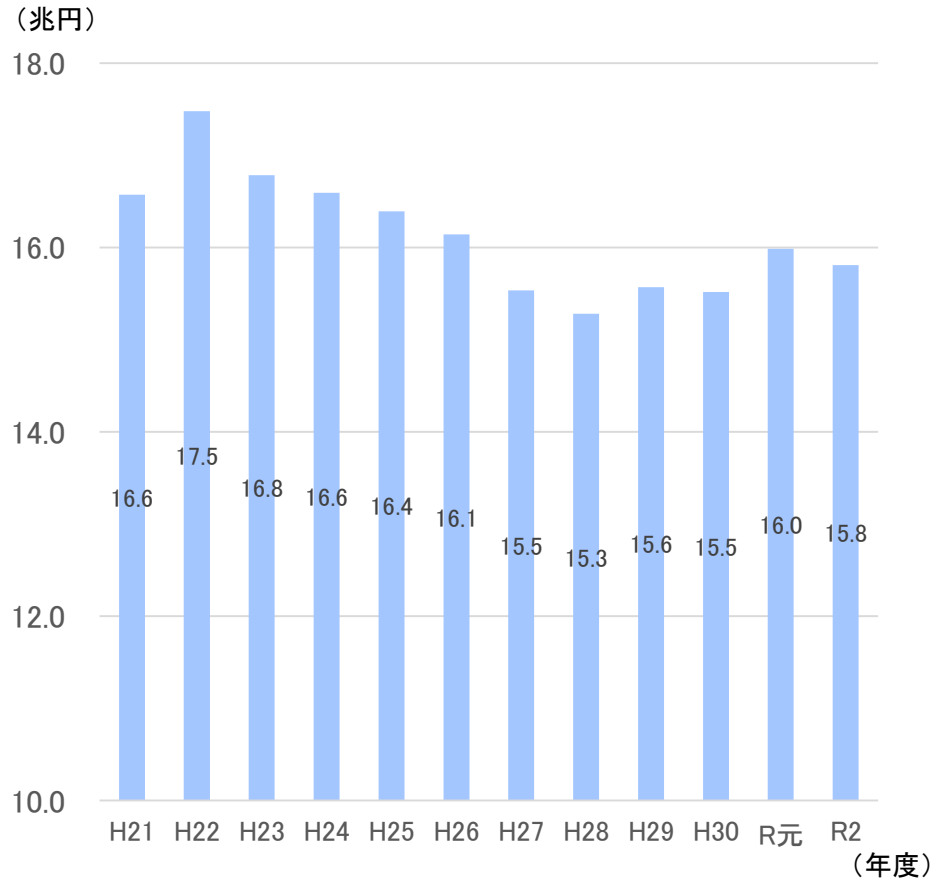

（注）　計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

国と地方の税財源配分と歳出割合

資料Ⅱ－２－２

○ 地方交付税等の財政移転により、歳出、歳入の両面において、国対地方は概ね４：６となっている。

○ しかし、国と地方を合わせた租税総額と歳出総額はアンバランスであり、このアンバランスを解消していくことが重要。

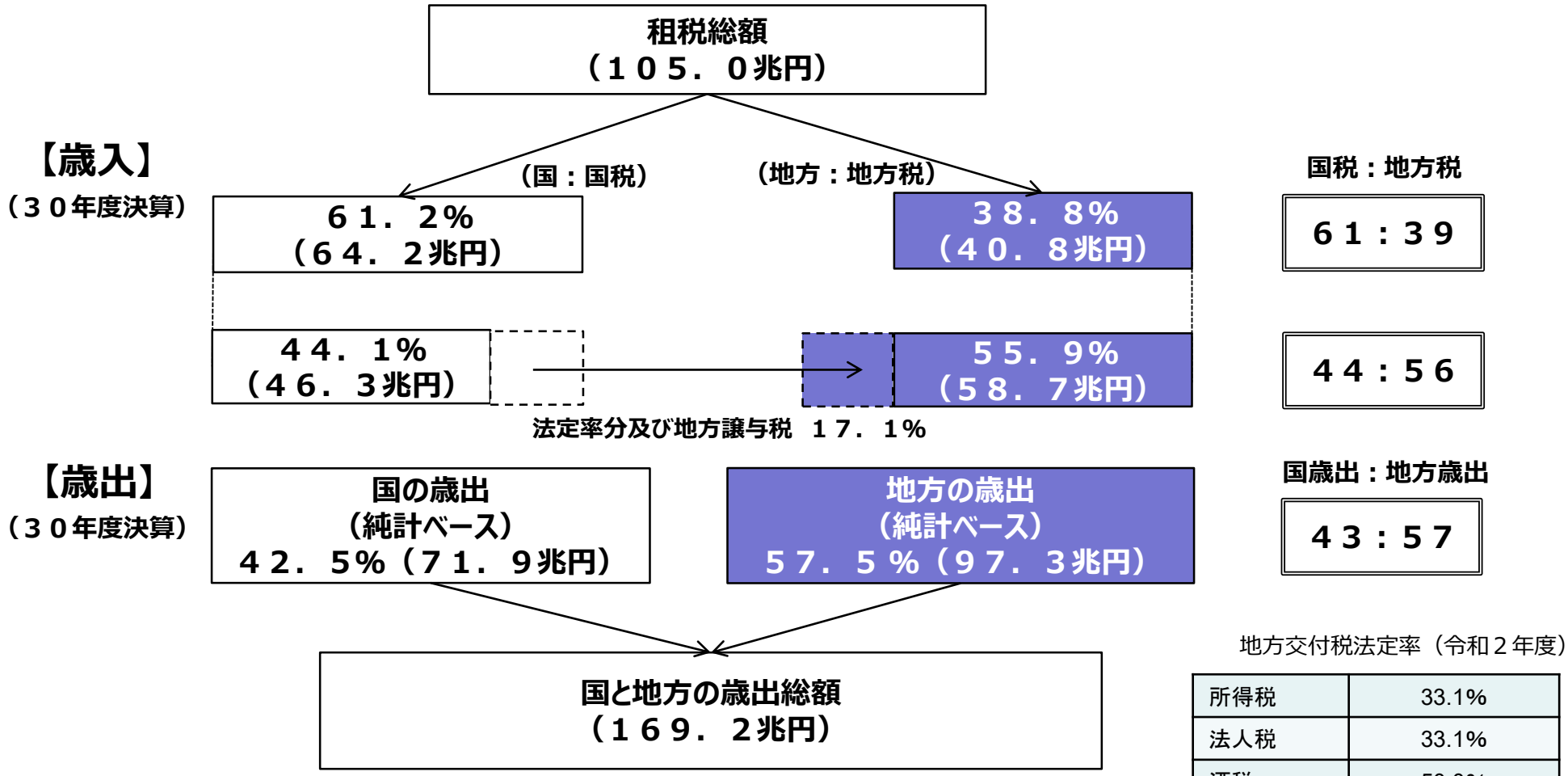

地方交付税法定率（令和２年度）

所得税	33.1%
法人税	33.1%
酒税	50.0%
消費税	19.5%
地方法人税	全額

（出所）「地方財政の状況（令和２年３月）」等

地方交付税総額（マクロ）の算定と「地方一般財源総額実質同水準」ルール

資料Ⅱ－２－３

○　地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分（国）を充当。
　法定率分等で不足する財源（折半対象財源不足）については、特例加算（国）と臨時財政対策債（地方）により国と地方の折半で負担する仕組み（令和２年度の折半対象財源不足はゼロ）。

○「地方一般財源総額実質同水準ルール」とは、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、一般財源の総額（注）について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」もの。
（注）一般財源総額とは、地方交付税、地方特例交付金、地方税、地方譲与税及び臨時財政対策債の総額。

○「新経済・財政再生計画」においては、同ルールを令和３（2021）年度まで維持する旨が規定されている。

◆ 令和２年度地方財政計画 (単位：兆円)

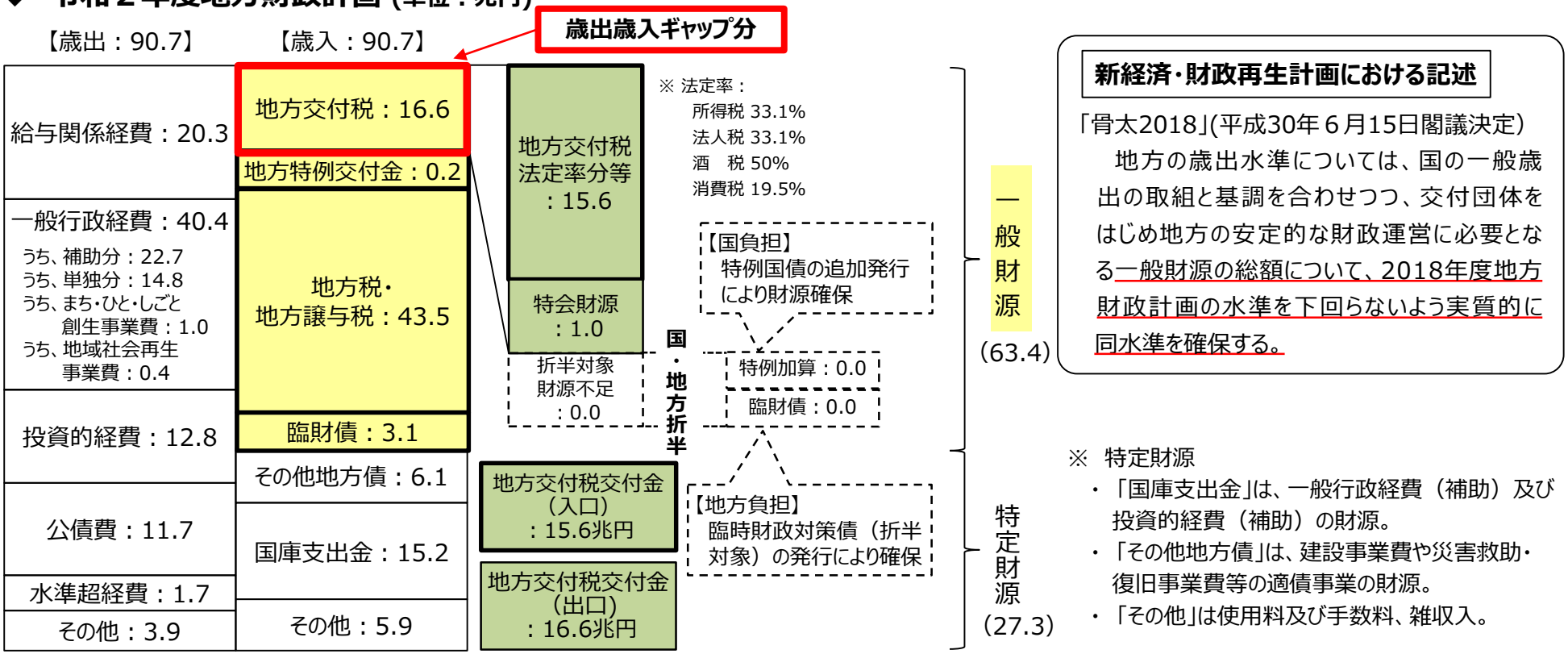

新経済・財政再生計画における記述

「骨太2018」(平成30年６月15日閣議決定)
　地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※　特定財源
- 「国庫支出金」は、一般行政経費（補助）及び投資的経費（補助）の財源。
- 「その他地方債」は、建設事業費や災害救助・復旧事業費等の適債事業の財源。
- 「その他」は使用料及び手数料、雑収入。

地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移

資料Ⅱ－２－４

○ 「一般財源総額実質同水準ルール」に基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を上乗せした水準で維持されている。

○ 同ルールの下、歳出の伸びの抑制や税収（国・地方）の回復に伴い、折半対象財源不足は年々縮小。令和２年度においては、同財源不足が２年連続で解消、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした上で、既往債の借換債の発行額を圧縮した。

◆ 地方一般財源総額の推移

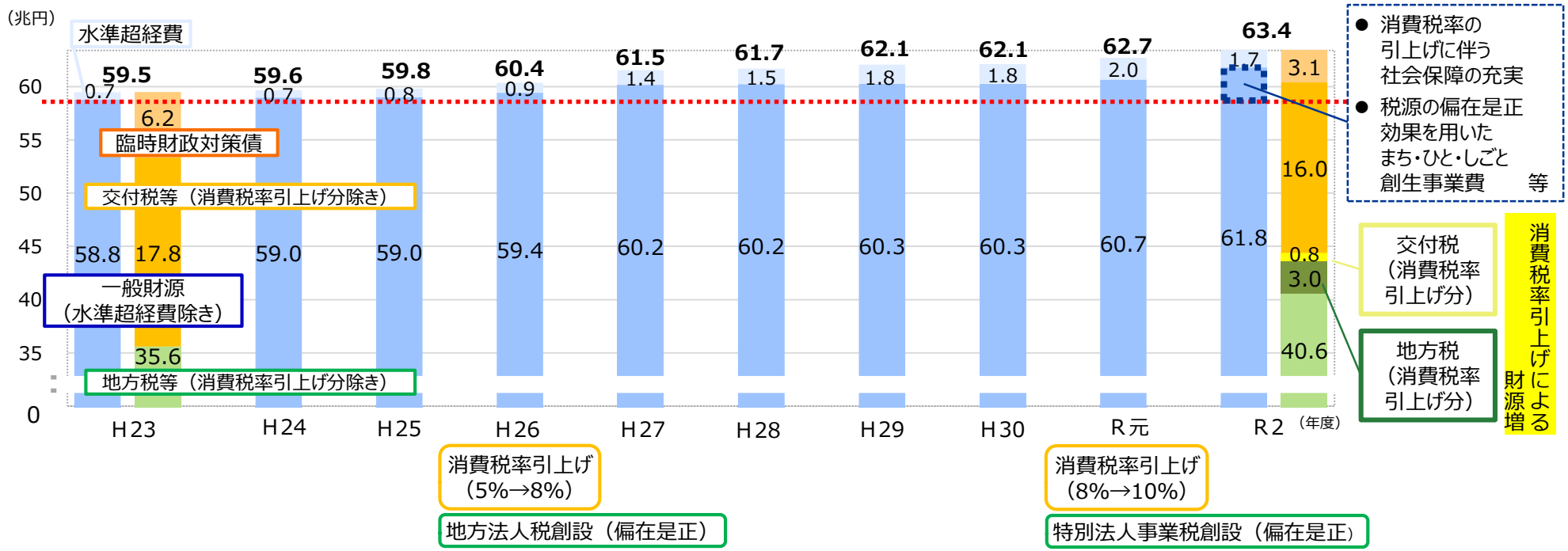

◆ 折半対象財源不足額等の推移

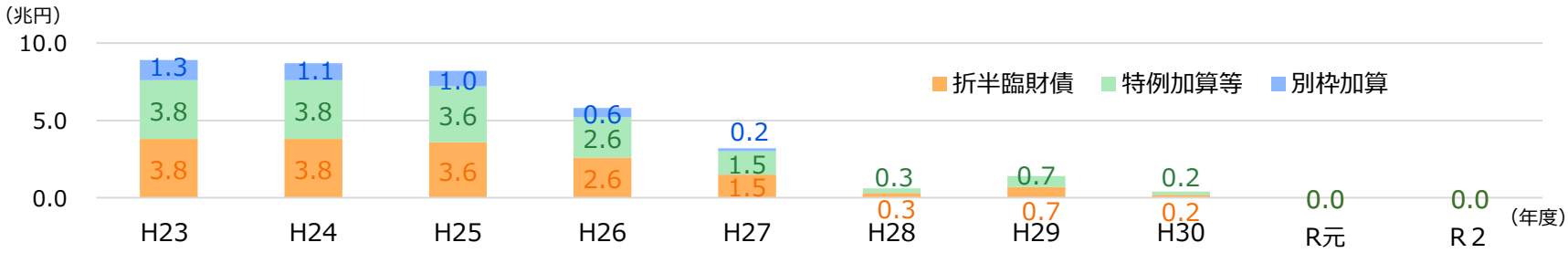

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要

資料Ⅱ－２－５

内閣府資料

	第１次補正予算	第２次補正予算
予算額	１兆円	２兆円
	総額３兆円	
所　管	内閣府（地方創生推進室）　ただし、各府省に移し替えて執行	
交付対象等 ① 交付対象	実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）	
② 交付方法	実施計画に掲載された事業※1に対し、交付限度額を上限として交付金を交付	
③ 交付限度額	人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定 ※2	① 事業継続等への対応分 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定 ②「新しい生活様式」等への対応分 人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
使　途	地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する ・新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備） ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援 等の事業に充当	① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応 ②「新しい生活様式」等への対応 の事業に充当

※１ 交付決定前に実施された事業であっても、令和２年４月１日以降に実施された事業であれば遡って対象
※２ 国庫補助事業の地方負担額等に基づく算定は今後通知

（参考）リーマンショック後の対応（別枠加算・歳出特別枠）について

資料Ⅱ－２－６

○ リーマンショック後の「臨時・異例」の危機対応として導入された別枠加算・歳出特別枠は、「一時的」とは程遠い長期間残存。

・別枠加算（歳入面）　：地方の歳入水準を確保するための国の全額負担による補填措置

・歳出特別枠（歳出面）：リーマンショック後の雇用対策等のために設けられた措置

◆ 別枠加算・歳出特別枠の推移

単位：兆円

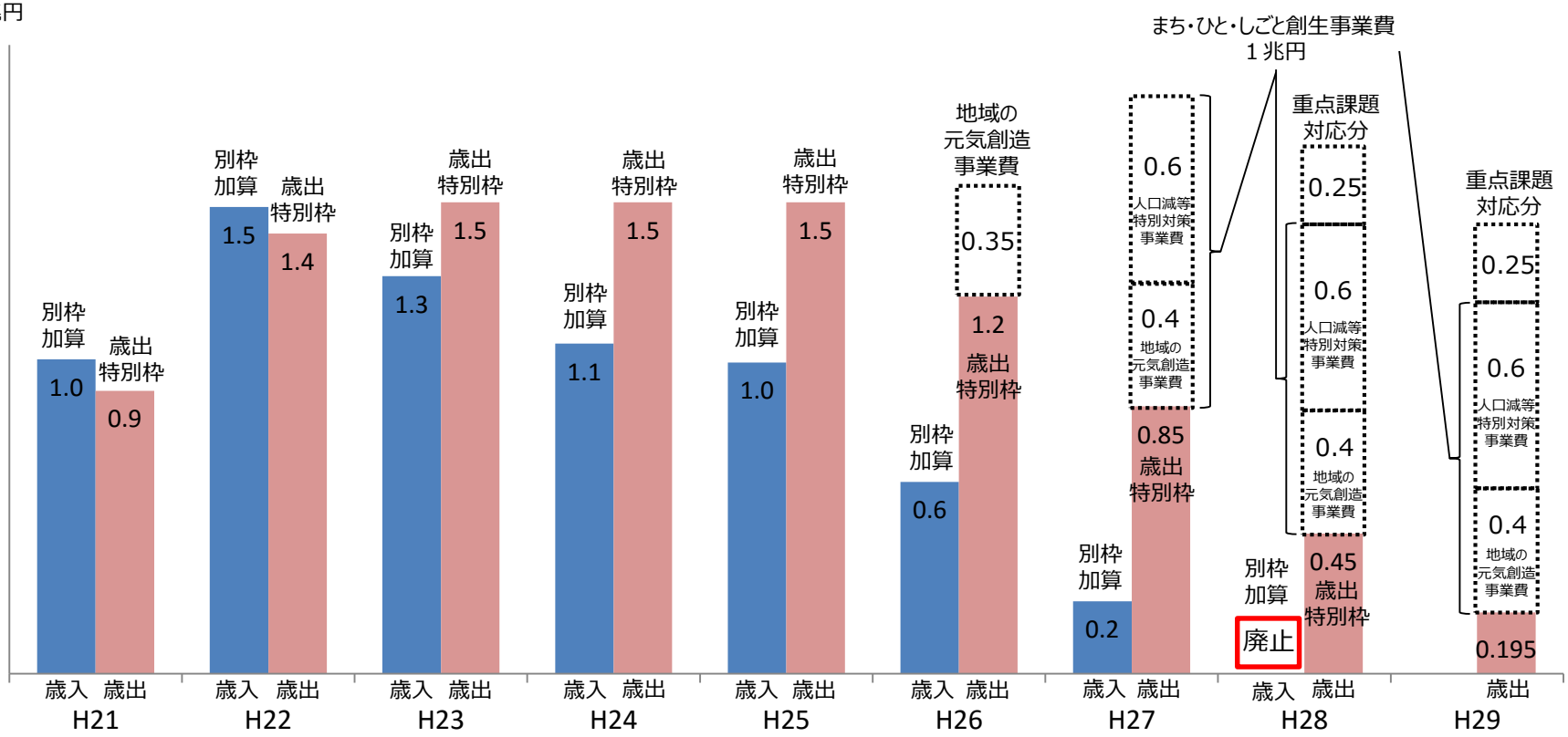

（参考）リーマンショック後の基金残高について

資料Ⅱ－２－７

○ 歳出特別枠や別枠加算が長期間続いた間、地方公共団体のうち交付団体の基金は、財政調整基金を中心に増加。

○ リーマンショック後には、歳出特別枠や別枠加算に加え、地域活性化・経済危機対策臨時交付金（平成21年度第1次補正）をはじめとする地方公共団体への臨時交付金が、補正予算において計上されていたことにも留意が必要。

◆ 交付団体の基金残高の推移

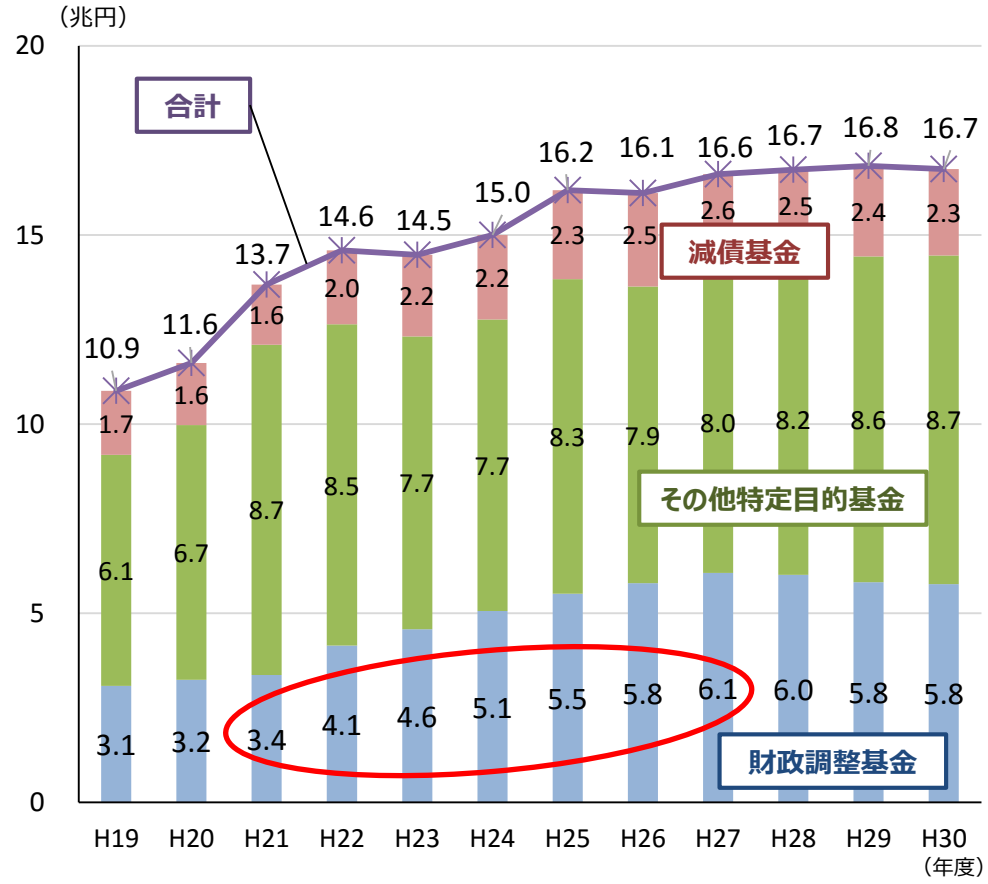

◆ 不交付団体の基金残高の推移

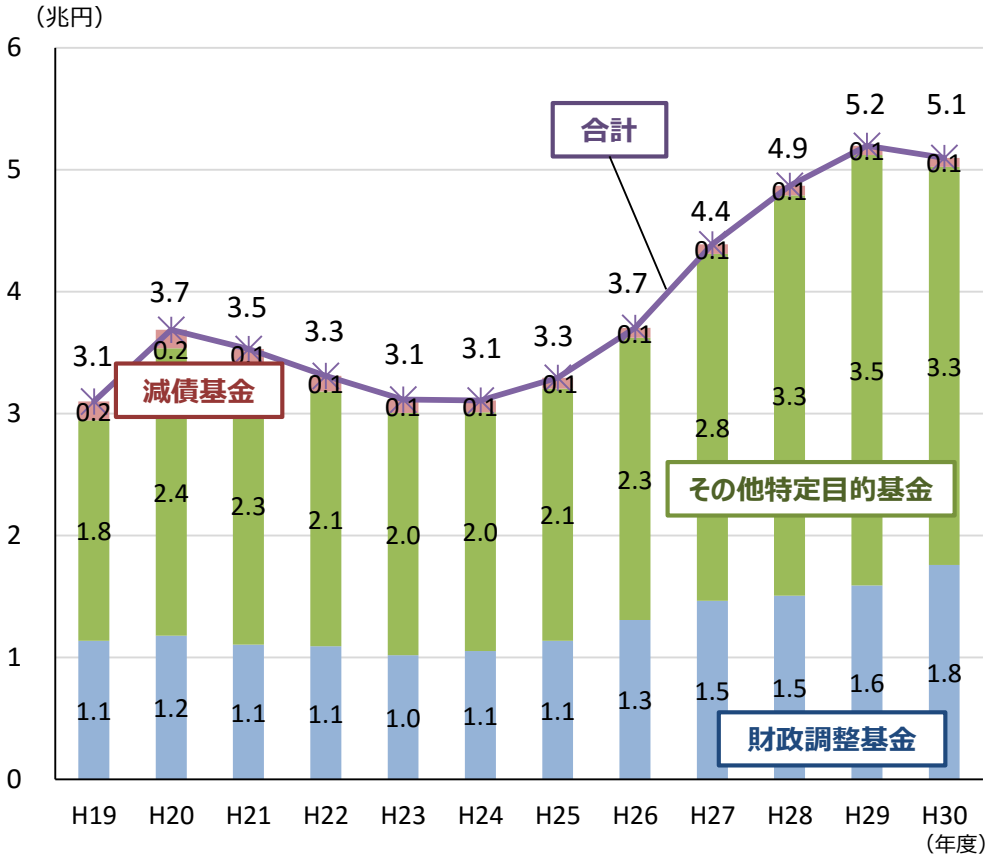

（注１） 基金残高は都道府県分と市町村分の合計。不交付団体は、平成30年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成19年度以降、一貫して不交付だった40団体。
（注２） 合併した場合、合併前の団体も加味している。
（出所） 総務省「地方財政状況調査」

計画と決算の乖離（歳入）

○　令和２年度は当初の見込みより地方税収が下振れている中、各地方公共団体は減収補てん債を発行して対応。

○　各地方公共団体の減収補てん債の元利償還金は、令和３年度以降の基準財政需要額に算入され、全額財源措置される。他方、これまで税収が上振れした場合には精算されず渡し切りとなっている。

○　地方税収の上振れ・下振れは中長期的には概ね相殺されているので問題ないと見る向きがあるが、中長期的には上振れ傾向。

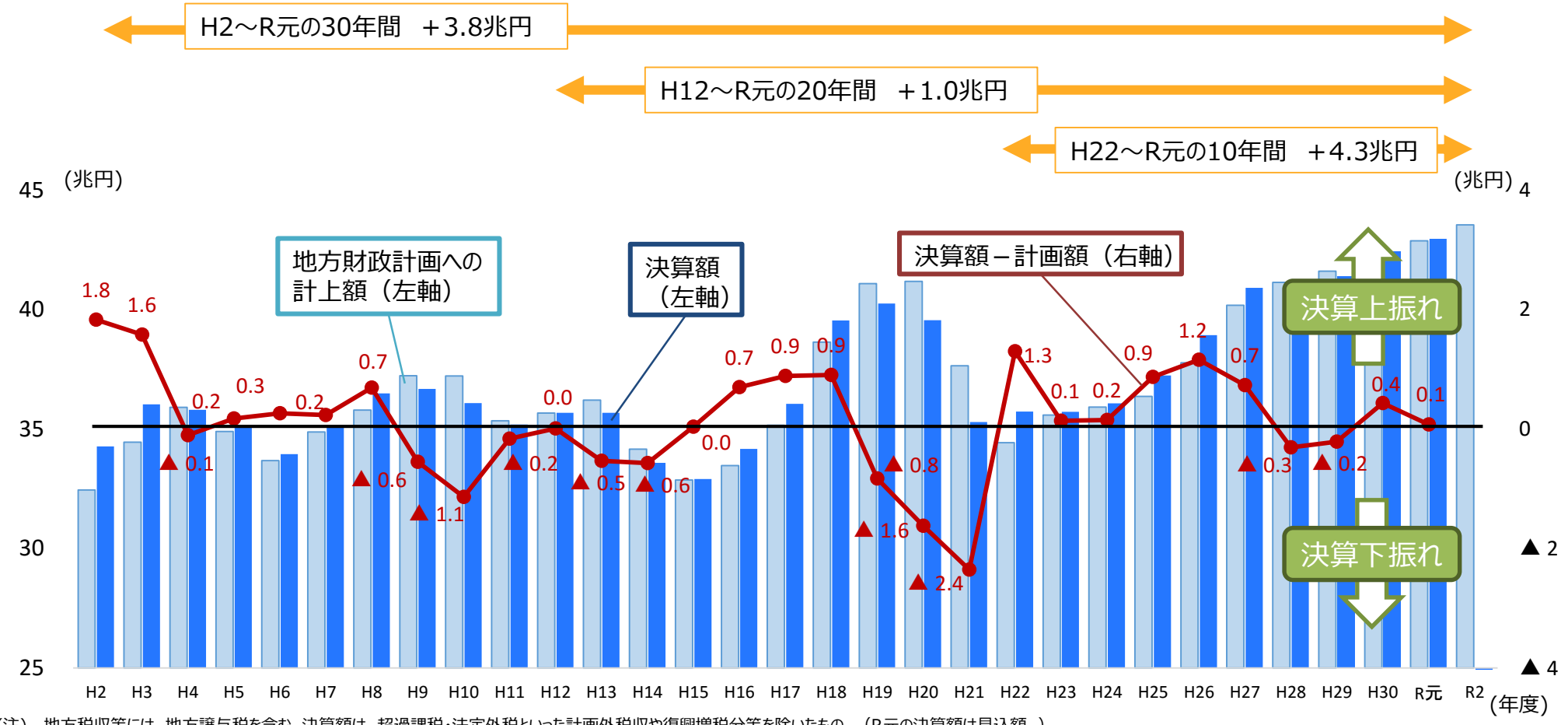

(注)　地方税収等には、地方譲与税を含む。決算額は、超過課税・法定外税といった計画外税収や復興増税分等を除いたもの。（R元の決算額は見込額。）

(出所)　計画額とH29以前の決算額については、地方財務協会「地方財政要覧」より。H30・R元の決算額については、総務省「令和元年度地方税収入決算見込額（地方財政計画ベース）」から復興増税分を除いたもの。

計画と決算の乖離（歳出）

○　近年の歳出について計画と決算を比較すると、決算歳出が継続的に１兆円前後、計画歳出を下回るとの試算結果となる。こうした乖離の一部は追加財政需要の未使用や国庫補助事業の不用等から生じている。

○　追加財政需要の計上額と使用額の差額や国庫補助事業の不用に係る地方負担分について、地方は、国とは異なり、決算を踏まえた精算を行っていないため、使途が不分明なまま渡し切りとなっている。年度内に使用されなかった分については、後年度の歳入に繰り越すなどの精算を行うべき。

○　令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の感染状況とその対応の影響が決算にも表れると考えられ、今後よく検証していく必要。

◆　地方財政計画歳出と決算歳出の乖離の推移

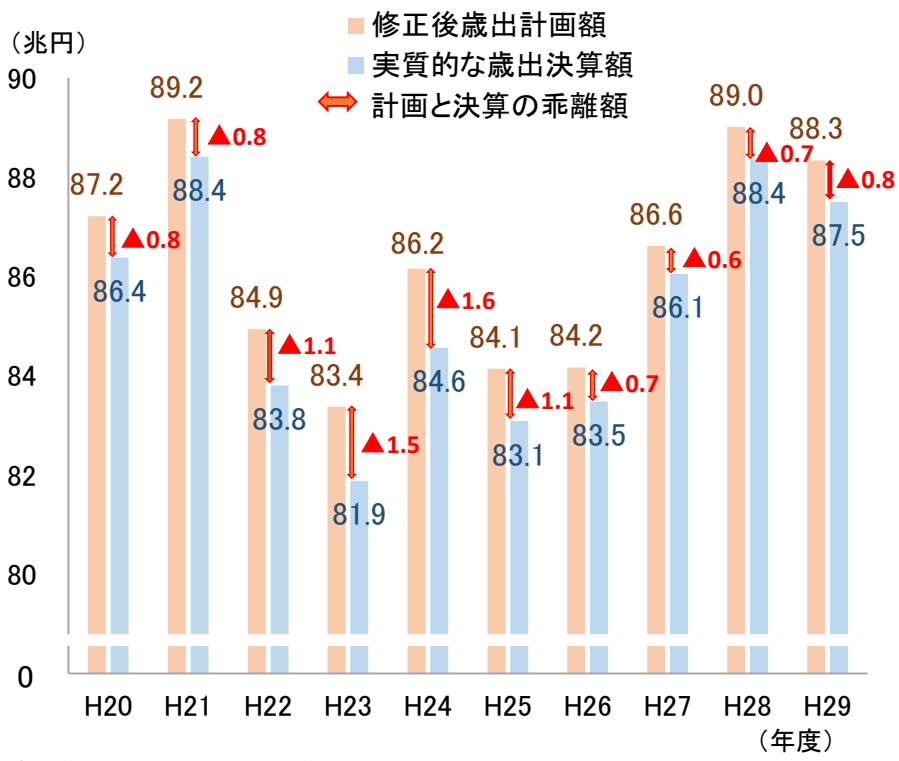

（出所）地方財務協会「地方財政要覧」等

◆　過去10年間の追加財政需要の状況

（単位：億円）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
計画額	5,700	4,700	4,700	4,700	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
主な使用額	1,671	1,520	907	929	3,379	2,968	3,040	3,118	2,443	2,698
差額	4,029	3,180	3,793	3,771	821	1,232	1,160	1,082	1,757	1,502

平均差額2,200億円程度

◆　国庫補助事業の不用に係る地方負担分（推計）

（単位：億円）

	H26	H27	H28	H29	H30	5ヶ年平均
給与関係経費(義務教育費国庫負担金)	323	92	96	84	52	129
一般行政経費(補助事業分)	2,696	816	1,534	1,789	2,645	1,896
投資的経費(直轄事業・補助事業分)	189	134	98	116	119	131
合　　計	3,208	1,041	1,729	1,989	2,816	2,157

(注)国の決算における不用割合（不用額／歳出予算現額）を、地方財政計画における地方負担額に乗じて試算。
ただし、投資的経費の不用額は、上のように試算した不用額（地方負担分）に一般財源充当割合を乗じて試算。

地方財政計画の枠計上経費

○ 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。

○ 地方単独事業（ソフト）の決算額内訳が示されたことは、「見える化」の観点から重要な一歩であるものの、公表された内容はデータのみであることから、政策効果について言及するなど見える化された情報を活用していくべき。

○ 「見える化」にあたっては、令和２年度から制度が開始された会計年度任用職員に係る経費や、地方公共団体の業務システムの統一・標準化への対応として情報システムに要する経費などの施策横断的な経費についても対応していく必要。

◆ 地方財政計画（令和２年度）

歳出　90.7兆円

給与関係費	20.3兆円
一般行政経費（補助等）	24.2兆円
一般行政経費（単独）	14.8兆円
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0兆円
地域社会再生事業費	0.4兆円
投資的経費（補助等）	6.6兆円
投資的経費（単独）	6.1兆円
公債費	11.7兆円
その他	5.6兆円

枠計上

◆ 地方単独事業（ソフト）の決算額（平成30年度）

合計　21.8兆円

		（主なもの）	
民生費	6.5兆円		
社会福祉費	2.6兆円	・国保事業（含む法定外一般会計繰入金0.3兆円）	1.6兆円
老人福祉費	2.0兆円	・後期高齢者医療 ・介護保険	0.9兆円 0.5兆円
児童福祉費	1.9兆円	・公立・私立保育所等（国による補助対象外または上乗せ） ・児童への医療費助成（含む小学生以上への助成0.1兆円）	0.7兆円 0.3兆円
商工費	3.9兆円	・制度融資	2.7兆円
教育費	3.5兆円	・学校給食費 ・私立高校助成費 ・学校施設管理（小中高）	0.6兆円 0.3兆円 0.3兆円
衛生費	2.7兆円	・廃棄物対策事業（産業廃棄物対策・ゴミ収集等） ・公立病院等	1.0兆円 0.3兆円
総務費	2.7兆円	・税務徴収費（含むふるさと納税関係経費0.3兆円） ・庁舎管理	0.6兆円 0.3兆円
その他	2.4兆円		

（施策横断的経費）

会計年度任用職員に要する経費
情報システムに要する経費
等

（注１）金額は都道府県・市町村の純計額
（注２）会計年度任用職員とは一会計年度を越えない範囲内でおかれる非常勤職員
（出所）地方単独事業（ソフト）の決算額の状況「歳出小区分別決算額（平成30年度）」をもとに作成

今後の定員管理と行政の効率化

○　少子化を伴う人口減少により、労働市場へ参入する若年層は減少傾向。今後、採用の難化により、各地方公共団体が現行体制維持に必要な職員数を採用できない可能性。

○　行政需要の変化・高度化への対応として、総職員数の増加という方向は非常に困難。広域連携、ＩＣＴ化、職員配置適正化を一層進めるなど、限られた行政資源（人材、財源等）を有効活用し、行政サービスの効率化・質の向上と歳出削減を実現すべき。

◆地方公務員の採用可能数のラフな試算

総務省資料

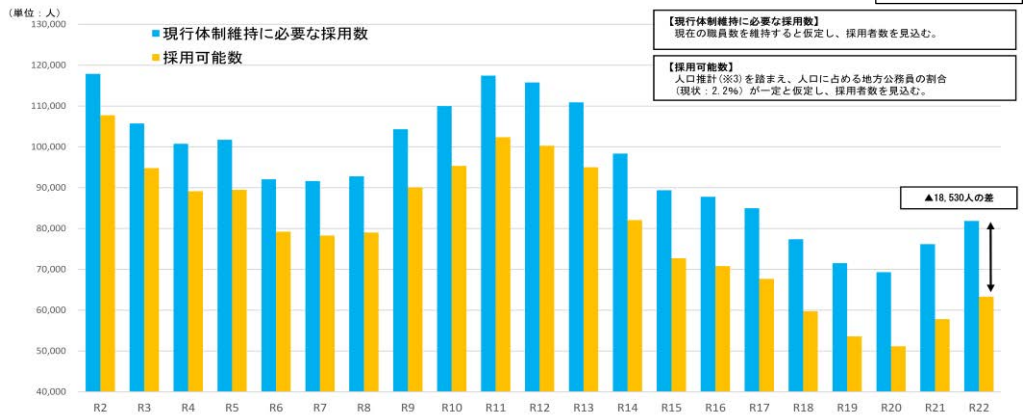

（出典）（※1）採用者数「地方公務員給与実態調査」
（※2）退職者数「地方公務員の退職状況等調査」（S58年以前は、職員数の増減、採用者数から推計）
（※3）人口推計「国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計」

◆部門別職員数の推移

総務省資料

＜平成6年からの部門別職員数の推移（平成6年を100とした場合の指数）＞

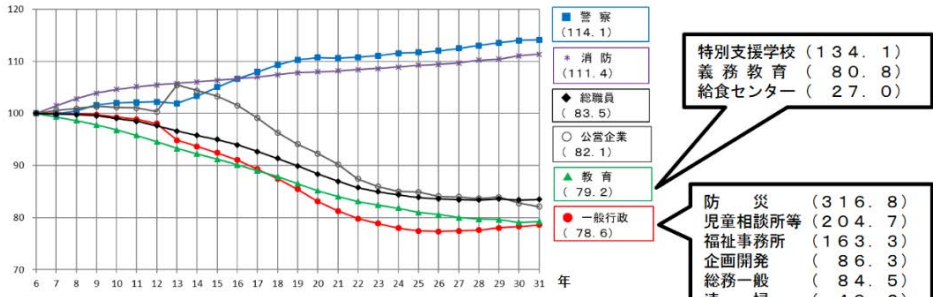

※平成13年に生じている一般行政部門と公営企業等会計部門の変動は、調査区分の変更によるもの。

◆広域化・共同化の事例

事業名	参加地方公共団体等	内容	効果
教育委員会事務等の統合	京都府相楽東部連合（和束町、笠木町、南山城村）	教育委員会、ごみ処理、広報誌発行等の業務について一体的に事務を実施	教育委員と事務職員の削減による人件費及び事務費の削減 （▲約5,200万円/年） （教育委員：14人→5人、事務職員：13人→9人）
地方税滞納整理機構の設立	静岡県及び県内全市町村（35市町）	・県・市町の徴収困難な徴収事務を一括して実施 ・軽自動車税の申告書を一元的にデータ化し、市町に配布するシステムを構築	・機構による滞納整理業務の費用対効果は約15.5倍（平成20~25年度） （負担額：11.7億円に対し、効果額：181.7億円） ・徴収率も向上（平成20年度：23.0% → 平成25年度：42.9%）
電力の購入	愛知県日進市、東郷町	公共施設を対象とした共同での電力購入 （尾三地区地方公共団体間連携協力の１つ）	経費削減（平成30年度削減額（2市町合計）▲約5,300万円）

（出所）広域化・共同化等に係る先進・優良事例集（内閣府HP)より

地方公共団体の情報システム標準化について

○　地方公共団体の情報システム（住民記録、税務、社会保障等）については、各地方公共団体が個別に発注・維持管理等を行っている結果、人的・財政的に負担となっているなどの課題がある。

○　個別の地方公共団体を超えて業務プロセス・システムの標準化を行うことを通じ、国だけでなく、地方全体で見ても情報システム経費を縮減し、厳しい財政制約を抱える中で行政サービスの効率化・質の向上を図っていくことが重要。

（注）国は、2020年度の政府情報システムの運用等経費及びシステム改修に係る経費を2025年度までに３割削減することが目標となっている。

地方公共団体の情報システムを巡る課題

- 情報システムの独自開発・カスタマイズにより、制度改正対応などに各地方公共団体が個別に対応せざるを得ず、人的・財政的負担となる（重複投資）。
- ベンダ間の乗り換えが困難であり、競争が働きにくく、コスト高となりやすい（ベンダロックイン）。
- 様式等が不統一のため、住民・企業にとって不便。

標準化

期待される効果

- カスタマイズ抑制・システム共同化による「割り勘効果」を通じた、制度改正対応やシステム更新時の人的・財政的負担の軽減。
- 各地方公共団体による選択の自由度の向上を通じたベンダ間の競争の促進。
- 住民・企業の利便性向上。

◆ **経済財政運営と改革の基本方針2020**
（令和２年７月17日閣議決定）抜粋

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この１年間で集中的に取組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

◆ **全市区町村の情報システム経費の合計額：4,786億円**
※　平成29年度当初予算ベース（総務省調査）

◆ **システム共同利用による費用削減効果**
（調査対象：45グループ、244団体）

総務省の調査では、自治体クラウドを導入したグループのうち、**全体の6割以上のグループが、3割以上の費用削減効果**があり、又は見込まれるとしている。

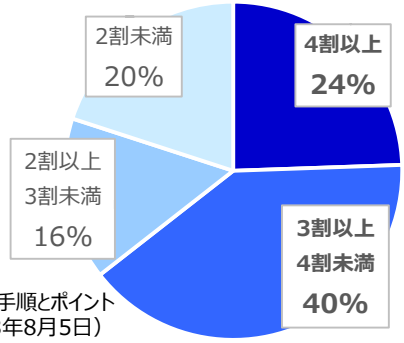

（出典）自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント
（総務省自治行政局地域情報政策室　平成28年8月5日）

公共施設等の適正管理

○ 公共施設等総合管理計画においては、令和３年度までに、適正管理に取り組むことによる効果額を示すこととされている。適正管理による予算の平準化やコスト削減を行うにあたっては、現状経費との比較も念頭においた計画を策定すべきではないか。

○ 計画策定にあたっては、施設の長寿命化のみならず、複合化・共用化なども検討し、最も効果のある取り組みを行うべき。

○ 計画策定後も進捗管理を適切に行い、横断的な取り組みの深化や新技術の導入などのPDCAサイクルを回して、さらなる維持・更新費用の削減に取り組むことが必要。

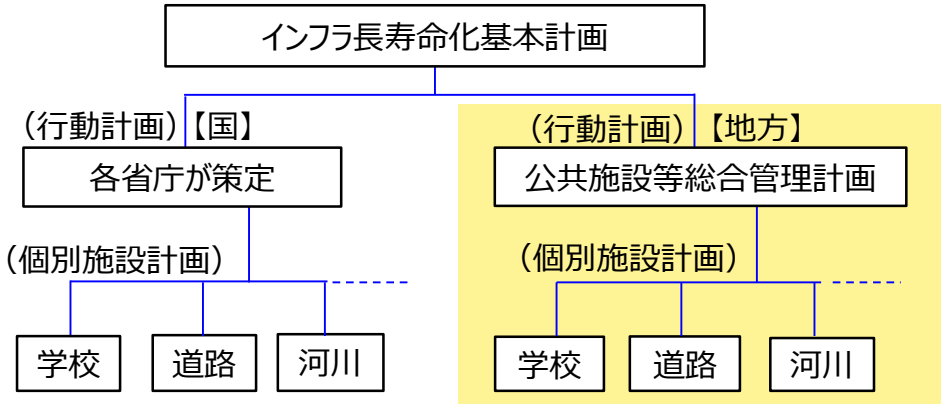

◆愛知県の公共施設等における維持・更新費用の試算額

	事後保全型の維持管理を行う場合の今後30年間の費用		予防保全型の維持管理を行う場合の今後30年間の費用		現状経費
事業用資産	550億円／年	約3割減	383億円／年	約5割増	260億円／年
インフラ資産	890億円／年	約2割減	710億円／年	約5割増	460億円／年
総計	1,440億円／年	約2.5割減	1,093億円／年	約5割増	720億円／年

※愛知県公共施設等総合管理計画（平成27年3月）には、事後保全型から予防保全型の維持管理に切り替えたとしても、現状経費を上回ることからさらなるコスト縮減策を講じていく必要との旨が記載されている。

（出所）愛知県公共施設等総合管理計画（平成27年3月）をもとに作成。

公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

令和２年３月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村は99.9%の団体において策定が完了。

個別施設計画

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。令和２年度までに策定することとされている。

◆計画の不断の見直し

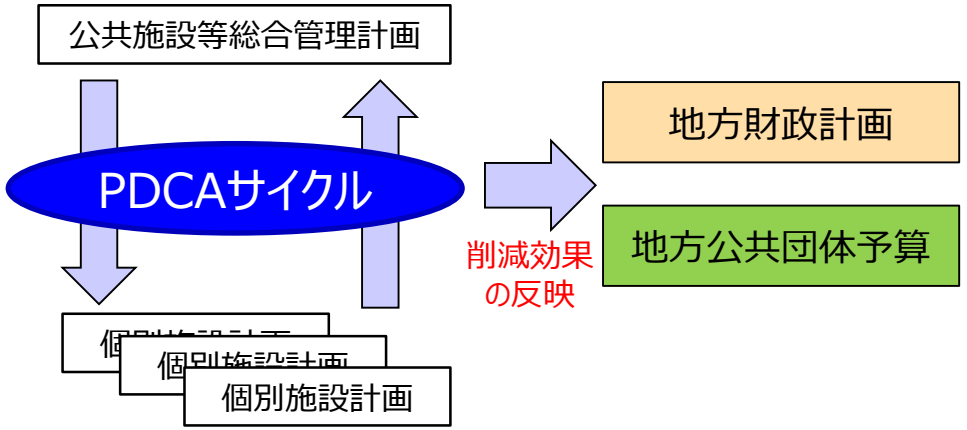

公営企業改革（下水道事業）

○　公営企業は「独立採算制」を基本としつつ、下水道事業については「雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入で賄う」という原則に立って、全体の制度が構築されている。
○　雨水処理費：汚水処理費の割合は、（設備更新などを中心とする）資本費ではおおむね１：３（公営企業決算値）となっており、原則に従えば、繰出金：使用料収入の割合も１：３が基準となる。
○　一方、実際の繰出基準は、下水道の方式や区域内の人口密度に応じて30%～70%に設定されている（平成18年度以降不変）。分流式下水道の環境面等での優位性を考慮しても、「雨水公費・汚水私費」の原則に照らし、公費負担の割合が現在でも適切か検証する必要。
○　さらに、各地方公共団体が独自の判断で行う基準外の繰出も、毎年0.3兆円程度生じている。

◆　下水道事業（資本費）への繰出し金の割合

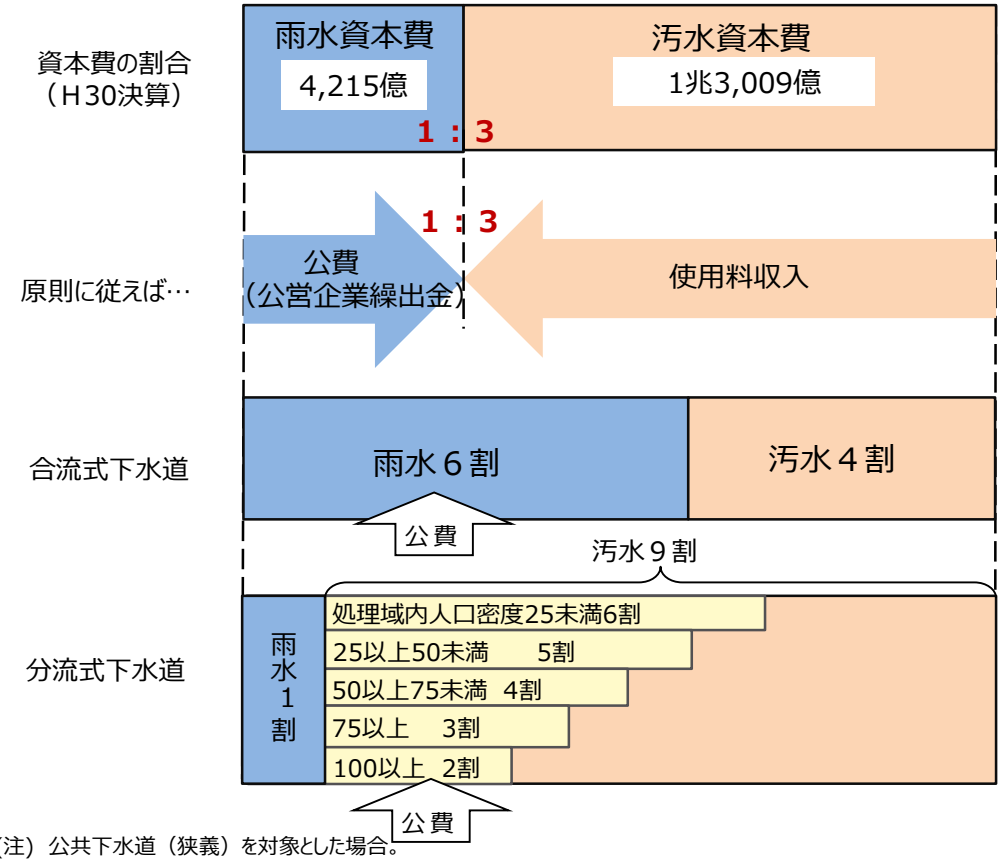

（注）公共下水道（狭義）を対象とした場合。

◆　下水道事業への繰出し金の推移

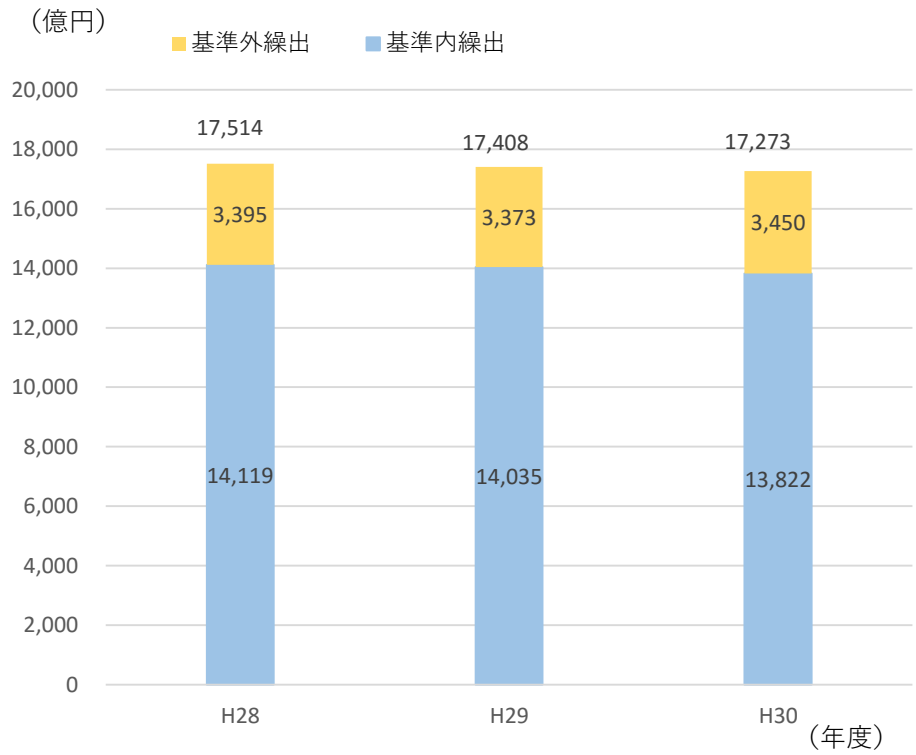

（出所）総務省「地方公営企業決算状況調査」

公営企業改革（下水道事業）②

○　汚水１単位当たりの汚水処理に要する費用は、処理区域内人口が多いほど低下。広域化・共同化を着実に進め「規模の経済」を機能させることで、使用料で汚水処理費用を賄えるように経営改革し、受益と負担の対応関係を明確化していくべき。

○　人口減少下においては、事業を持続可能なものにするには定期的な使用料改定と、利用者からの納得を得られるだけの合理的な経営が不可欠だが、小規模地方公共団体において依然公営企業会計の導入が進んでいない傾向。公営企業会計の適用を引き続き促進することで、公営企業経営の見える化を徹底していくべき。

◆ 汚水処理に要する費用（処理区域内人口別）

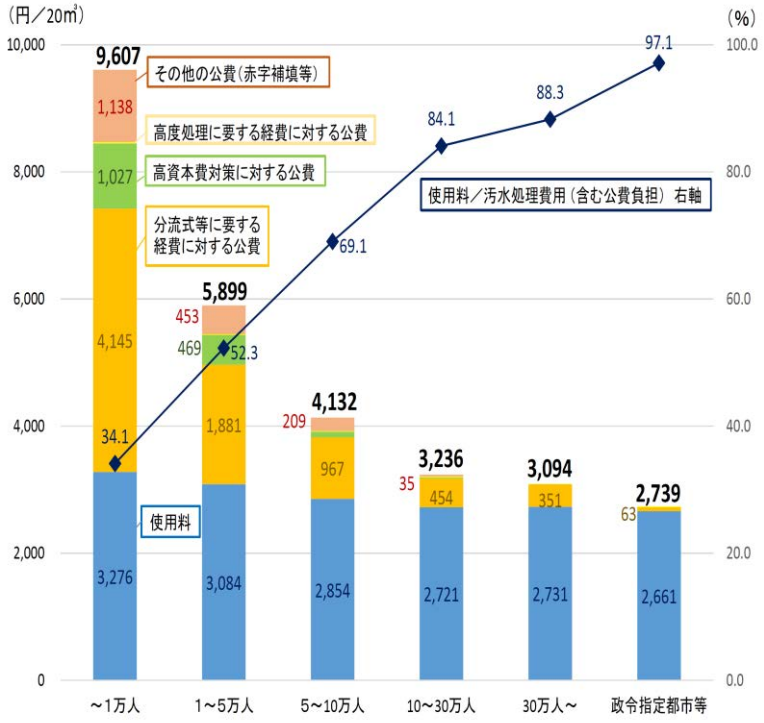

(出所) 総務省「地方公営企業決算状況調査」

◆ 下水道事業における公営企業会計の適用状況

（単位　団体・%）

	人口3万人以上				人口3万人未満		全団体	
	公共下水道事業及び流域下水道事業			その他の下水道事業				
	H31.4.1時点	R2.4.1までに適用	H30.4.1時点	H31.4.1時点	H31.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	H30.4.1時点
① 適用済	489 (60.0%)	489 (60.0%)	370 (45.4%)	197 (40.7%)	120 (14.8%)	82 (10.0%)	610 (37.2%)	452 (27.5%)
② 適用に取組中	322 (39.5%)	321 (39.4%)	439 (53.9%)	158 (32.6%)	160 (19.7%)	143 (17.5%)	482 (29.4%)	583 (35.5%)
小計	811 (99.5%)	810 (99.4%)	809 (99.3%)	355 (73.3%)	280 (34.5%)	225 (27.6%)	1,092 (66.6%)	1,035 (63.0%)
③ 検討中	4 (0.5%)	－ －	6 (0.7%)	76 (15.7%)	410 (50.5%)	308 (37.7%)	418 (25.5%)	316 (19.2%)
④ 検討未着手	0 (0.0%)	－ －	0 (0.0%)	53 (11.0%)	122 (15.0%)	283 (34.7%)	130 (7.9%)	291 (17.7%)
合計	815 (100%)	－ －	815 (100%)	484 (100%)	812 (100%)	816 (100%)	1,640 (100%)	1,642 (100%)
(参考)合計 (統合・廃止確定等を含む)	819 －	－ －	819 －	506 －	819 －	819 －	1,650 －	1,650 －

※下水道事業は、公共下水道（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

（注1）本調査は、都道府県及び市区町村（一部事務組合を含む。）を対象にしている。

（注2）H30.4.1時点の数値は、昨年度公表後の数値の異動を反映している。

（注3）「③統合・廃止確定等」は、地方債の償還のみの事業（想定企業会計）を含む。

（注4）－の団体において同一の事業が複数あり、適用済事業及び非適用事業が存在する場合は、非適用事業を取組状況とし、非適用事業が複数存在する場合は、取組が最も進んでいる事業を取組状況として集計している。下水道事業について複数の事業が存在する場合は、取組が最も進んでいる事業を取組状況として集計している。

(出所) 総務省「公営企業会計適用の取組状況」（平成31年4月1日）

教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数

資料Ⅱ－3－1

- 平成以降、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少していない。したがって、児童生徒数当たりの教職員数を平成元年度と同水準とした場合の教職員数（約48万人）と比べれば、実質20万人の増。
- 日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、教員１人当たりの児童生徒数は主要先進国並み（日本は１クラス当たりの担任外教員数が多い）。

◆教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数の推移

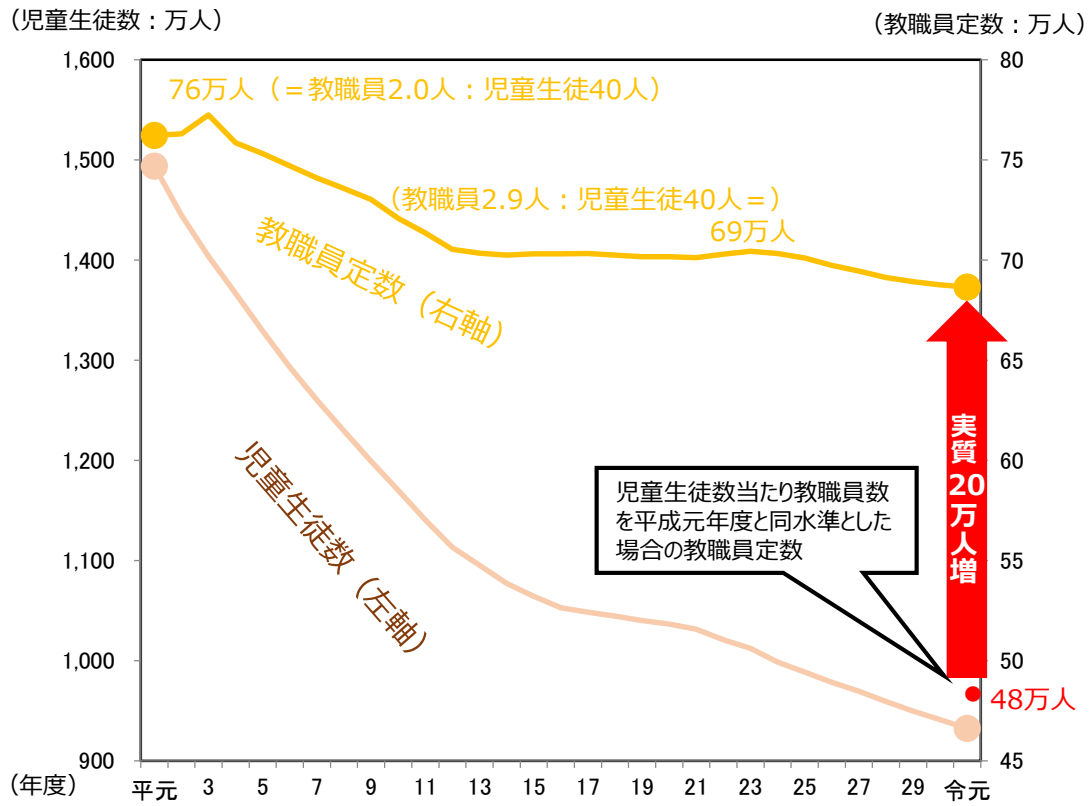

（出典）令和元年度学校基本統計等

◆学級規模（公立小中学校）の国際比較（2018）

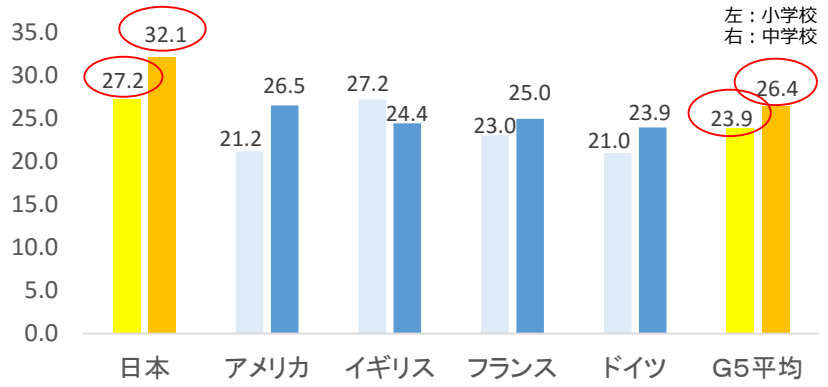

◆教員１人当たり児童生徒数の国際比較（2018）

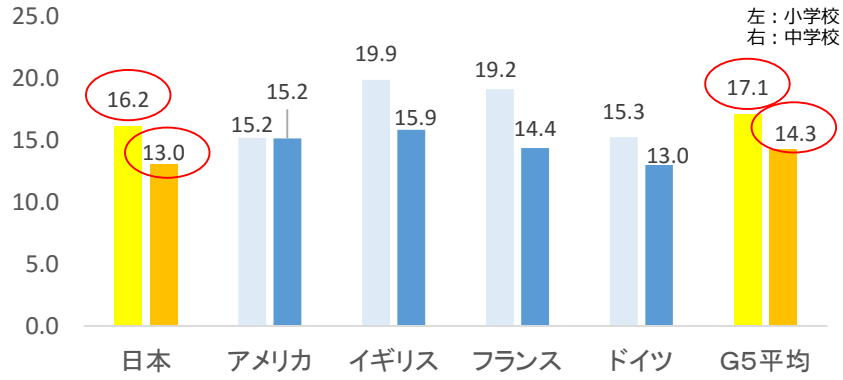

（出典）Education at a Glance 2020(OECD)

公立小中学校の学級規模の状況

資料Ⅱ－3－2

- 小学校の学級の９割、中学校の学級の７割が35人以下の学級。
- 小学校36人以上学級の約６割は東京都を含む５都府県に集中。
- これらの都府県では、指導方法工夫改善のための加配定数の多くを少人数学級ではなく、少人数指導等に活用。一方、既存の加配定数を少人数学級に充てている県も存在。少人数学級とするか少人数指導とするかは、各自治体が地域や学校の実情に応じて判断。

小学校の学級分布

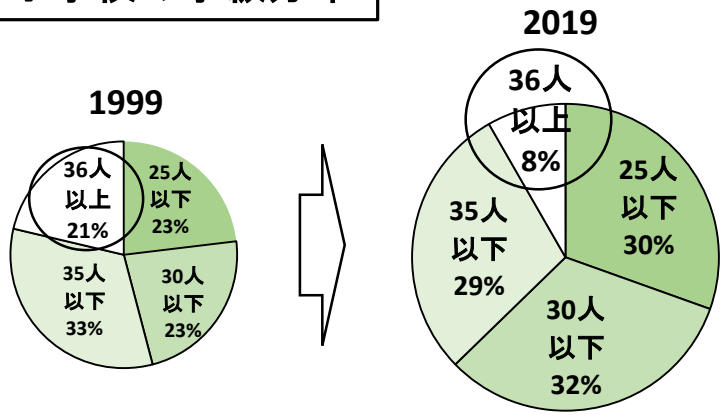

中学校の学級分布

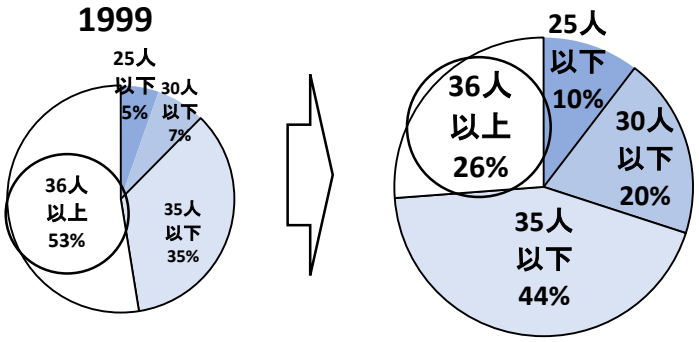

※　特別支援学校・学級、複式学級を除く。

◆都道府県毎の学級規模等

加配定数を少人数指導など学級規模の縮小以外に活用

区分	都道府県	令和元年度（学級） 小学校　都道府県別 36人以上学級	36人以上学級の割合	指導方法工夫改善加配措置状況（人） 小中学校　都道府県別 うち 少人数学級	うち 少人数指導・小学校専科
①	東京	2,668	14.1%	329（18.9%）	1,408（81.1%）
②	埼玉	2,053	17.4%	204（12.3%）	1,454（87.7%）
③	愛知	1,964	14.5%	119（8.2%）	1,327（91.8%）
④	神奈川	1,938	13.7%	456（29.3%）	1,099（70.7%）
⑤	大阪	1,575	11.6%	268（12.8%）	1,827（87.2%）
㊸	福島	4	0.1%	400（89.9%）	45（10.1%）
㊹	山口	2	0.1%	237（57.5%）	175（42.5%）
㊺	鳥取	1	0.1%	34（20.7%）	130（79.3%）
㊻	徳島	1	0.1%	147（60.5%）	96（39.5%）
㊼	島根	0	0.0%	14（5.9%）	223（94.1%）
計		18,098	8.3%	10,349（33.6%）	20,482（66.4%）

全体の56%

加配定数を学級規模の縮小に活用

出典：令和元年度学校基本統計等

学級規模の学力への影響は限定的

資料Ⅱ－3－3

- 学級規模が学力に与える影響については、外国のみならず日本の大規模データも使った多くの研究が蓄積。
- 最近の新しいデータを使った研究ほど、学級規模の縮小の効果はないか、あっても小さいことを示している研究が多い。
- 他方、社会経済的背景（SES（※））が低い学校の生徒には有意な学級規模効果が確認されたとする研究結果も存在。

（※）社会経済的背景（SES：socio-economic status）とは
子どもたちの間にある経済的格差や不平等の度合いを示す指標のこと。世帯年収などの金銭的・経済的な資源とともに、保護者の学歴、教育に対する価値付け、蔵書所持数といった社会的・文化的な資源も含む。

・本研究では、関東の自治体から提供された大規模データを利用して、学級規模が学力及び非認知能力に与える因果的な効果を推定することを試みた。このデータには、自治体内の公立小学校・中学校に通う小学校4年生から中学校3年生ののべ約30万人の児童・生徒を対象にした学力テストの結果と質問紙調査から推計された非認知能力（自制心・勤勉性・自己効力感）などの情報が含まれている。

・学力については小さいながらも効果が認められた一方で、学級規模の縮小は、非認知能力を改善する効果は認められなかった。・・・**本研究も含め、最近の新しいデータを使った研究ほど、学級規模の縮小の効果はないか、あっても小さいことを示している研究が多い**。

・**学級規模の縮小が、通塾していない生徒・児童に対してわずかに大きい**ことは、**家庭の経済的な資源が不足している子供たちに対して質の高い教育を提供することの重要性が示唆**されるという点で重要である。

・**学級規模の縮小単体で大きな効果を発揮するとは考えにくく**、他の政策との組み合わせたときの効果などにも目を向けることは重要であり、**わが国における学級規模に関する政策論争が、学級規模の縮小に効果があるかないかという議論に終始することのないよう注意していく必要**がある。

（出典）『クラスサイズ縮小の認知能力及び非認知能力への効果』（2020.3　伊藤 寛武、中室 牧子、山口 慎太郎）　ノンテクニカルサマリーより

・生徒レベルのSES変数から学校レベルの平均SES変数を作成し、平均SESが低い学校と高い学校にサンプルを分けて推定を行った。その結果、**平均SESが低い学校において学級規模の縮小が学力の向上に有意な影響を与えているのに対し、平均SES が高い学校では有意な学級規模効果は確認されない**ことが明らかとなった。この結果は、社会経済的に不利な状況に置かれている学校において学級規模縮小の効果が大きいことを示すものであり、教育政策の公平性の観点からも重要な結果であるといえよう。

（出典）『学級規模の縮小は中学生の学力を向上させるのか―全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した実証分析―』（2016.3　妹尾 渉、北條 雅一）より

教員の業務について

資料Ⅱ－3－4

- 日本の教員の年間授業時間数は、主要先進国の中では低水準。
- 教員は、事務作業や要望対応、部活動などに負担感を有している。事務作業の合理化・外部化を図るとともに、教員とそれ以外の職員・外部人材の役割分担が不可欠。

◆教員の年間授業時間数（2019年）

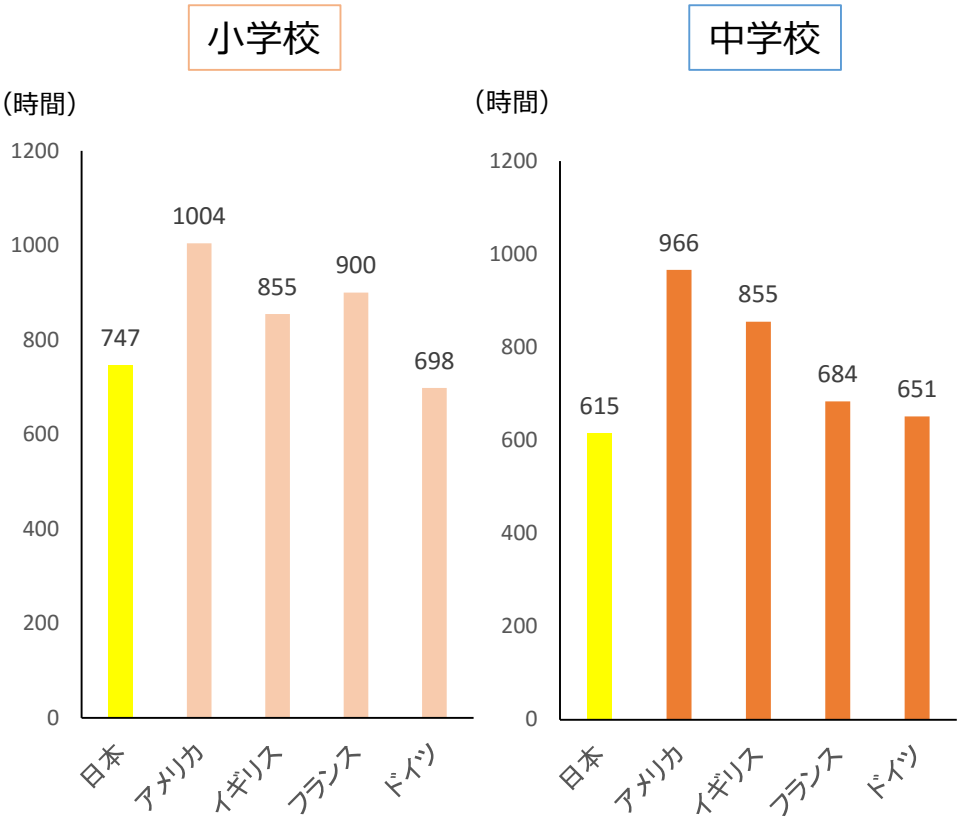

（出典）Education at a Glance 2020(OECD)

◆教員が負担感を有している業務

	小学校	（%）	中学校	（%）
1位	保護者・地域からの要望等への対応	84.0	保護者・地域からの要望等への対応	81.8
2位	国や教育委員会からの調査対応	82.8	国や教育委員会からの調査対応	80.3
3位	成績一覧表・通知表の作成	79.1	児童・生徒の問題行動への対応	79.3
4位	児童・生徒の問題行動への対応	77.9	クラブ活動・部活動指導	74.5
5位	学期末の成績・統計・評定処理	75.8	成績一覧表・通知表の作成	71.3

（出典） とりもどせ！教職員の「生活時間」－日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究報告書－ （公財）連合総合生活開発研究所（2016年12月）

◆市町村費負担事務職員の配置状況

地方交付税交付金の算定上見込まれている人数（推計）

区分	人数
小学校	1．7万人程度
中学校	0．9万人程度

（注）基準財政需要額の単価費用等から推計

実際の配置人数

区分	人数
小学校	4，650人 （うち常勤：2，198人）
中学校	2，597人 （うち常勤：1，262人）

（注）常勤は、「平成29年度学校基本統計」

外部人材の活用について

資料Ⅱ－3－5

- 令和２年度の外部人材（補習等指導員等、スクールサポートスタッフ、部活動指導員）の予算人員は2.3万人と、児童生徒数が減少傾向の中、３年前と比較し２倍以上の予算人員となっており、また、専門スタッフ（スクールカウンセラー（ＳＣ）及びスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ））についても年々予算人員は増えている。
- 教員の業務負担軽減等のため、こうした外部人材等が有効活用されている。

◆外部人材等の予算人員の推移（小中学校）

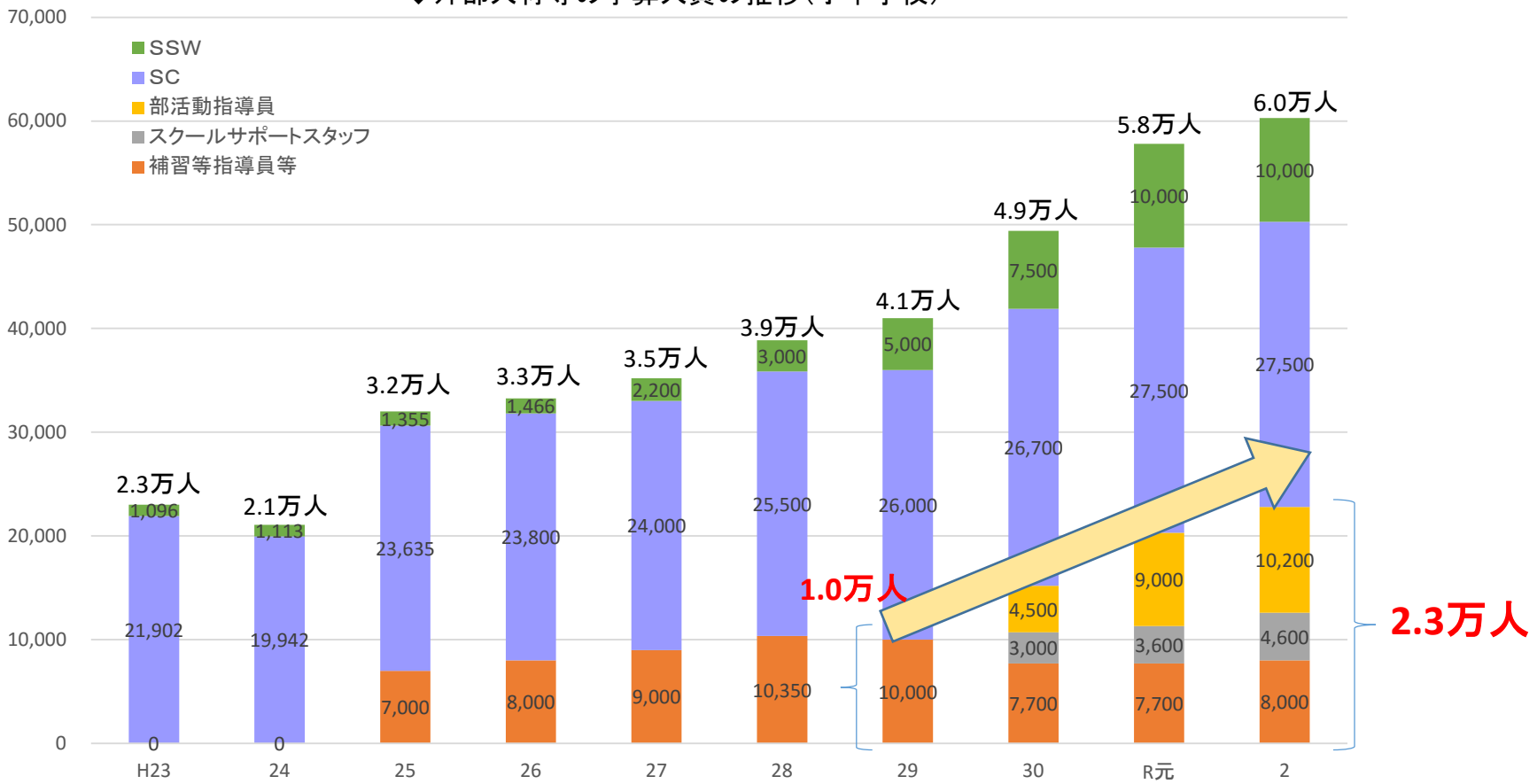

※平成29年度までの「補習等指導員等」には、「スクールサポートスタッフ」及び「部活動指導員」が内数として含まれている。
※令和2年度一次補正予算及び令和2年度二次補正予算で措置した新型コロナウイルス対策のための外部人材（スクールサポートスタッフ等）は含まない。
※東日本大震災のための緊急SC等活用事業による配置人員は除く。
※SC及びSSWは、一学校（区）あたり一人として予算人員をカウント。

教員の採用倍率について

資料Ⅱ－3－6

● 採用倍率の低下は、大量退職に伴う採用者数の拡大によるもの。大量退職の当面の継続、少子化に伴う新社会人の減少を踏まえれば、教員定数の増は採用倍率の更なる低下を招き、教員の質の低下が懸念される。

◆受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移【小学校】

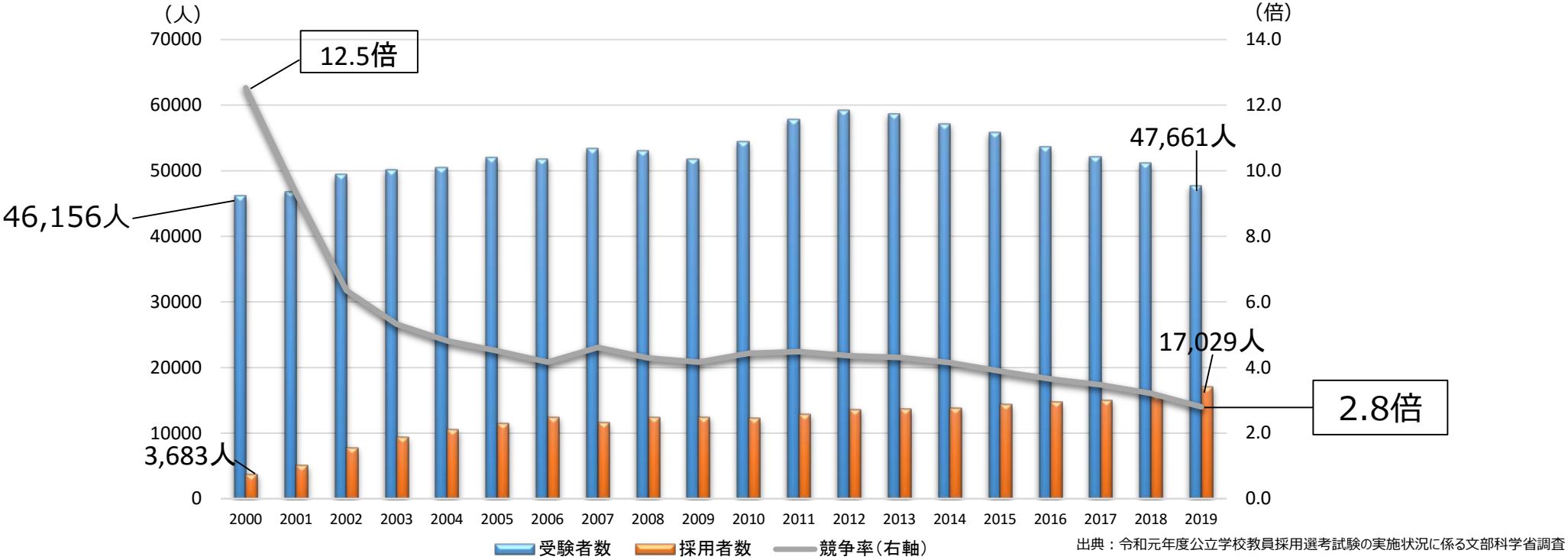

出典：令和元年度公立学校教員採用選考試験の実施状況に係る文部科学省調査

令和元年度の採用倍率（小学校）の全国平均は２．８倍となっており、８道県では、２．０倍未満となっている。
（新潟県：１．２ 、福岡県：１．３ 、佐賀県：１．６ 、北海道：１．７ 、広島県：１．８ 、長崎県：１．８ 、宮崎県：１．８ 、愛媛県：１．９）

（参考１）地方の実情

➢埼玉県志木教育委員会の例 ・採用予定者数を確保することが困難（倍率１倍台）なくらい応募者が激減
・指導力に関する問題が顕在化（実際、クラス担任を続けることが難しく１学期で辞職した教員の事例等あり）

➢佐賀県教員採用試験の例 ・受験年齢の撤廃（受験資格基準を49歳以下→59歳以下）後の採用試験においても、小学校教員は予定数190人に対し申し込み者数が304人で、採用倍率は1.6倍であった（前年度と比較すると全体の申込者数は減り、50代は小中高の教員トータルで40人の申込があった）

（参考２）早稲田大学教授（田中博之氏）の見解

・学校現場では、教員採用試験の競争率が３倍を切ると優秀な教員の割合が一気に低くなり、２倍を切ると教員全体の質に問題が出てくると言われている

教員の質の向上に向けて

- 前頁の通り教員の採用倍率は低下しているが、中途採用（民間企業等勤務経験者）の割合も低調。また、優れた知識経験等を有する社会人等が教員として活躍するために設けられた「特別免許状」の授与件数も少ない。
- 教員の質の向上に向けて、教育大学や教育学部における免許取得を中心とした現行の教員養成システム（新卒中心）から、様々な経験や学びを持つ民間企業等経験者が子どもの学びに関する専門性（子どもの心身の発達・学習の過程等）を追加的に学べば教壇に立てる開かれたシステムへと抜本的な転換を図ることを検討すべき。

◆教員免許状の種類

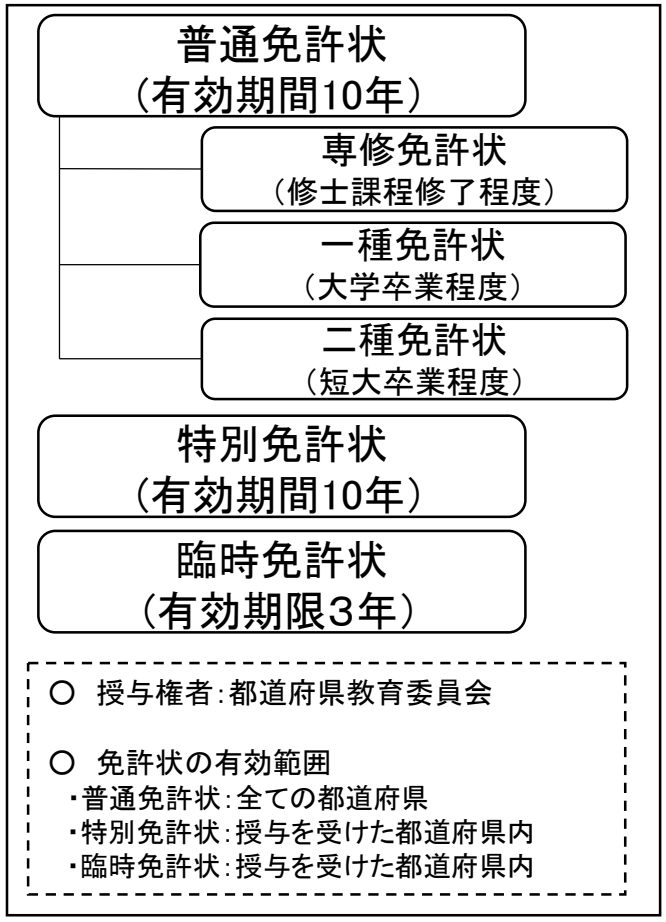

◆小学校教員採用者における民間企業等勤務経験者数（令和元年度）

	採用者（人）	うち民間企業等勤務経験者（人）	割合
令和元年度	17,029	522	3.1%
平成30年度	15,935	478	3.0%
平成29年度	14,448	505	3.5%

◆教員免許状の授与件数（平成30年度）

区分	普通免許状（人）	特別免許状（人）	合計（人）	割合（特別免許状）
小学校	28,786	13（うち公立8）	28,799	0.05%
中学校	48,226	58（うち公立11）	48,284	0.12%
高等学校	58,435	125（うち公立48）	58,560	0.21%
計	135,447	196（うち公立67）	135,643	0.14%

（出典）文部科学省資料

ＩＣＴ化による授業・授業以外の業務効率化

資料Ⅱ－3－8

- 「PC１人１台」を活用した新しい授業の在り方を早急に検討・導入する必要。学習動画の活用や宿題・テストのデジタル化等による授業スタイルの抜本的見直しを通じ、児童生徒に質の高い授業を提供しつつ、教員の業務負担の軽減を図るべき（授業動画や宿題・テストのデジタル教材の準備は外部化が可能）。

「EdTechを活用した学校現場の業務改善等検討事業最終報告書」（抜粋）（経済産業省 2019年3月）

打ち手導入後の小学校教員の業務イメージ

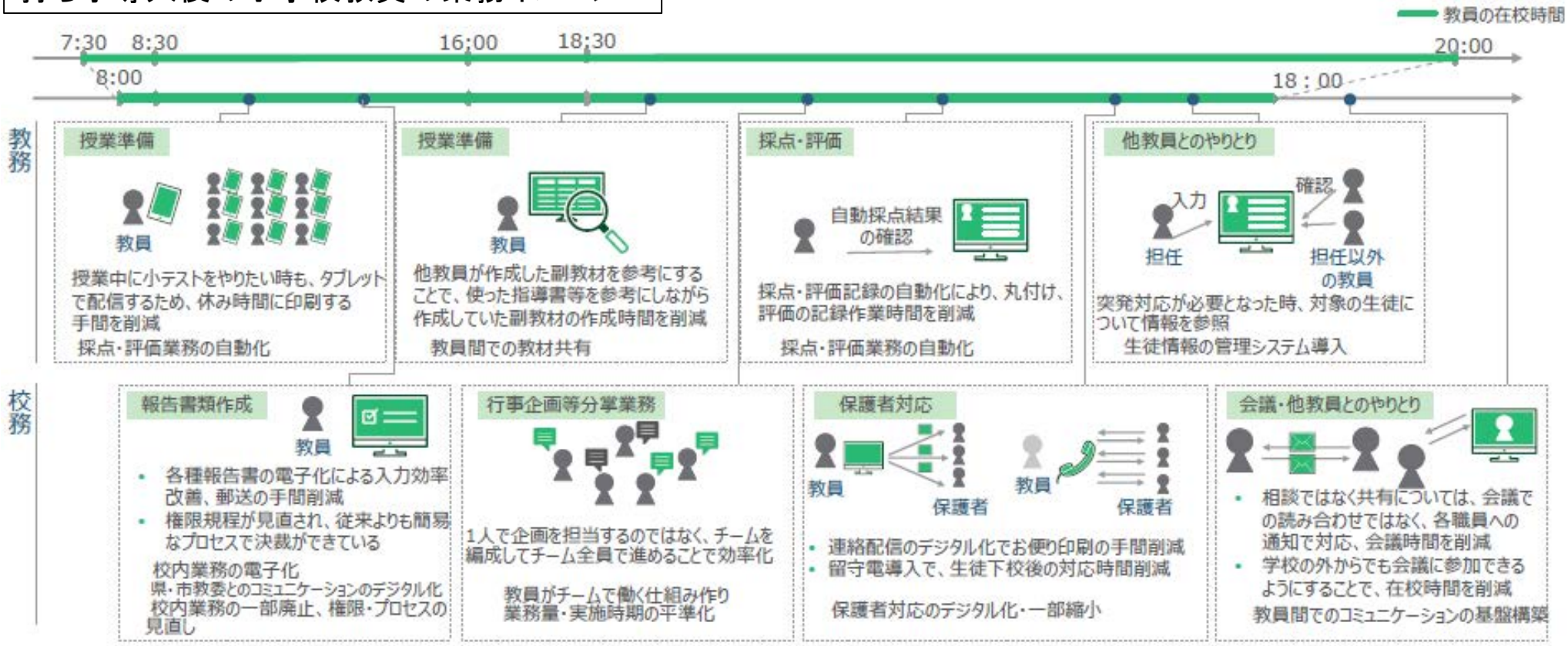

⇒ **打ち手の導入により、小学校では13～17%程度、中学校では14～15%程度の業務時間が削減可能**

GIGAスクールにおける新たな教育の在り方（TeachingからCoachingへ）

資料Ⅱ－3－9

- 学習動画及びAIドリルを活用することで、個別最適化した質の高い教育を受ける機会が増え、また、授業の在り方を見直す（TeachingからCoachingへ）ことで授業効率がアップし、教員の負担軽減にもつながる。

◆経済産業省教育産業室作成資料「学びと社会の連携促進事業：「未来の教室」実証委託費＋EdTech導入補助金」より

「1人1台パソコン」と「EdTech」の導入で「個別最適化」
⇒数理・言語の基礎力の徹底したパーソナルトレーニング

TOPPAN　やるKey　atama+　すらら　Classi　Qubena　自立学習RED

- AI型ドリル教材
  生徒の解答から理解度を判断し、次の出題を選択（誤答の原因と考えられる単元に戻る）（＝個別最適化）
- オンライン型教材
  個別最適された課題に取り組み、オンラインでの質の高い添削と、解説を受ける

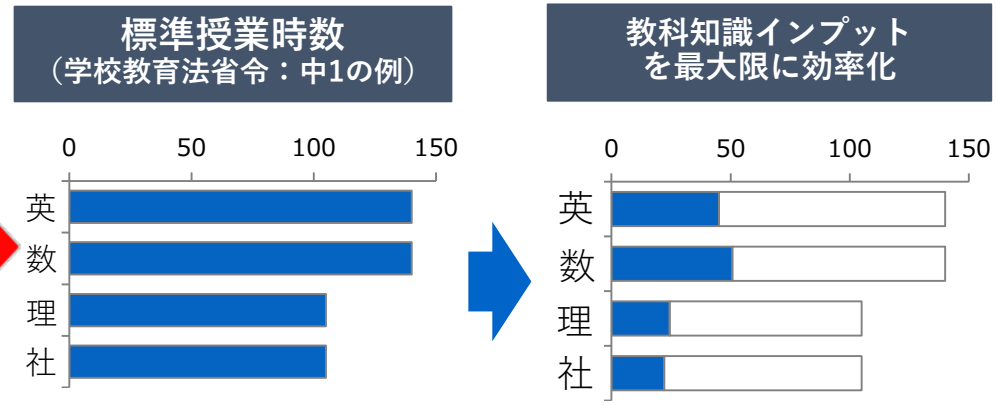

2018年度実証事業「自立学習RED(eフォレスタ）の公教育導入実証」において、実証参加教員のワークショップにおいて作成された講義時間効率化仮説。

◆経済産業省HP「未来の教室」実証事業成果報告2019（株）すららネットより

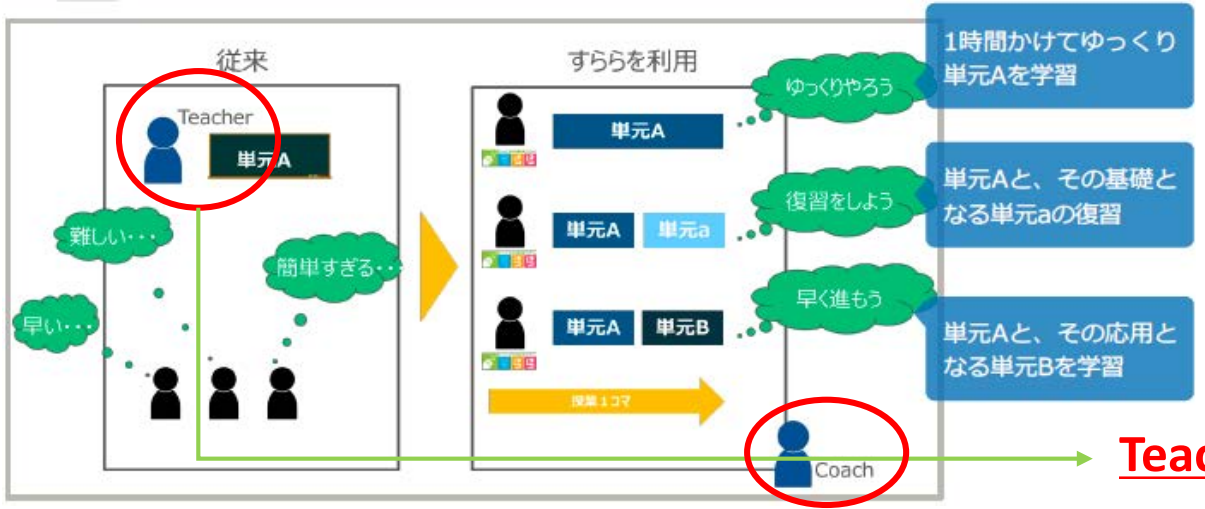

- 授業内容が「早すぎる」「難しすぎる」「簡単すぎる」等、**異なる理解度・学習スピードを持つ生徒一人一人にあわせた授業を展開**する
- 科目によっては、**一定箇所までの学習を終えた場合は他の科目の学習を許可し、時間をより効率的に利用**

Teaching から Coaching へ

校務にＲＰＡの導入を行い、業務を効率化すべき

資料Ⅱ－3－10

● ＲＰＡ（※）の導入を含めた校務（学校事務）の電子化を進め、業務効率化を図るべき。

（※）RPA（Robotic Process Automation）とは
人事・経理・総務・情報システムなどバックオフィスの事務・管理業務等をソフトウェアに組み込まれたロボットが代行する仕組みのこと。
定型業務をミスなく的確に遂行でき、ルール化しやすい業務、繰り返しの多い業務、ＰＣのみで完了する業務等に効果的。

校務（学校事務）・・・
「成績処理」、「通知表作成」、「時間割作成」、「転出入関連事務」、
「出欠管理」、「保健関係事務（健康観察等）」、「各種報告書作成」等

画像引用元：文部科学省HP内

◆茨城県の導入例

茨城県では、ICTを活用した業務の生産性向上や働き方改革の一環として、RPAを令和元年度から本格的に導入。

20業務※へRPAを導入し、**職員の業務時間35,783時間／年（見込み）の削減効果**が得られた。（中でも「県立学校教職員の**出張旅費の入力業務**」において16,354時間／年の削減ができた。

年間 20 業務で **35,783 時間/年**(見込み)を削減

※「県立学校教職員の出張旅費の入力業務」「県立学校への予算令達業務」「不動産取得税の税務情報入力業務」「小中学校非常勤講師の給与支払業務」など

引用元：茨城県HP

◆玉川学園（東京都町田市）での検証例

（株）エデュース（私学出資企業）が玉川学園及びNTTデータの協力のもと、RPAツール「WinActor」を使用し、学校現場での実証実験を行った結果、事務作業が大幅に削減されることが証明された。

具体的には、経理部と人事部の2部署2業務を対象にRPAによる業務自動化の検証を行い、システム操作やMicrosoft Office製品操作などの**現在の業務をRPAに置き換えたところ、業務時間が50%短縮される結果**となり、担当者は処理結果の確認や後続処理のみに時間を割くだけで良くなった。

（例）日次業務の入金情報消込処理に関する業務

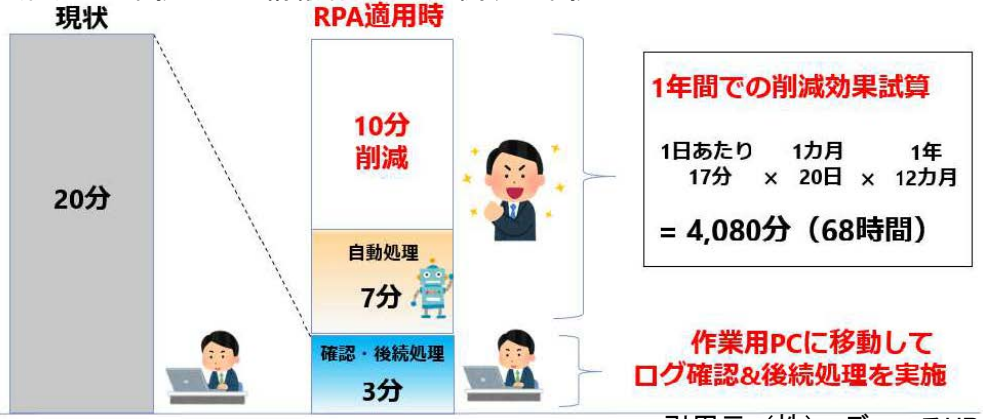

引用元：（株）エデュースHP

学校施設の維持更新コストの最小化

資料Ⅱ－3－11

- 今後15年間に第２次ベビーブームに合わせて建築された学校施設の更新時期が到来。長寿命化改修により経費を縮減し、平準化を図るべき。
- 同時に学校規模の見直しを行うことが不可欠。教育・学校運営の質を確保するため、将来的な人口動態も見据えた学校規模の適正化（統廃合等）や社会福祉施設等、他の施設との複合化を推進していく必要。

＜公立小中学校の経年別保有面積＞

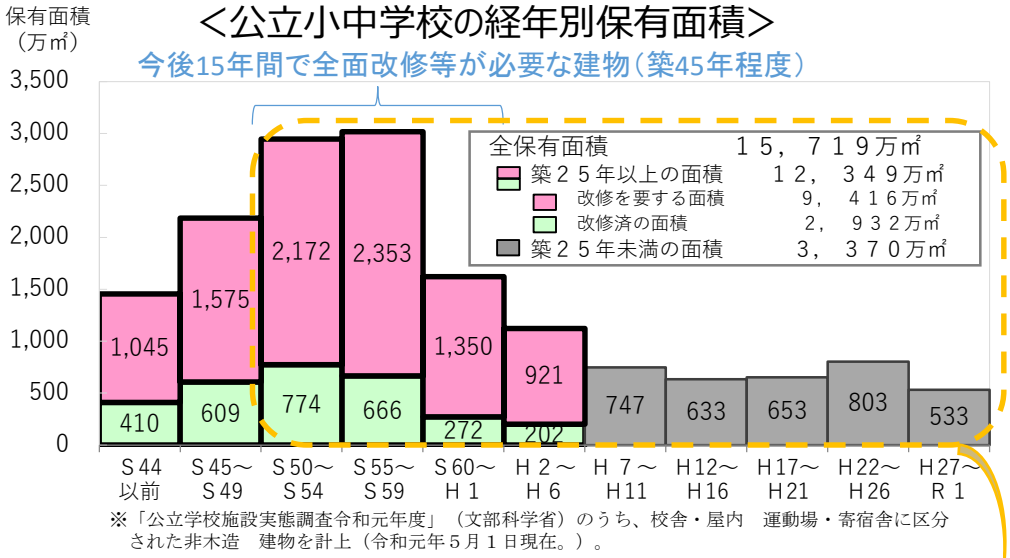

※「公立学校施設実態調査令和元年度」（文部科学省）のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建物を計上（令和元年５月１日現在。）。

＜今後の更新費用イメージ＞

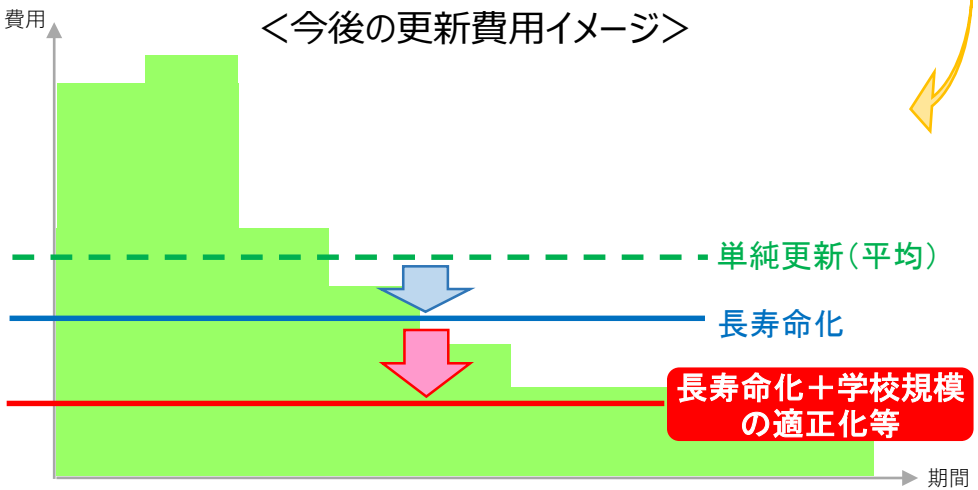

＜公立小中学校の規模別数＞

	小規模（～11学級）	適正規模（12～18学級）	大規模（19学級～）	合計
R元年度	13,404 校	8,806 校	6,593 校	28,803 校
	47 %	31 %	23 %	100 %

注1：表中の「適正規模」とは、学校教育法施行規則第41条及び79条に基づく小中学校１校当たりの標準学級数をいう。
注2：特別支援学級は含まない。
出典：平成30年度学校基本統計

＜小規模校のデメリット＞

①教育上
- クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- 集団学習や協働的な学習に制約が生じる。

②学校運営上
- 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重くなる。
- 経験年数、専門性等のバランスのとれた教職員配置が困難となる。
- 課題に組織的に対応することが困難となる。

（出典）文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月27日）

＜統合が困難な地理的等要因の有無＞

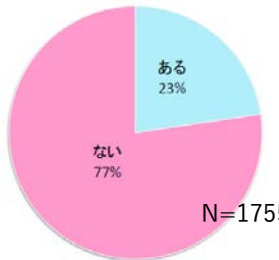

N=1755（全市区町村）

（出典）文部科学省「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査について」（平成29年3月31日）

新たな「横断的な実行計画」の策定

- 各自治体等が策定している個別施設計画においては、統廃合等を盛り込んでいない自治体が半数以上となっていることに加え、公共施設等との複合化・共用化等を検討していない自治体がそれぞれ約８割となっている。
- 各自治体において、首長部局と教育委員会の各部局が一体となった検討体制を構築し、新たな「横断的な実行計画」を期限を区切って策定する必要があるのではないか。

＜個別施設計画に統廃合が盛り込まれている割合等＞

◇個別施設計画を策定済の128自治体における統廃合等の反映状況

区　分	自治体数	割合
個別施設計画策定時に統廃合等について検討していない 又は検討はしたが個別施設計画に反映していない	67	52.3%
公共施設等との複合化を検討していない	102	79.7%
学校施設以外の施設との共用化等を検討していない	103	80.5%

※令和２年度財務省予算執行調査「学校規模・配置の適正化と施設の効率的整備」の暫定値（集計中）。
　平成30年度「学校規模適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」において『統廃合についての基本的考え方などの方針を検討した』と回答した自治体にアンケート調査を行った結果を基に作成（301自治体等から回答（令和2年10月9日時点））。

◇学校規模の適正化・適正配置による統廃合、集約化、複合化等のイメージ

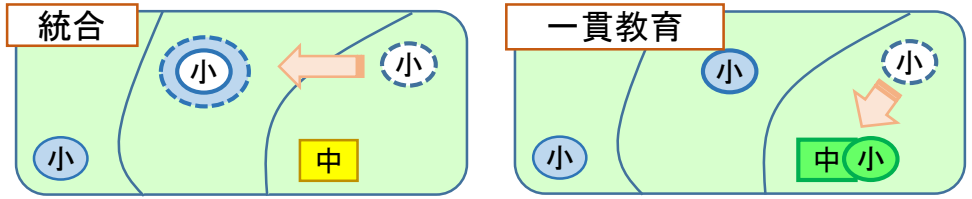

（出典）「学校観光の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」（平成27年11月　（文科省）学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）より

＜「横断的な実行計画」＞

現状

【教育委員会】

学校長等 / 学務課 教育総務課 / 学校施設 担当 / 教育総務課

- 空き教室対応
- 適正規模・適正配置
- 面積基準
- 施設の管理・運営

【首長部局】

各所管課 公共施設 ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ部局 / 財政課 / 都市計画課

- 複合化・集約化
- 財政面
- 都市計画・立地適正化

今後のあるべき姿

【教育委員会】

学校長等 / 学務課 教育総務課 / 学校施設 担当 / 教育総務課

【首長部局】

各所管課 公共施設 ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ部局 / 財政課 / 都市計画課

横断的な実行計画

- 長寿命化改修
- 複合化・集約化（他の公共施設との複合化）
- 管理面・運営面の見直し（プールの共用化）
- 施設の維持・管理の見直し（施設の時間外活用、教員の負担軽減）
- 今後の教育動向等による取組（ICTの活用）

等

- 適正規模・適正配置
- 小中一貫教育
- 面積基準の見直し

部局横断的なコストの最適化

「共通の成果指標に基づく相対評価」①（配分対象額・再配分率の拡大）

- 国立大学への運営費交付金について、教育・研究の質を高めるため、「共通の成果指標に基づく相対評価」を令和元年度に導入し、令和２年度に強化・拡充。
- 他方、令和２年度における実際の配分結果を見ると、
  ①約６割の大学において、基幹経費に対する影響が▲0.2%～＋0.2%に留まっている。
  ②最大でも＋0.7%、最小でも▲0.5%の影響しかない。
- 運営費交付金全体の配分に与えるインパクトが依然として小さく、引き続き配分対象額・再配分率を拡大する必要。

令和２年度における配分の見直し

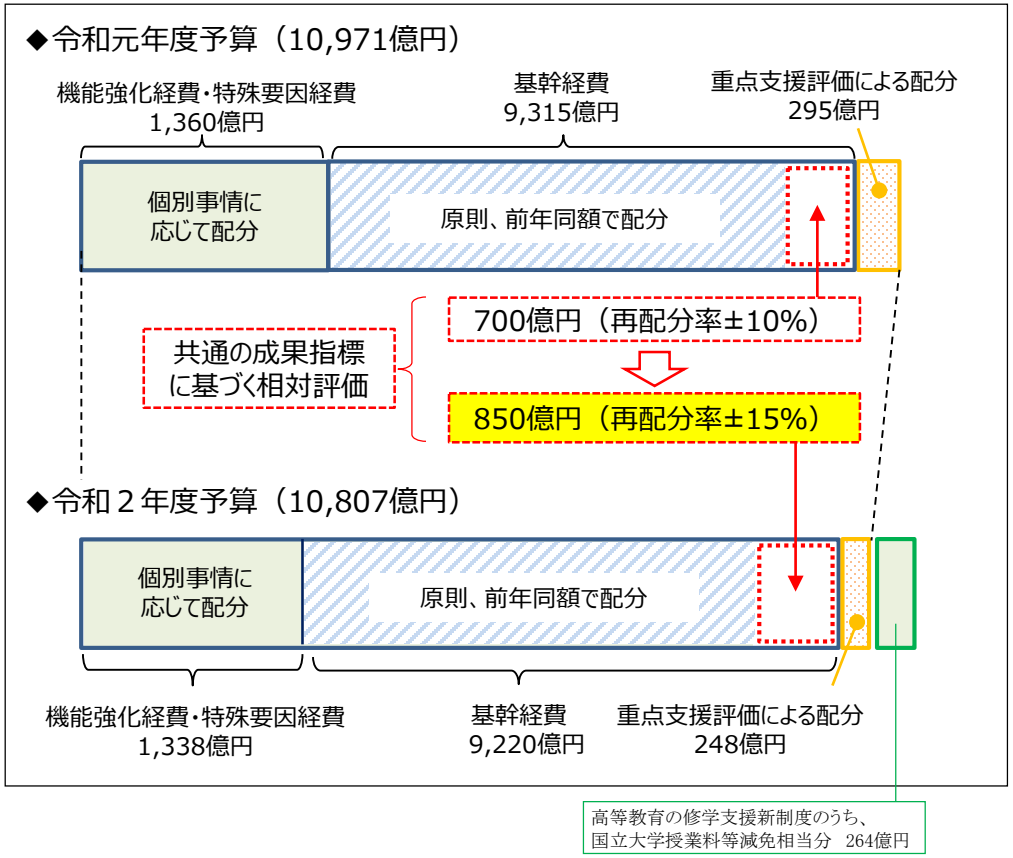

令和２年度の配分による基幹経費に対する影響

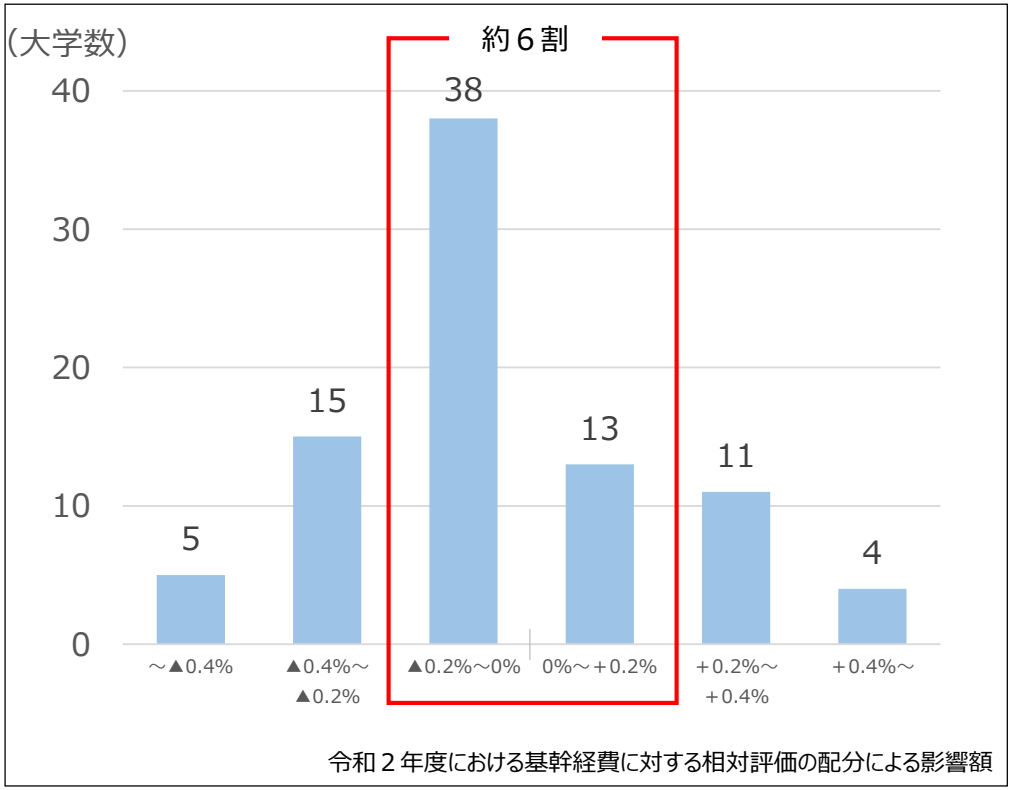

「共通の成果指標に基づく相対評価」②（評価結果を踏まえた成果指標の改善）

- 「相対評価」の評価結果を見ると、55指標のうち28指標については８割以上の大学が達成している状況であり、相対評価の指標としての機能が弱い。相対評価の指標にふさわしい、よりアウトカムを意識した指標に改善していくべき。
- 「相対評価」が大学改革へのインセンティブにつながるためには、評価結果の内訳が各学部に示され、学内での予算配分に活用されることが必要。例えば、評価に基づく学内配分を行う大学に対し、重点的な配分が行われるような指標を設定してはどうか。

令和２年度の評価において多くの大学が達成している指標

1	カリキュラム	能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れている
2	財務・会計	予算情報の共有状況（各学部の予算情報を学内全体に共有している）
3	財務・会計	決算情報の予算配分への活用状況
4	財務・会計	教育研究成果・実績等の予算配分への活用状況
5	カリキュラム	学生の資質を多面的・総合的に評価し伸長するための取組の実施
6	カリキュラム	ナンバリングの実施
7	カリキュラム	履修系統図の活用
8	カリキュラム	学生の学修成果の把握を行っている
9	人事・給与	年齢によらず、客観的な実績評価に基づく登用の仕組みの導入
10	人事・給与	多様な人材の獲得を目指した人事計画、人事方針
11	人事・給与	上記人事計画が順調に進んでいる
12	人事・給与	学術分野の特性に応じた評価の仕組みを取り入れている
13	人事・給与	年齢や職位に関わらず、優れた業績を適切に評価し、処遇に反映
14	財務・会計	予算・決算の管理（収支・損益の両方を管理）
15	施設	施設利用状況調査に基づく施設利用計画の策定と有効活用の実施状況
16	施設	講義室等の稼働率調査及び改善策の実施状況
17	施設	スペースチャージの実施状況
18	施設	ユーザーへの施設満足度調査等の実施状況と調査結果のフィードバック
19	施設	予防保全の実施状況
20	施設	施設の重要度・老朽化評価等による整備や維持管理の優先付けの状況
21	カリキュラム	カリキュラム編成に当たり、企業等と連携する仕組みを設けている
22	人事・給与	大学として目指すべき適正な年齢構成を定めている
23	人事・給与	評価結果を処遇に反映する際に、給与以外の活用方法を取り入れている
24	人事・給与	評価作業の負担軽減、評価者に対する研修等、評価の透明性に配慮
25	財務・会計	決算情報の共有状況（各学部の決算情報を学内全体に共有している）
26	財務・会計	ステークホルダーに対する対話型の情報開示の状況
27	施設	建築基準法第12条第１項の規定等に基づく点検と改善計画の策定状況
28	施設	上記法定点検対象外建物における点検と改善計画の策定状況

■は、全大学が達成、■は９割の大学が達成、■は８割の大学が達成した指標。

（出典）文部科学省公表資料等より財務省作成

指標の学内活用・情報公開

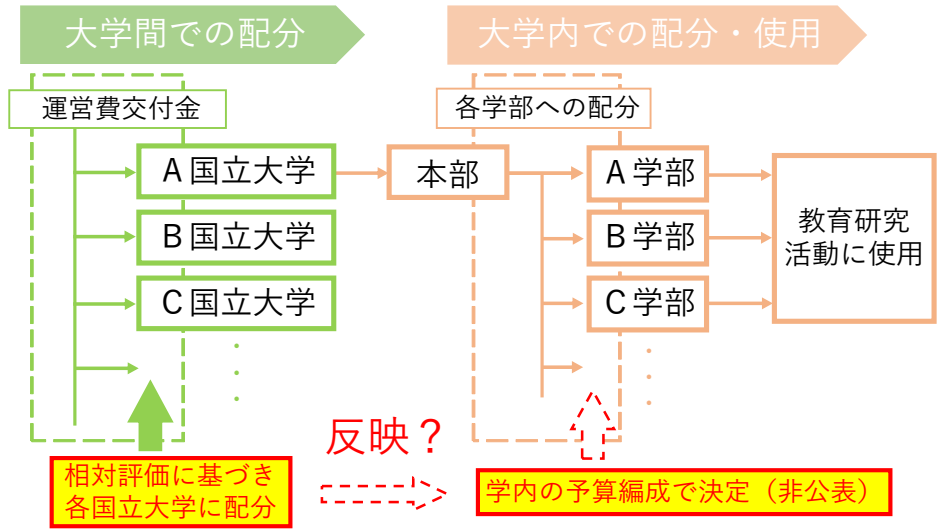

➢学系ごとの評価結果が各学部にフィードバックされていないのではないか

➢評価結果が学内の予算配分に活用されているか

➢大学間競争を促し、改革へのインセンティブを強めるためにも、学系ごとの評価を含む詳細な評価結果を公表すべき

国立大学法人に対する評価

- 国立大学法人に対する評価が多すぎ、大学の事務負担増にもつながっている。
- 内容面も一部重複が見られるところであり、評価の統廃合を行うべきではないか（特に、国立大学法人評価（４年目・６年目の中期目標期間評価を除く）や重点支援評価のあり方について見直すべきではないか）。

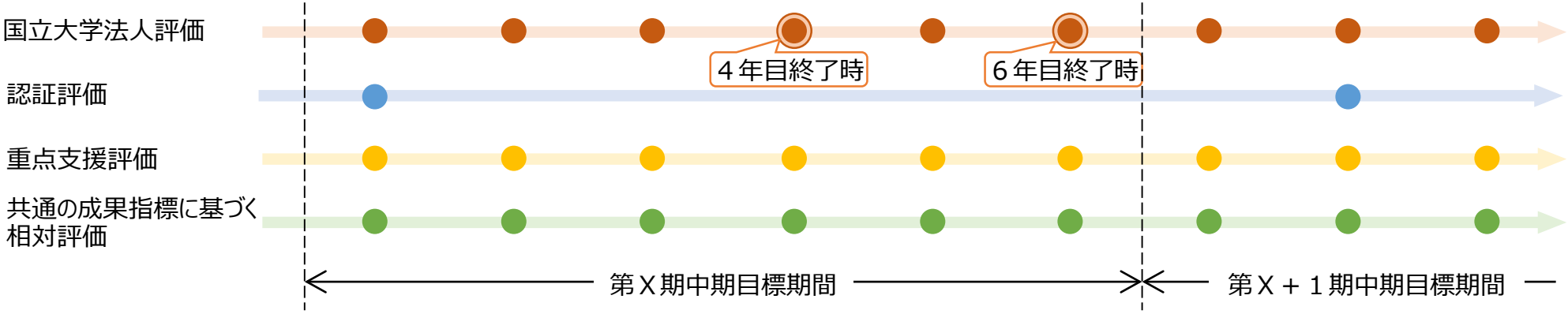

○各評価の内容

	国立大学法人評価	認証評価（機関別）	運営費交付金	
			重点支援評価	共通の成果指標に基づく相対評価
目　的	中期目標・中期計画を着実に実施し、投じた国費が有効・適切に使用されたかどうかを国として検証	大学等の教育研究水準の向上	各法人の強み・特色を発揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援	大学等の成果や実績を評価することを通じて一層の経営改革を推進
評価主体	国立大学法人評価委員会 教育研究面については、大学改革支援・学位授与機構の評価結果を尊重	文部科学大臣が認証した評価機関	有識者会議	文部科学省
評価期間	年度評価：毎年度（業務運営・財務内容） 中期目標期間評価：4年目と6年目終了時（教育研究）	7年以内	毎年度	
評価基準	法人が策定した中期目標・中期計画の進捗・達成状況	認証評価機関が自ら定める大学評価基準	法人が設定した「ビジョン」「戦略」「評価指標」の進捗・達成状況	成果に係る客観・共通指標に基づく実績
評価項目	教育・研究・業務運営・財務等	教育・研究・財務等	教育・研究・業務運営・財務等	教育・研究・経営改革
評価結果	次期の中期目標・中期計画の内容や運営費交付金に反映 ※運営費交付金への反映は中期目標期間評価結果のみ	資源配分や行政処分に直接反映することはない	運営費交付金に反映	

ポストコロナにおける大学教育について

- 新型コロナ感染症拡大をきっかけに教育・研究のオンライン化が加速。対面授業の良い点を活かしつつ、オンライン授業の有意義な部分を伸ばすことが必要。
- オンライン化と単位相互認定が進展すれば、学生は他大学の授業を容易に履修することが可能となる。オンライン授業による修得単位数の上限の撤廃等を通じ、大学間のみならず授業単位で競争原理を働かせることが重要。
- さらに、対面授業を前提としている「大学設置基準」のあり方（学生数、教員数、校地面積）を根本から見直すとともに、国立大学の再編の検討の契機とすべき。

○オンライン授業に関するアンケート結果

今後、オンライン授業を授業形態の１つとして取り入れてほしいですか？

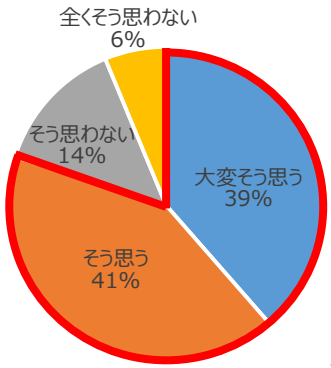

オンライン授業の良かった点

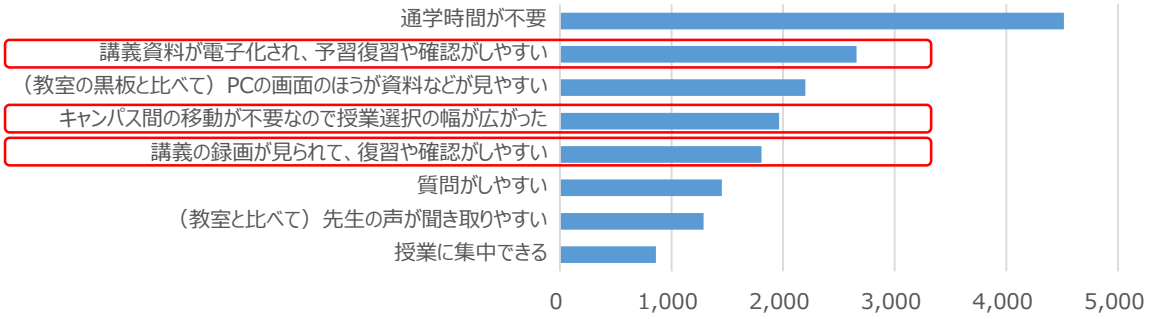

（出典）「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム（第15回）」（2020年9月4日）
田浦健次朗東京大学情報基盤センター長・教授発表資料より財務省作成

○修得単位数の上限（学部（通学生））

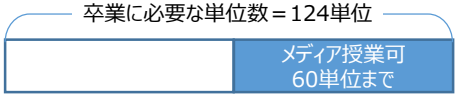

○コロナ禍の特例

遠隔授業について、特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められるものについては、自宅における遠隔授業や授業中に課すものに相当する課題研究等を行うなど、弾力的な運用を認め、60単位の上限に算入する必要がないことを周知。

○大学設置基準　抄

(収容定員)
第十八条
２　収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
(専任教員数)
第十三条　大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数〔中略〕と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。
(校地の面積)
第三十七条　大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

別表第一（抜粋）

	二以上の学科(専門職学科を含む。)で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
学部の種類	収容定員	専任教員数
法学関係	四〇〇―六〇〇	一〇
理学関係	一六〇―三二〇	八

別表第二（抜粋）

	収容定員	専任教員数
大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	一二

備考三　収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人を超え八〇〇人未満の場合にあつては収容定員八〇人につき教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあつては収容定員四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

日本の研究力向上に向けた課題

- 日本の質の高い論文（被引用数Top10%論文）数の世界ランクは低下。研究力の低迷が指摘されている。
- 他方、科学技術関係予算（対GDP）は、主要先進国で上位の水準。（ドイツを上回りGDP比１%超を達成）
- 問題は研究生産性の低さ。生産性の向上に向けて、解決すべき喫緊の課題は、主に以下の点。
  (1)研究の硬直性、(2)研究の閉鎖性、(3)若手研究者の活躍機会の不足、(4)産学連携の弱さ

Top10%補正論文数（分数カウント法）の順位の変化

	全分野	1996-1998年(PY)(平均)	
	国・地域名	論文数	シェア
1	米国	30,791	44.0
2	英国	5,880	8.4
3	ドイツ	4,619	6.6
4	日本	4,237	6.1
5	フランス	3,432	4.9
6	カナダ	2,939	4.2
7	イタリア	1,955	2.8
8	オランダ	1,755	2.5
9	豪州	1,539	2.2
10	スイス	1,247	1.8

全分野	2006-2008年(PY)(平均)	
国・地域名	論文数	シェア
米国	35,516	36.0
英国	7,086	7.2
中国	6,598	6.7
ドイツ	6,079	6.2
日本	4,461	4.5
フランス	4,220	4.3
カナダ	3,802	3.9
イタリア	3,100	3.1
スペイン	2,503	2.5
豪州	2,493	2.5

全分野	2016-2018年(PY)(平均)	
国・地域名	論文数	シェア
米国	37,871	24.7
中国	33,831	22.0
英国	8,811	5.7
ドイツ	7,460	4.9
イタリア	5,148	3.4
豪州	4,686	3.1
フランス	4,515	2.9
カナダ	4,423	2.9
日本	3,865	2.5
インド	3,672	2.4

（出典）文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2020」を基に財務省作成

科学技術関係予算（対GDP比）の国際比較

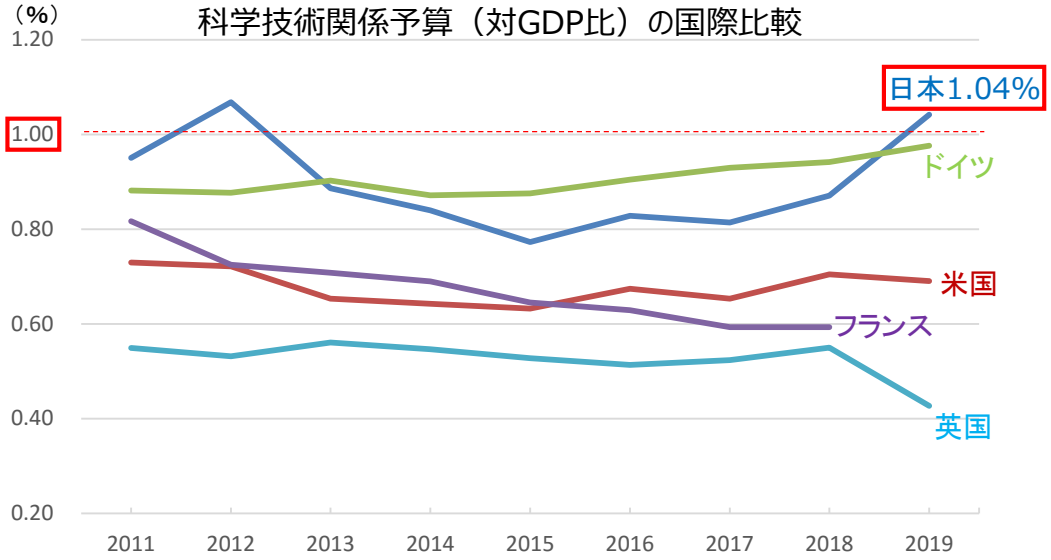

（出典）内閣府作成資料

「科学技術関係予算＋減税規模」100万ドル当たりの
Top10%補正論文数（2016～2018年平均）

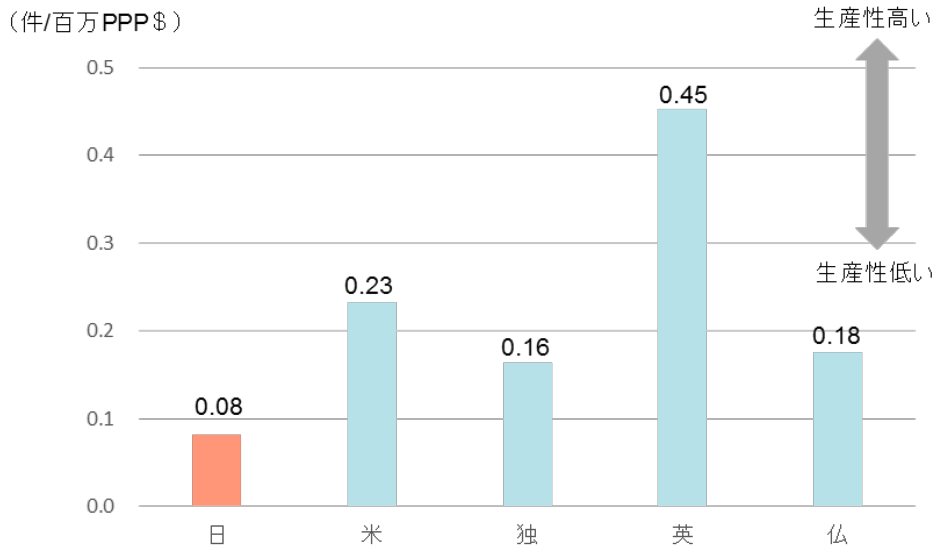

（注）「Top10%論文数」を「科学技術関係予算＋減税規模」の数値で除したもの。
（出典）OECD Main Science and Technology Indicators, R&D Tax Incentive Indicators
(extracted on 11 Oct 2020)

（１）研究の硬直性

- 日本の研究者が参画する研究領域数は、諸外国と比べて限定的。
- 科研費の配分額は、審査区分別の応募課題数と応募経費額に応じて配分額が決まるため、学問分野別のシェアが固定化する傾向。新しい学問領域を生み出すとともに、固定化しやすい学問分野別のシェアに変化をもたらすことで、学問の進歩や社会の変化へ柔軟に対応することが必要。
- 科研費について、新興・融合領域の研究への予算配分を高め採択率を上昇させるなど競争的研究費のポートフォリオを見直すとともに、審査区分の大括り化をさらに進めることで分野横断的な競争を促す必要。

サイエンスマップにおける国際的に注目を集める研究領域への参画数・参画割合の推移

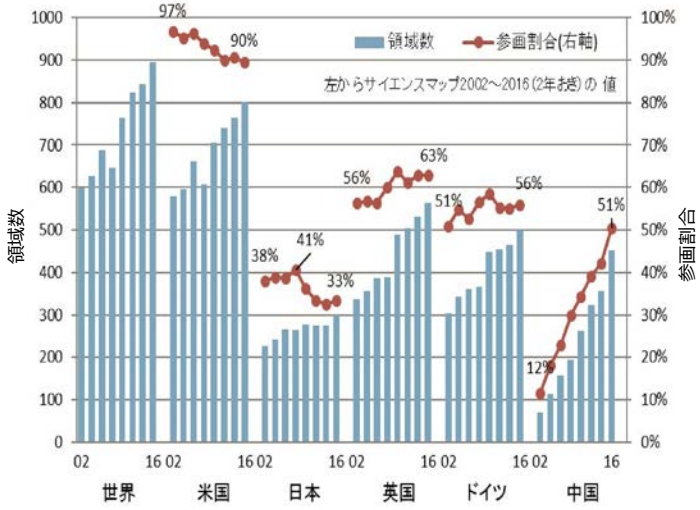

（注）サイエンスマップでは各分野のTop1%論文を分析してグループ化することで、国際的に注目を集める研究領域の数を定量的に抽出している。

（出典）科学技術・学術政策研究所「サイエンスマップ2016」NISTEP REPORT No.178（2018年10月）

科研費審査システム改革による審査区分の大括り化（平成３０年度～）

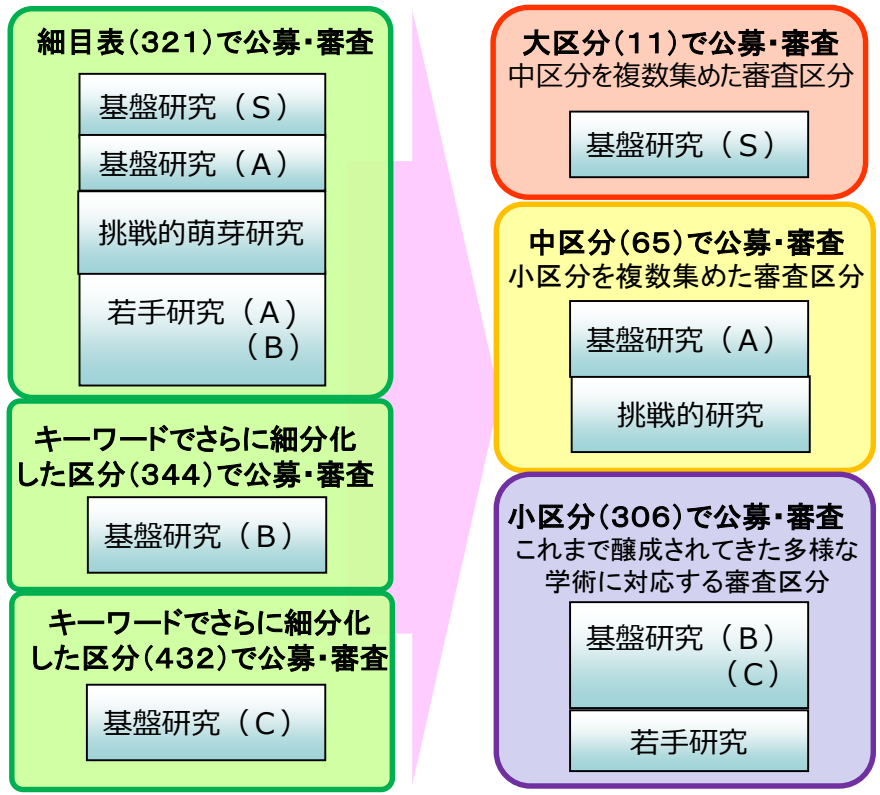

（出典）文部科学省作成資料

科研費の種目別採択率（令和元年度）

	採択率（%）
科学研究費	28.5%
特別推進研究	11.3%
新学術領域研究（研究領域提案型）	19.0%
基盤研究	28.1%
挑戦的研究	12.8%
若手研究	40.0%
研究活動スタート支援	37.5%
国際共同研究加速基金	17.5%

（出典）科研費データより財務省作成

（２）研究の閉鎖性①　国際性の低さ

- Top10%論文数の伸びにおける英・独と日本との差は、国際共著論文の伸びの停滞。
- 2017年10月のNature論文によると、研究のインパクトに相関があるのは、政府投資の規模ではなく、人材の国際流動性や国際共著により測定される国の「開放性」。日本の「開放性」は、主要先進国より低い。

Top10%補正論文数の状況

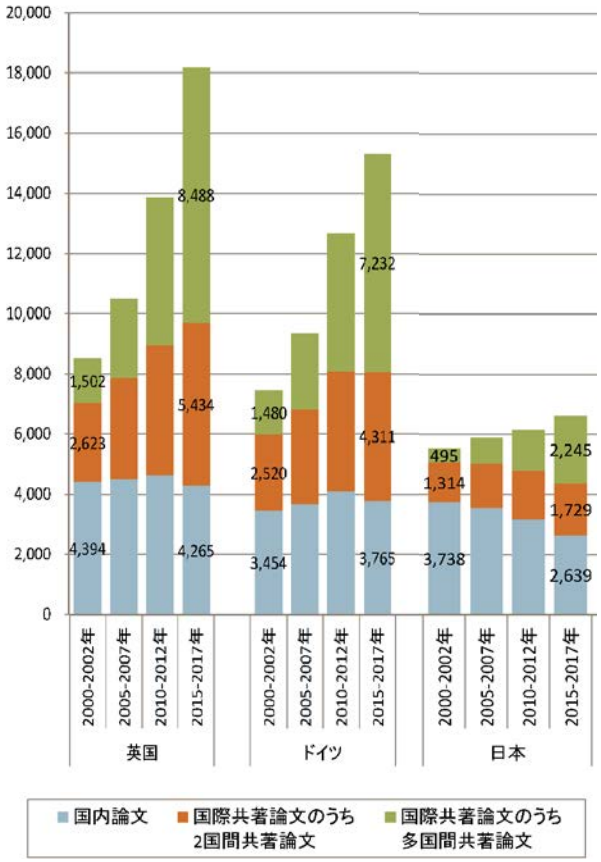

（出典）文部科学省 科学技術・学術政策研究所
「科学研究のベンチマーキング2019」（2019年8月）

Nature　Vol.550　“Open countries have strong science”

- 日本においては、2000年以降、論文産出と引用のインパクトが横ばいになっている。
  科学先進国において、**日本は最も国際性の「ない」国であり、このことがパフォーマンスが上がらない原因となっている可能性がある**。
  高度人材の流動性の無さが、言語の壁も含めて、妨げになっているのかもしれない。

（出典）Wagner, C, S., Jonkers Koen, “Open countries have strong science ”, October 5, 2017 Nature Vol.550

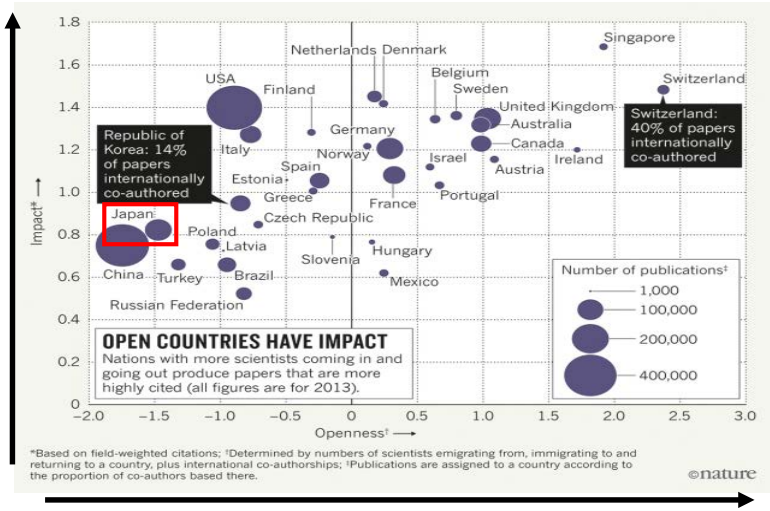

人材の国際流動性に関するOECD調査結果

- **日本の研究機関の人材国際流動性は、OECDのデータによれば、OECD諸国等41か国間の比較で、39位**と極めて低い。

  例えば、17位のドイツは、論文著者のうち87%が連続する論文間で同じ国の機関に属しているが、日本はその割合が95%となっている。

（参照）OECD Science, Technology, and Industry Scoreboard 2017: The Digital Transformation

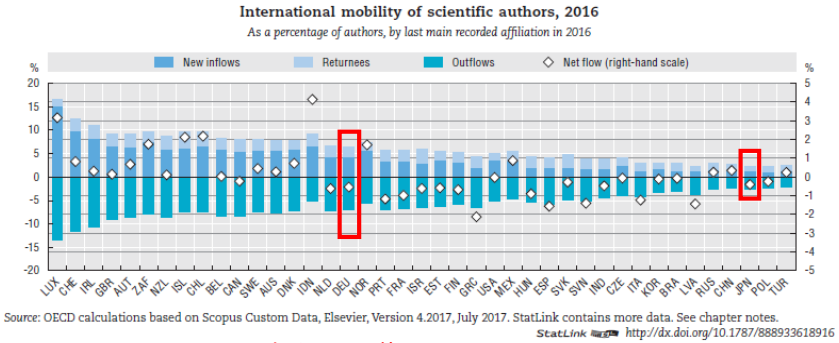

ドイツ：17位

日本：39位

（２）② 国際共同研究の促進に向けた方策

● 科研費における国際共同研究への予算配分を高めるほか、WPI （世界トップレベル研究拠点プログラム）のノウハウの横展開による海外研究機関とのネットワークの強化などにより、国際共同研究を促進すべき。

【WPI（世界トップレベル研究拠点プログラム）の概要】

○ 第一線の研究者が世界から集まってくるような、**国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準**を誇る研究拠点の形成を目指す。

・2007年度採択5拠点の国際共著論文の数は、上昇傾向（2007年：19件→2018年：1,009件）。
・Top10%論文の割合は、高水準（20~25%）を維持。

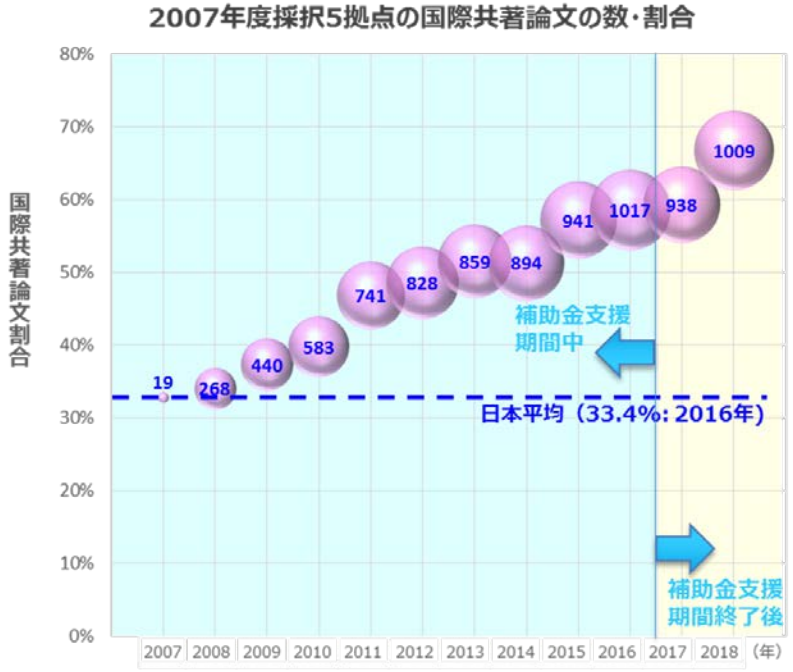

○ WPI拠点が満たすべき要件
・研究者数70~100人のうち、1割以上のトップレベル研究者
・研究者の**3割以上は、外国からの研究者**
・事務・研究支援体制まで、**英語が標準**の環境

国際化に係るノウハウ横展開のための取組の例

WPI Forum
✓ **外国人研究者受け入れノウハウをまとめたポータルサイト**設立

国際化のための先駆的取組の例

国際公募の徹底
✓ **Science誌**や**Nature誌**のHPへの公募掲載

海外機関とのネットワーク形成・強化
✓ 毎年1～3か月、**海外の機関への武者修行を義務化**
✓ 第一線で活躍する**優秀な若手研究者を招へい**し、Summer/Winter Schoolやリトリートを定期的に開催

外国人研究者及び家族への支援
✓ **日常生活の支援**（行政手続、不動産等の手続、家族の学校）
✓ **配偶者の就職支援**（夫婦ともに拠点で雇用など）

（出典）文部科学省 研究振興局　基礎研究振興課
「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）の成果検証について」

（３）若手研究者の活躍機会の不足①　大学における若手教員の活用

- 論文の生産性が高いのは、若手研究者。他方、法人化以降の定年延長等により、国立大学の本務教員についてはシニア層が増加し、若手の割合は低下傾向。
- 従来、大学は教員の業績評価を任期・雇用の判断にほとんど活用してきておらず、近年改善が見られるもののその割合はまだ低い。
- 若手研究者の処遇の改善に向けて、大学の人事・給与マネジメント改革を進めるべき。

平均論文数（筆頭著者）／年と年齢との関係

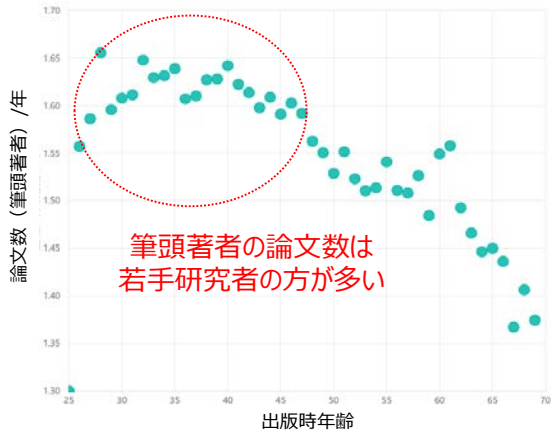

平均被引用数／論文と年齢との関係

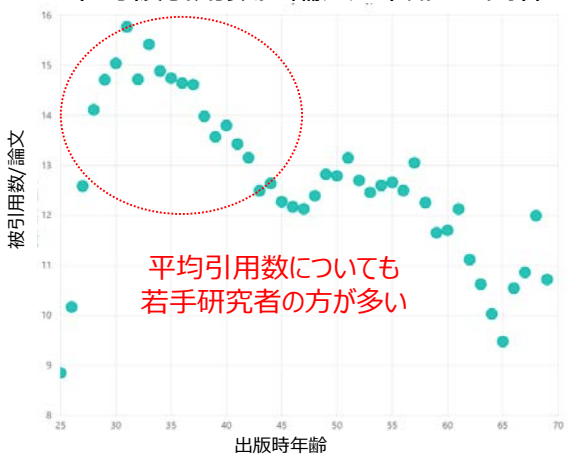

（出典）内閣府作成資料

◆本務教員の採用数（国立大学）

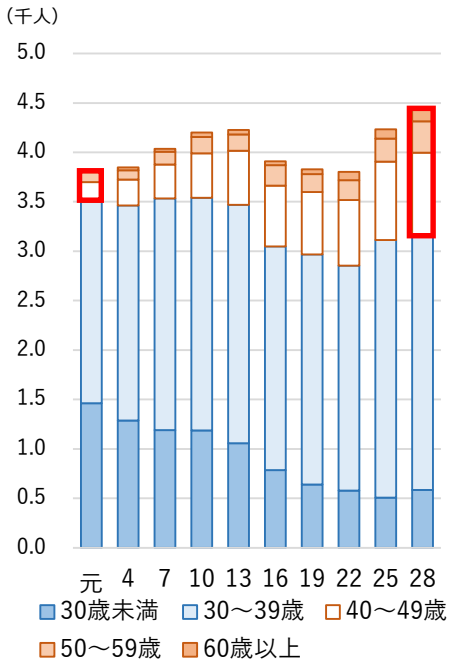

◆本務教員数（国立大学）

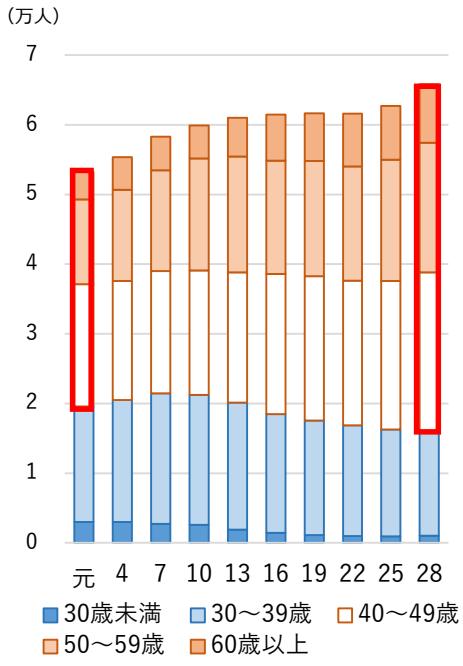

（出典）文部科学省「学校教員統計調査」
文部科学省委託調査「研究者等の業績に関する評価に関する調査・分析報告書（三菱総合研究所）」（平成26年度）、文部科学省調査（平成29年度）

◆教員の業績評価の活用状況

＜平成26年度＞

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
① 賞与・報奨金等	67%
② 給与	58%
③ 教員の基盤的研究費	18%
④ 昇任	17%
⑤ 雇用継続・任期延長の判断	4%

＜平成29年度＞

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
① 年俸制の給与	88%
② 賞与	67%
③ 月給制の昇降給	64%
④ 任期・雇用更新等	31%
⑤ 研究費等予算配分	16%

（注）「教員の業績評価の活用状況」について、平成26年度は国立大学の約95%が教員の業績評価を実施、平成29年度は全ての国立大学（86大学）において教員の業績評価を実施。

（３）② 若手研究者の更なる活躍

- 科研費について若手研究者の採択割合は上昇しているが、若手向けメニューは研究費の規模が小さい。
- 科研費の若手向けメニューから、より研究費の規模が大きい戦略的創造研究推進事業（さきがけ、CREST）等へのステップアップを促す仕組みを構築し、優秀な研究者の挑戦を後押しすべき。

科研費における採択件数に占める若手研究者の割合

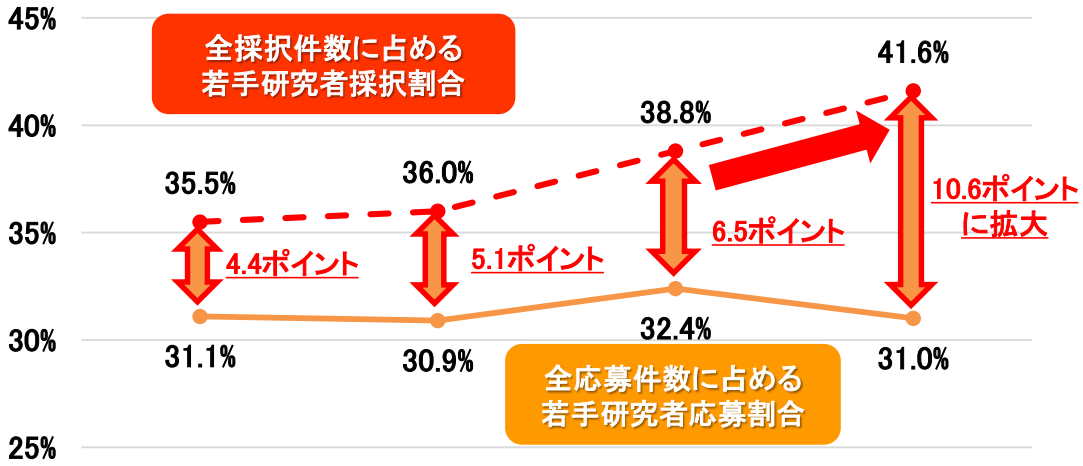

（出典）文部科学省作成資料

「若手研究」の単年度平均配分額の推移

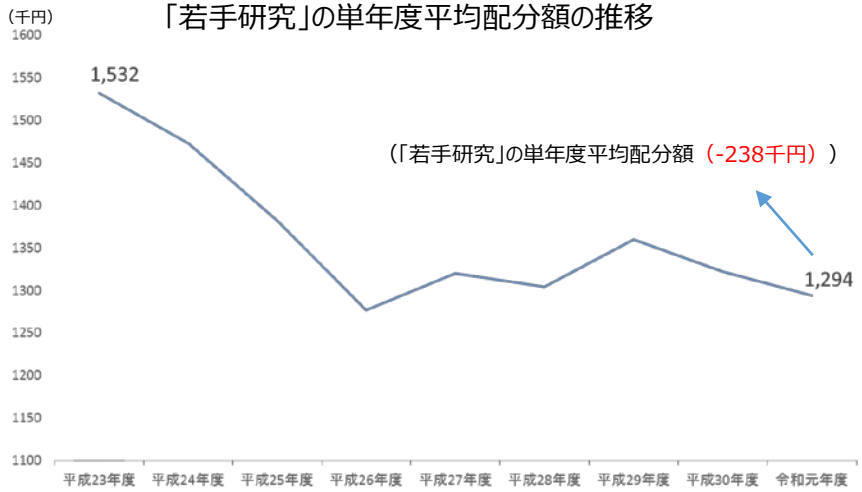

（出典）文部科学省作成資料を基に財務省作成

研究者のキャリアステージと研究費の規模との関係（イメージ）

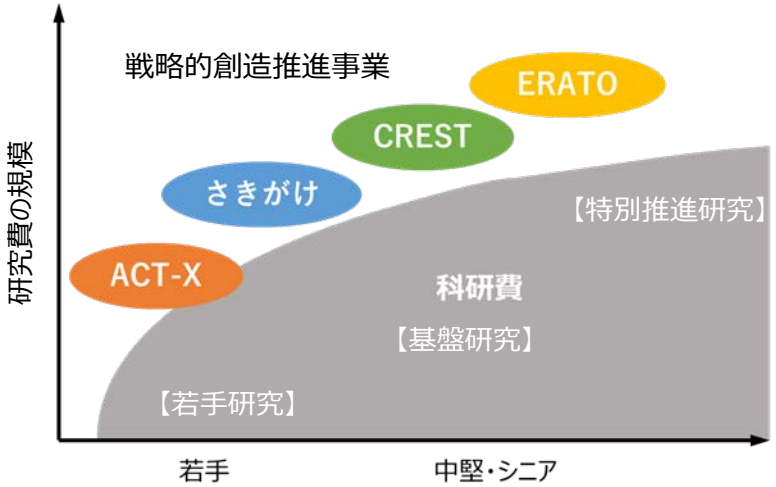

（出典）文部科学省作成資料を基に財務省作成

科研費と戦略的創造研究推進事業の連携

○戦略目標の検討にあたって、科研費の成果を分析することで研究動向を把握
○科研費で成果を上げた研究者からの応募を拡大し、新興・融合領域への参画を強化するため、戦略目標を大括り化（令和２年度～）

（出典）文部科学省作成資料を基に財務省作成

（３）③　博士人材の産業界へのキャリアパスの拡大（必要性）

- 博士課程学生は、将来の研究者の育成対象としてだけでなく、論文を生産する研究の主体として重要。
- これまで、「ポスドク１万人計画」等に多額の財源を投じてきたが、多様なキャリアパスの確保がなされてこなかったため、博士人材が不安定な身分に長い期間留まることとなり、博士課程進学へのネガティブイメージが上昇。
- 博士課程学生の支援に当たっては、量（人数）の増加のみを追求し一律に支援するのではなく、質の高い論文を生み出す優秀な学生に重点化することが必要。同時に、アカデミズムに偏ったキャリアパスを産業界に拡大するための方策とセットで行うべきではないか。

ポストドクター等の年齢の推移

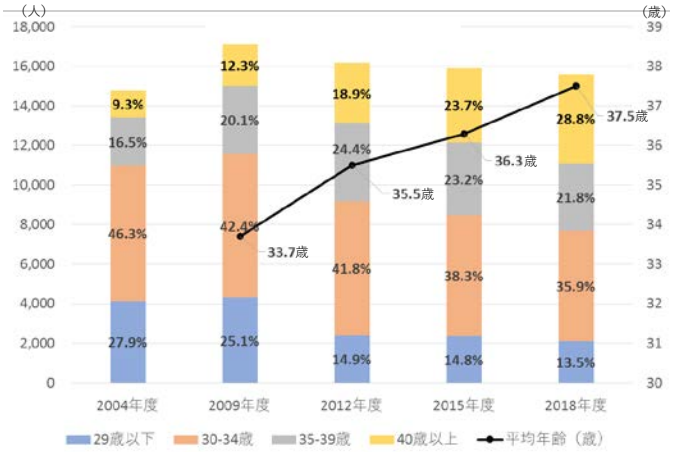

※「ポストドクター等」とは、博士の学位を取得後、①大学等の研究機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教等の職にない者や、②独立行政法人等の研究機関において研究業務に従事している者のうち、任期を付して任用されている者であり、かつ所属する研究グループのリーダー・主任研究員等でない者（博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者（いわゆる「満期退学者」を含む。）をいう。

（出典）文部科学省作成資料

企業での博士人材就職数

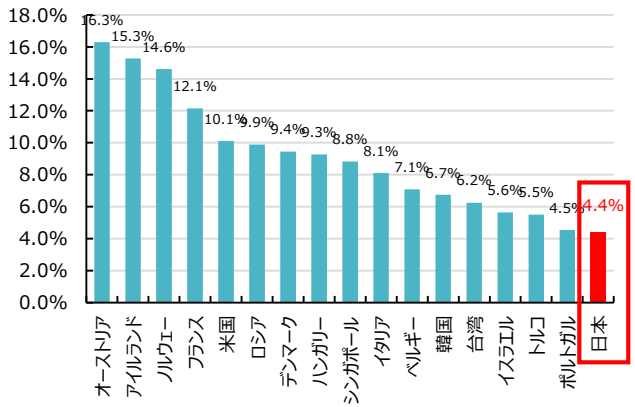

（出典）
（日本）総務省統計局「平成29年科学技術研究調査」
（米国）"NSF, SESTAT"
（その他の国）"OECD Science, Technology, and R&D Statistics"
以上のデータを基に文部科学省作成

日本と米国における部門別博士号保持者の比較

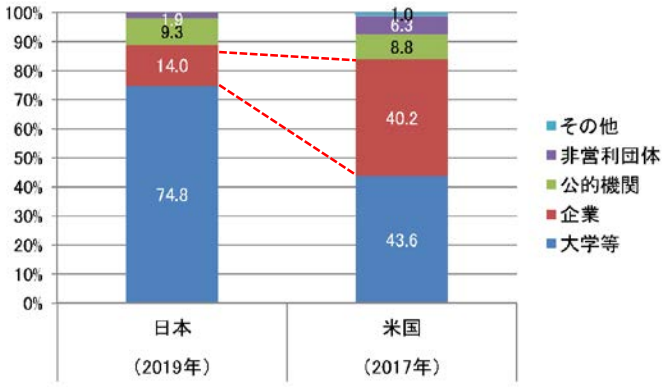

（出典）文部科学省作成資料

（３）④　博士人材の産業界へのキャリアパスの拡大（方策）

- 博士人材の企業への就職が低調な背景には、企業から博士人材に期待される能力・スキルと博士課程における教育研究を通じて育成できる人材像とのギャップが存在。
- 産業界へのキャリアパスの拡大を図るため、ジョブ型インターンシップや共同研究を積極的に行うべきではないか。

博士人材に期待する能力やスキル（企業目線）
⇒企業は「専門性」を評価しているが、それ以上に「柔軟性・適応能力」を重視。

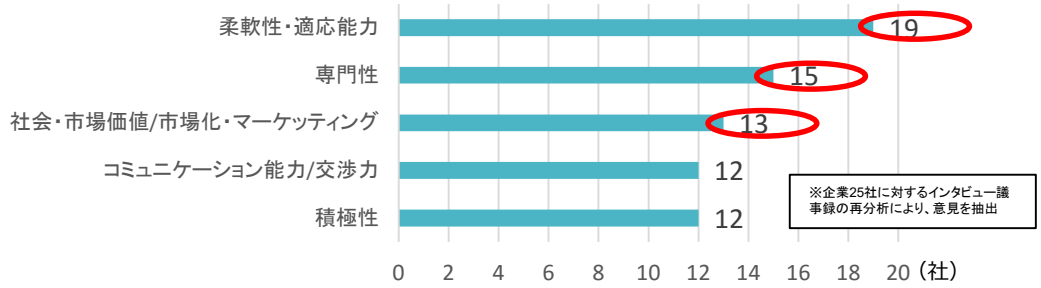

（出典）科学技術・学術政策研究所「博士課程在籍者のキャリアパス等に関する意識調査 –フォーカス・グループ・インタビューからの考察-」2017年9月を基に財務省作成

博士課程で身に付けたい能力（学生目線）
⇒博士課程学生の約７割が、「研究遂行能力」、「専門知識・専門能力」を選択

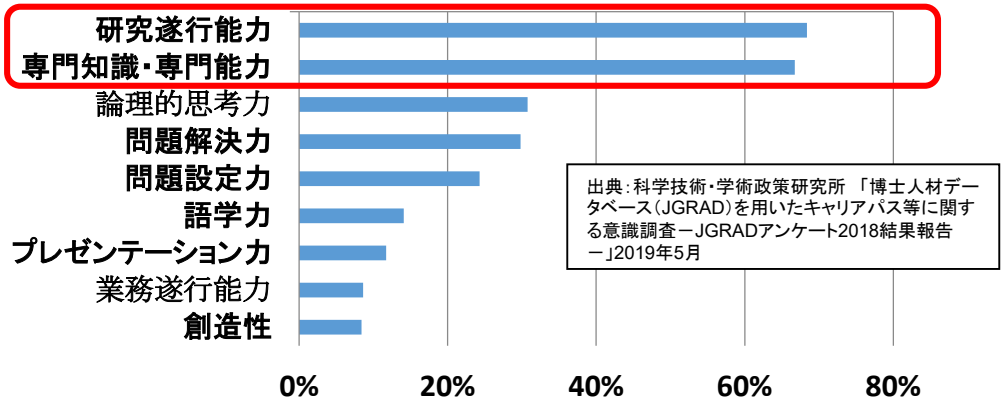

博士人材の雇用先機関（インターンシップ経験の有無別）

2015年に博士課程を修了した者の0.5年後の状況並びに
2012年に博士課程を修了した者の1.5年後及び3.5年後の状況

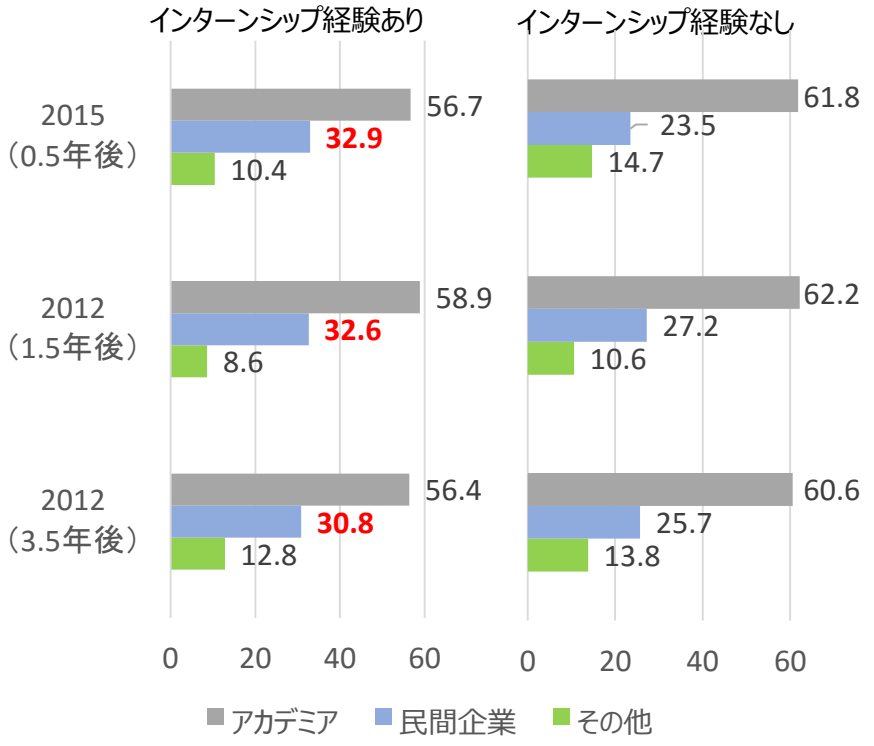

民間企業の研究開発者としてのインターンシップの実施率：34.8%

（出典）文部科学省　科学技術・学術政策研究所「博士人材追跡調査」第２次報告書、「民間企業の研究活動に関する調査報告」（2018）

（４）産学連携の弱さ

- 日本の企業部門の研究開発投資の規模は主要先進国の中でもトップクラスの水準にあるが、企業が大学に投じる研究開発費の割合は小さく、オープンイノベーションが進んでいない（１件あたりの産学共同研究の規模も小さい）。
- 個別案件中心の産学連携ではなく、「組織」対「組織」の本格的な産学連携を実現するための包括連携契約により、基礎研究段階への大型の資金獲得を実現している例がある。こうした資金獲得ノウハウの横展開により、さらに産学共同研究を推進すべき。

主要国における企業部門の研究開発費の対GDP比の推移

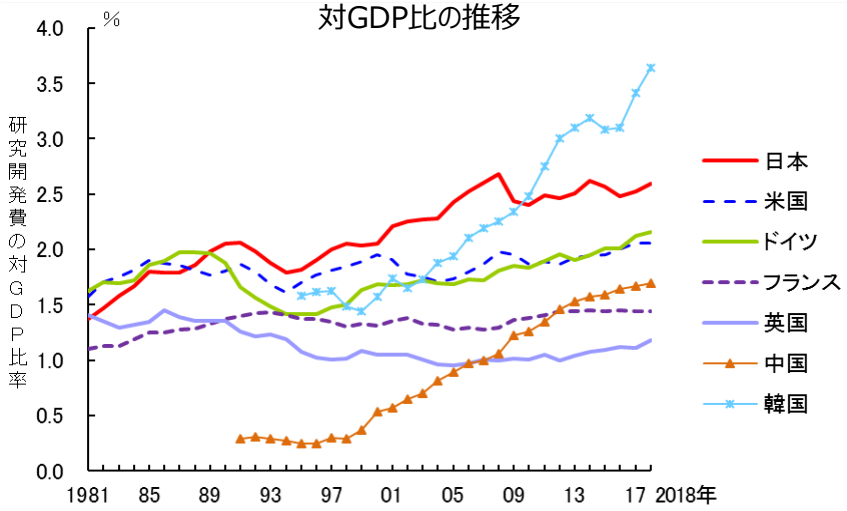

（出典）科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2020」

企業の研究開発費のうち大学に投じる研究開発費の割合（2018年）

日	米	独	仏	英
0.8%	1.0%	3.4%	0.9%	1.6%

（注）文部科学省　科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2020」、文部科学省提供資料に基づき財務省作成。独、仏は2017年、英は2016年の数値。

オープンイノベーションの実施率

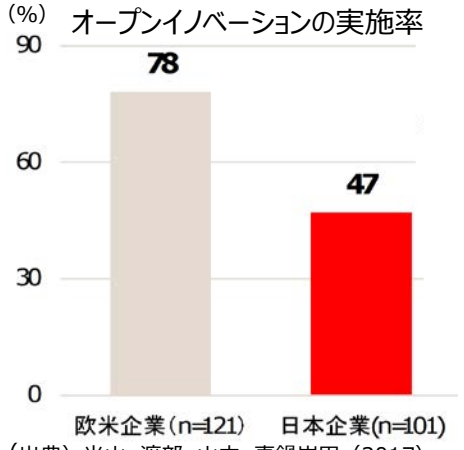

（出典）米山、渡部、山内、真鍋岩田（2017）日本欧企業におけるオープンイノベーション活動の比較研究

大学等の産学共同研究の１件当たりの規模

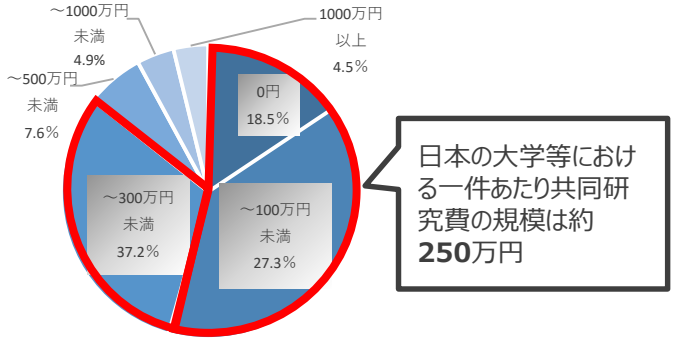

（出典）文部科学省「平成30年度　大学等における産学連携等実施状況について」（2020年２月）より財務省作成

資金獲得ノウハウの展開（大阪大学）

（2018年12月）

○WPI拠点である大阪大学IFReCでは、**中外製薬・大塚製薬**との間で包括連携契約を提携し、**10年間で100億円以上の研究資金**を獲得。

○包括連携契約という新しい産学連携形態を学内展開し、**ダイキン工業**との間で包括連携契約を提携し、**10年内で約56億円の研究資金**を獲得。

○**研究成果の優先開示の仕組み**を取り入れ、使途の制限のない研究と企業による研究成果の活用とを両立。

ＯＥＣＤ諸国の政府支出及び収入の関係

資料Ⅱ－4－1

○　政府の総支出はOECD諸国の中で低い水準となっており、その内訳を見ると、社会保障支出は、高齢化を反映して中程度となっているが、社会保障以外の支出は低くなっている。その社会保障以外の支出の中で、公共投資は高い水準となっている。

(注)2017年の日本の政府の公的固定資本ストック（対ＧＤＰ比）は107.5%（第１位）（２位：ギリシャ 82.1%）

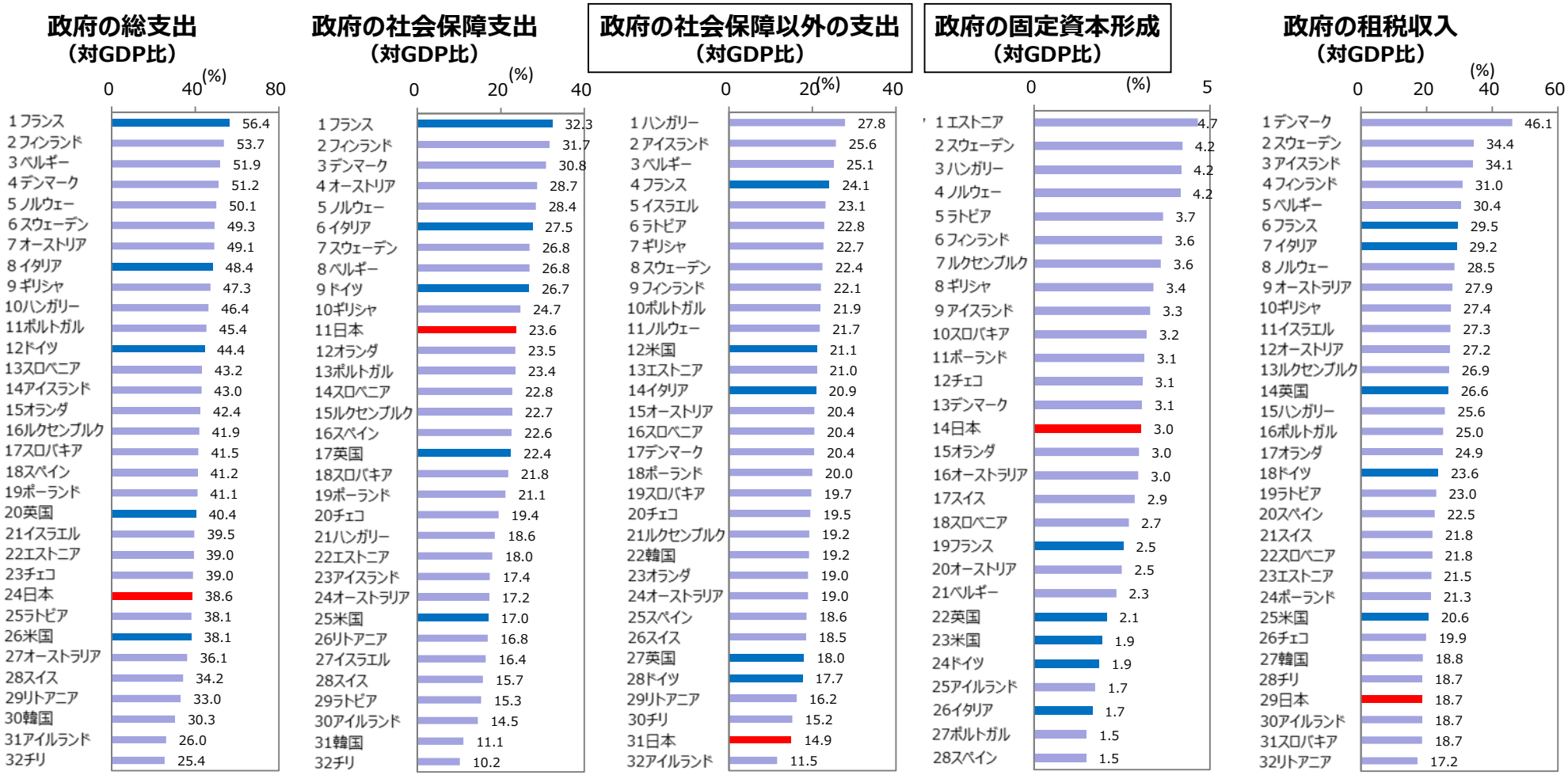

（出典）OECD“National Accounts”、“Revenue Statistics”、IMF“Investment and Capital Stock Dataset, 1960-2017”、内閣府「国民経済計算」等
（注１）日本は2017年度実績、諸外国は2017年実績（チリは2016年実績、オーストラリアは2015年実績）。
（注２）一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
（注３）政府の固定資本形成について、日本は年度ベース。諸外国は暦年ベース。総固定資本形成から研究開発投資分（Ｒ＆Ｄ）や防衛装備品分を控除。

公共事業をめぐる現状

資料Ⅱ－4－2

３か年緊急対策の執行状況

公共事業等の執行状況（前年度繰越は含まず）

	3月末契約率	3月末支出率
過去5年平均（平26～平30）	86.7%	70.3%
令和元年度当初予算全体	86.4%	66.1%
令和元年度「臨時特別の措置」＝３か年緊急対策	82.3%	53.6%

公共事業の繰越額

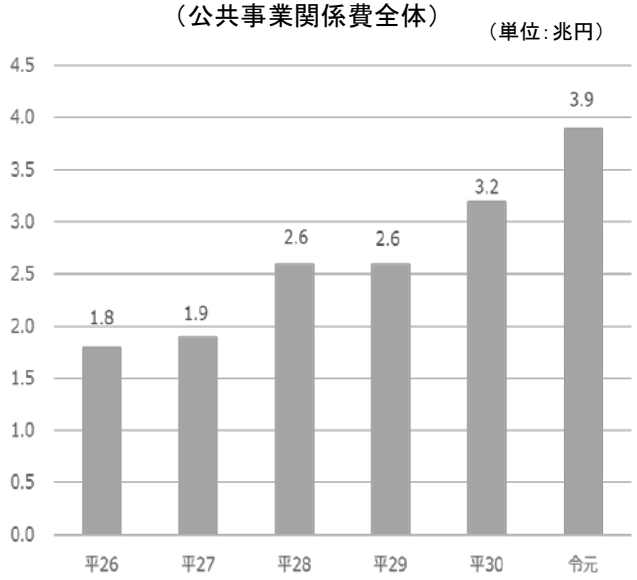

建設業者の手持ち工事量

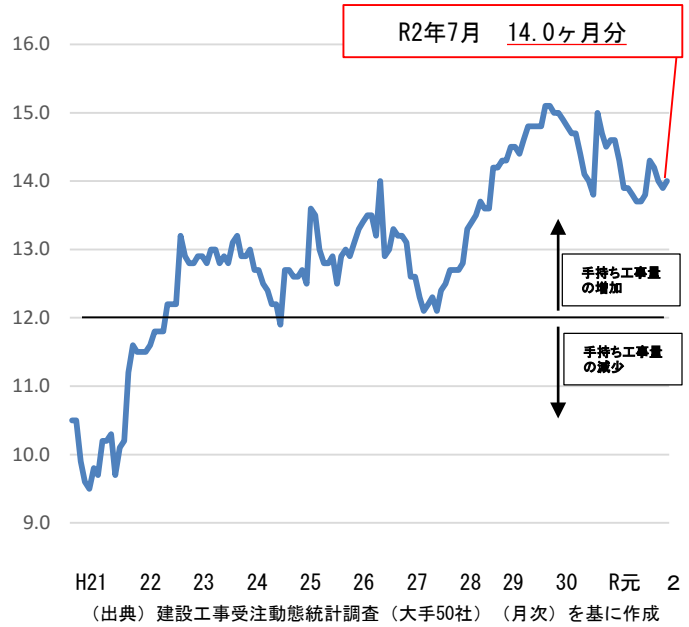

（出典）建設工事受注動態統計調査（大手50社）（月次）を基に作成

職業別有効求人倍率

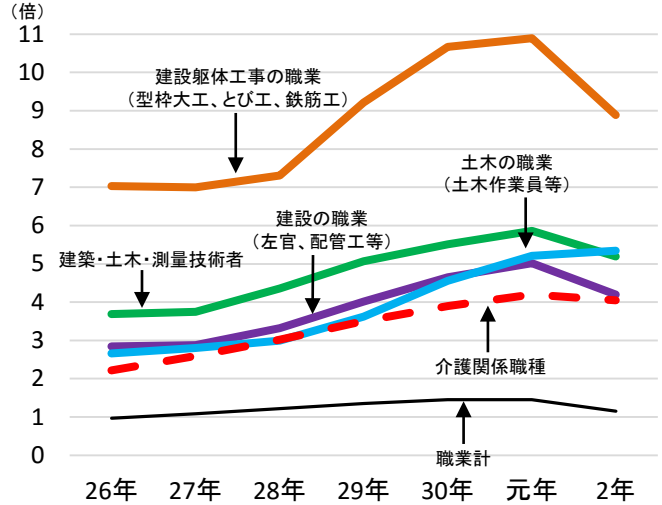

（出典）厚生労働省「一般職業紹介状況」（パートタイム含む常用）を基に作成
（※）平成26年～令和元年は各年の平均値、令和２年は８月までの平均値を使用

建設業の経営上の問題点

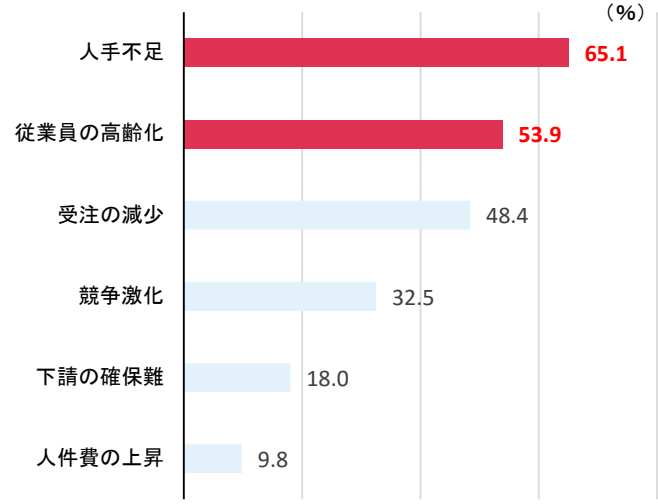

（出典）建設業景況調査2020年度第１回（2020年6月調査）を基に作成

業種別の労働生産性

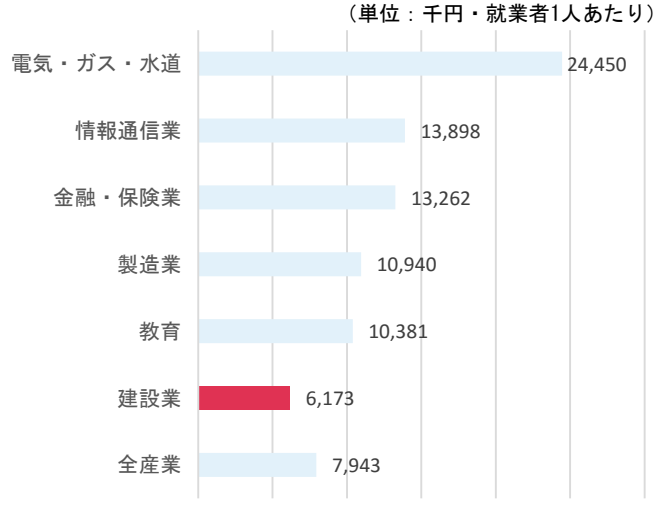

（出典）（公財）日本生産性本部・生産性データベースを基に作成

人口減少、維持管理費等の増加

資料Ⅱ－4－3

○　総人口は2008年から減少。

○　維持管理・更新費の増加も見込まれている。人口減少に伴い、一人当たりが負担しなければならない維持管理・更新費はより一層増加することになる。

将来推計人口

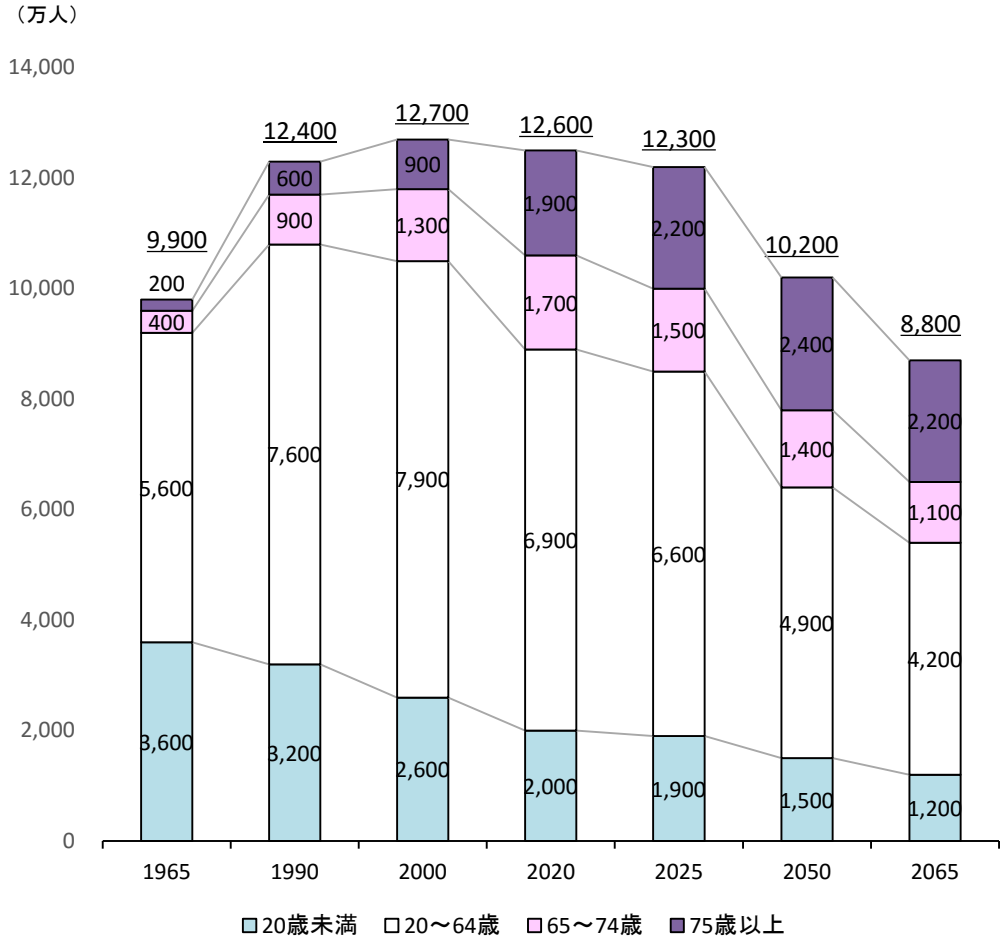

（出典）2000年以前の人口は、総務省統計局「国勢調査」、2020年人口は、総務省統計局「人口推計（令和2年9月報）」、2025年以降の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位（死亡中位）推計）（平成29年推計）」より作成

今後の維持管理・更新費等（国土交通省所管分野（国・地方））

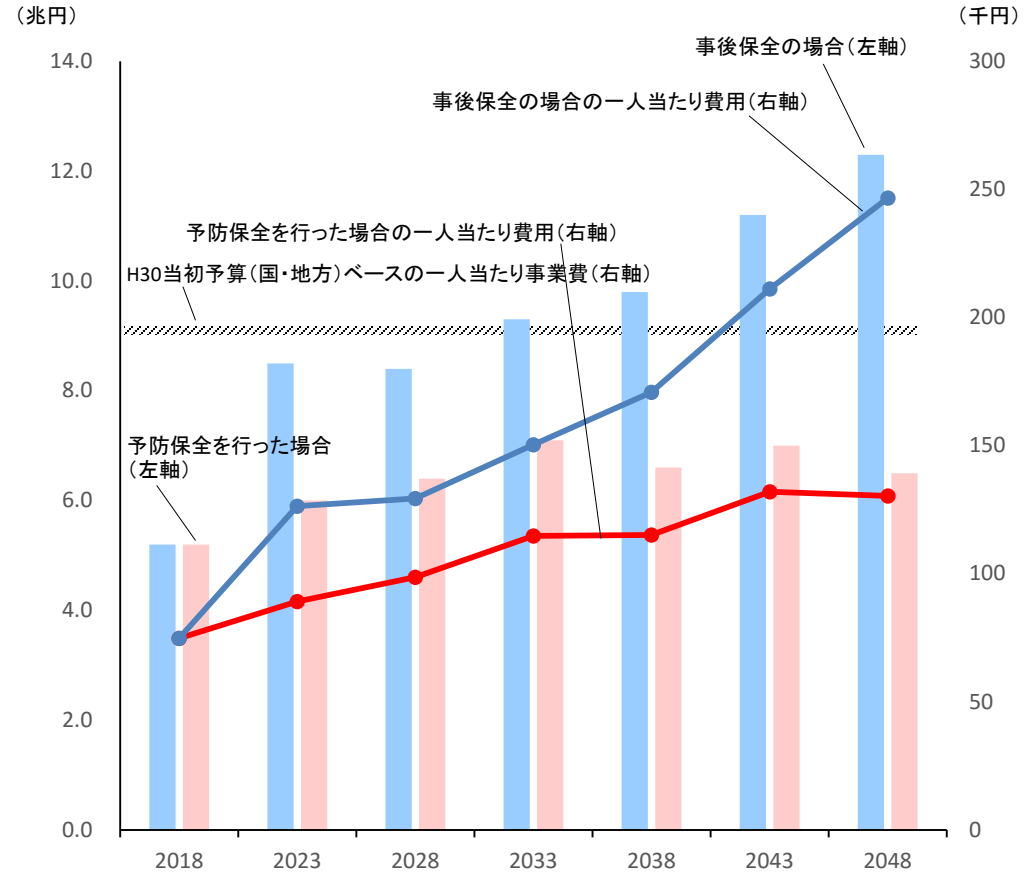

※予防保全：施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。
　事後保全：施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。
※推計値は幅を持った値としているため、グラフ及び表は最大値を用いて作成している。

（出典）総務省統計局「人口推計（平成31年4月報）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位（死亡中位）推計）（平成29年推計）」、国土交通省資料を基に作成

個別施設計画に基づく老朽化対策

資料Ⅱ－4－4

○　修繕等を行うべき状況と判断された地方公共団体が管理する橋梁について、点検から５年経過後も約５割が未着手であり、個別施設計画においては維持管理費用の見通しや費用縮減に係る記載が不十分。

○　橋梁の撤去を含め、費用縮減に向けた具体的取組の計画への記載を国費補助の要件とするなど、インフラ全般について、地方公共団体による老朽化対策を加速させる方策を検討すべき。

橋梁の個別施設計画の策定状況（地方公共団体）

○　インフラ長寿命化基本計画においては、2020年頃までの個別施設計画の策定を目標としているところ、2019年末時点で、**1,644団体（92%）**が**策定済**。

○　**修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画**となっている団体は、**278団体（16%）**であり、**修繕費用を示している計画**となっている団体は、**734団体（41%）**にとどまっている。

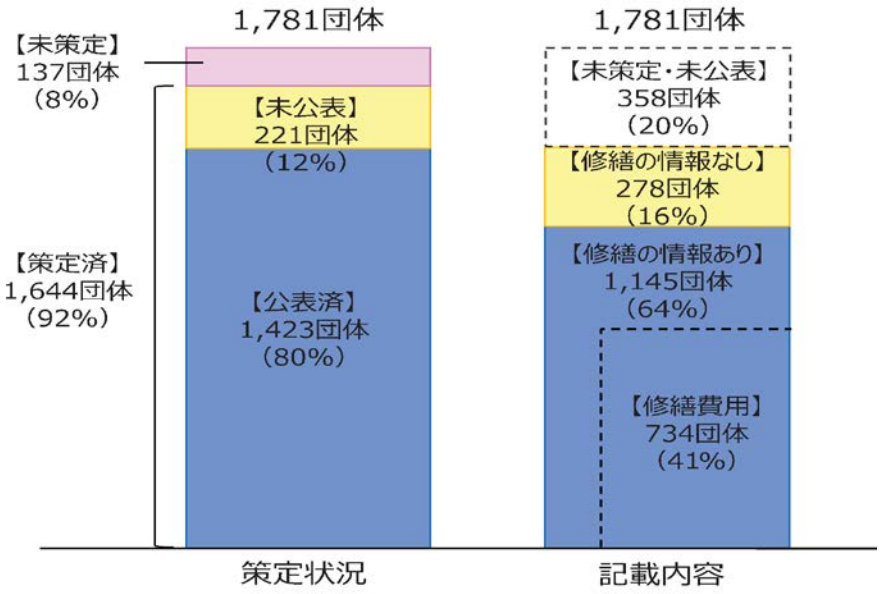

（出典）道路メンテナンス年報（2020年9月、国土交通省道路局）資料を基に作成
※　地方公共団体（1,781団体）の内訳は、都道府県：47団体、政令市：20団体、市町村：1,714団体（特別区）を含む。

判定区分Ⅲ（早期措置段階）、Ⅳ（緊急措置段階）の橋梁の修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数	うち完了	未着手施設数	点検年度	措置完了率	措置着手率
地方公共団体	62,873	21,376（34%）	12,869（20%）	41,497（66%）	2014	40%	52%
					2015	30%	45%
					2016	20%	35%
					2017	10%	23%
					2018	7%	18%
都道府県政令市等	20,535	9,052（44%）	5,057（25%）	11,483（56%）	2014	43%	56%
					2015	37%	59%
					2016	23%	43%
					2017	14%	35%
					2018	8%	29%
市区町村	42,338	12,324（29%）	7,812（18%）	30,014（71%）	2014	38%	49%
					2015	26%	39%
					2016	19%	31%
					2017	8%	18%
					2018	6%	12%

※道路メンテナンス年報（2020年9月、国土交通省道路局）資料を基に作成
※2014～2018年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置（設計含む）に着手（又は工事が完成）した割合（2019年度末時点）
：2019年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース
2014年度点検実施（5年経過）：100%、2015年度点検実施（4年経過）：80%、2016年度点検実施（3年経過）：60%、2017年度点検実施（2年経過）：40%、2018年度点検実施（1年経過）：20%

個別施設計画の記載状況

（令和元年度末時点）	自治体数	
個別施設計画を公表済	224	79.4%
①　修繕時期・内容の記載なし	51	22.8%
②　修繕費用の記載なし	107	47.8%
③　コスト縮減の具体的取組／短期目標の記載なし	173	77.2%
④　コスト縮減の数値目標の記載なし　注	224	100.0%
個別施設計画を未公表	58	20.6%
計	282	

※　令和元年度末時点における公表数を集計
※　対象は、都道府県（47）及び各都道府県の人口上位５自治体（235）
注）　予防保全による長期的（50年～60年程度等）コスト縮減額の試算を除く

新技術等を活用した老朽化対策

資料Ⅱ－4－5

○　国直轄の道路事業では、新技術等の活用によりコスト縮減や省力化の取組が進められ、効果を挙げている事例も見られるが、地方公共団体においては、活用が進んでいない。

○　インフラ全般の更新に係る国費補助に当たってコスト縮減効果の高い新技術等の採用を予定している事業を優先採択するなど、地方公共団体へのインセンティブ付与の在り方を検討すべき。

新技術等によるコスト縮減効果の例

トンネル点検における道路性状測定車両の活用

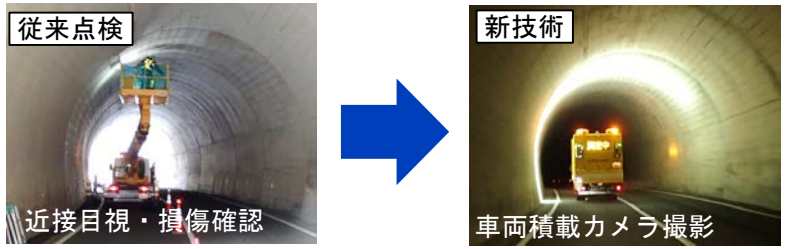

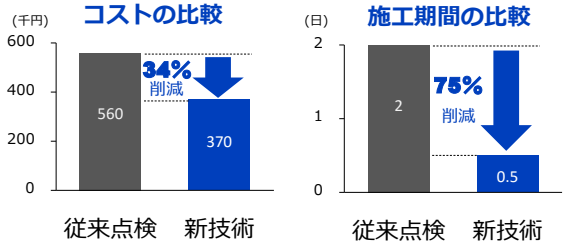

・車両積載カメラによる写真撮影と画像解析による損傷図作成
・**現地での損傷状況スケッチや交通規制に係るコスト**や**施工期間の削減**

超高強度繊維補強コンクリート(UFC)床版による床版打換え　※高速道路会社補修事例

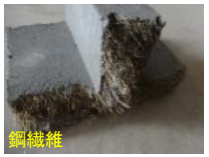

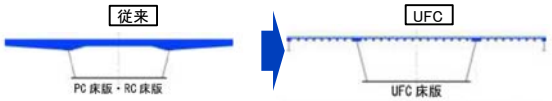

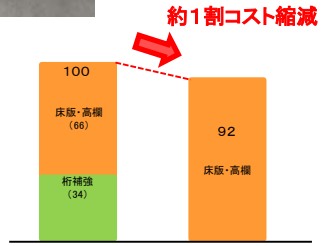

・床版の打換えに軽量かつ高耐久性能を有するUFC床版を採用
・軽量化により、**従来の床版打換えに必要だった主桁の補強が不要**となり、**コストの縮減**に寄与

（出典）国土交通省資料を基に作成

新技術等の活用状況

（国道事務所数）	点検に関する新技術		修繕・更新 新材料		修繕・更新 新工法など	
活用した	49	80.3%	29	59.2%	34	69.4%
活用していない	12	19.7%	20	40.8%	15	30.6%
回答数	61		49		49	

（自治体数）	点検に関する新技術		修繕・更新 新材料		修繕・更新 新工法など	
活用した	32	3.1%	73	6.2%	113	9.8%
活用していない	987	96.9%	1,098	93.8%	1,036	90.2%
知っていた	603	61.1%	357	32.5%	357	34.5%
検討した	*161*	*26.7%*	*109*	*30.5%*	*111*	*31.1%*
検討していない	*404*	*67.0%*	*205*	*57.4%*	*201*	*56.3%*
不明・未回答	*38*	*6.3%*	*43*	*12.0%*	*45*	*12.6%*
知らなかった	378	38.3%	724	65.9%	659	63.6%
不明・未回答	6	0.6%	17	1.5%	20	1.9%
回答数	1,019		1,171		1,149	

※令和2年度予算執行調査のアンケート結果より

公共工事等における新技術活用システム

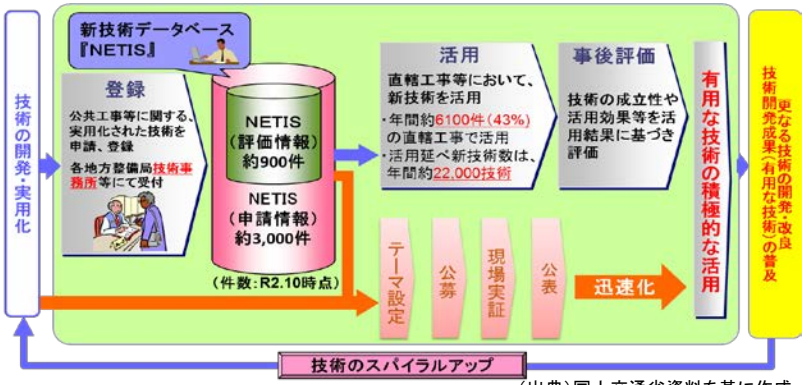

（出典）国土交通省資料を基に作成

都市計画税を活用したインフラ更新

○　本年６月、都市計画事業に使途が限定された目的税の都市計画税（地方税）を、都市計画施設の改修、更新に活用しやすくする制度改善を実施。

○　都市計画税が必ずしも有効活用されていないケースも見られる中、国費の配分に当たって同税の活用状況を勘案することにより、地方公共団体の自主的なインフラ更新を促進すべき。

都市計画税

・市街化区域内に所在する土地と建物に対して課税される市町村税。市町村税収のうち約６％を占める。
※ H30都市計画税収　1.3兆円

・使途が定められている目的税であり、税収は都市計画事業（注）または土地区画整理事業に充てられる。

（注）都市計画事業として認められるには、市町村が都道府県から都市計画事業認可を受ける必要。

地方の独自財源である都市計画税が、現在必ずしも有効活用されていないケースが存在。

- 同税を廃止した地方公共団体　11（2009年以降）
- 同税を引下げた地方公共団体　21（2009年以降）
- 収入超過となり
  基金積立している地方公共団体　26（H30年度）

近年、都市計画事業費の総額は減少傾向。インフラ事業のニーズが「新規事業」から、都市計画事業としての認可申請が少ない「改修・更新」へシフトしていることが背景。

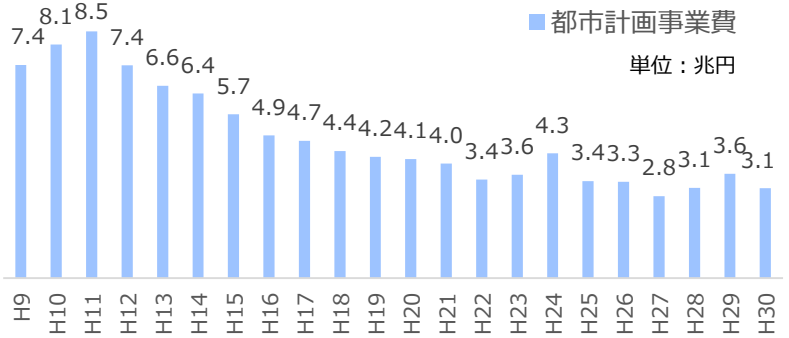

（出典）　都市計画年報（国土交通省）
注：都道府県及び都市計画区域を保有する市町村等における事業費。うち市町村分は8～9割程度。

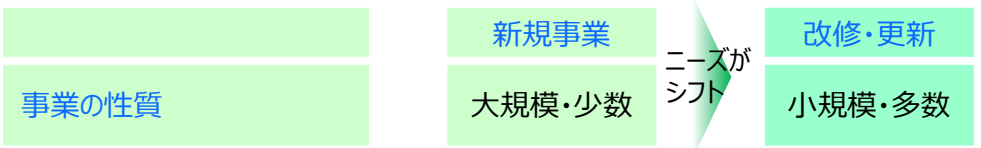

【最近の制度改正】（R2年６月都市再生特措法改正）

- 都市計画施設の**改修事業**を都道府県に協議・同意の上、立地適正化計画に記載して公表した場合は、都市計画事業認可があったものとみなす。
- これにより、同改修事業に対して、通常の都市計画事業と同様に**都市計画税収を充当可能に**。

排水関係施設における維持管理情報のデジタル化

○　下水道においては、中小都市を中心に台帳や維持管理データ（点検、改築、修繕等の記録）のデジタル化が遅れている。 一方、民間企業が包括的に維持管理を行うにあたり、施設の維持管理情報は不可欠。

○　同じく排水施設である農業集落排水や漁業集落排水とも連携し、維持管理情報のデジタル化・統合化を進め、これを活用した①PPP/PFI、②運営の広域化、③新技術導入を加速すべき。

○ 維持管理情報（点検、改築、修繕等）を備えた下水道台帳を整備している自治体は少数。

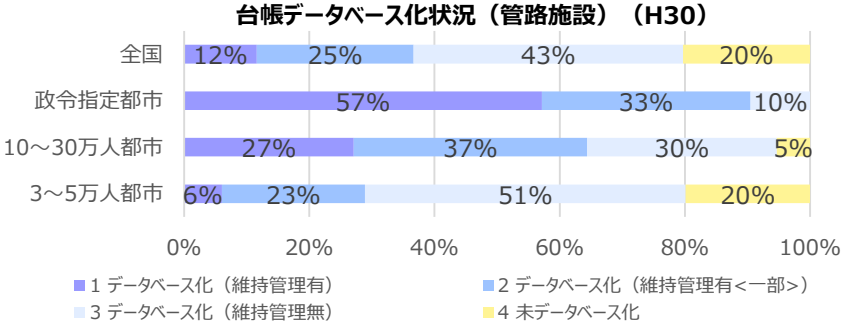

（出典）国土交通省資料を基に作成

＜高知県須崎市のPFI例＞

・下水処理場・管渠と、漁業集落排水施設等を一括して運営権者に委託。

・なお、維持管理情報の把握が十分ではなかったため、委託にあたっては事前に包括的な調査を要した。

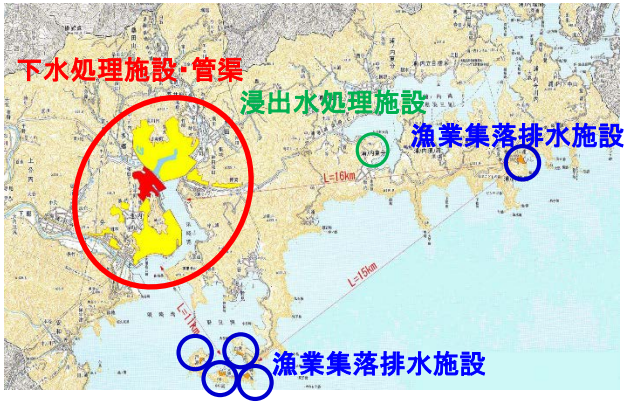

○ 大量採用世代の退職等により、市町村の技術職員不足が深刻化し、PPP/PFIのニーズは高まっている。

技術職員数の推移
定員管理調査（土木・建築・農林水産）

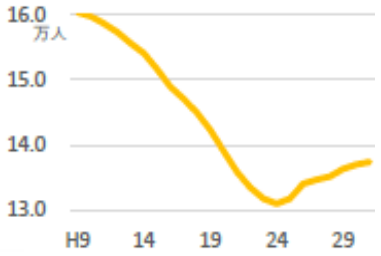

（出典）総務省「第32次地方制度調査会第34回専門小委員会」（2020.3.10）資料

PFI事業数の推移

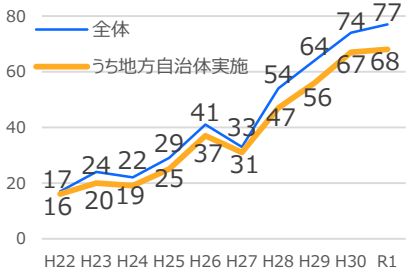

（出典）内閣府「PFI事業の実施状況」を基に作成

下水道（国交省）

農業集落排水（農水省）　漁業集落排水（水産庁）

維持管理情報の電子化を進め、三種の排水施設でデータの標準化も図ることで、

①　三種の施設を一括して運営するPPP/PFI導入

②　排水関係施設に共通する新技術(※)の導入

を促進。

※AIを活用した維持管理、ロボットによる管路欠陥の自動検出　等

ロボットの活用

ハード整備の効果と浸水想定区域内人口

資料Ⅱ－4－8

○ 治水ストックの増加にもかかわらず、近年の宅地等浸水面積は横ばいで推移。

○ 過半の都道府県において、人口減少にも関わらず洪水浸水想定区域の人口が増加してしまっている。

治水ストックと宅地等浸水面積の推移

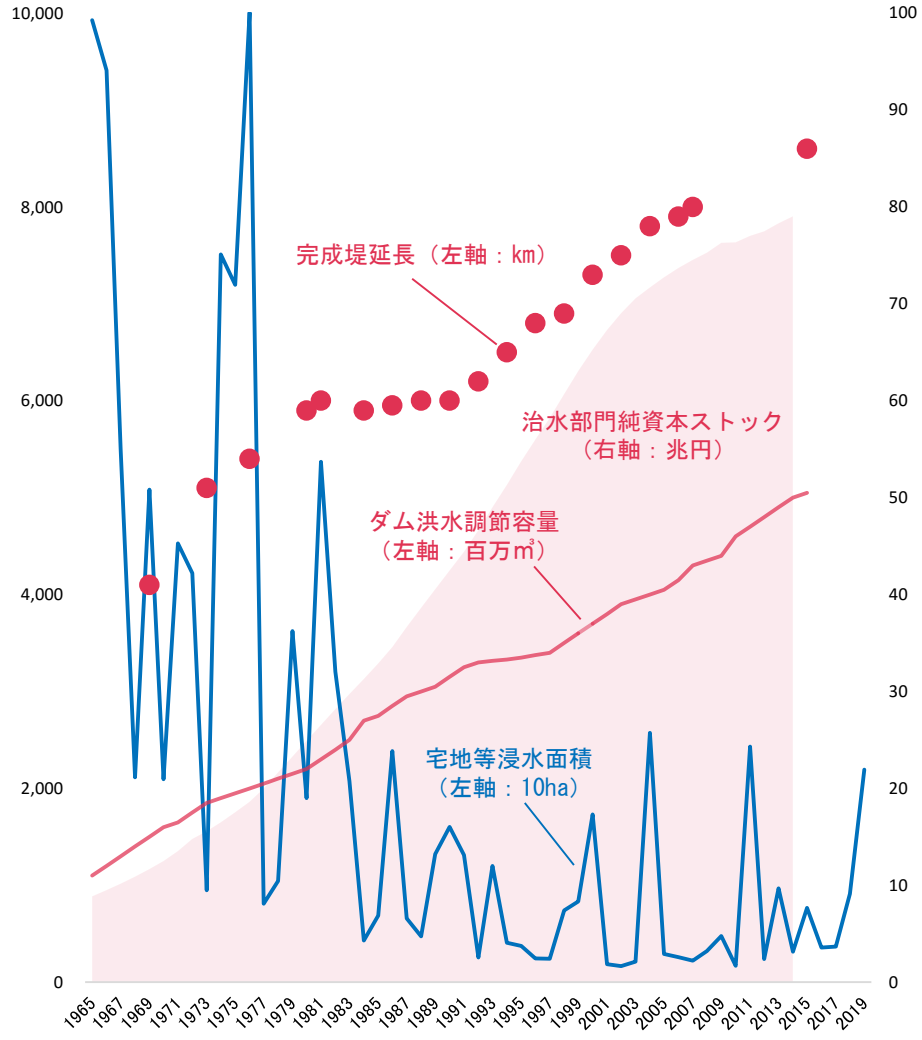

（出典）治水部門純資本ストック・・・内閣府「社会資本ストック推計」を基に作成
宅地等浸水面積・・・国土交通省「水害統計調査」を基に作成
完成堤延長・ダム洪水調節容量・・・末次忠司「水害から治水を考える」技報堂出版（2016年）を基に作成

洪水浸水想定区域内人口の変化（Ｈ７とＨ２７の比較）

28の道府県で、人口が減少しているにもかかわらず、洪水浸水想定区域内人口が増加

7の都県で、人口増加率を上回って、洪水浸水想定区域内人口が増加

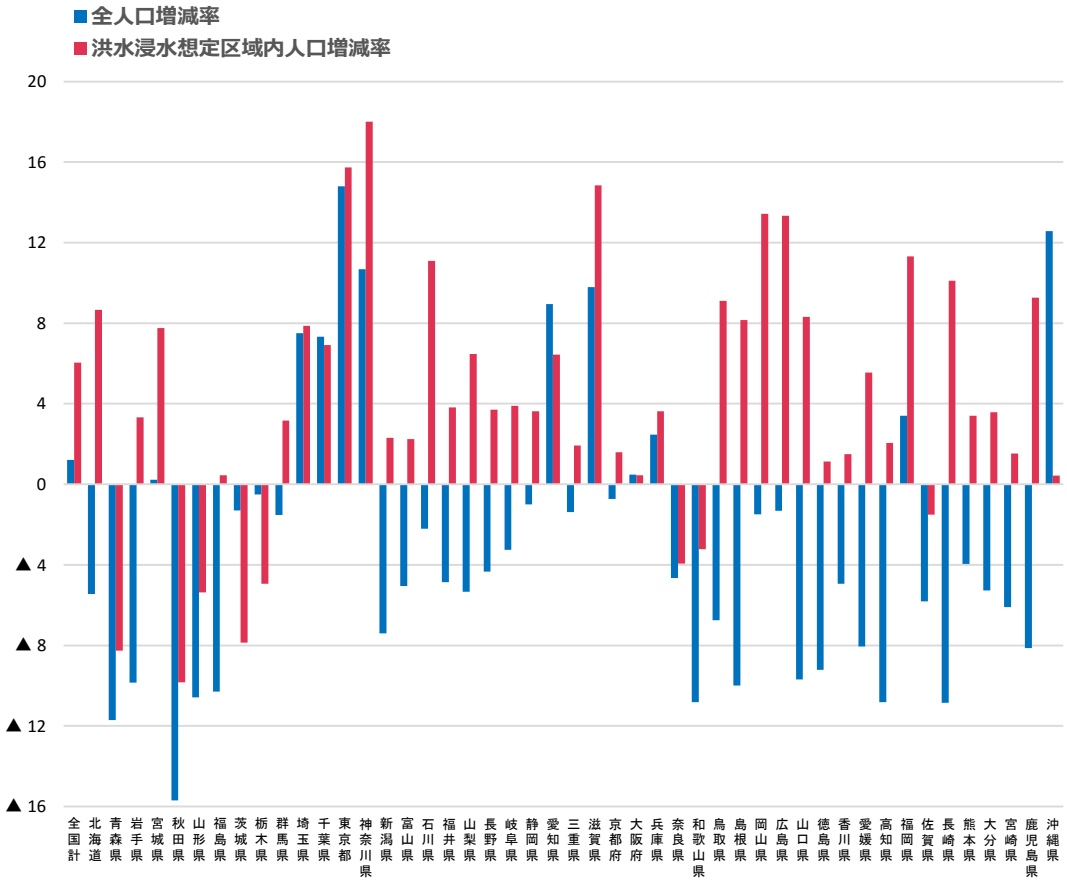

（出典）国土交通省資料を基に作成

（注）洪水浸水想定区域内人口増減率は、H24年度時点に指定されていた洪水浸水想定区域に基づき算出。

災害リスクを軽減するための土地利用コントロール

○　土地利用の変化が災害リスクを高めている可能性に鑑みれば、場所ごとの災害危険性が住民、土地利用者や社会に認知されるとともに、適切な土地利用規制を行うことが重要。

○　災害による被害の軽減につながるよう、地方公共団体による水害ハザードマップの整備や災害危険区域等の指定を促進するとともに、水害リスクに基づく開発規制の導入を検討すべき。

洪水ハザードマップ公表状況

公表対象となる市区町村数のうち
公表した市区町村の割合　※令和2年1月1日時点

（出典）国土交通省資料を基に作成

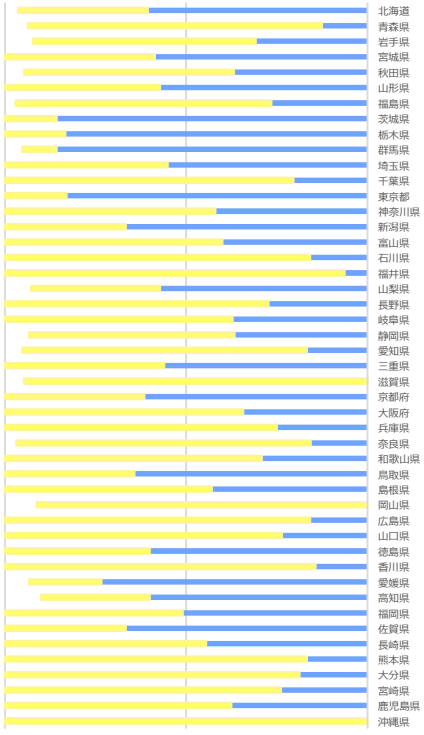

■洪水ハザードマップ（河川整備で基本となる降雨を前提）を公表

■想定最大規模降雨（”千年に一度”）を前提としたハザードマップを公表　※平成27年水防法改正により公表対象

災害危険区域の指定状況

地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を**災害危険区域**として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。
（建築基準法第３９条）

（１）災害危険区域の指定面積の推移

（単位：万ha）

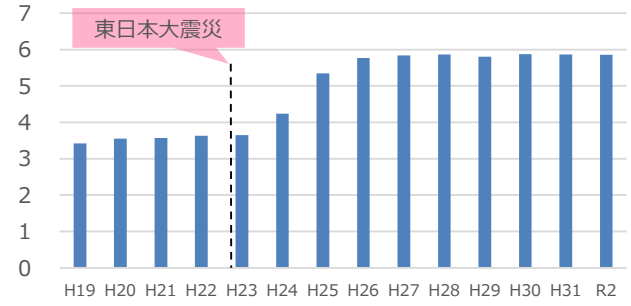

※指定面積は可住地面積（約1,244万ha）の約0.5%

（２）災害危険区域を指定している市町村数

（単位：市町村）

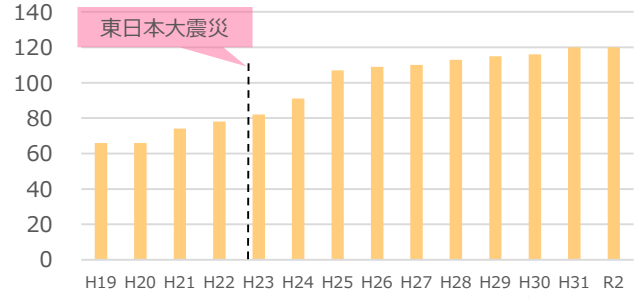

（出典）国土交通省資料を基に作成

災害リスクエリアの分類

土砂災害と水害の例

	土砂災害	水害
イエローゾーン →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	**土砂災害警戒区域** 〈土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律〉	**浸水想定区域** （洪水、雨水出水、高潮） 〈水防法〉 **都市洪水想定区域、都市浸水想定区域** 〈特定都市河川浸水被害対策法〉 ※水害ハザードマップを作成
レッドゾーン →住宅等の建築や開発行為等の規制あり	**土砂災害特別警戒区域** 〈土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律〉	なし
	・**災害危険区域**〈建築基準法〉	

近年、河川氾濫、高潮、内水氾濫等の水害リスクに対し、社会の関心が高まっている。

・物件の浸水リスクに応じて損害保険料に格差を設ける動き

・不動産取引において水害ハザードマップの説明が義務化

災害リスクを軽減するための個人・企業等へのインセンティブ

○　災害リスクを軽減するためには、土地利用規制や防災集団移転制度の活用等に加え、居住・立地に関する個人・企業等のインセンティブへの働きかけも重要。

○　例えば、災害リスクに応じた住宅ローン金利への政策金融支援や、民間保険会社が災害リスクに応じた保険料設定を行いやすくするような環境整備を検討すべき。

例：都市再生特措法等改正（R2年6月）

自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制等の対策を講じたもの。

（出典）国土交通省資料

防災集団移転制度

地域の合意形成の下、居住に適当でない区域内にある住居の集団移転を行う。

（移転先の住宅団地の整備費や、移転元の土地の買取費用等を国が３／４補助）

（出典）国土交通省資料

災害リスクが高い場所に住まない取組み

- レッドゾーンにかかる土地利用規制
- 防災集団移転制度の活用
- 不動産取引時のハザードマップ説明
- 政策金融ツールの活用
- 適正なリスク評価情報の提供とその活用

例：政策金融

「フラット35」（民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利型住宅ローン）について、現状、住宅立地の災害リスクによる支援の差はない。

例：損害保険料

・　損害保険料は、損害保険料率算出機構が算出した「参考純率」を参考に、各保険会社が設定。

・　企業向けの損害保険では、立地の浸水リスクに応じて保険料を区別する各保険会社独自の取組が進んでいる。

・　一方、「参考純率」に関しては現状、立地の浸水リスクに応じた区別はされていない。

「流域治水」の実現に向けた体制構築

○　利水ダムの治水活用という形で上流域においては各省連携が進められているところ。

○　中流・下流域においても、堤防・下水道、水田・ため池、学校施設、福祉施設、国有地等の機能を連携させ、地方公共団体、関係省庁が垣根を超えて一元的に被害軽減を推進する体制を構築すべき。

※国の各種取組みには各地方公共団体の取組みも含む

上流域

既存の利水ダムを活用した洪水調節機能強化のため、利水者(電力会社等)と協定を結び事前放流を行うことで、八ッ場ダム50個分の有効貯水容量を確保。

中流域・下流域

国・地方公共団体・民間企業で統一的な運用指針・情報連携体制が整っていないため、治水効果の最大化が図られていない可能性。

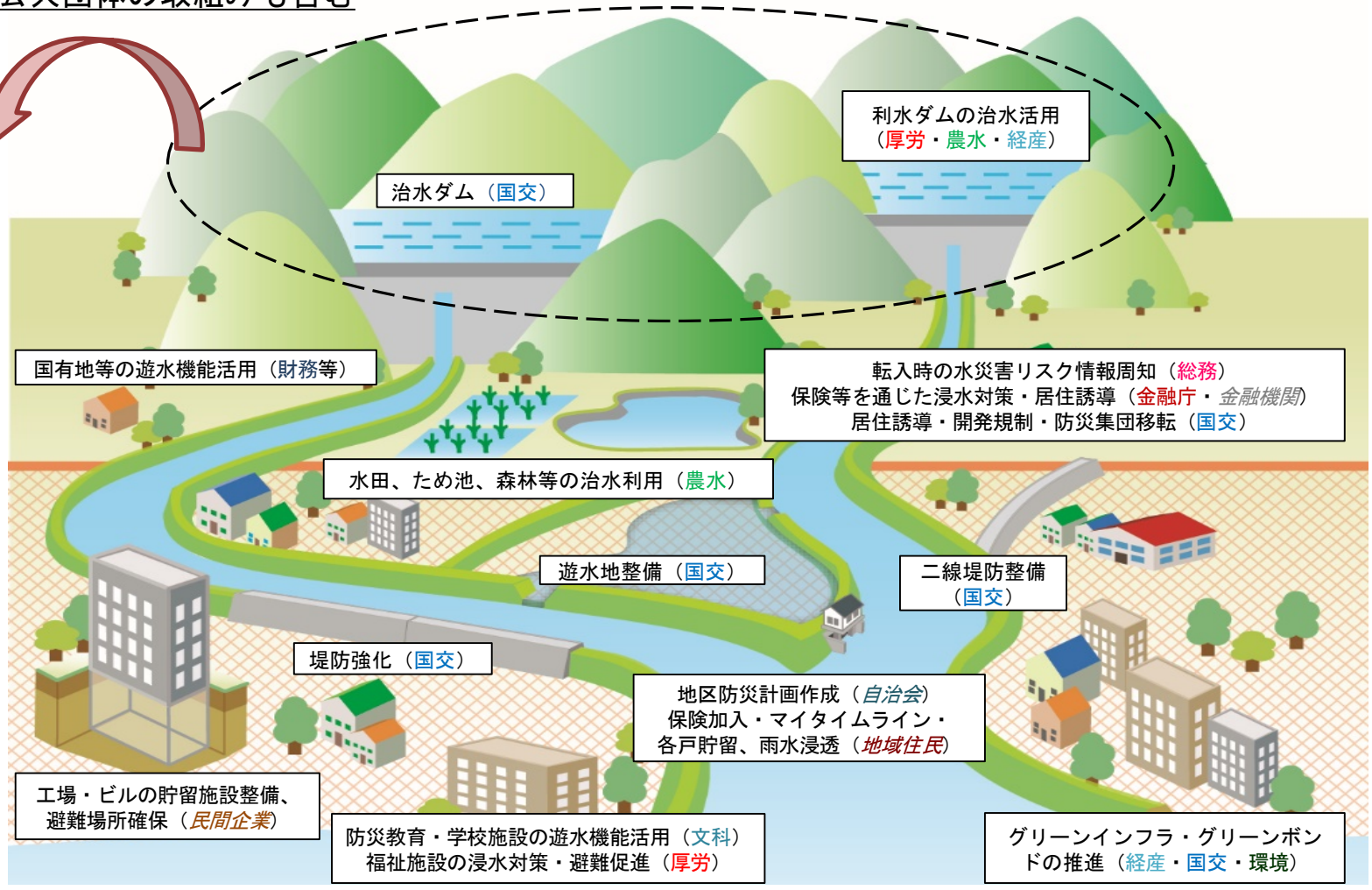

（出典）国土交通省『気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～』（令和2年7月 社会資本整備審議会）答申概要資料を基に作成

水系全体での情報連携体制の強化

○　現状では、個々のダムごとに降雨予測やダム流入量予測に基づき、事前放流を含めた洪水時のダム操作を実施しており、これらによる下流域への影響をタイムリーに把握することができていない。

○　産学官が連携して降雨予測の精度を高めつつ、「流域治水」の考え方に基づき、流域における治水ダム、利水ダム等の貯水容量を一元的に把握し、水系全体でより効果的・効率的な運用を行うべき。

【現状】 個々のダムごとに運用

＜例：事前放流の実施フロー＞

気象庁

- 「台風に関する全般気象情報」等を発表
- 降雨予測を実施

↓ データ連携

国土交通省（河川管理者）	連絡調整は電話・メール等にて実施	ダム管理者
		国土交通省システムにアクセスし、予測降雨量を注視
・気象庁予測等に基づき、上流域の雨量を算定し、システムに反映	①事前放流実施態勢に入るよう伝達	
		予測降雨量がダム毎に定めた基準降雨量を超えた場合、ダム操作を実施決定
・下流域への情報提供等、流域全体管理	②基準降雨量を超え、ダム操作の実施決定が適切に出来ているかの双方確認	
		ダム流入量を予測し、貯水位低下量を算定の上、**ダム操作を実施**
	③実施予定時刻の報告	

水系全体でより効果的・効率的に運用

＜情報網の構築・活用＞

既存のダムを効率的に活用するため、河川管理者が治水ダム、利水ダム等の状況を一元的に把握出来るよう情報網を構築。

流域治水に向けた総合的なインフラ整備

○　社会資本整備総合交付金（7,277億円）と防災・安全交付金（7,847億円）は、地方公共団体の創意工夫に基づき様々な事業を組み合わせることが期待されているものの、大半は単一事業で計画が構成されており、また、アウトカム目標の設定も徹底されていない。※（　）は、令和2年度当初予算（通常分）

○　両交付金のＰＤＣＡサイクルを強化した上で、治水対策とまちづくりを組み合わせた形で効果的に流域治水を進めるため、関係省庁の事業と連携しつつこれらの交付金を有効活用していくべき。

＜社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業＞

住宅・社会資本の整備

基幹事業（社会資本整備総合交付金）

○道路　○港湾　○河川
○砂防　○下水道　○海岸
○広域連携　○都市公園　○市街地
○住宅　○住環境整備　等

基幹事業（防災・安全交付金）

○防災・減災、安全に資する社会資本整備事業

・インフラ老朽化対策
例）港湾施設の補修

・事前防災・減災対策
例）河川堤防の緊急対策

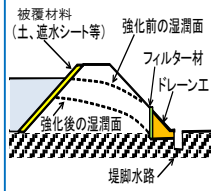

・生活空間の安全確保
例）子供の移動経路等の交通安全対策

効果促進事業

○基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務

（社会資本整備総合交付金の例）
・観光案内情報板の整備
・計画検討（観光振興…）

（防災・安全交付金の例）
・ハザードマップの作成・活用
・防災教育、水防訓練、防災訓練の実施
等

整備計画に掲げる政策評価目標の達成

＜令和2年度当初配分時におけるメニュー数と計画数＞

○社会資本整備総合交付金

メニュー数	計画数	割合
1	2,121	91.9%
2	172	7.4%
3以上	16	0.7%
計	2,309	100%

○防災・安全交付金

メニュー数	計画数	割合
1	1,908	89.0%
2	141	6.6%
3以上	96	4.5%
計	2,145	100%

※いずれも臨時・特別の措置を除く計画ベースの値を記載。
（出典）国土交通省資料を基に作成

＜整備計画の目標設定の例（防災・安全交付金）＞

○望ましい目標例

①津波最大波到達予想時間までに海抜20m以上の高台へ避難可能な人数の増加（津波避難経路整備）
②市内の浸水想定区域面積の減少（海岸保全施設整備）

○望ましくない目標例

①港湾地域において整備した緑地の割合の増加（港湾整備）
② 汚水中継ポンプ場の主要設備改築実施率の増加（下水道整備）

既存ストックを活用した災害後の住まい確保

○　災害が発生する度に、地方公共団体が公営住宅を新設。

○　既存ストックを有効活用する観点から、新規に住戸を整備する前に、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅等の空き部屋を活用することにより、迅速な被災者支援を行うべき。

○地方公共団体が災害公営住宅を建設する際は、通常の公営住宅と比べ、高い国費補助率が適用。

国による公営住宅整備費（建設費）助成制度

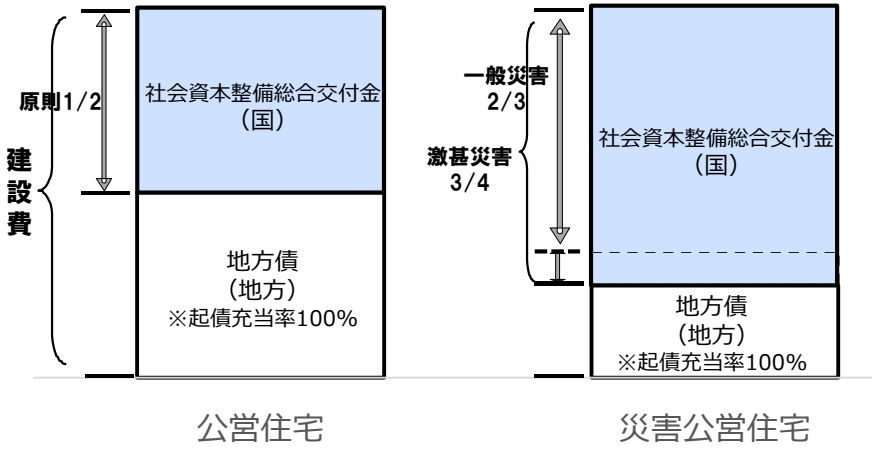

○近年新しく建設されている公営住宅は、ほとんどが災害公営住宅。

新規建設された公営住宅のうち災害公営住宅が占める割合

年	H２９年	H３０年	R元年
割合	87%	74%	83%

○近年の災害により災害公営住宅が建設される市町村の半数以上に、サービス付き高齢者向け住宅、セーフティネット住宅が存在。

- **サービス付き高齢者向け住宅**：バリアフリー構造を有し状況把握サービス等の生活支援を提供する賃貸住宅（登録制）。建設・改修費の一部を国が補助。
- **セーフティネット住宅**：低額所得者、被災者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（登録制）。改修費の一部、一部の入居者の家賃低廉化を国が補助。

災害名	所在地		災害公営住宅	サービス付き高齢者向け住宅		セーフティネット住宅		借家
	県	市町村	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	戸数
平成29年九州北部豪雨	福岡県	朝倉市	60	3	107	3	110	4,600
平成30年７月豪雨	岡山県	倉敷市	91	27	764	3	6	62,980
		矢掛町	1	0	0	0	0	－
	広島県	呉市	44	15	559	0	0	22,940
		坂町	85	0	0	0	0	－
	愛媛県	大洲市	50	3	139	0	0	4,020
		西予市	41	1	18	0	0	2,460
平成30年北海道胆振東部地震	北海道	厚真町	32	0	0	0	0	－
		むかわ町	8	0	0	0	0	－
令和元年東日本台風	宮城県	大崎市	77	8	285	0	0	15,480
		丸森町		0	0	0	0	－
		大郷町		0	0	0	0	－
	長野県	長野市	63	29	825	0	0	50,990

（注1）「-」はデータなし。
（注2）サービス付き高齢者向け住宅の全国平均入居率は92%。

交通需要マネジメントとあわせたコンパクト・プラス・ネットワーク

○ 地域公共交通機関の衰退を防止し、交通利便性を確保するため、乗り入れ規制やロードプライシングなど、マイカー中心の交通体系の歩行者・公共交通中心への転換に向けたソフト施策を推進し、コンパクト・プラス・ネットワークの実効性を高めるべき。

都市内の乗入規制 （姫路市の事例）

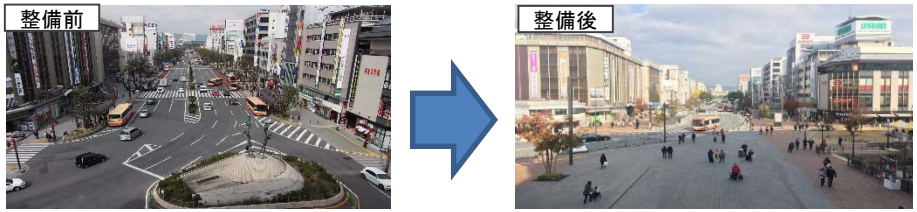

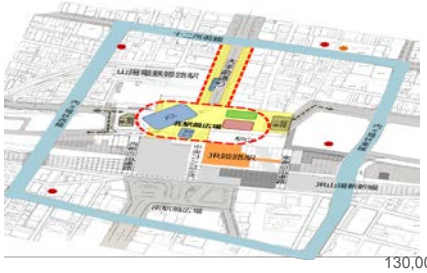

駅前とそれに続く大手前通りの一部をトランジットモール化
（一般車両進入禁止）

：一般車両進入禁止エリア

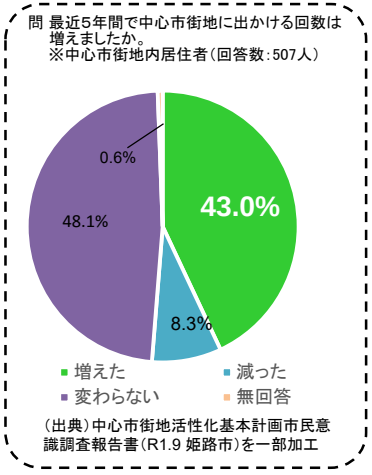

（出典）中心市街地活性化基本計画市民意識調査報告書（R1.9 姫路市）を一部加工

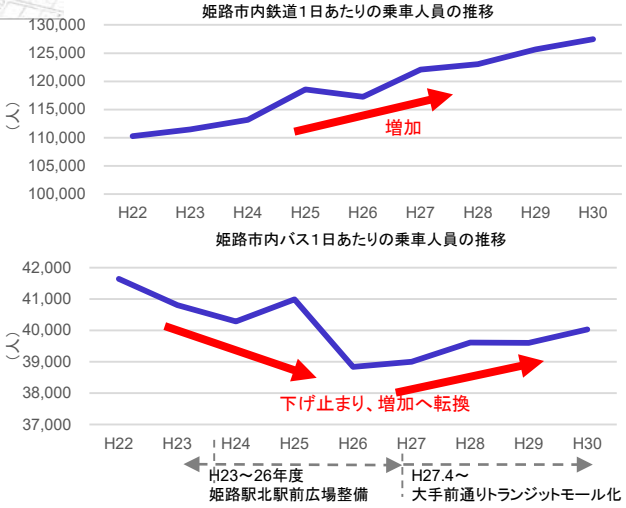

（出典）国土交通省より資料提供（姫路市提供資料を一部加工）

ロンドンのロードプライシング

（2020年1月現在）

対象地域	セントラル・ロンドン
課金時間帯	祝日を除く平日の通勤時間帯（7:00～18:00）
課金対象車両	・エリア内の特定の区域を通行する車両 （対象区域内の居住者は減額、緊急車両等は対象外などの例外あり）
課金方法	・対象エリアへ通じる道路にカメラを設置してナンバープレートを読み取り、記録 ・事前もしくは翌日の深夜までに電話、メール、オンライン又は郵便で納付 ・予めクレジットカード（またはデビットカード）、対象区域内を走行する日等をロンドン交通局のデータベースに登録すると、月ごとに請求され自動で引き落とされる
課金額	・11.5ポンド（約1,622円）/日 ※1ポンド=141円（基準外国為替相場および裁定外国為替相場：2020年1月中適用）
使　途	・ロンドン市内の交通機関の改善のために充てる

※2020年6月以降、新型コロナウイルス対応のため上記と異なる。

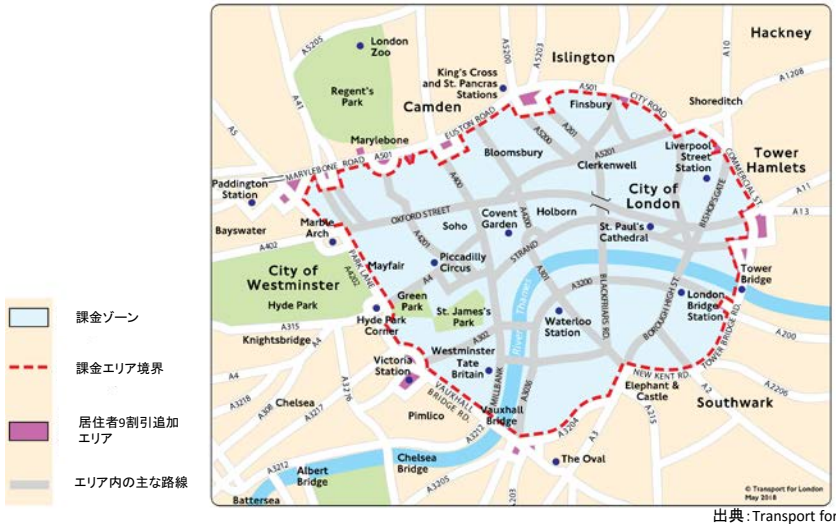

出典：Transport for London

【ナンバー認識カメラ】

【課金エリア入口】

地域公共交通の効率化・生産性向上

○　地域公共交通の最適化を図るために地方公共団体が事業者等とともに行う計画策定は極めて低調であり、路線の競合が残るなど効率化の余地は大きい。

○　交通機関の経営効率や地方公共団体の財政負担軽減に係るＫＰＩを設定した計画に基づく事業を国費補助に当たっての優先配分対象とするなど、地域公共交通の持続可能性を高める方策を検討すべき。

地域公共交通再編実施計画の策定状況

地域公共交通網形成計画 （“マスタープラン”）	595件 （34.1%）
地域公共交通再編実施計画 （＝マスタープランの実施計画）	38件 **（2.1%）**

（注）R2.5時点。下段の%は、基礎自治体数1,741に対する割合。

コミュニティバスと路線バスとの競合

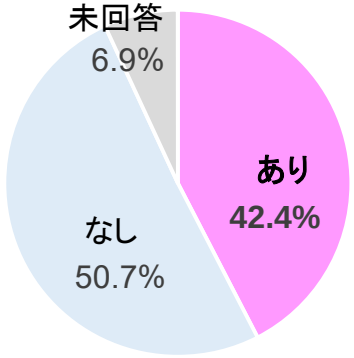

（出典）日本バス協会 「バスネットワークの実態分析報告書」（H23）

競合・重複の解消事例（常陸太田市（H28～））

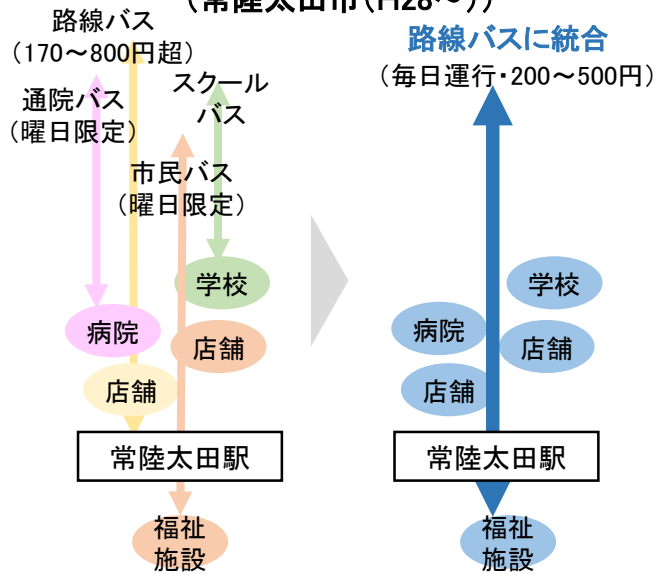

（参考）常陸太田市地域公共交通再編実施計画
国土交通省HP　認定を受けた地域公共交通再編実施計画（概要）

地域公共交通網形成計画におけるKPI

（数字は自治体数）

網形成計画における目標設定状況	
公共交通の利用者数・利用頻度	469
公共交通の利用者満足度	312
以下のいずれか１つ以上を設定	189
公共交通の経営効率（収支率など）	100
公的負担（行政による補助額など）	65
住民・利用者１人あたりの公的負担	47

※網形成計画策定済の519自治体（複数回答）

設定していない理由	
路線毎の収支の把握が困難	98
交通事業者との調整が困難	83
住民・議会等との調整が困難	36
庁内の調整が困難	17
目標設定の必要性を感じない	77

※持続可能な地域公共交通・行政効率化に資するKPIを設定していない330自治体（複数回答）

（出典）予算執行調査資料　総括調査票（令和元年6月公表分）

住宅地の拡大と農地転用

○　総世帯数（約5,400万世帯）を大きく上回る住宅戸数（約6,240万戸）が存在する中、住宅地の拡大が継続。その背景には、農地の転用期待が想定される。

○　都市のコンパクト化の観点から、地方公共団体内における農政部局と都市部局が連携した上で、立地適正化計画に基づく居住誘導区域外における農地の宅地転用は抑制すべき。

○　国土の利用面積（宅地）（推移）

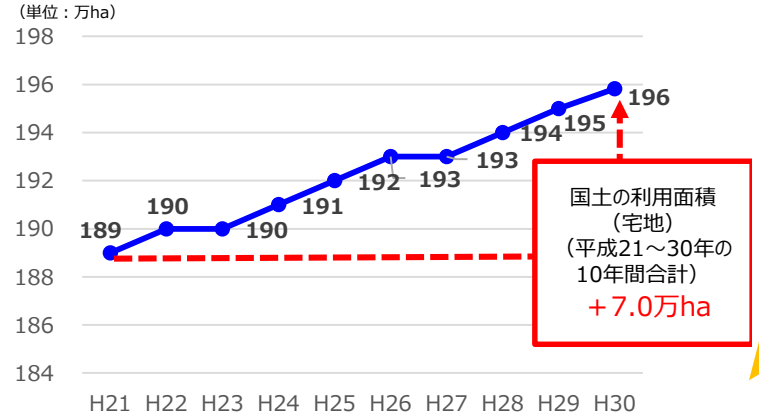

（出典）国土交通省「国土の利用区分別面積」を基に作成

○　転用期待（問）農家等の転用期待に対する意識についてどのように感じるか。

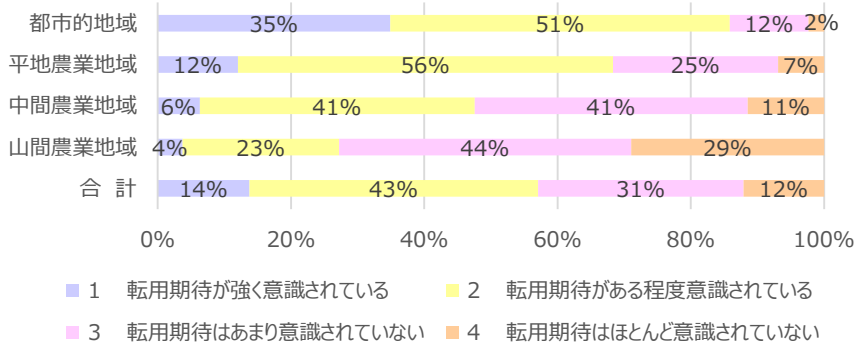

（出典）農林水産省「転用期待等に関する市町村アンケート調査結果の概要」（H27）を基に作成

住宅用地への
転用面積（20
～29年の10年
間合計）
+4.1万ha

○　農地転用面積の推移（用途別）

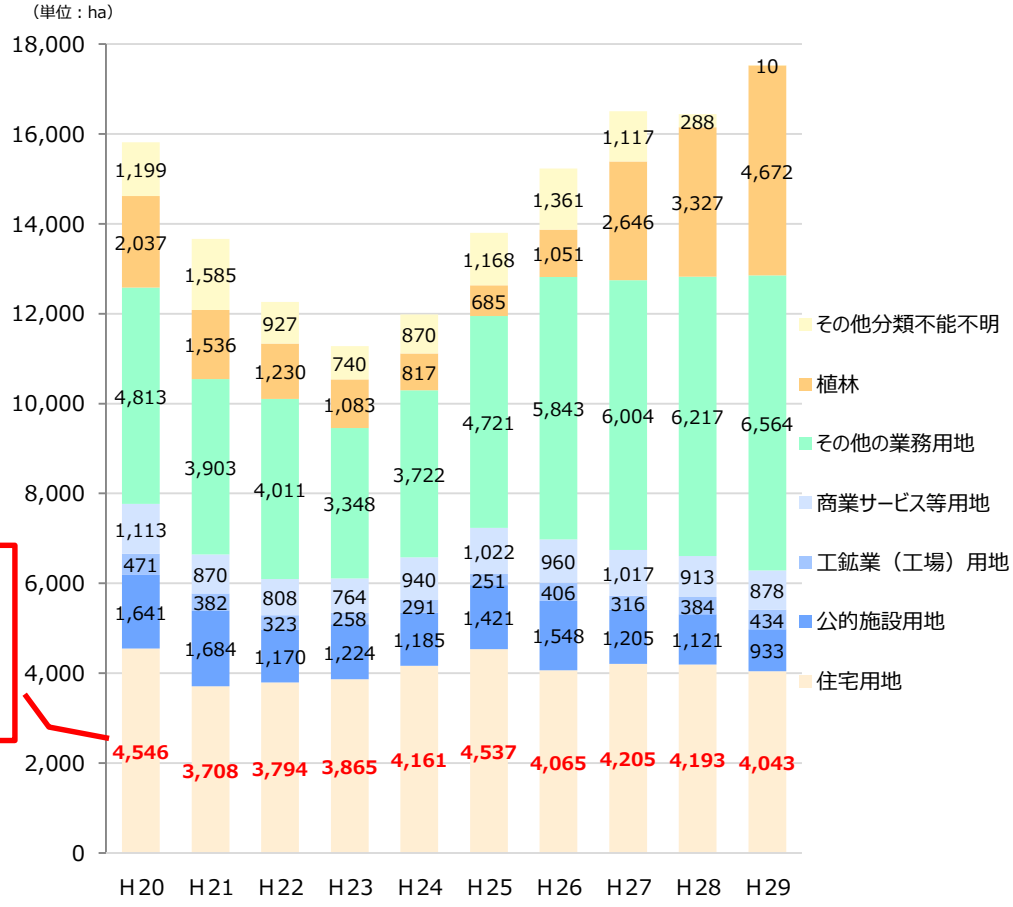

（出典）農林水産省「農地の移動と転用（農地の権利移動・借賃等調査）」を基に作成

災害リスクを勘案したコンパクト・プラス・ネットワーク

○　昭和４０年代から宅地化が進行し、昭和６１年の高速道路のインターチェンジの整備後も宅地化が拡大、平成３０年７月豪雨で土石流氾濫により被災し、同年１２月に土砂災害警戒区域に指定された地域が存在。

○　平成３１年３月に公表された立地適正化計画において、当該地域を含む居住誘導区域が設定された。

※　当該地域の一部において、令和元年９月に土砂災害特別警戒区域を指定し、居住誘導区域から除外

○　こうした事例に鑑みれば、地方公共団体において、土地の特性を見極めた上で早期にハザードエリアの設定を行うとともに、立地適正化計画の策定に当たっては将来的な災害リスクとの関係を十分に勘案すべき。

宅地化が進んだ地域の被災例

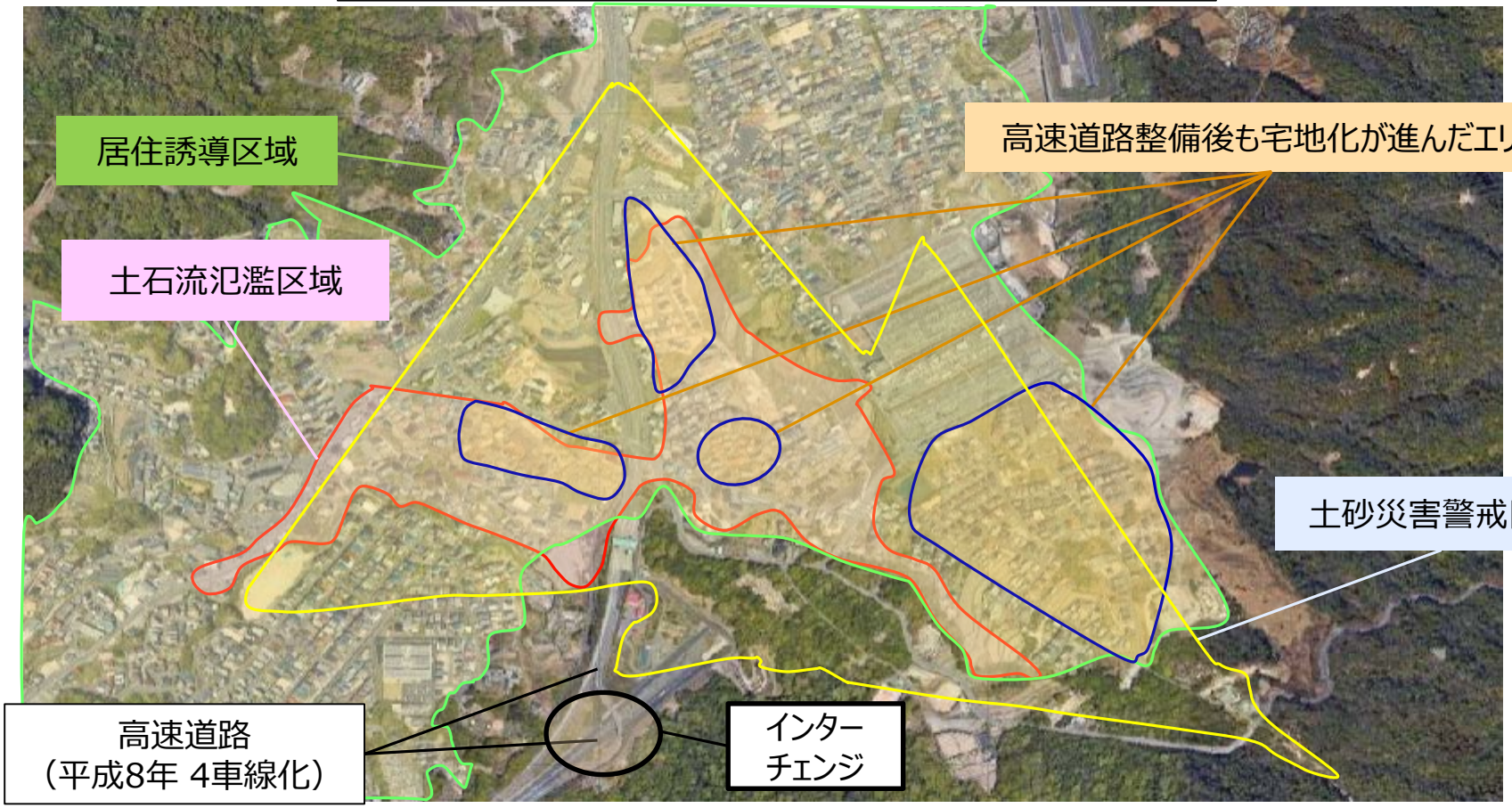

整備新幹線整備の費用の精査と投資効果の最大化（１）

資料Ⅱ－4－19

○　北陸新幹線（金沢～敦賀間）については、平成30年の工事費増嵩発覚後も不調不落※１が多数発生しており、結果、予定価格の増額や、工期短縮策に伴う設計変更による費用増が生じていると見られる。

○　特に、見積活用方式※２を採用した際に１社応札かつ高落札率の契約が多数生じ、効率的な事業実施が困難な構造となっていると考えられ、また、契約上の上限が定められていない契約方式も行われている。

○　国土交通省において早急に多角的な分析を行い、対外的な説明責任を果たすべき。

（※１）不調：入札において、応札者がなく不成立になること。不落：入札において予定価格以内の応札者がおらず、不成立になること。

（※２）見積活用方式・・・当初の予定価格に起因した入札不調・不落時などに、入札参加者から見積書を徴することで予定価格を定める方式。

ＰＣ桁工事の入札状況（H30.12落札分以降）

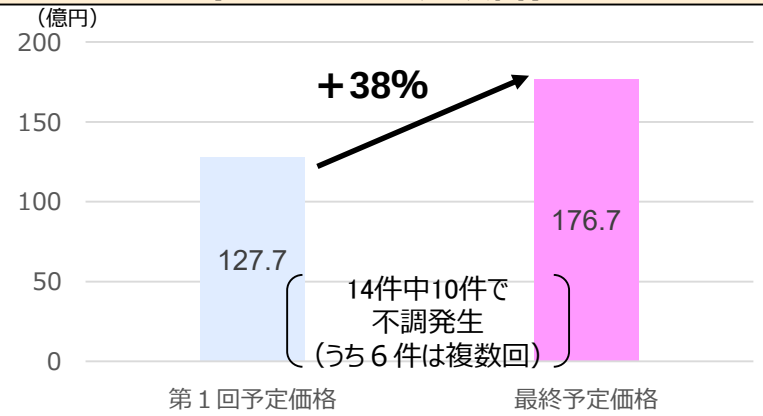

（注）H30.12以降に落札されたＰＣ桁工事について、第１回予定価格、最終予定価格のそれぞれの合計を比較したもの。

（出典）国土交通省資料を基に作成

駅新築工事の入札状況（R元.7以降）

■　不落の発生割合：**50%**（６件中３件）
（※不落の生じなかった3件は見積活用方式を採用）

■　１社応札の割合：**100%**

■　平均落札率　　：**96.6%**
（落札率99%以上の契約　：６件中４件）

契約締結後の費用増加をあらかじめ認めている契約方式（例）

（北陸新幹線、南越駅西部散水消雪基地外１箇所他（R2.2.27（独）鉄道・運輸機構公告）（抄））

- 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について**支払い実績により設計変更を実施**する試行工事である。
- 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の**支出実績を踏まえて最終精算時点で設計変更**する試行工事である。

整備新幹線整備の費用の精査と投資効果の最大化（２）

資料Ⅱ－4－20

○　費用対便益分析（Ｂ/Ｃ）が１を切る事業を実施することは不適切であり、より精緻な調査に基づくコスト見積もりを着工の条件とするなど、事業費の上振れリスクを可能な限り着工前に解消することを制度的に担保し、Ｂ/Ｃが着工後も確実に１を上回るようにするべき。

「着工５条件」

・安定的な財源見通しの確保
・収支採算性
・投資効果
・ＪＲの同意
・並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意

⇒ すべて確認された場合のみ着工

・環境アセスメント（環境影響評価）も必要

整備新幹線の再評価の概要

	評価年度	総事業費（億円）	B/C	増減
北海道新幹線（新函館北斗～札幌）	H24	16,700	1.1	
	H29	16,700	1.1	
北陸新幹線（金沢～敦賀）	H24	11,600	1.1	＋2,263
	H29	11,858	1.01	
	H30	14,121	0.9※	
九州新幹線（武雄温泉～長崎）	H24	5,009	1.1	＋1,188
	H30	6,197	0.5※	

（※）九州新幹線については、フリーゲージトレイン導入断念により、武雄温泉駅での対面乗換が継続する前提で評価していることが大きな要因。国土交通省の指針では、事業継続の検討にあたり、残事業のＢ/Ｃが１を超える場合は事業継続とされ、北陸・九州両新幹線とも残事業のＢ/Ｃは１を超えている。

整備新幹線の財源のあり方（貸付料収入）

○　整備新幹線の財源については、ＪＲの受益の範囲で貸付料収入を確保した上で、国と地方が２：１で費用分担することとしている。

○　貸付料については、31年目以降に大規模改良等が想定されることを踏まえ、30年定額とすることとされている一方、東海道新幹線の例では、実際に大規模改良に着手したのは建設から約50年後であり、また、各区間の費用便益分析においても、50年間の供給者（ＪＲ）の便益が算出されている。

○　こうした点も踏まえ、貸付料水準の最大化を図るのみならず、貸付料支払期間の延長、施設の売却などについても、具体的な検討を進めていくべき。

貸付料の考え方

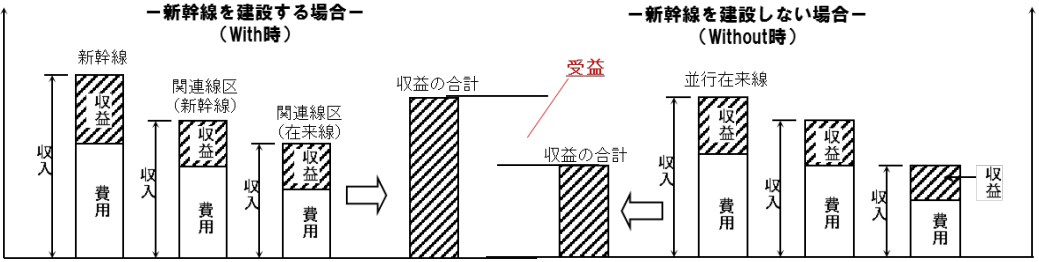

東海道新幹線の大規模改良までの経緯

約50年

1964　開業

1998　ＪＲ東海における検討
（東海道新幹線土木構造物調査委員会）
「今後とも適切な保守管理を継続していけば、**当分の間、（今後20年程度）大規模な取りかえには至らない**」

2013～2022（予定）　大規模改修

（参考）衆議院国土交通委員会（Ｈ14.5.31）における石川鉄道局長答弁、日本経済新聞電子版（2013.1.29）

高崎～長野間の費用便益分析（供給者便益）

（単位：億円）

	開業後1～30年平均	31～50年平均
供給者便益	**85**	**73**

（出典）（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構　平成19年度事業評価監視委員会　参考資料より作成

諸外国における高速鉄道整備事例

台湾高速鉄道（台北～高雄）　：**70年**のコンセッション
ＬＧＶ（トゥール～ボルドー）　：**50年**のコンセッション

（参考）31年目以降の貸付料についての国交省見解
（Ｈ27.6.2　参・国交委）

藤田鉄道局長（当時）：30年経過後においても、受益が発生する限りはその範囲内で貸付料をいただくという考えに変わりはございません。

最近の農政

資料Ⅱ－５－１

○　「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月）に基づき、これまで農政全般にわたる改革を実行。
○ 令和２年３月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、今後の農政の方向性を設定。
○ 産業政策（生産性向上、輸出産業化）と地域政策が農政の両輪。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月）

●産業政策と地域政策を農政の車の両輪として改革を実施

産業政策　－農業の成長産業化－

① 農地バンクによる農地の集積・集約化（平成26年～）
② 米政策の見直し（平成26年～）
　－生産数量目標の配分を平成30年産から廃止
③ 農協改革（平成27年～）
　－地域農協が農業所得の向上に向けて経済活動を行う
④ 生産資材及び農産物流通・加工の構造改革（平成29年～）
⑤ 輸出目標（１兆円：2019年）を設定

地域政策　－美しく活力ある農村の実現－

① 日本型直接支払制度の創設（平成27年～）
② 農泊やジビエの推進（平成29年～）
③ 農福連携の推進（令和元年～）

新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和２年３月）

１．国内外の新たな需要を踏まえた生産基盤の強化

○ 新たな輸出目標（５兆円：2030年）を設定
○ 水田での高収益作物作付けへの転換
○ スマート農業の加速化と農業のDXの推進　など

２．人材の育成・確保と農地の集積・集約化

○ 人材育成・確保と経営継承、中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ
○ 農地バンクを通じた農地の集積・集約化　など

３．農村政策の総合的な推進

○ 農泊、ジビエ、農福連携による所得と雇用機会の確保
○ 中山間地域等直接支払等による多面的機能の発揮と定住条件の整備　など

４．食と農に関する新たな国民運動の展開を通じた国民的合意の形成

農業経営の動向

資料Ⅱ－５－２

○ １経営体当たりの農業所得の平均は174万円であるが、主業農家については662万円となっている（平成30年）。
○ この10年間で主業農家の農業所得は約６割増加したが、この背景としては、農政改革に取り組む中での農業経営の規模拡大の進展等や、近年の農産物価格の上昇等が寄与していると考えられる。

（注１）「主業農家」とは、農業所得が主（経営所得の50%以上が農業所得）で、１年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

（注２） １主業農家における家族農業就業者数は平均2.4人（平成30年）

１．主副業別に見た総所得（平成30年）の比較

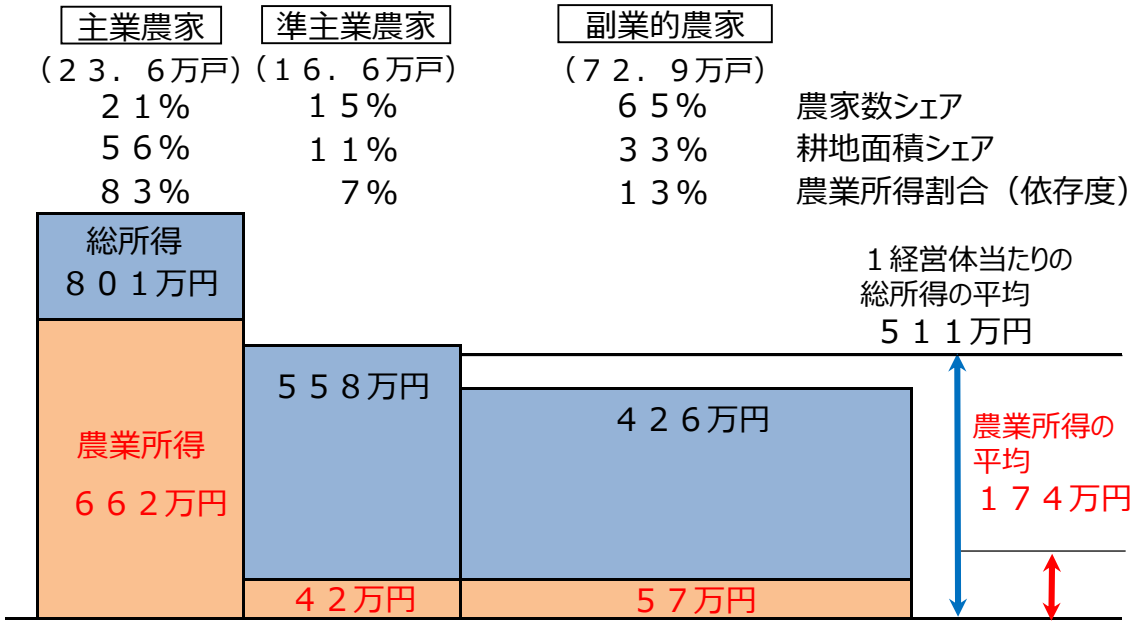

※農家数については平成31年、所得については平成30年の数値

用語：「主業農家」とは、農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、１年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
「準主業農家」とは、農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、１年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
「副業的農家」とは、１年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)をいう。

（出所）農林水産省「農業経営統計調査　平成30年　経営形態別経営統計（個別経営）」、「平成30年農業構造動態調査」、「平成31年農業構造動態調査」
（注）総所得＝農業所得＋農業所得以外の所得（農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入）
農業所得以外の所得については、農業経営関与者に係る所得のみを把握しているため、総所得は世帯全体の所得ではない。

２．主業農家の農業所得の推移

※１　グラフ中の（　）の数値は農業所得のうち共済・補助金等受取金を除いたものである。
※２〔　〕の数値はH20の数値との比較である。

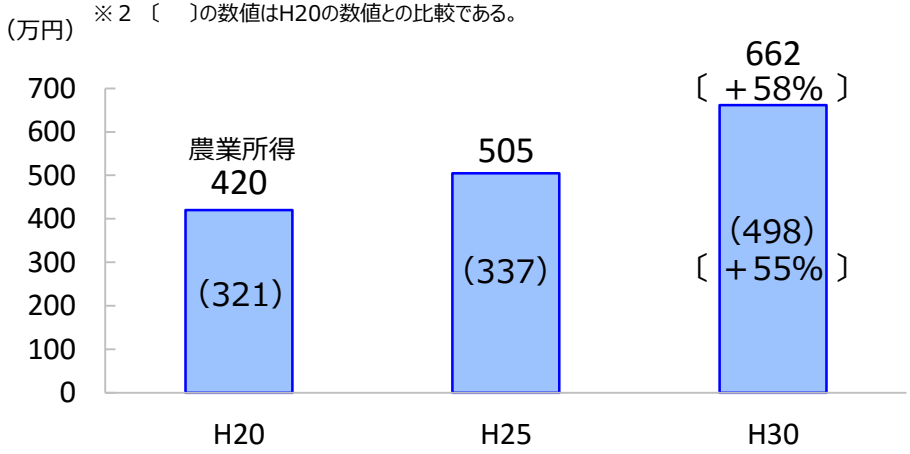

	H20	H25	H30
主業農家戸数（万戸）	36.5	32.5	25.2〔▲31%〕
主業農家経営耕地面積（ha）	5.1	6.1	7.0〔＋37%〕

（参考）給与所得者の平均給与（出典：民間給与実態統計調査）
H20：430万円　→　H30：441万円〔＋3%〕

（出所）農林水産省「農業経営統計調査　経営形態別経営統計（個別経営）」、「農業構造動態調査」

経営規模別の農業粗収益と農業経営費（水田作経営）

資料Ⅱ－５－３

○ 水田作経営を例に見ると、経営規模が大きくなるにつれて、単位面積当たりの農業経営費が低減するが、一定の規模（15ha）を超えると低減しにくい状況が生じている。

（注）「水田作」とは、稲の作付けに限らず、台帳上で水田とされている農地において麦類、豆類、いも類、果樹・野菜、工芸農作物等を作付けしている場合を含む。

○ また、単位面積当たりの農業粗収益も、規模拡大につれて低減しており、その低減度合いが大きくなる傾向にある。さらに、単位面積当たりの農業粗収益に占める補助金の割合については、規模拡大につれてその増加が顕著なものとなっている。こうした背景として、規模拡大につれて、収益性が低いものの補助金交付の多い転作作物を作付けする傾向にある点が考えられる。

水田作経営（主業）における農業粗収益及び農業経営費（水田作作付延べ面積規模別）

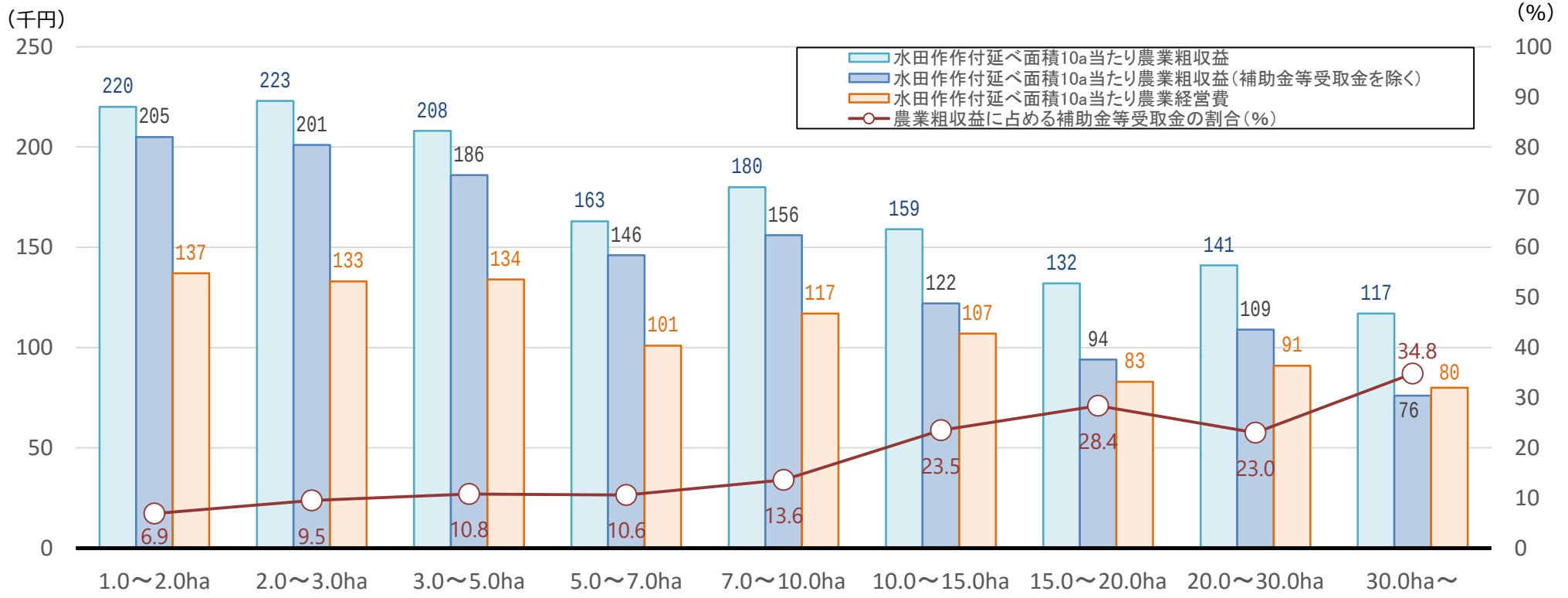

（出所）農林水産省「農業経営統計調査　平成30年　営農類型別経営統計（個別経営）」

経営規模別の農業粗収益と農業経営費（露地野菜作経営）

資料Ⅱ－５－４

○ 野菜（露地栽培作）についても、水田作と同様に、
・経営規模が大きくなるにつれ単位面積当たりの農業経営費が低減するが、一定の規模を超えると低減しにくい状況。
・また、単位面積当たりの農業粗収益も、規模拡大につれて低減しており、その低減度合いが大きくなる傾向。

○ 他方、水田作と異なり、
・単位面積当たりの農業粗収益の額が水田作よりも大幅に高い。
・また、単位面積当たりの農業粗収益に占める補助金の割合が、規模拡大しても低水準にとどまっている。

露地野菜作（単一経営）における農業粗収益及び農業経営費（露地野菜作作付延べ面積規模別）

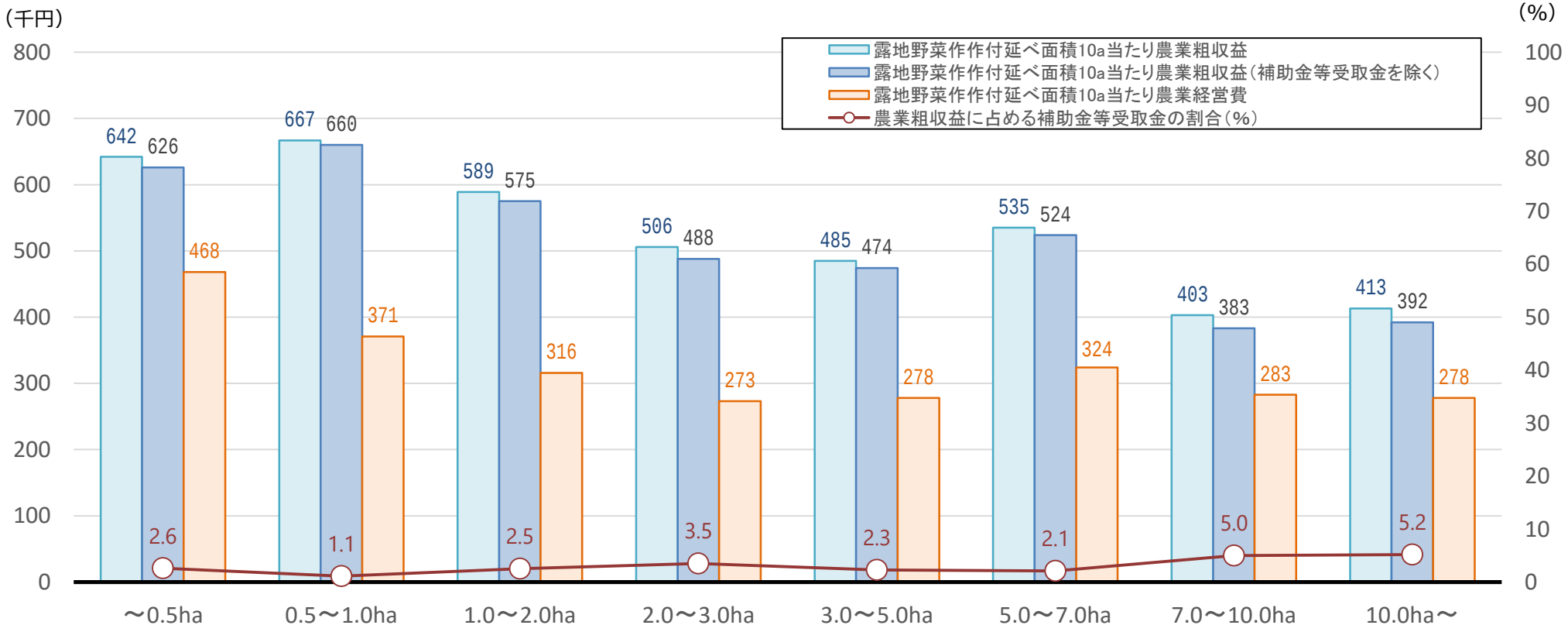

（出所）農林水産省「農業経営統計調査　平成30年　営農類型別経営統計（個別経営）」

大規模経営体の農業経営費の低減に向けた課題

○ 一定の経営規模を超えると農業経営費が低減しにくくなる背景として、１経営体当たりの耕地面積が増加（集積）したとしても、それら農地が分散している状況からまとまった形となること（集約）が進んでおらず、非効率な営農となっている点が考えられる。

非集約型の農地集積による非効率な営農

○Ｔ県Ｎ市Ａ認定農業者の事例

○営農類型：水稲専作
○経営面積：１６．４ha（写真は一部）
ピンク塗り部分が経営耕地
○団地数：７０団地（１団地当たり0.23ha）
○最も離れている農地間の直線距離：５Km

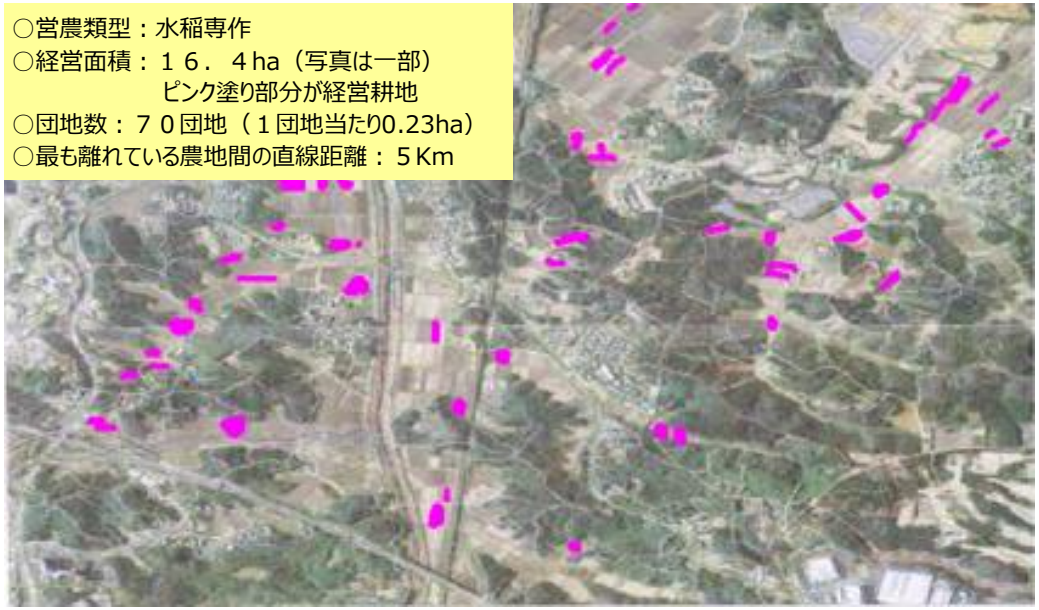

○Ｎ県Ｎ市Ｍ地区の事例

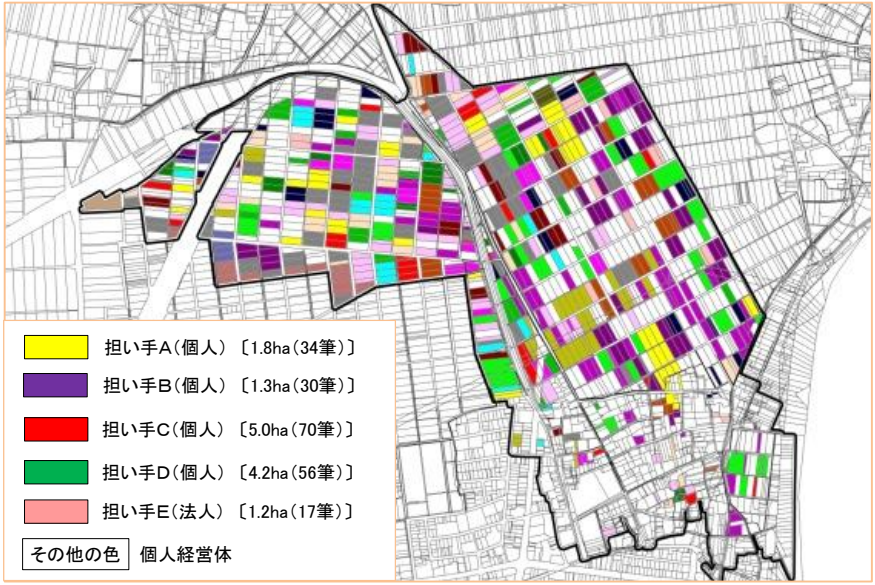

（出所）農林水産省「平成25年度　農地の面的集約に関する市町村実態調査」

農地の集約化による農業経営費の低減

○ 農地中間管理機構（農地バンク）の創設（平成26年）以来、農家の高齢化等を背景に、農地の集積が一定程度進んできたが、今後は農地の集約度をさらに高めることにより農業経営費を引き下げていくことが重要。

１．全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア

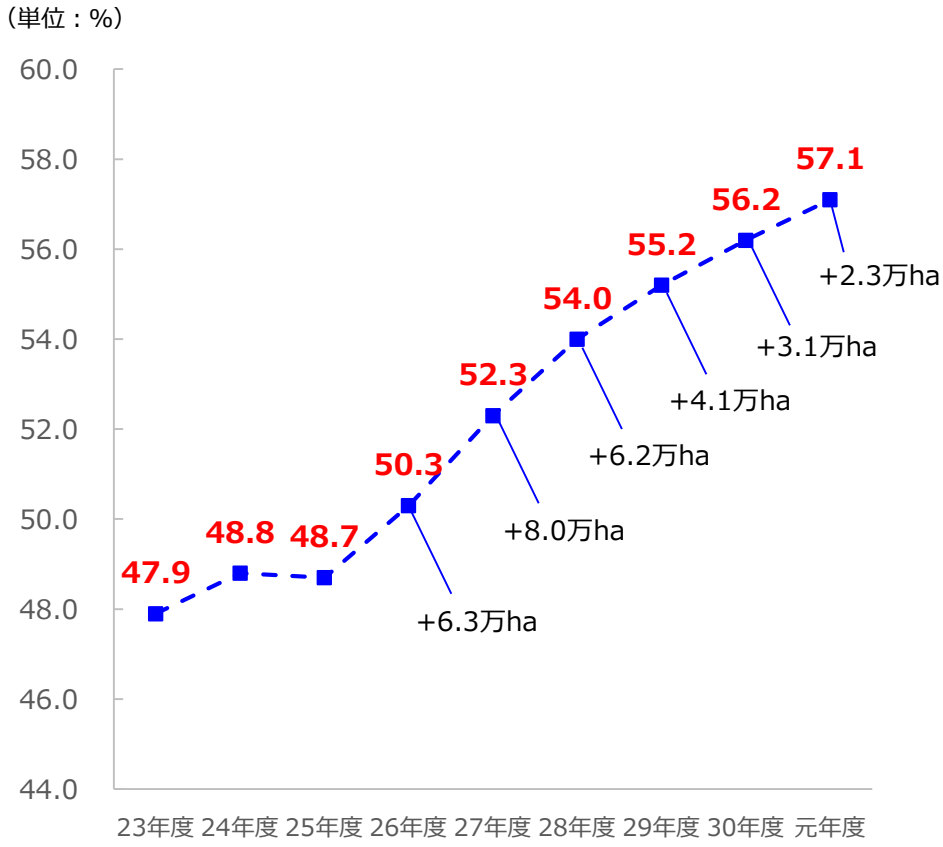

２．農地中間管理機構による農地の集積・集約化

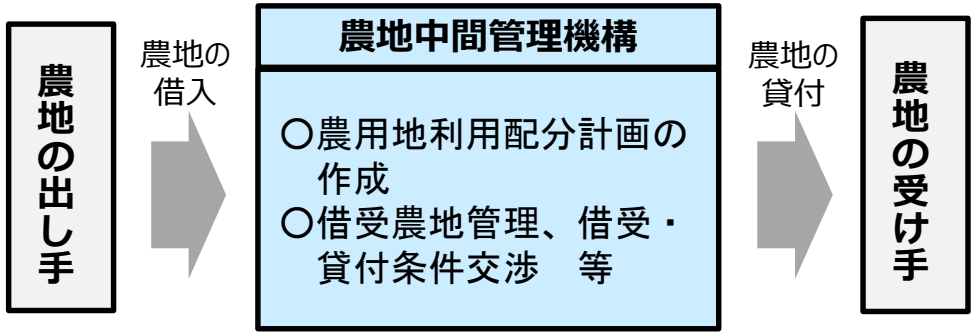

３．集積・集約のイメージ

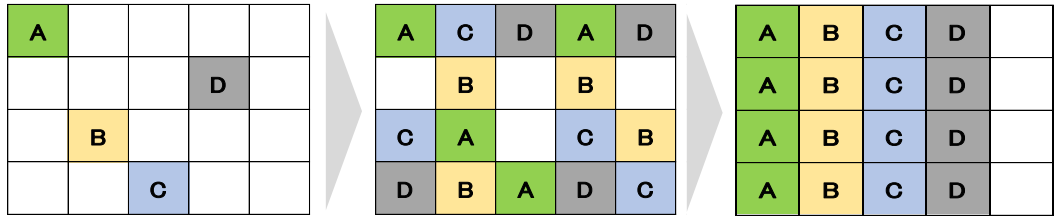

大規模経営体の農業粗収益の増加に向けた課題

○ 米政策においては、平成30年以降に行政による生産数量目標の配分を廃止したものの、転作助成金（水田活用の直接支払交付金）により水田の約24%を転作作物の作付けに利用している。また、転作地の大半は収益性の低い作物の作付けに充てられているとともに、交付対象面積は大規模経営体が大きな割合を占めている。このような現状が、大規模経営体の単位面積当たりの粗収益の増加を妨げている可能性がある。

○ こうした転作農地を大規模経営体の経営能力を活かした輸出基盤に生まれ変わらせることが、輸出５兆円目標の達成に向けて重要となるのではないか。

○ その際には、海外マーケットのニーズを踏まえた高収益が見込める作物を見出すことや流通・小売まで含めたサプライチェーンを構築することなどの輸出戦略の具体的な全体像を描くことが不可欠である。

１．水田（226.1万ha）の利用状況（令和元年）

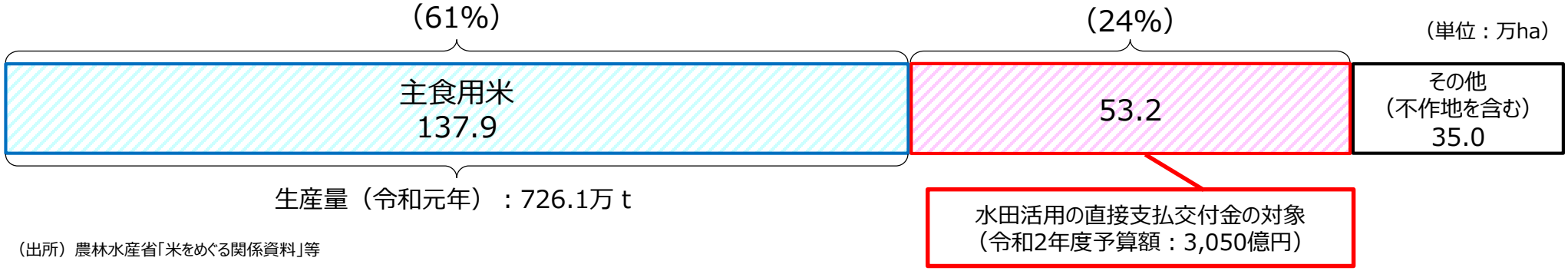

（出所）農林水産省「米をめぐる関係資料」等

２．経営規模別の「水田活用の直接支払交付金」（うち戦略作物助成）の交付対象者数・交付対象面積の割合（令和元年）

経営規模	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～15ha	15ha以上	全体
交付対象者数の割合	65%	11%	11%	5%	**9%**	100%
交付対象面積の割合	12%	6%	12%	10%	**60%**	100%

高収益作物の機械化・スマート化による規模拡大

○ 大規模経営体で高収益作物の作付けを行うためには、労働集約型となっている高収益作物生産の機械化・スマート化を進めることで、省人化・省力化を図ることが必要。

１．機械化による省人化・省力化

○ 野菜の機械化一貫体系（キャベツ）

【全自動播種プラント】

【畝立同時施肥機】

【全自動移植機】

【乗用管理機】

【収穫機】

（出所）農林水産省「加工・業務用野菜をめぐる状況」

○ 機械化一貫体系の導入による省人化・省力化 （単位：時間/10ａ）

	キャベツ	たまねぎ	ほうれんそう
機械化一貫体系	**42**	**31**	**28**
慣行栽培	103	105	275

（出所）機械化一貫体系は、「平成27年度加工・業務用キャベツの生産・流通一貫体系のための機械化体系マニュアル」（野菜流通カット協議会）、「平成25年度ニュービジネス育成・強化支援事業報告書」（野菜流通カット協議会）、「加工用ホウレンソウ機械化体系マニュアル」（SPS 関東地域農業研究・普及協議会）。
慣行栽培は、「農業経営統計調査　平成30年　営農類型別経営統計」（農林水産省）。

２．スマート農業実証プロジェクト（主な事例）

（株）アンドファーム（岩手県岩手町）【野菜の規模拡大】

背景・課題

○ 岩手県北地域はキャベツを中心とした土地利用型野菜の産地であり、大規模経営体が増加している。一方、**土地利用型野菜は機械化が進んでいるものの、熟練オペレータや収穫作業の労働力確保が困難であり、規模拡大の阻害要因**となっている。

目　標

○ 土地利用型野菜経営において慣行体系以上の収益性が確保され、非熟練者でも活躍できる省力的・軽労的なスマート農業技術一貫体系を確立する。

実証する要素技術

①営農支援システム、②自動操舵システム、③畝立同時二段局所施肥機、④モニタリング用マルチローター、⑤防除用マルチローター、⑥アシストスーツなど

実証実績（実証継続中）

- 自動操舵システムと高速・高精度畝立同時二段局所施肥機の活用により、作業時間を43%削減。
- ドローンによる農薬散布により、作業時間を約30%削減（キャベツ）。
- 非熟練者が自動操舵システムで耕起を行い、耕起漏れが一切見られないことから、極めて高い作業精度を実現。精神的・肉体的疲労も大幅に軽減。

高収益作物の規模拡大に向けた海外の事例

○ 米国では、機械化により野菜等の高収益作物の大規模経営が行われている。
○ 国全体としての農地面積が小さくとも技術導入と経営規模の拡大により、農産物の輸出に成功したオランダのような国も存在。

１．米国における大規模な野菜生産の事例

○ 日米の野菜生産の比較

	米国（2017年）	日本（2015年）
野菜販売農家戸数（万戸）	7.4	13.9
全国野菜収穫面積（万ha）	176.6	17.2
１農家当たり平均野菜収穫面積（ha）	23.8	1.2

（出所）USDA/NASS「2017 Census of Agriculture」、農林水産省「2015農林業センサス」
（注１）日本の販売農家戸数及び収穫面積は主業農家の値である。
（注２）米国はいも類を含む。日本はえんどう、そらまめ、大豆、いんげん及びとうもろこしの未成熟、ばれいしょを含む。

収穫機及びほ場でパッキングする様子

トラックへ直接積込み可能な収穫機

- 企業的な野菜生産が展開されている米国のカリフォルニア州等では、農地の借り入れから耕起、は種、防除、間引きなどの栽培管理および収穫調製に要する労力の確保を効率的に実施し、大規模経営が行われている。
- 収穫作業は、パッケージ作業台と荷台が一体となった収穫機が圃場内をゆっくり前進するのに合わせ、収穫・洗浄・包装・箱詰めが一度に行われ、作業効率が高い（フィールドパッキング）。

（出所）独立行政法人農畜産業振興機構「月報野菜情報　2015年09月号」

２．オランダと日本の比較

	オランダ	**日本**
農地面積（万ha）<2018年>	182	442
農産物輸出額（億ドル）<2018年>	1,002（世界2位）	49（世界50位）

（出所）FAO「FAOSTAT」

○ 主な農産物・畜産物の輸出金額上位国（2018年）

【トマト】

順位	国名	%
1	メキシコ	24
2	オランダ	20
3	スペイン	12
4	モロッコ	7
5	カナダ	4

【じゃがいも】

順位	国名	%
1	オランダ	18
2	フランス	15
3	ドイツ	9
4	中国	6
5	カナダ	6

【切り花等】

順位	国名	%
1	オランダ	49
2	コロンビア	7
3	ドイツ	5
4	イタリア	5
5	エクアドル	4

【チーズ】

順位	国名	%
1	ドイツ	14
2	オランダ	14
3	イタリア	11
4	フランス	11
5	デンマーク	6

（出所）FAO「FAOSTAT」、ITC「TRADE MAP」

デジタル技術を活用したサプライチェーン全体での生産性向上

○ これまでの農政は、安定的な食料供給のため「生産現場」に焦点を当てた施策が中心であったが、流通・小売を含めたサプライチェーン全体での生産性向上に取り組むことも必要。こうした視点は輸出拡大に当たっても不可欠。
○ デジタル技術を活用し、サプライチェーンの各主体が有する情報を共有し、分析・予測・検証等を行うことで、消費者ニーズに的確に対応した新たな価値を創造していくことが可能となる。

【現状】

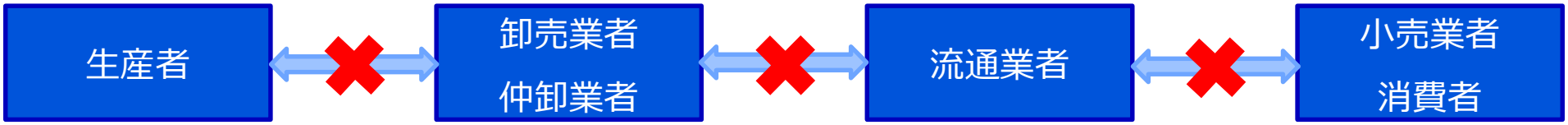

・電話やFAXによる情報伝達
・手作業によるデータ入力
・自己完結的なデータ管理

⇨

○ 人的コストや作業負担が大きい。
○ 事業者間のデータ連携が行われないため、需要と供給の情報が断絶している。

【目指すべき方向】

・ICTやIoTの利活用
・データの共通化

⇨

○ 人的コストの低減や作業負担の省力化。
○ 各主体間のデータ連携により、サプライチェーン全体での情報の共有化を実現。
○ 消費者ニーズへの的確な対応

サプライチェーン全体のデータ連携による商品価値の向上

○ 生産者・流通業者・小売業者のデータが切れ目なく繋がることで、トレーサビリティが容易となる。
○ トレーサビリティを確保することは食品安全上の観点から重要であるとともに、産地偽装防止や各種認証の取得等による商品の付加価値の向上や、海外を含む新市場を開拓する上でも重要。

【トレーサビリティ（※）】

※生産、加工及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること

トレーサビリティを導入することで得られる付加価値

①商品の安全性の向上と消費者にとっての安心感の向上（万一事故が発生した場合、速やかな回収と原因究明）
②産地偽装防止や各種認証の取得等による商品の付加価値の向上
③海外市場における販路拡大の可能性

輸出を取り巻く環境

農業　持続可能性確保に関わる国際規格（ASIAGAPなど）や、食品安全に関わる国際規格（ISO22000 など）でも、トレーサビリティの確保が要件の１つに挙げられるなど、取組は世界に広がっている。

漁業　近年、EUや米国をはじめとして、ＩＵＵ漁業を防止し、水産物の輸入にあたり漁獲・陸揚げ段階までのトレーサビリティを求める制度が設けられている。さらに、水産エコラベル認証スキームが世界的に普及し、欧米の大手流通業者には、当該認証を取得した商品でなければ仕入れないとする企業も存在。

ＩＵＵ漁業：Illegal(違法)、Unreported(無報告)、Unregulated(無規制)で行われる漁業の略称
水産エコラベル：生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示するスキーム

事業者の声

（有）埼玉フーズ（カット野菜製造事業者）
トレーサビリティの取組の結果、取引先が拡大してきており、・・・お客様の安心につながり、万が一事故が発生した場合に自分の武器にもなると考えている。

（出所）農林水産省「食品トレーサビリティ推進方策の検討に係る報告書」

青果物輸出商社
タイ向け青果物の調達に当たり、市場や卸売業者などを通して購入する場合、トレーサビリティが出来ておらず鮮度も不明であった。・・・トレーサビリティ可能な農家から購入すると（商品の状態が分かるので）食品ロスが低い割合に抑えられ、廃棄による損失を１千万円単位で抑えることができる。

（出所）農林水産省による聞き取り

中山間地域の概要

○ 中山間地域は、我が国国土の７割、耕地面積の４割を占めるエリア。

中山間地域の概要（2015年）

区分	全国（A）	中山間地域（B）	割合（B/A）
①人口	1億2,709万人	1,420万人	11%
②総土地面積	3,780万ha	2,741万ha	**73%**
③耕地面積	450万ha	184万ha	**41%**
④林野面積	2,480万ha	2,174万ha	88%
⑤総農家数	216万戸	95万戸	44%

（出所）農林水産省統計部「2015年農林業センサス」（組替集計）（②総土地面積、④林野面積、⑤総農数）
農林水産省「平成27年耕地及び作付面積統計」（③耕地面積）
総務省「平成27年国勢調査」（①人口）

（注１）農業地域類型区分は、平成29年12月改定のものを使用。
（注２）①人口、③耕地面積の中山間地域の値（Ｂ）は、農林水産省農村振興局地域振興課の推計値。
（注３）②総土地面積、④林野面積の中山間地域の値（Ｂ）は、旧市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島等や境界未定の面積を含まない。

【参考】農林統計に用いる農業地域類型（要約）

都市的地域	人口密度が500人/km²以上、DID面積が可住地の５％以上を占める等都市的な集積が進んでいる旧市区町村
平地農業地域	耕地率が20%以上、かつ、林野率が50%未満又は50%以上であるが平坦な耕地が中心の旧市区町村
中間農業地域	平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に50%～80%で、耕地は傾斜地が多い旧市区町村
山間農業地域	林野率が80%以上、かつ、耕地率が10%未満の旧市区町村

（注１）DID（人口集中地区。Densely Inhabited District）
人口密度約4,000人／km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域。
（注２）旧市区町村
昭和25年２月１日時点の市区町村。

中山間地域の人口減少と集落活動実施率の低下

○ 中山間地域の人口は、今後20年で約３～４割減少する見込み。
○ 農村集落では、総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下する傾向。また、総戸数９戸以下の農村集落は特に中山間地域で増加（山間地域では約２割）。
○ 今後の人口動態を踏まえると、中山間地域での集落活動実施率の更なる低下が懸念される。

１．農業地域類型別の人口推移と将来予測

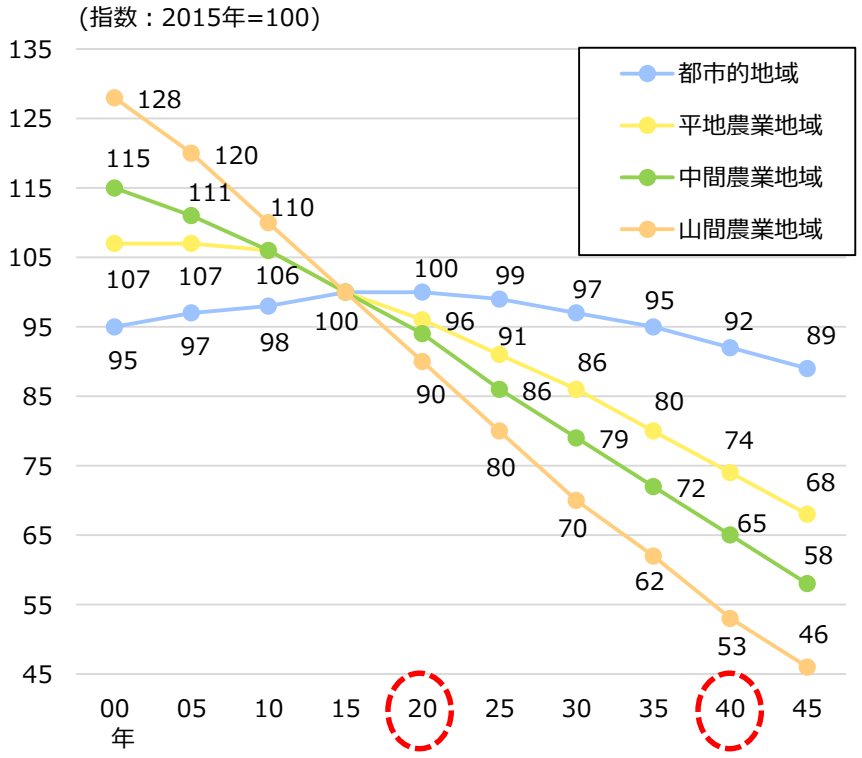

（注１）国勢調査の組替集計による。なお、2020年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値。
（注２）農業地域類型は2000年時点の市町村を基準とし、2004年４月改定のコードを用いて集計。

（出所）農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」（2020年１月）を基に作成。

２．総戸数が９戸以下の農業集落の割合

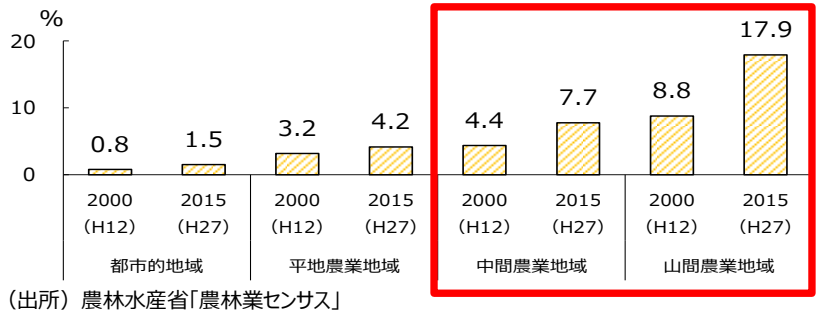

（出所）農林水産省「農林業センサス」

３．集落活動の実施率と総戸数の関係

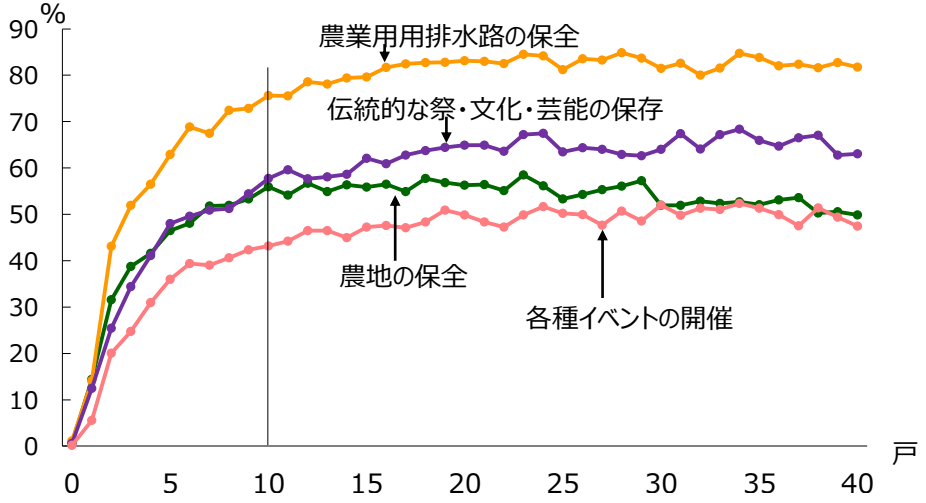

（出所）農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（平成30（2018）年12月）

中山間地域の農地管理

○ 今後の中山間地域の人口減少に鑑みると、農業の有する多面的機能（注）維持の観点からも、農地保全の取組が重要である一方、全ての地域を従来通りの農地として維持・管理することはより困難になると想定される。

(注）国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律　第３条より抜粋）

○ 特に人口減少が著しい中山間地域を中心に、将来的な人口動態等を踏まえ、農地が無計画に荒廃していかないように、どこまでを耕作地として維持し、どこまでを粗放的管理に委ねるのかなどについて、維持・管理コストや食料自給力の観点も考慮し、国及び地方が連携しつつ、各地域での具体的な管理の在り方を検討していくべきではないか。

１．粗放的管理等の例

２．中山間地域における荒廃農地面積（2018年）

区分	全体	うち中山間農業地域	うち中間農業地域	うち山間農業地域
耕地面積（2015年）	449.6万ha <100.0%>	184.1万ha <41.0%>	134.4万ha <29.9%>	49.8万ha <11.1%>
荒廃農地面積（2018年）	28.0万ha <100.0%>	17.6万ha <63.0%>	13.9万ha <49.6%>	3.7万ha <13.3%>
うちA分類（再生利用可能）	9.2万ha <100.0%>	4.9万ha <53.1%>	3.8万ha <41.9%>	1.0万ha <11.3%>
うちＢ分類（再生利用困難）	18.8万ha <100.0%>	12.8万ha <67.8%>	10.1万ha <53.4%>	2.7万ha <14.3%>

【参考】荒廃農地の分類について

○**荒廃農地**	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
○再生利用が可能な荒廃農地（**A分類**）	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの
○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（**B分類**）	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの

（出所）農林水産省「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を基に農林水産省が作成（耕地面積の内訳は、農林水産省農村振興局地域振興課の推計値）。

エネルギー・環境をめぐる現状

○　我が国の**温室効果ガス排出量**は2014年度以降５年連続で低下。パリ協定における削減目標（**2030年度には▲26%減**（2013年度比））と整合的な**エネルギーミックスの達成のため**には、**2030年度に最終エネルギー需要を対策前比で原油換算▲5,030万kℓ程度の削減（▲13%）**が必要（**オイルショック後に実現されたエネルギー消費効率の改善と同程度の改善**が必要。）。

【図9-1】温室効果ガス排出量の推移と削減目標

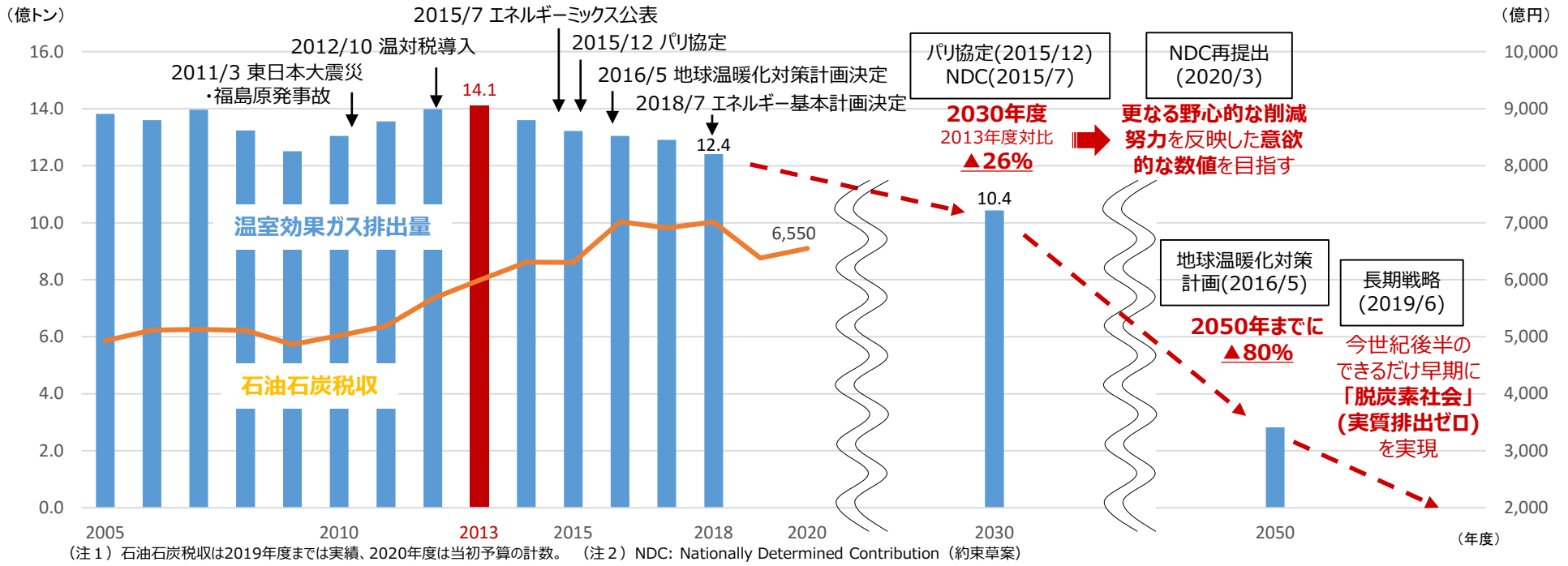

（注１）石油石炭税収は2019年度までは実績、2020年度は当初予算の計数。　（注２）NDC: Nationally Determined Contribution（約束草案）

【図9-2】エネルギーミックスにおける最終エネルギー需要

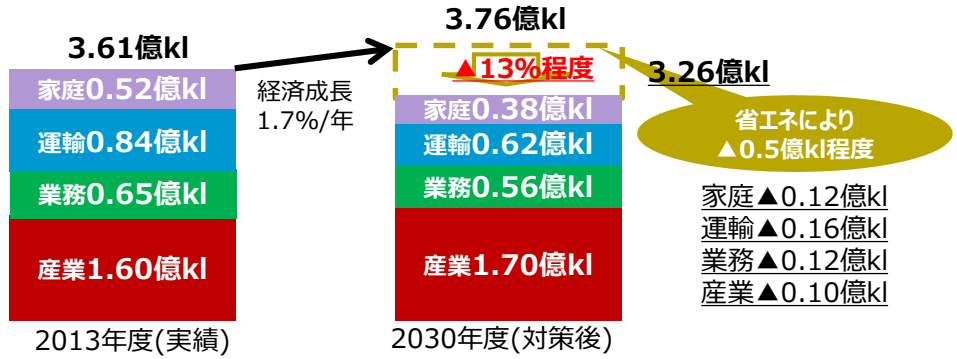

【図9-3】エネルギー消費効率の改善

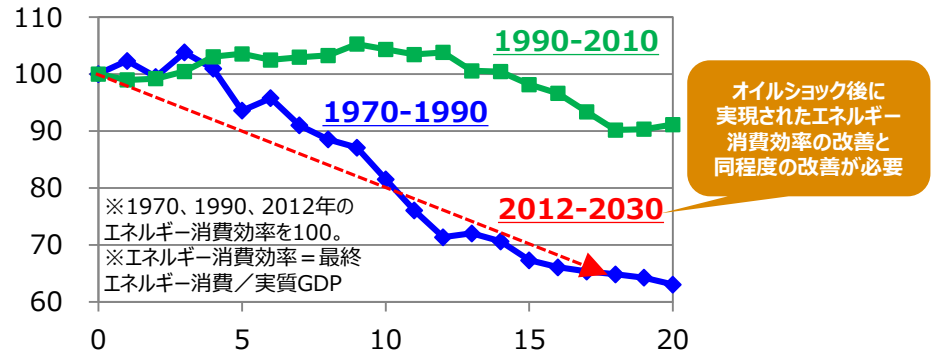

省エネ法の規制と予算・税制措置

○ 近年では産業・業務部門のエネルギー消費の効率化は足踏みが続いているが、過去、**省エネ法制定後に製造部門のエネルギー消費効率が大きく改善**しており、省エネ政策の推進にあたっては**規制的手法が重要**。

○ **予算面においては、**2012年に石油石炭税における地球温暖化対策のための課税特例（いわゆる「**温対税**」）も導入し、省エネ・再エネ設備等の導入支援、省エネ等技術の**研究開発・実証事業への補助を大幅に拡充**。

主な省エネ法による規制

・事業者に対してエネルギー消費効率改善目標（年平均１％）等の努力義務
・ベンチマーク制度：各業種で上位１～２割が満たす水準（１％目標を達成しなくても評価）

＜エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者＞（産業・業務）
・中長期計画提出義務
・エネルギー使用状況等の定期報告義務　など

＜トップランナー制度＞（産業・業務・運輸・家庭）
・自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率目標設定（家庭エネルギー消費の７割）

主な予算・税制措置

産業・業務
- 省エネ補助金（経産省396億円、環境省212億円）
- 省エネ設備投資利子補給補助金(経産省13億円、環境省11億円)
- 中小企業等の省エネ診断事業費(経産省10億円、環境省5億円)

運輸
- CEV補助金（注１）（経産省 130億円）
- トラック・船舶等への省エネ補助金（経産省 62億円、環境省 40億円）
- エコカー減税

家庭
- ZEH補助金等（注２）（経産省 38億円、環境省 108億円）
- 住宅の省エネ改修減税

・省エネ等技術の研究開発・実証事業への予算措置
（経産省1,642億円
環境省　289億円）

（注１）燃料電池自動車や電気自動車など、クリーンエネルギー自動車（CEV: Clean Energy Vehicle）の導入に対する補助金。
（注２）高断熱化等の省エネや太陽光発電等の再エネにより、年間のネットエネルギー消費が概ねゼロになる住宅(ZEH: Zero Energy House、ZEH-M:Zero Energy House-Mansion)の導入に対する補助金。
（注３）各措置の金額は令和２年度当初予算の計数。

【図10-1】最終エネルギー消費及び製造業のエネルギー消費原単位の推移

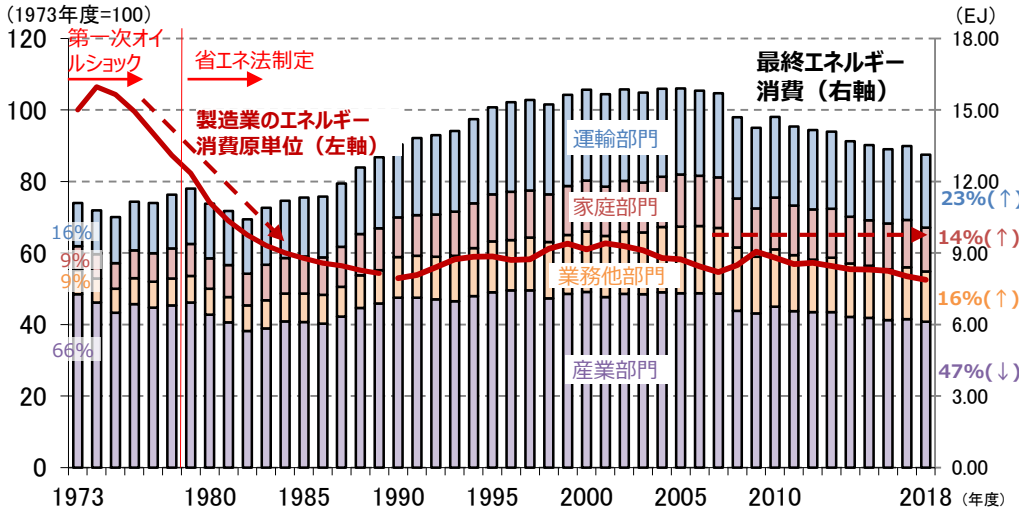

（注1）J（ジュール）=エネルギーの大きさを示す指標の1つで、1MJ=0.0258×10^{-3}原油換算kl。1EJ=10^{18}J。
（注2）原単位は製造業IIP（付加価値ウェイト）1単位当たりの最終エネルギー消費量で、1973年度を100とした場合。
（注3）本資料の基となる「総合エネルギー統計」において、1990年度以降、数値の算出方法が変更されている。
（出典）エネルギー白書2020より作成。

【図10-2】エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の歳出

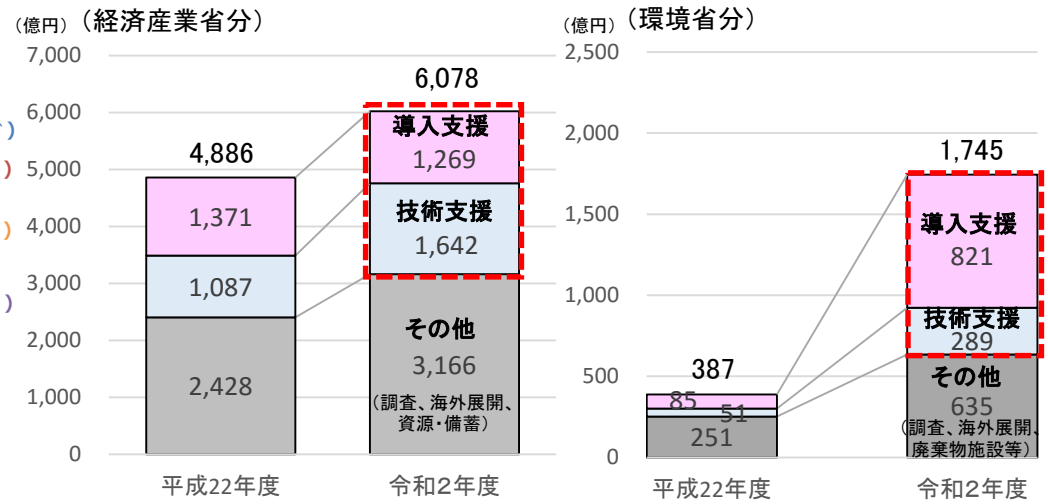

省エネ・再エネ関連予算を考える視点

○ **省エネ・再エネ**は、本来、**民間の自律的かつ持続的な活動として根付いていくべきもの**。このため、省エネ・再エネ等の重要性について**国民への説明強化が必要**。

○ **予算措置**については、「環境と成長の好循環」の実現に向けて、温暖化対策税の導入以後、**省エネ・再エネに係る研究開発や導入支援等の予算**を大幅に増額してきたものの、**民間の自主的な取組を促すものとなっているか不断の見直しが必要**。
- **研究開発**については、**予算配分のメリハリづけの徹底や事業化の可能性を高めるための取組の強化等を推進すべき**。
- **導入支援**については、将来的な省エネ・再エネ設備の価格低下を通じた自立的な普及を促すため、**規制的手法との連携、費用対効果の高いものへの重点化、横展開の強化、価格動向を踏まえた適切な出口戦略の設定**等を行っていくべき。

○ また、補助金以外の手段として、**地球温暖化やESG 投資を巡るグローバルな潮流**を踏まえ、事業者が持続可能な社会の形成に適応できるかどうかを投資家が適切に判断できるよう情報開示の整備を進めるなど、**民間の投資資金の活性化及び活用等を強化**していくべき。

【図11-1】ガイドラインの策定事例

情報開示関係

「環境報告ガイドライン」
（2000年策定、直近2018年改訂）〔環境省〕

「TCFD（注）ガイダンス」
（2018年12月策定）〔経済産業省〕

（注）TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）

グリーン金融商品関係(注)

「グリーンボンドガイドライン」
（2017年3月策定、2020年3月改訂）〔環境省〕

「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」
（2020年3月策定）〔環境省〕

(注)グリーン金融商品の普及や健全な市場発展の観点から、資金調達・供給主体が留意すべき事項を整理するもの。

【図11-2】地域脱炭素投資促進ファンド（グリーンファンド）

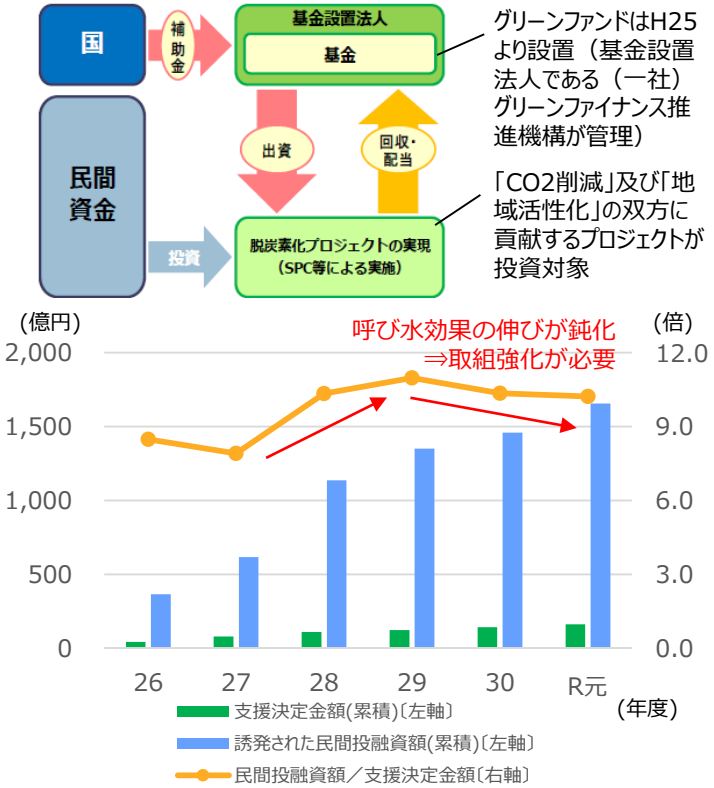

【図11-3】ESG市場の動向

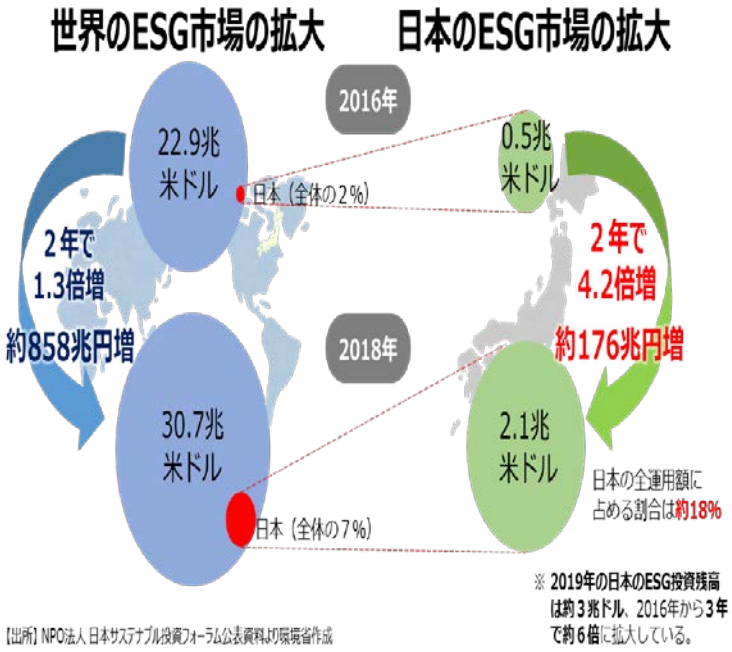

中小企業政策の目標・基本理念

資料Ⅱ－７－１

○ **中小企業基本法制定当時（1963年）**は、中小企業と**大企業との著しい格差の是正と自主的な努力の助長**を政策理念としていた。**1999年改正**で、**自主的な努力の助長は維持しつつ、中小企業の多様で活力ある成長発展を目指す**方向に変更。
○ **2013年改正**においては、小規模企業に焦点を当てて中小企業政策の再構築を図る観点から、**小規模企業の活性化**を施策の方針に明記。
○ **中小事業所の数、従業者数は1990年代前半～中盤までは増加**していたが、**それ以降はどちらも減少**に転じている。

【図1-1】中小企業基本法の基本理念・基本方針

1963年

- 大企業と中小企業との二重構造の問題に対応
- 経済的・社会的制約による不利の是正
- 中小企業者の自主的な努力を助長（現存）

1973年

1999年

（基本理念の改定）
- 中小企業の多様で活力ある成長発展（現存）

（基本方針の追加）
- 中小企業者の経営の革新及び創業の促進（現存）
- 中小企業の経営基盤の強化　（現存）
- 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化（現存）

2013年

（基本理念を追加）
- 小規模企業の意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」を規定
- 「施策の方針」に小規模企業の活性化を明記

出典：中小企業庁資料

【図1-2】中小事業所数

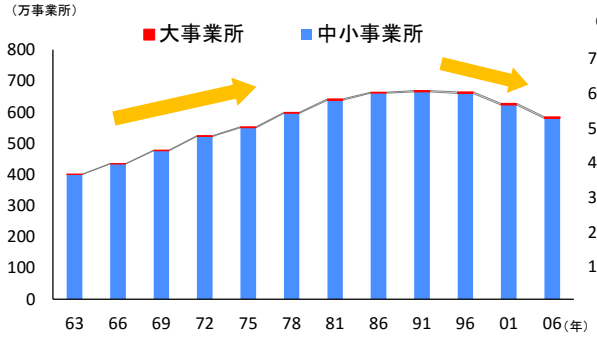

出典：総務省「日本統計年鑑」、「事業所・企業統計調査」
(注)1.従業者数299人以下（卸売業、サービス業は99人以下、小売業、飲食店は49人以下）の事業所を中小事業所とした。2.非一次産業（「公務」は含まない）。

【図1-3】中小企業者数

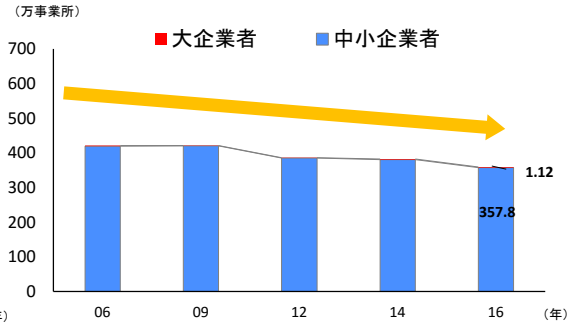

出典：総務省「経済センサス」再編加工
(注) 非一次産業（「公務」は含まない）。

【図1-4】中小事業所の従業者数

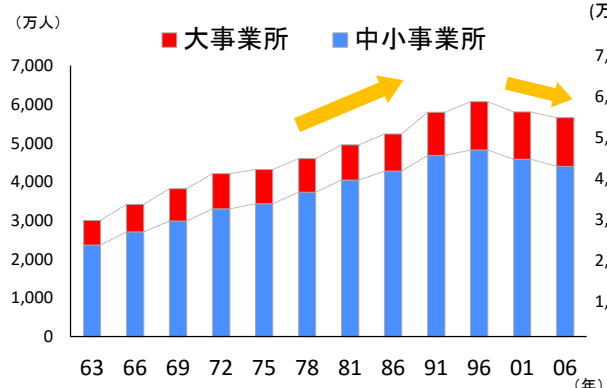

出典：総務省「日本統計年鑑」、「事業所・企業統計調査」
(注)1.従業者数299人以下（卸売業、サービス業は99人以下、小売業、飲食店は49人以下）の事業所を中小事業所とした。 2.非一次産業（「公務」は含まない）。

【図1-5】中小企業の従業者数

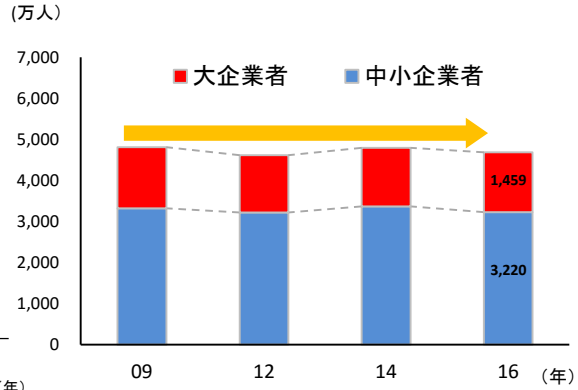

出典：総務省「経済センサス」再編加工
(注)非一次産業（「公務」は含まない）。

中小企業の概要

○ 中小企業は、**全事業者数の99.7%、全従業者数の68.8%、全付加価値額の52.9%**を占める。
○ 業種別では、**事業者数・従業者数ともに、サービス業が最多。付加価値額は、製造業及びサービス業の占める割合が高い。**

【図2-1】事業者数（2016年）

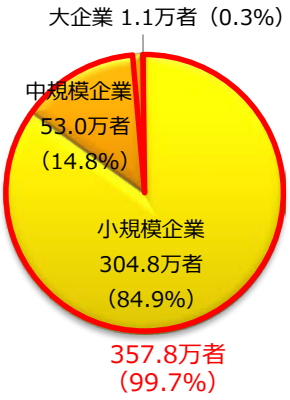

【図2-2】従業者数（2016年）

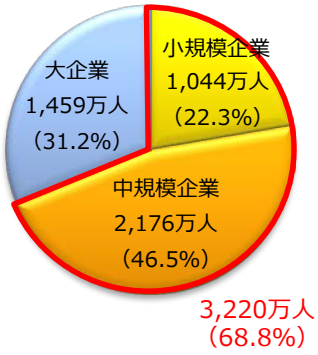

【図2-3】付加価値額（2015年）

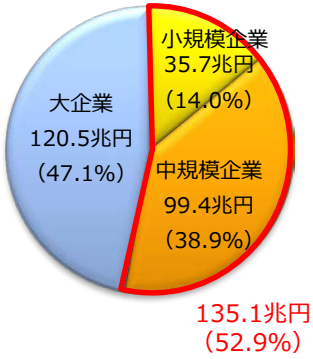

出典：総務省「平成28年経済センサス－活動調査」再編加工

【図2-４】中小企業基本法の定義

業種	中小企業者（下記の**いずれか**を満たすこと）		うち小規模企業者
	資本金	従業員	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

（参考）「中小企業者」・「小規模企業者」の定義
（「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）　第2条）

【図2-５】中小企業の業種別事業者数・従業者数（2016年）

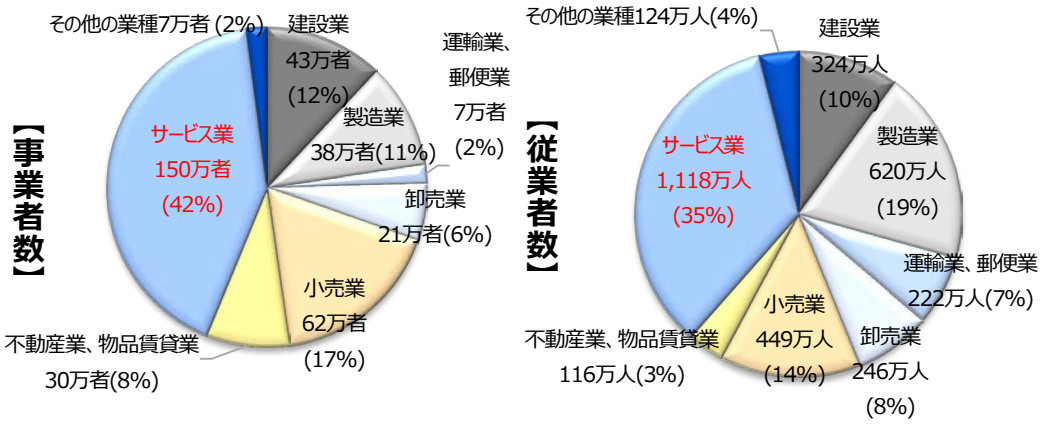

【図2-6】中小企業の業種別付加価値額（2015年）

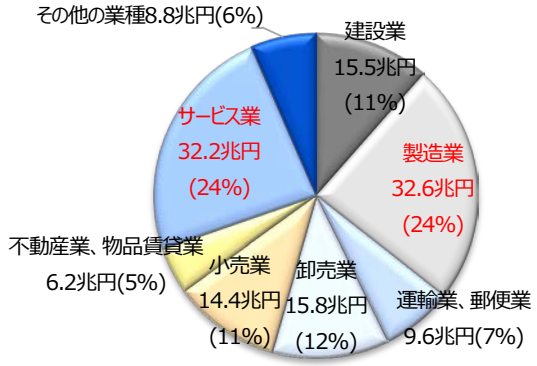

（注）1.「サービス業」とは、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計。
2.「その他の業種」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」の合計。

出典：総務省「平成28年経済センサス－活動調査」再編加工

中小企業の課題①（新陳代謝の促進①）

○ 人口減少や過疎化が進展する中、中小企業は、**経営者の高齢化等の大きな構造変化に**直面。
○ 2025年には、70歳を超える中小企業の経営者は約245万人、うち**約半数の127万人(日本企業全体の1/3)が後継者未定。**
○ **企業数**は小規模事業者を中心に**減少傾向**を強めている。倒産件数が減少傾向を続ける一方で、**経営者の高齢化や後継者不足**を背景に**休廃業・解散件数は年々増加傾向**にある（新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年の休廃業・解散件数は過去最多を更新する勢いで増加）。また、休廃業している企業のうち**半数以上は黒字企業。**

【図3-1】中小企業の経営者年齢の分布（法人）

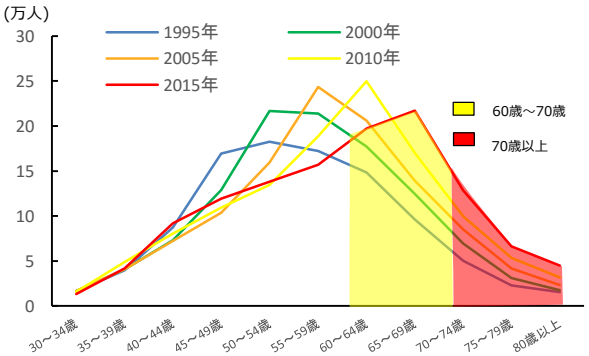

出典：平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工

【図3-2】中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢

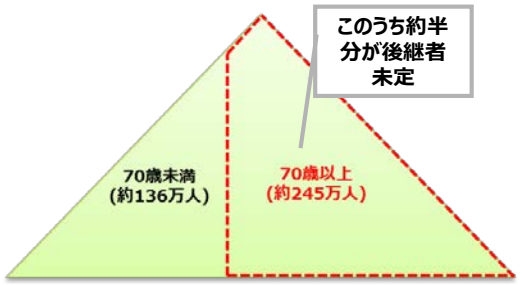

出典：平成28年度総務省「個人企業経済調査」、
平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

【図3-３】企業数の推移

出典：中小企業白書（2020年）

【図3-４】休廃業・解散件数、倒産件数の推移

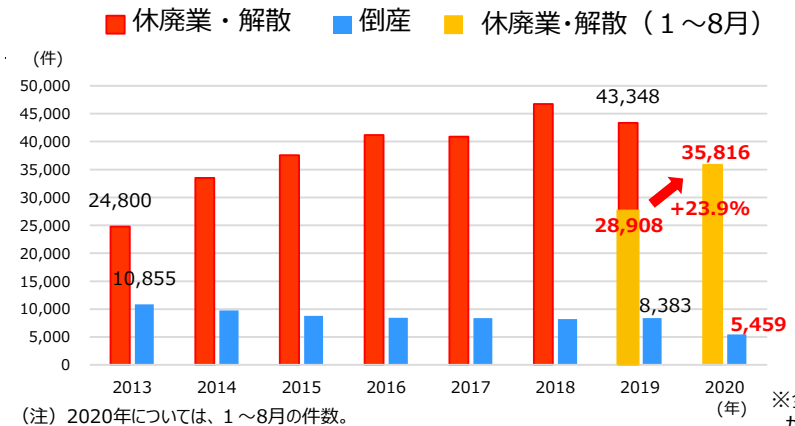

(注) 2020年については、１～8月の件数。
出典：(株)東京商工リサーチ「倒産月報」、
(株)東京商工リサーチ「2019年「休廃業・解散企業」動向調査」

【図3-５】倒産・廃業の理由（複数回答）

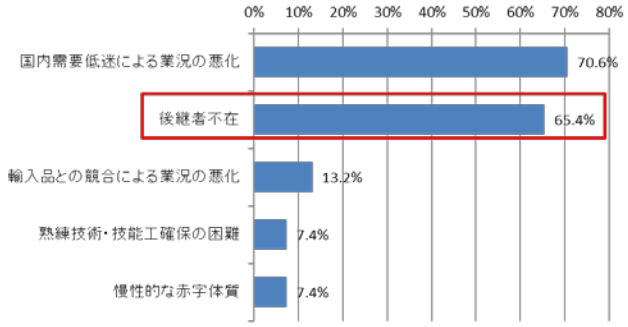

※全国578の産地を対象にし、263の産地(西陣織 益子焼、川口鋳物等)からの回答を元に調査。
出典：平成27年日本総研株式会社委託調査

【図3-6】休廃業・解散企業における当期純利益比率（2019年）

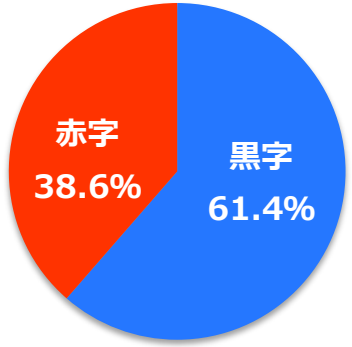

出典：(株)東京商工リサーチ「2019年「休廃業・解散企業」動向調査」を再編加工

中小企業の課題①（新陳代謝の促進②）

○ 経営者の高齢化・後継者不足に対応するため、第三者承継や事業譲渡（M＆A等）による**事業承継の円滑化**が喫緊の課題。
○ 他方、**我が国の開業率・廃業率は諸外国と比べて低い水準**であり、**起業家の数も減少**している。中小企業の**新陳代謝を促進するため**には、**成長分野や成長企業への人材・資源の移転の促進や新規創業者支援の在り方が重要。**
○ **事業承継や新規創業のし易い環境整備に注力**するとともに、**予算面でも支援を重点化していくべき**ではないか。

【図４-1】開廃業率の国際比較

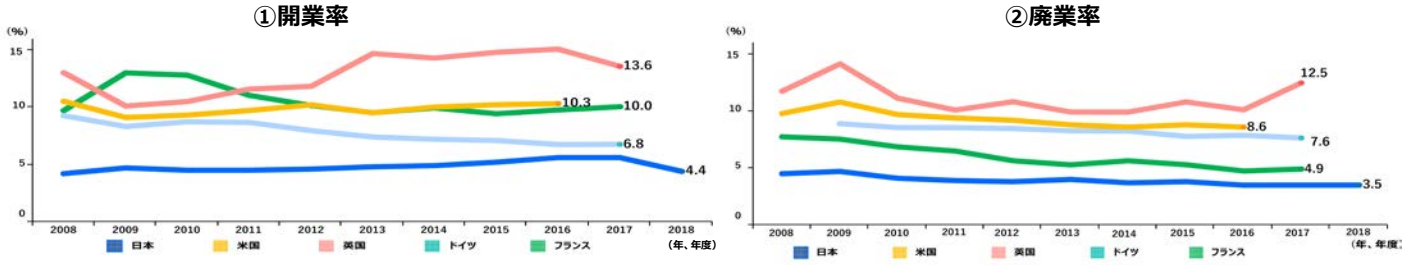

出典：日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」、米国：United States Census Bureau「The Business DynamicsStatistics」、英国・ドイツ・フランス：eurost
(注)1.国によって統計の性質が異なるため、単純に比較することはできない。
2.開業率（日本）＝当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数/前年度末の適用事業所数×100
3.廃業率（日本）＝当該年度に雇用関係が消滅した事業所数/前年度末の適用事業所数×100

【図４-2】起業の担い手の推移

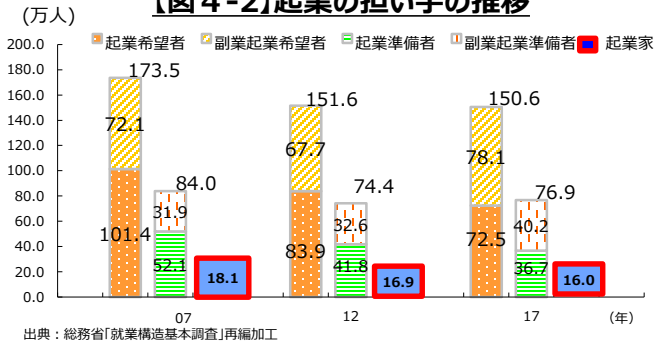

出典：総務省「就業構造基本調査」再編加工
(注)ここでいう「起業家」とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は「会社等の役員」又は「自営業主」と回答し、かつ「自分で事業を起こした」と回答した者をいう。なお、副業としての起業家は含まれていない。

【図４-3】事業承継（第三者承継）のフローと具体的な支援策の例

機運醸成・環境整備

売却を躊躇
- ●事業承継の機運醸成
- ●地域金融機関・民間仲介事業者との連携強化等

情報不足
- ●事業引継ぎガイドライン

マッチングの円滑化

個人保証
- ●経営者保証解除パッケージ

相手の不在
- ★事業引継ぎ支援センターの体制強化
- ★官民による事業承継ファンドの積極活用
- ●中小企業投資育成を通じたMEBO※の支援

※経営陣と従業員による自社株買収

マッチング後の取組支援

マッチング後の事業化・経営戦略
- ★事業承継補助金の充実化
- ★事業承継ネットワークの体制強化

後継者の教育
- ★承継トライアル事業

マッチング後の税・資金負担
- ◆登録免許税・不動産取得税の軽減
- ◆事業承継税制
- ●金融支援(信用保証・公庫融資の特例)

★…予算事業、◆…税制、●…その他（制度等）

【図４-4】事業承継補助金

例　**経営者交代タイプ**

経営者交代による承継後の新たな取組を補助

<先代経営者>　<後継者>

事業承継
廃業費用を上乗せ補助

- 経営者交代・M＆Aを通じた事業承継を契機として経営革新等に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費等を補助。
- 経営資源を譲り渡した事業者が、残った経営資源の廃業等を行うための費用を補助。

（経営者交代タイプの一般的な補助率等）

補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合	合計
1/2	225万円	+225万円	450万円

【図４-5】事業引継ぎ支援センター

後継者不在の中小企業のマッチング支援を行う。全国47都道府県に設置。
平成23年の発足以来、年々実績を上げ、3千件以上の事業引継ぎを実現。

後継者不在中小企業等 → 相談 → **事業引継ぎ支援センター** ← 相談 ← 譲受希望企業等

↓

マッチング

※ 出典：図4-3～4-6は中小企業庁作成資料を一部改変。

【図４-6】新規創業者に対する支援の例

意識改革

○ 起業家教育など意識向上に向けた取組
- 起業家教育のモデル事業の実施、標準カリキュラムの作成、出前授業等に協力する起業家リストの公表。
- JVA(Japan Venture Awards)、JCG(Japan Challenge Gate)などの表彰・イベント。

資金調達

○ 日本政策金融公庫による創業者への融資制度
創業者に対して3,000万円を限度として無担保・無保証での貸付を実施。

○ 事業者向け補助金
持続化補助金：小規模事業者が経営計画に沿って販路開拓等に取組むための経費の一部を補助。(上限50万円・特定創業支援等事業を受けた**新創業者については上限100万円**)

(注)その他の支援の例は参考資料３を参照。

中小企業の課題②（生産性向上①）

○ 中小企業の**労働生産性は1990年代から横ばい**で推移しており、**大企業との差は拡大傾向。生産性の向上**は引き続き課題。
○ 生産性向上のための設備投資等への補助金を措置しているところ、**ものづくり補助金等については、昨年の建議を受け、KPIを生産性向上に資するように変更**するとともに、補助要件として**賃上げ要件を導入**する等の見直しを実施（参考資料４）。
○ IT装備率と労働生産性には相関関係があるが、中小企業は大企業に比べて、**IT装備率及び労働生産性が低い。**
○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークの導入など、中小企業の**デジタル化・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の促進が喫緊の課題であることが再確認。**
○ IT導入補助金等について、**真に中小企業のデジタル化・DXに資するメニュー等に重点化していくべき**ではないか。

【図５-１】中小企業の労働生産性

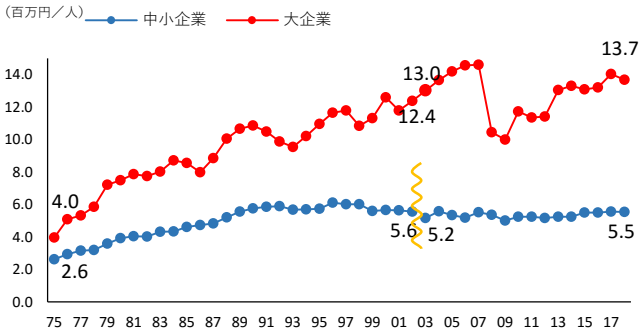

出典：財務省「法人企業統計年報」再編加工
(注)1. 労働生産性＝付加価値／従業者数。2.大企業とは資本金１０億円以上の企業をいう。
３.中小企業とは、75～02年においては資本金1千万円以上1億円未満の企業を、03～18年においては資本金１億円未満の企業をいう。

【図５-２】労働生産性の推移（2003年度～2018年度）

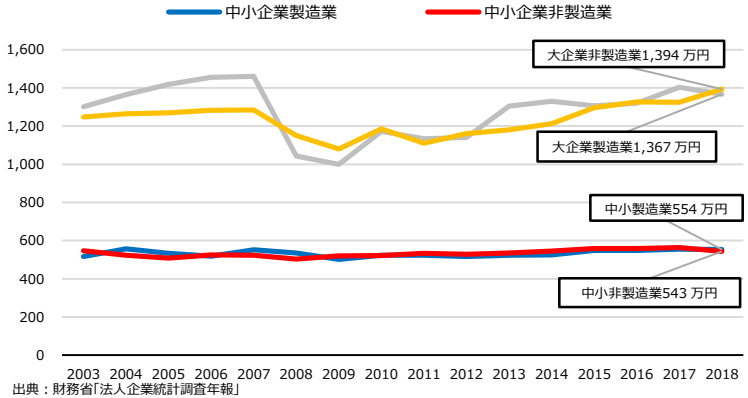

出典：財務省「法人企業統計調査年報」
(注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
2.平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

【図５-３】中小企業生産性革命推進事業

複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」を創設し、**設備投資、IT導入、販路　開拓等の支援を一体的かつ機動的**に実施。

①補助事業の一体的かつ機動的な運用

ものづくり補助金	持続化補助金	IT導入補助金
補助額 **100万~1,000万円** 補助率 **中小 1/2 小規模 2/3** 〈目標〉・付加価値額９％以上向上 ・給与支給総額４．５％以上向上等	補助額 **～50万円** 補助率 **2/3** 〈目標〉本事業により、販路開拓につながった事業者の割合を80%	補助額 **30万~450万円** 補助率 **1/2** 〈目標〉労働生産性９％以上向上

②先進事例や支援策の周知・広報

③相談対応・ハンズオン支援

出典：中小企業庁資料を一部再編加工

【図５-４】IT装備率・労働生産性（2018年度）

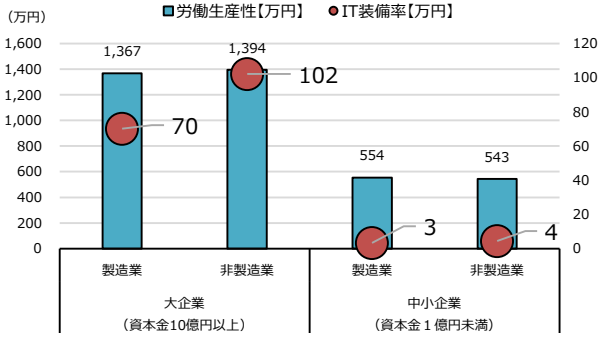

※１　IT装備率＝IT資本ストック（無形固定資産ソフトウェア）÷従業員数
※２　大企業は資本金10億円以上の企業、中小企業は資本金１億円未満の企業としている。
出典：財務省「法人企業統計（金融保険業、農林水産業を除く全産業）」を基に作成

【図５-５】在宅勤務・リモートワーク実施状況

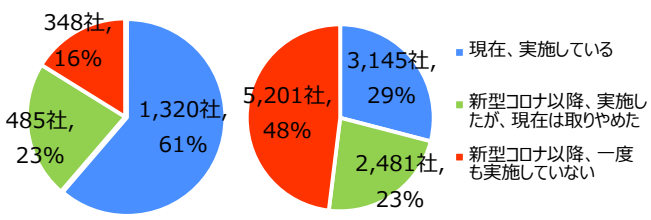

※インターネットによるアンケート調査（ 2020年8月28日～9月8日）
出典：東京商工リサーチ「第8回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」再編加工

【図５-６】IT導入補助金のメニュー例

	導入したITツール	結果
卸売・小売業	ロボット型接客ツール	スタッフの代わりに接客を行うロボットを導入。 観光客への商品の説明はロボットが担うことで、スタッフは商品作成に専念可能となり作業効率向上。
卸売・小売業	越境ECサイトツール	海外向けネット販売を開始。
建築	会計ソフト	会計ソフトの導入。 税理士の訪問回数年間3～4回から2～3回へ短縮。
卸売・小売業	カラー図面作成ツール （新バージョンへの更新）	PCで受注生産品完成イメージ画像の作成。 依頼から商談までリードタイム50%短縮。
宿泊	宿泊予約サイトへの一括登録システム	自旅館の予約サイトへの一括登録が可能。 登録業務時間20時間/月から7時間/月に短縮。
卸売・小売業	HP作成ツール	自社のHPを改良しHPの機能を抜本的に改善。 売上が前年比1.5倍に増加。

中小企業の課題②（生産性向上②）

○ **企業規模と労働生産性には相関関係**があり、**企業規模の拡大は重要**と考えられる。

○ しかし、中小企業から**中堅企業へ成長した企業数は、**例年300件程度と中小企業者数に比して**低調。中小企業にとどまる方が政府の支援策のメリットが大きい**などの要因が**中小企業の成長を阻害している可能性**が指摘されている。

○ 中小企業基本法上、**「資本金」又は「従業員」のいずれかの基準**を満たしていれば中小企業と扱われるが、中には大企業並に**多額の売上高がありながら、中小企業となっている企業**も存在。

○ 中小企業向け補助金については、**政策目的を踏まえて適切に対象の絞り込み**を行い、**真に支援が必要な者に支援を重点化していくべき**ではないか。（例：昨年10月から今年６月末まで実施されたキャッシュレス・ポイント還元事業では、中小企業者全てを対象とせず、**大企業の子会社等や課税所得の平均額が一定以上の者については対象から除外。**）

【図６-1】企業規模別に見た、労働生産性の分布（単位：万円）

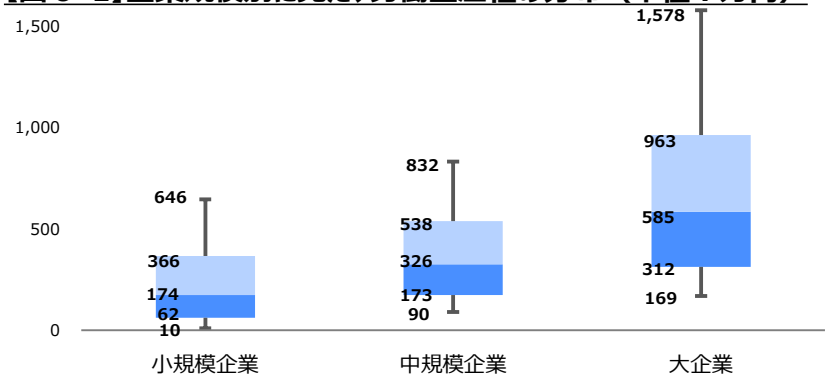

出典：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工
（注）企業の規模区分は中小企業基本法による（中規模企業は中小企業から小規模企業を除いたもの）。また、数値は上から90パーセンタイル、75パーセンタイル、中央値、25パーセンタイル、10パーセンタイルの値となっている。

【図６-2】中小企業から中堅企業に成長する企業数の推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
企業数	300	299	279	293	301	303	344	320

出典：(株)東京商工リサーチデータベースより作成

【図６-3】中小企業へとどまりたい主な理由

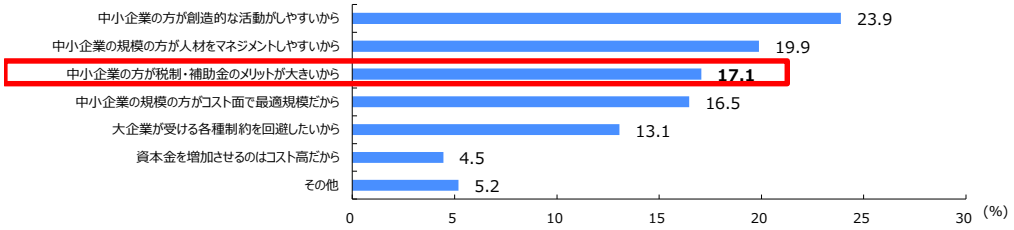

出典：2018年版 中小企業白書を一部改変（注）ここでいう大企業とは非中小企業を指す（中堅企業は大企業に含まれる）。

【図６-4】資本金・従業員数別の企業者数（製造業）

資本金	従業員数	企業数
3億円以上	300人以上	2,048
	300人未満	2,041
3億円未満	300人以上	1,500
	300人未満	240,764
合計		246,353

※ 赤枠中の事業者は、資本金又は従業員数が基準以上であるが、中小企業者と分類される。
出典：平成28年経済センサス活動調査　（注）会社についての集計。会社以外の法人及び個人事業者の分は含んでいない。

【図６-5】中小企業として扱われるケース

	A社	B社	C社
資本金	3,000万円程度	1億円程度	90億円以上
従業員数	5,000名程度	4,000名以上	40名程度
売上高	7,000億円以上	1,500億円以上	150億円以上

【図６-6】政策目的を踏まえ補助対象者要件を絞り込んだ例

キャッシュレス・ポイント還元事業（注１）

中小・小規模事業者のうち、下記の事業者は対象外。

①**資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者**。

②登録申請時において、確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の**課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者(注2)**。

注1:キャッシュレス決済推進を目的とした事業。中小企業者は５%ポイント還元、端末費用２/3補助。

注2:租税特別措置法における中小企業向け特例措置については、課税所得が過去３年平均で15億円を超える企業には適用されない。

新型コロナウイルス感染症対策①

○　新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小事業者等への支援策として、**①持続化給付金の創設、②家賃支援給付金の創設**、及び**③資金繰り支援の拡充**、等の危機対応を実施。
○　中小企業の**売上が大幅に減少**する中、コロナ関連倒産が一定程度発生しているものの、**一連の対策等が抑制要因として働き、倒産件数は、低い水準**にとどまっている。

【図7-1】中小企業　売上実績（前年同月比区分別構成比の推移）

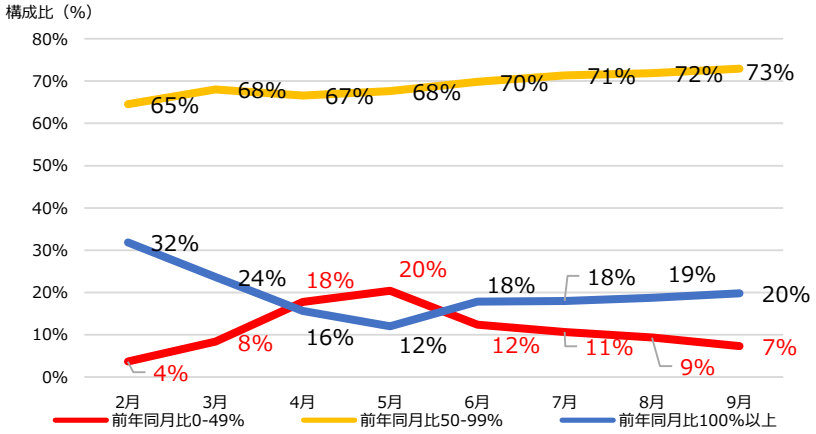

出典：東京商工リサーチ「新型コロナウイルスに関するアンケート調査（2020年3/12公表、4/10公表、5/15公表、6/16公表、7/14公表、8/18公表、9/15公表、10/20公表）」を基に作成

【図7-2】全国企業倒産件数　（毎年１～９月の合計）

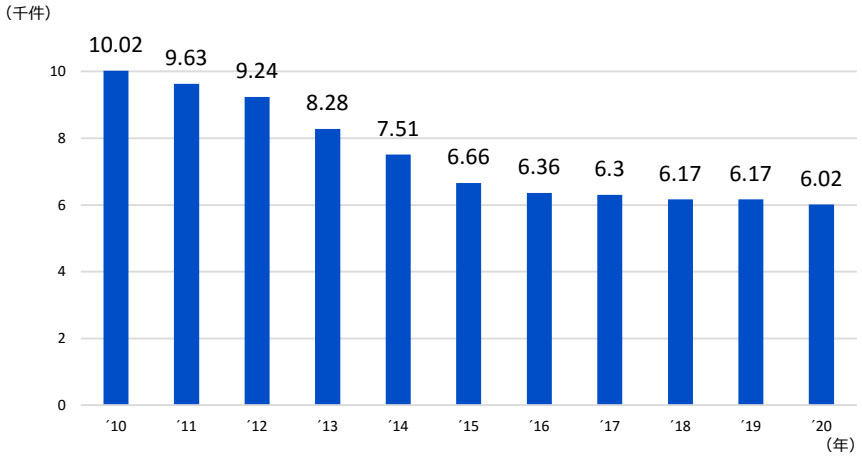

出典：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」を基に作成。

【図7-3】主な支援策の概要

施策	事業規模	施策概要	進捗状況
持続化給付金	R2 1次補正 約2.3兆円 R2 2次補正 約1.9兆円 R2 予備費 約0.9兆円	売上が大きく減少した事業者に、中小法人200万円、個人事業者等100万円を上限に給付。 申請期限：令和3年1月15日（金）	・給付件数:約**362**万件 ・給付金額:約**4.7**兆円 （10/21時点）
家賃支援給付金	R2 2次補正 約2兆円	売上が大きく減少したテナント事業者に、地代・家賃の負担を軽減する給付金を支給。法人は最大100万/月×6ヵ月分、個人事業者は最大50万/月×6か月分を給付。 申請期限：令和3年1月15日（金）	・給付件数:約**37**万件 ・給付金額:約**3,200**億円 （10/21時点）
資金繰り支援	R2 1次補正等 約46兆円 R2 2次補正 約94兆円 （国費 約15兆円 うち出資金 約11.8兆円 うち利子補給等 約3.7兆円 財投 約47.7兆円）	日本政策金融公庫等や民間金融機関を活用した資金繰り支援。 （主なメニュー） ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 （令和3年3月31日まで） ・危機対応融資 （令和3年3月31日まで） ・特別利子補給制度 （新型コロナウイルス感染症特別貸付などによる貸付を受けた事業者の申請期限は令和3年12月31日まで） ・セーフティネット保証4号 （令和2年12月1日まで延長） ・セーフティネット保証5号 （令和3年1月31日まで） ・危機関連保証 （令和3年1月31日まで） ・信用保証付き融資の保証料・利子減免 （信用保証協会への申し込みは令和2年12月31日まで、民間金融機関からの貸付の実行は令和3年1月31日まで） 等	（日本政策金融公庫等） ・承諾件数:約**70.3**万件 ・金額:約**13.6**兆円 （10/21時点） （民間金融機関） ・承諾件数:約**127.6**万件 ・金額:約**24.8**兆円 （10/21時点） （うち、実質無利子・無担保融資） ・承諾件数:約**86.6**万件 ・金額:約**14.6**兆円 （10/21時点）

新型コロナウイルス感染症対策②

○　新型コロナウイルス感染症対応のための**支援策は、緊急時の対応。**新型コロナウイルス感染症の下での経済の動向も見つつ、以下のとおりとする必要。
○　**持続化給付金及び家賃支援給付金**については、**予定どおりに終了させ、仮に支援を継続する場合**には、**業態転換や事業の多角化といった前向きな取組を行う中小企業に特化した支援とすべき。**
○　**資金繰り支援**についても、緊急事態における**中小企業の事業の継続を支援する点で意義が認められる。**他方、**支援の長期化は**中小企業の**新陳代謝を著しく阻害するおそれ**があるところ、**緊急時の対応から、ウィズコロナ/ポストコロナ社会に対応するための前向きな取組に対する支援への移行を検討すべき。**

【図8-1】中小企業向け資金繰り支援（コロナ対応）

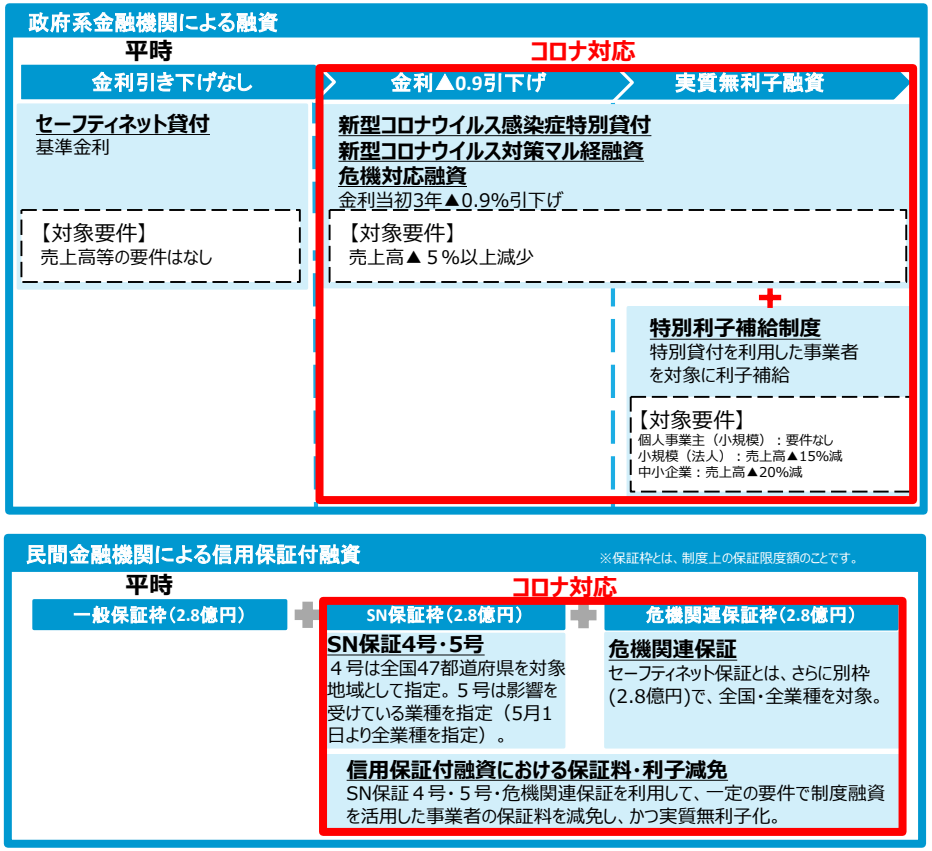

【図8-2】中小企業向け資金繰り支援（リーマンショック対応）

リーマンショック時の施策	主な支援内容	実施期間
政府系金融機関による融資		
セーフティネット貸付	金利引下げ（リーマン時最大▲0.5%）。 ※状況を見ながら利下げ幅を調整。 貸付限度額（4.8→7.2億円）。	2008年10月～2018年4月 ※東日本大震災、円高・デフレ対策等、その時々の状況も勘案。
危機対応融資	原則、セーフティネット貸付と同様のスキーム。	2008年12月～2011年3月
民間金融機関による信用保証付融資		
セーフティネット保証5号の拡充	指定業種を段階的に拡大、2010年2月に全業種を指定。 ※全業種指定は2012年11月に解除	2008年10月～2014年3月

※　平成30年4月より、危機関連保証の創設や、不況業種に対するSN保証5号の保証割合の引下げ（100%→80%）など信用補完制度を見直し。

外交政策の柱と令和３年度概算要求

資料Ⅱ－８－１

外交政策の柱

【柱１】人間の安全保障の危機である新型コロナウイルス感染症を克服するとともに、ポスト・コロナを見据えた取組を進める
（１）新型コロナウイルス感染症の克服
（２）ポスト・コロナに向けた取組

【柱２】我が国と我が国の安全を守るべく「力強さ」のある外交を推進する
（１）安保・経済両面での国際秩序の強化、我が国が主導する新たなルール作り
（２）危機的状況下でも機能する外交・領事実施体制の構築

【柱３】国際社会との連携・協力を一層進め、「包容力」のある外交を推進する
（１）国境を越える課題への対応とグローバル・ガバナンスの強化
（２）戦略的対外発信・情報収集の強化

令和２年度当初予算と令和３年度概算要求の比較

下記のうち「新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費」：合計953億円

注：単位：億円。四捨五入の関係上、合計額に不一致あり。

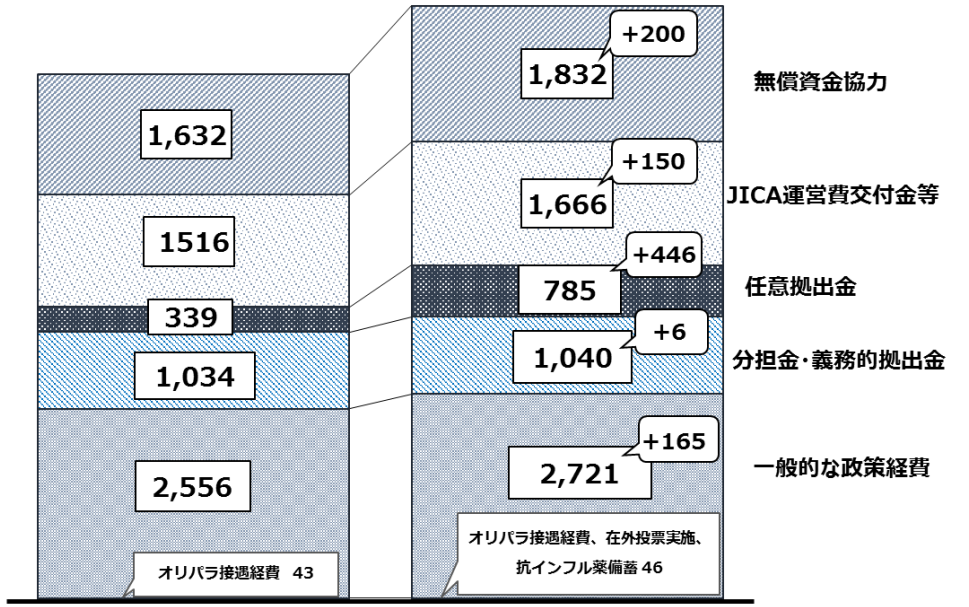

令和２年度予算	令和３年度概算要求
7,120億円	**8,090億円**
うちODA予算： 4,429億円	5,264億円
※1ドル110円	※1ドル109円

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2020（令和２年７月17日閣議決定）抄
第３章「新たな日常」の実現　～　５．新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現
感染症の拡大に伴い、一国主義や反グローバル化の傾向が強まり、自由貿易体制をはじめとする今後の国際秩序に大きく影響する可能性がある。（中略）今後、世界各国が「新たな日常」に向けた取組を模索する中で、**我が国がそのフロントランナーとなり、デジタル化や貿易・投資、気候変動等を含めたグローバルな諸課題に対し、国際協調や連帯を通じて、世界をリード**する。また、経済安全保障の観点も踏まえつつ、強靭な経済・社会構造を構築する。このような取組を進める前提として、**「自由で開かれたインド太平洋」を推進**しつつ、基本的価値を共有する国々との協調・連携を強化し、**在外邦人の保護を強化**するとともに、**引き続き必要となる外交実施体制の整備を推進**する。（後略）

（出所）外務省「令和３年度概算要求の概要」、内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2020」等から作成

我が国ODAの動向　―ODAの規模―

○　ODAの規模は、途上国への支援を総体的に見る観点から、予算ではなく事業量を基準に考えることが適切。ODA事業量は円借款の拡大傾向の中、足下で過去最大となっており、過去の円借款からの回収金も高い水準が続くことが見込まれる。

○　上も踏まえ、ODA予算は、規模の拡大を図るのではなく、真に必要な地域・分野に重点化すべき。

一般会計当初ODA予算

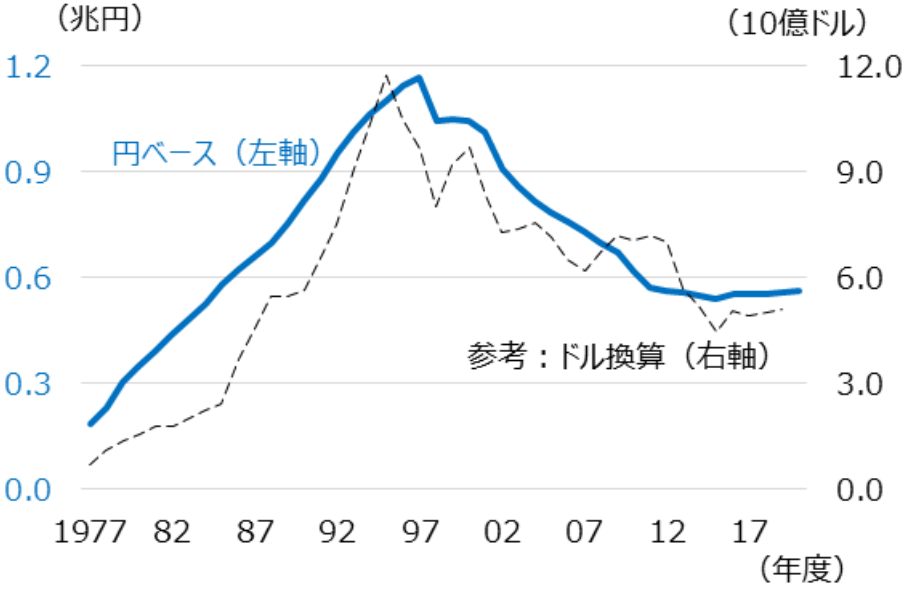

（出所）外務省「一般会計ODA当初予算の推移」等から作成
（注）一般会計ODA予算は、無償資金協力や技術協力といった二国間贈与（4,195億円）、JICA向け出資金（466億円）、国際機関への出資・拠出（949億円）からなる。

ODA事業量見込の推移

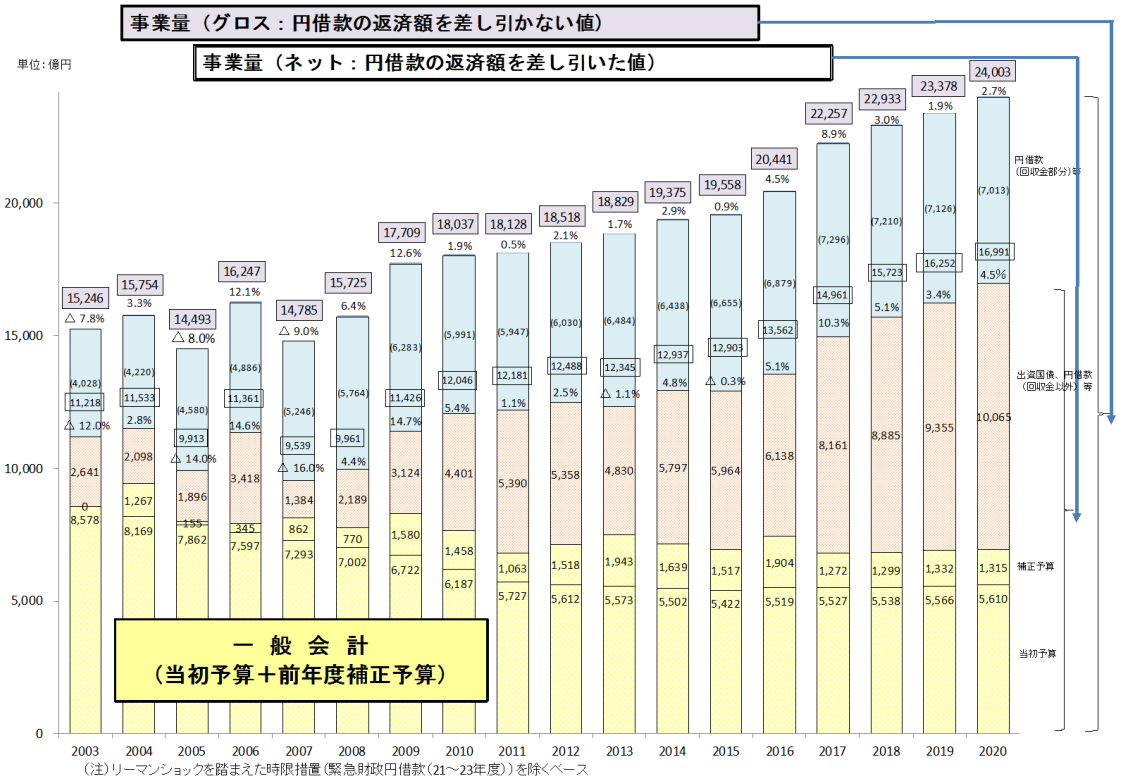

（出所）各年度予算等から作成

ODAをめぐる動き

○　ODAをめぐっては近年様々な動きが見られる。例えば、①開発途上国への資金の流れは民間資金がODAを含む公的資金を大きく上回り、②ミレニアム開発目標を発展させる形でSDGsが採択され（2015）、③ODAの計測方式が改定される中で我が国のODAがより適切に評価され（2018）、④コロナ禍の中で英国のODAの実施体制が変更された（2020）。

○　こうした動きも踏まえながら、効率的・効果的なODAの在り方について絶えず見直すことが重要。

①　日本の途上国向け資金（ネット）

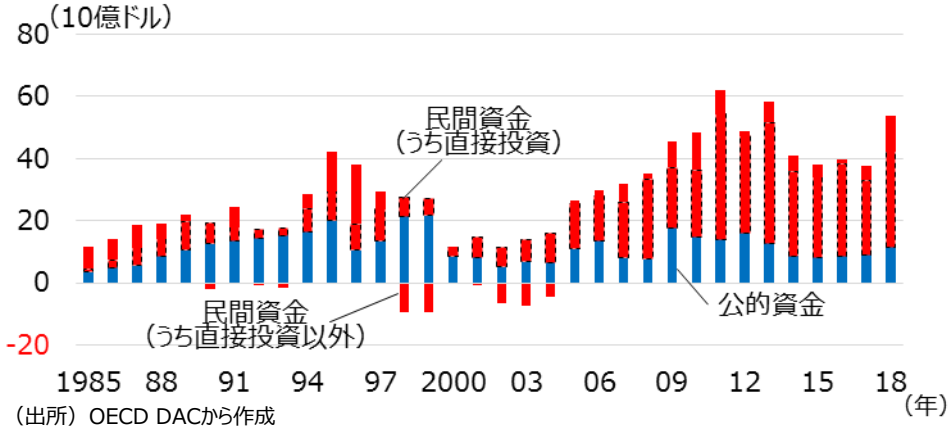

（出所）OECD DACから作成
（注）公的資金はODAとOOFの合計、民間資金は非営利団体による贈与を含む。

②　SDGs（持続可能な開発目標）

・「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015年９月の国連サミットで採択

（出所）外務省「JAPAN SDGs Action Platform」HPから作成

③　ODA計上方式の改定（2018年）

・OECD開発援助委員会（DAC）では、従来の純額（ネット）方式に代えて、贈与相当額計上方式を導入

・従来方式では過去の借款の返済額がマイナス計上され支出額が相殺されていたが、新方式では総額（グロス）の借款額のうち贈与に相当する額をODAに計上

・我が国は途上国に多額の円借款を行っているため、2018年のODA実績は、従来方式と比べ、約４割増

（出所）外務省「2019年版開発協力白書」から作成

④　ODAをめぐる英国の動向（2020年）

・今年９月、ODAを担当する国際開発省（DFID）は外務・英連邦省に統合、外務・英連邦・開発省に改組

・対GNI比0.7%との目標は維持しつつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済の悪化に対応して、2020年度のODA支出を29億ポンド削減する計画を決定

（出所）英国政府HPから作成

無償資金協力①

○　コロナの更なる拡大を防ぐ緊急の必要性から、本年度第１次補正予算（4/30成立）では、途上国における拡大の防止・予防のための支援として、無償資金協力予算が530億円計上。

○　危機対応であったため昨年の財審で指摘された予算配分の大枠に則ったものとはならなかったものの、執行にあたっては各段階で迅速化のための措置を講じ、所要期間を大幅に短縮。

補正予算（新型コロナ感染症対策）実施の迅速化について

案件形成過程における迅速化措置①
リスト提示によるプッシュ型支援等

- 通常、要請主義の原則に基づき、先方政府の具体的な要請を待ち、案件形成を行うが、今次支援では、例外的に日本側から円滑に供与可能な機材リストを提示し、先方のニーズとのマッチングを迅速化。
- 日本国内手続きの迅速化。

→要請から閣議決定及びENまで、通常10週間程度を要するが、最短で3．5週間程度まで短縮

調達段階における迅速化措置②
見積合わせ方式の採用等

- 通常、一般競争入札方式を採っているが、今次支援では、一定の競争性を確保しつつ、迅速な調達が可能な見積合わせ方式を採用。
- 調達可能な機材から順次輸送・引き渡しを実施。

→EN締結から調達物資の輸送まで、通常24週間程度を要するが（＊機材による）、最短で5．5週間程度まで短縮

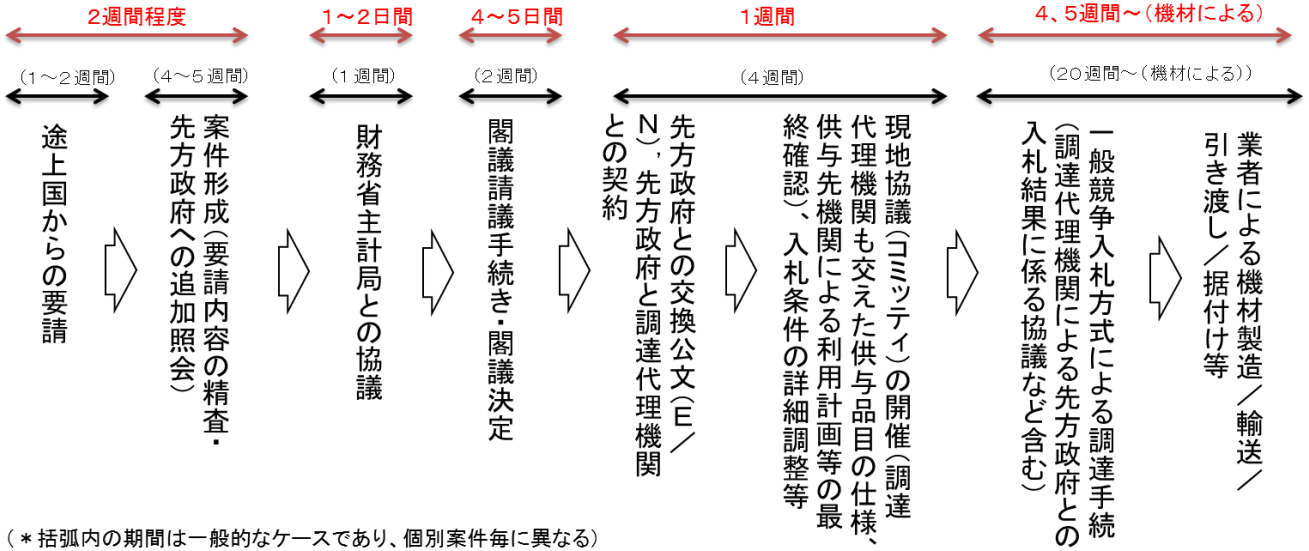

（＊括弧内の期間は一般的なケースであり、個別案件毎に異なる）

（出所）外務省資料

マーシャルでの機材引渡式の様子（7/29）

（出所）在マーシャル日本国大使館HP
（注）マーシャルとの交換公文の署名は6月11日。約50日での引渡しは、通常の期間の1/3以下（※機材による）。

無償資金協力②

○　無償資金協力は、予算編成段階では個別の事業を積み上げることは難しいため、予算総額の議論に傾きやすく、メリハリ付けの議論が行われにくい状況にあることには変わりない。

○　「対象地域と支援分野」の予算配分の大枠を引き続き設定するとともに、執行実績の情報を経年比較可能な形で蓄積し、予算の効率化につなげていく必要（技術協力についても同様）。

（単位：億円）

2019年度（R1）		分野					計	（参考）	
		教育分野	保健医療分野	水・環境分野	道路・港湾・通信等分野	その他		2018年度（H30）	2017年度（H29）
地域	東アジア地域	79.4	47.7	52.7	78.4	156.5	414.7	425.1	544.2
	大洋州地域	4.3	1.7	1.0	15.8	41.7	64.5	183.9	73.7
	南アジア地域	37.7	22.1	26.8	24.2	75.8	186.7	170.7	213.1
	中央アジア・コーカサス地域	8.5	12.2	0.6	10.1	28.6	60.0	52.7	80.7
	中南米地域	5.4	13.5	31.9	21.9	60.1	132.8	151.9	115.2
	中東・北アフリカ地域	18.7	46.6	3.2	0.0	105.6	174.0	218.2	205.2
	サブサハラ・アフリカ地域	73.2	53.8	54.1	203.2	264.1	648.3	559.8	585.2
	欧州地域	1.3	2.1	0.5	0.0	2.5	6.3	9.8	7.4
計		228.5	199.8	170.7	353.6	734.8	1,687.4	1,772.1	1,824.8
（参考）	2018年度（H30）	162.5	148.1	269.9	451.3	740.4	1,772.1		
	2017年度（H29）	160.7	212.7	179.2	326.2	946.0	1,824.8		

（出所）財政制度等審議会「令和２年度予算の編成等に関する建議」資料Ⅱ-8-4を更新

国際機関への任意拠出金

○　国際機関等の知見を活用し我が国が重視する外交課題に対応させるため、任意拠出金を支出。過去の建議も踏まえて、外務省は平成27年度から国際機関等への任意拠出金等に対する評価を行っている。

○　今回のコロナ危機下でトップマネジメントの重要性が再認識された。我が国が国際機関において影響力を発揮する観点から、邦人が幹部に登用されることが重要。国際機関等への拠出金に対しては、例えば人材育成に係る長期的な方針の有無も評価基準とし、よりメリハリのついた拠出につなげることも検討すべき。

任意拠出金に関するこれまでの財審建議での主な提言

- ✓ 評価の客観性・透明性を一層向上させるべき。評価の根拠をより具体的にすべき。定量的評価（国際機関の邦人幹部職員数、日系企業からの調達規模等）の導入にも努めるべき
- ✓ 優先度が分かるよう、評価項目ごとの評価基準と結果を開示すべき。拠出金の重点化を図るべき
- ✓ 拠出先の国際機関が我が国の国益に資するものとなるよう働きかけを一層進めていくべき。邦人職員の採用やそのための人材育成が重要

（出所）各年の財政制度等審議会建議から作成

国際機関等への拠出金等に対する評価　最近の結果

	28年度評価（㉙要求）	29年度評価（㉚要求）	30年度評価（㉛要求）	元年度評価（②要求）	２年度評価（③要求）
A	22　(254)	23　(237)	13　(214)	16　(514)	N/A
B	47　(123)	49　(97)	54　(98)	59　(125)	N/A
C	5　(1)	4　(1)	8　(5)	3　(0.4)	N/A
D	0　(-)	0　(-)	0　(-)	1　(0)	N/A
合計	74　(378)	76　(334)	75　(317)	81　(640)	N/A

（出所）外務省資料から作成。左は事業数、右のカッコ内は金額（億円）
（注）令和２年度評価は、新型コロナ感染症の拡大の影響を受けた各機関の状況を踏まえ、実施せず。
令和元年度評価からはB評価が新たに細分化されており、B+が11、Bが44、B-が4。

国際機関等への拠出金等に対する評価　基準

1　国際機関等の活動の成果・影響力
1-1 当該機関の戦略目標，基本的な目標・計画・重点分野，関連する国際課題（SDGsの関連ゴール・ターゲット，国際基準・規範の形成等）等
1-2 1-1に基づく取組・活動（他の国際機関との連携等を含む。）
1-3 1-2の進捗・実績及びそれによって得られた成果
1-4 （イヤマーク拠出のみ）イヤマーク拠出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果

2　日本の外交政策上の有用性・重要性
2-1 関連する日本の重要政策，外交戦略・重点分野等
2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該拠出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献
2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保
2-4 当該機関との間での要人往来，政策対話等
2-5 日本企業，日本のNGO・NPO，地方自治体，大学等との関わり

3　組織・財政マネジメント
3-1 会計年度　3-2 機関全体の財政状況
3-3 本拠出の会計報告（イヤマーク拠出分のみ）　3-4 監査
3-5 組織・財政マネジメント（人事・予算・調達等）に係る問題の概要・対応ぶり，更なる改善への取組・成果

4　日本人職員・ポストの状況等
4-1 日本人職員数 （原則，各年12月末時点，専門職以上。）
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績
4-4 その他特記事項

（出所）外務省「令和元年度国際機関等への拠出金等に対する評価」から作成

在外公館

○　近年、大使館等の新設や、駐在官事務所※の昇格により在外公館が増加。効率的な運営のためには新設、昇格・降格、廃止の適切な管理が重要。特に、新設される在外公館や駐在官事務所が所期の目的を達成しているか定量的な検証が必要。

※駐在官事務所は、領事事務所と兼勤駐在官事務所を指す。いずれも在外公館の出先機関の扱い。

○　事前の目標設定・事後の評価・説明というサイクルがないまま、在外公館や駐在官事務所を安易に新設、昇格することは厳に慎むべき。また、設置の意義が乏しい在外公館については、降格、廃止することを含め検討すべき。

近年の在外公館の開設状況（実館）

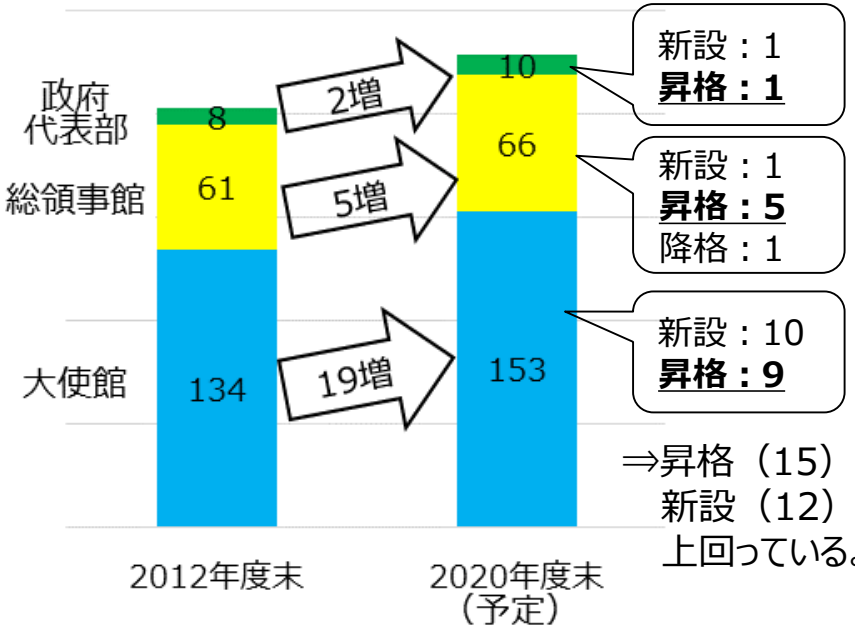

⇒昇格（15）が新設（12）を上回っている。

（出所）外務省「在外公館設置状況」等から作成
（注）「昇格」は、兼勤駐在官事務所から大使館への移行、領事事務所から総領事館への移行を指す。総領事館の「降格」は、平成25年度のベレン（ブラジル）。平成26年度以降、大使館や総領事館の廃止、降格はない。

各種指標に占める近年開設分の大使館・総領事館のシェア

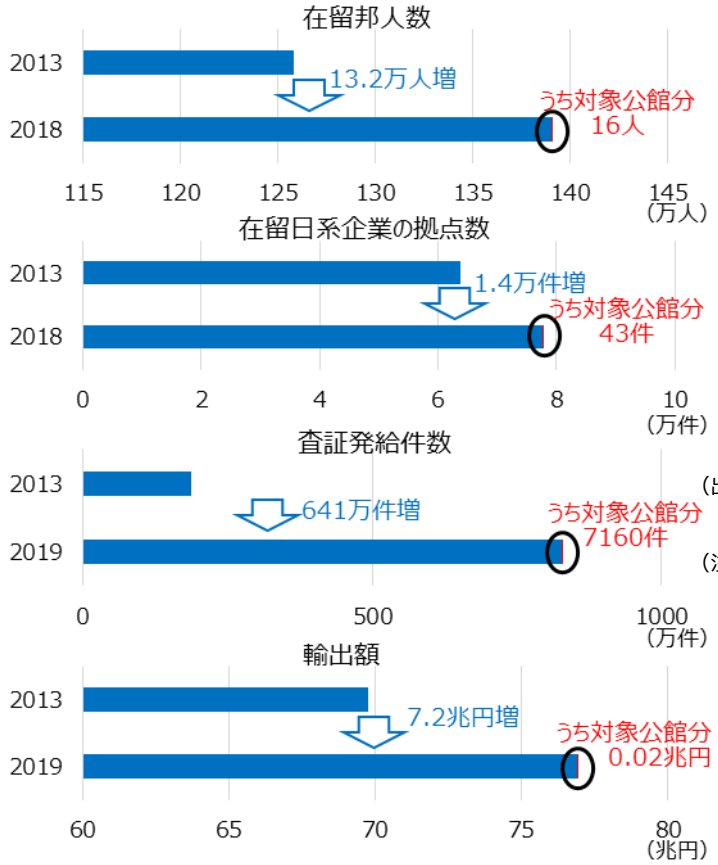

（出所）外務省「海外在留邦人数調査統計」、「査証発給統計」、財務省「貿易統計」から作成
（注）対象公館は、キプロス、アルバニア、北マケドニア、モーリシャス、モルディブ、バルバドス、モルドバ、アルメニア、ナミビア、南スーダン、ベラルーシ、サモア、ソロモン、タジキスタン、トルクメニスタン、マーシャル、アイスランド（以上、大使館）、レオン（メキシコ）、ダバオ（フィリピン）、レシフェ（ブラジル）、ベンガルール（インド）、ハンブルク（ドイツ）（以上、総領事館）。
「うち対象公館分」は、各対象公館が新設・昇格されてからの実績。

政府の情報システム予算の範囲

資料Ⅱ－９－１

○政府の情報システム関係予算は、全府省で8,000 億円程度（一般会計及び特別会計）。

【性質別内訳】整備経費：2,100 億円程度　運用等経費：4,800 億円程度、その他経費：1,100 億円程度

【情報システム関係予算の推移】

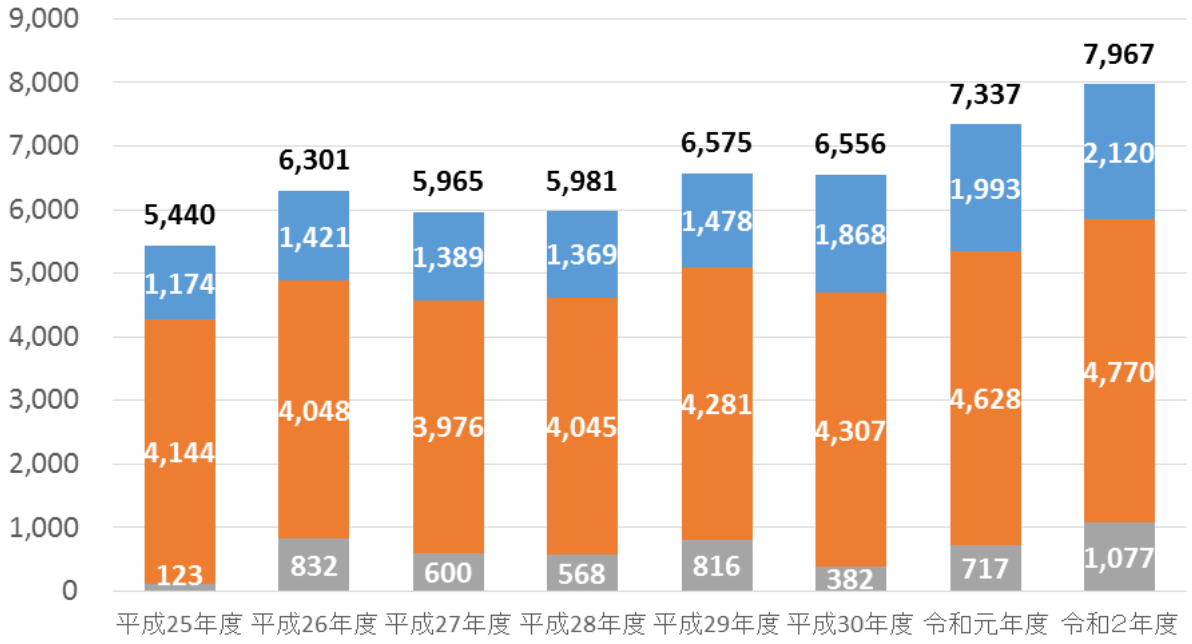

■ 整備経費　：情報システムの企画、設計・開発等に要する一時的な経費
■ 運用等経費　：情報システムの運用、保守等に要する経常的な経費
■ その他経費　：国の行政機関以外の情報システムに関係する経費及びデジタルガバメント推進のための体制整備に要する経費

【令和２年度情報システム関係予算の府省別内訳】

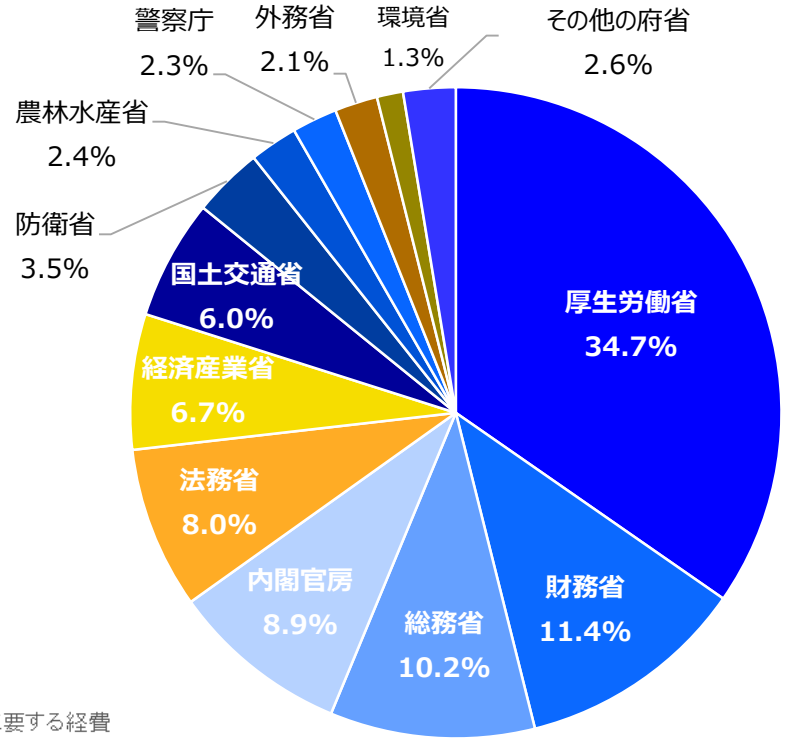

○令和３年度 情報システム関係予算（一括計上経費）概算要求は、829億円（41システム）（令和２年度は674億円（34システム））

事項要求
・マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ＷＧ等の検討結果に基づき必要となる経費

※上記のほか、「デジタル庁」（仮称）の設置準備及び設置・運営等に必要な経費を内閣官房より事項要求

予算の一括計上と一元的なプロジェクト管理

資料Ⅱ－９－２

１．予算の一括計上

○　現在、各府省が共通で利用している**「府省共通システム」**については、本年度（令和2年度）予算から、内閣官房（IT総合戦略室）の下で一括計上し、担当府省に予算を移し替えた上で執行。

※　令和3年度要求では、人事・給与関係業務情報システム、政府共通プラットフォーム、政府共通ネットワーク、官庁会計システム、マイナポータル関連システム、電子政府の総合窓口システム等を一括計上（829億円）

○　**各府省独自システム**については、**システム更改のタイミングを踏まえ**、順次クラウド化を実現していくとともに、クラウド・サービス等の利用に必要な経費を一括計上。

２．一元的なプロジェクト管理、技術的対話を取り入れた調達・契約方法の試行

○　ＩＴ室が財政当局や行政管理局と連携しつつ、**次期システムの更改の計画段階から、クラウド化の可否、関連サービスとの連携、重複投資の精査等の検証を行う**とともに、予算要求、予算執行の各段階においても合理的なシステム予算・調達が実現するよう**年間を通じたプロジェクト管理**を実施。

○　効率的、効果的な情報システム整備を行うため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を2020年度から試行的に開始。

３．達成目標

○　クラウド化、重複機能の共通化、保守性の高いシステムへの刷新等を通じ、2020年度の運用及び改修経費を、2025年度までに**3割削減することを目指す**。

⇒　一元的なプロジェクト管理を強化していくことで、政府の情報システム更改時における重複投資等に伴う非効率の解消のみならず、運用・改修経費の削減を通じた中長期的なコストの逓減を目指していくべき。

また、新規にシステムを構築をする際にも、業務改革による効果も含めた投資対効果を高めることにより、行政の効率性の向上と歳出改革の両立を目指していくべき。

我が国周辺の安全保障環境

○ 我が国周辺には、大規模な軍事力を有する国家が集中している。

○ 加速化・複雑化するパワーバランスの変化が、より重大な事態へ発展していくリスクをはらんでいる。

【北朝鮮】
-弾道ミサイル技術と攻撃能力の向上

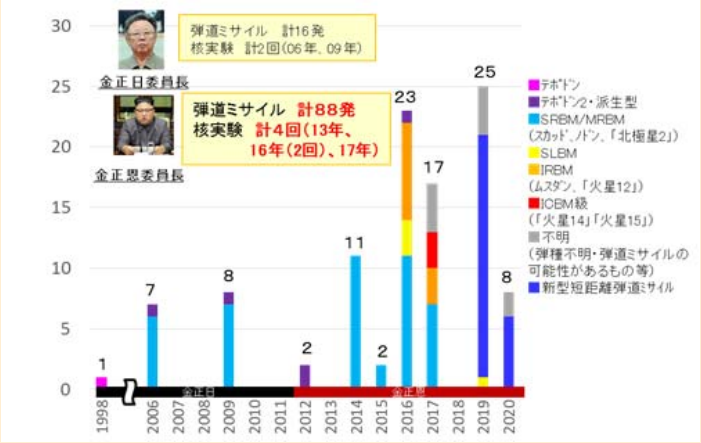

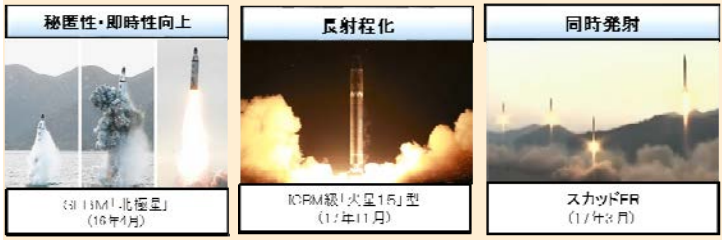

【中国】
-国防費の高い水準での増加
-海上・航空戦力や核・ミサイル戦力を中心とした軍事力を広範かつ急速に強化

【ロシア】
-北方領土・千島列島における軍備強化など、軍事活動を活性化させる傾向

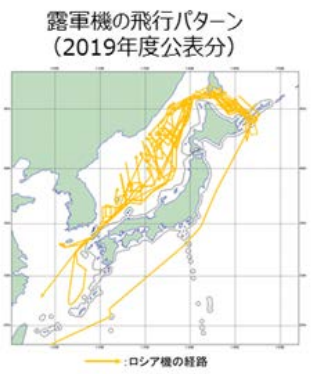

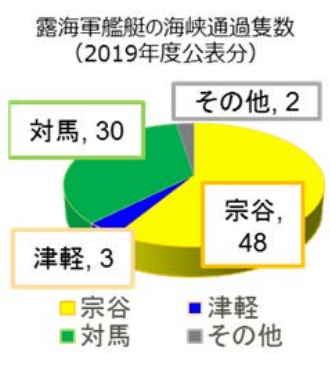

(出所) 防衛省資料より作成

中期防衛力整備計画の構造

○ 「01中期防」においては、防衛関係費を適切にマネージする観点から、新規後年度負担額を含む今後５年間で新たに契約する事業の総額（17兆1,700億円）を新たに規定し、後年度負担を適切に管理することとしている。

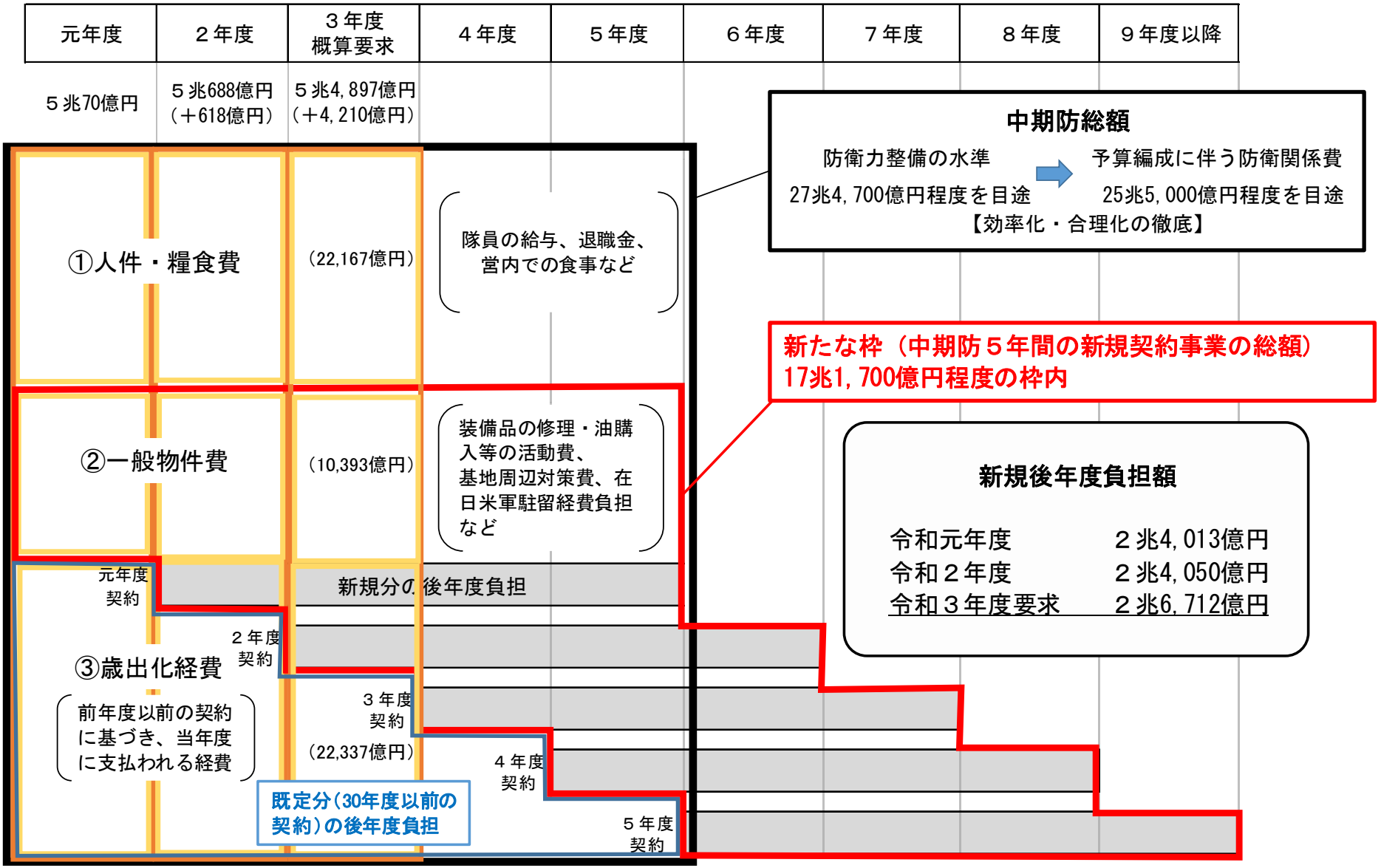

新規後年度負担額等の推移

資料Ⅱ－10－3

○ 「26中期防」以降、新規後年度負担額が歳出化経費（既契約に基づく支払）を上回り、後年度の要支払額が累増している。

（参考）３年度概算要求の新規契約額（一般物件費＋新規後年度負担額）は、「01中期防」における契約総額の年平均額（約3.4兆円）を上回る規模。

○ 後年度の要支払額が増えれば、毎年の最新の状況を予算に反映する余地が狭まることになる。

○ 不確実性を増す安全保障環境の中で、計画的に必要となる防衛力整備を行うためには、調達の効率化・合理化を徹底すること等により、新規後年度負担を抑制する必要。

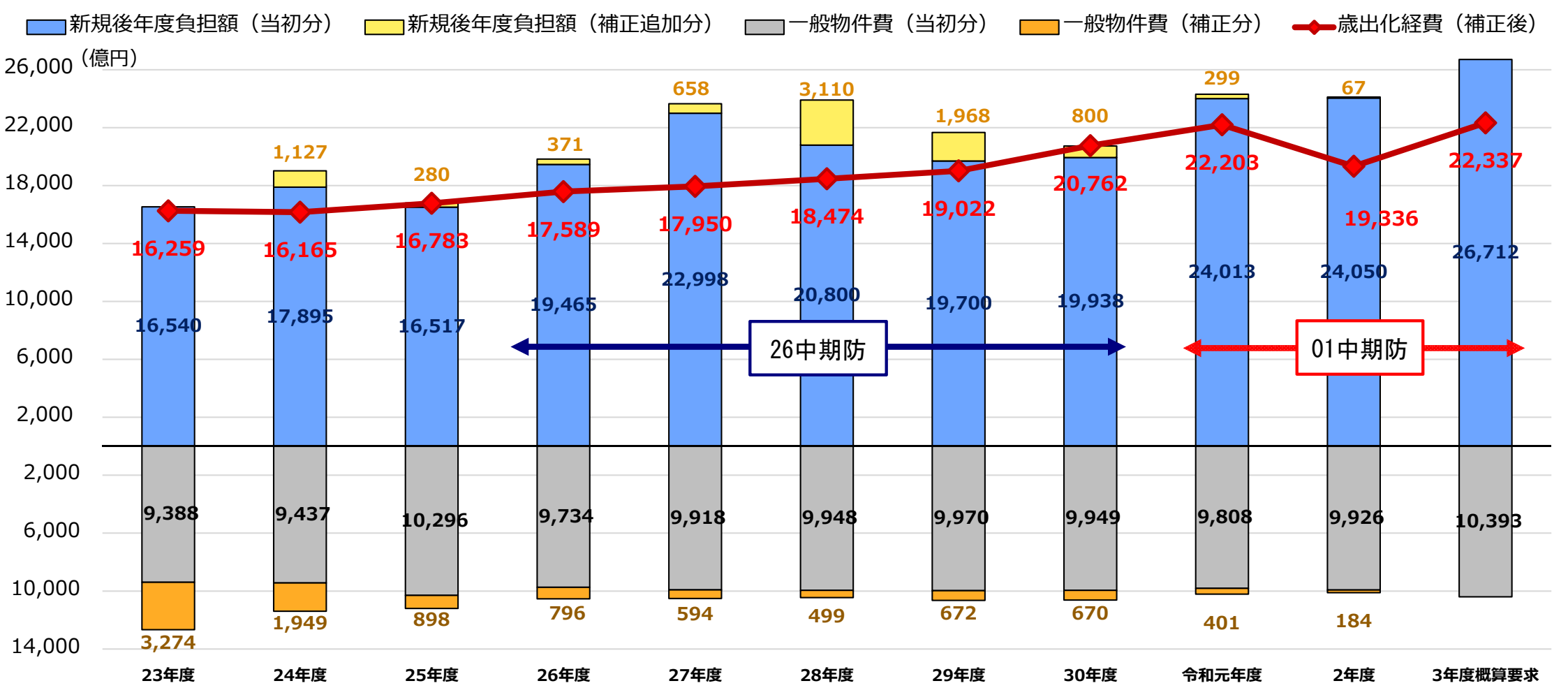

注：計数は、一般会計のうち、SACO・米軍再編経費等を除いたベース。

自衛隊における新規採用の実態と対応の方向性

○　自衛隊では、地方協力本部（全国50か所）の広報官等2,425人により、年間約９万人の応募者を確保しているが、広報官等１人当たり応募者数は10年間（H22～R元）で約２割減であり、効率性が悪化している状況。

○　近年では、米軍においても採用活動が難航しており、陸軍では、2018年度に13年ぶりの採用目標数割れ（常備軍　69,972人／76,500人）を経験。米国国防総省及び各軍は問題点を洗い出し、新たな採用活動に着手。

○　しかも「情報化時代の市場ベースのモデル」に陸軍は直面していることを明確に認識。

○　防衛省においても、応募者数が減少した根本的な原因の分析をしっかり行った上で、新しい時代に合った採用活動を実施すべきではないか。

＜広報官等と応募者数の推移＞

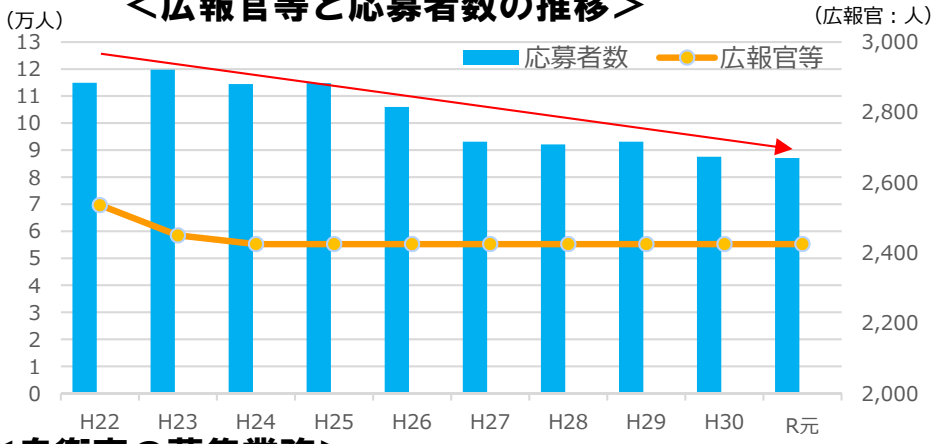

＜自衛官の募集業務＞

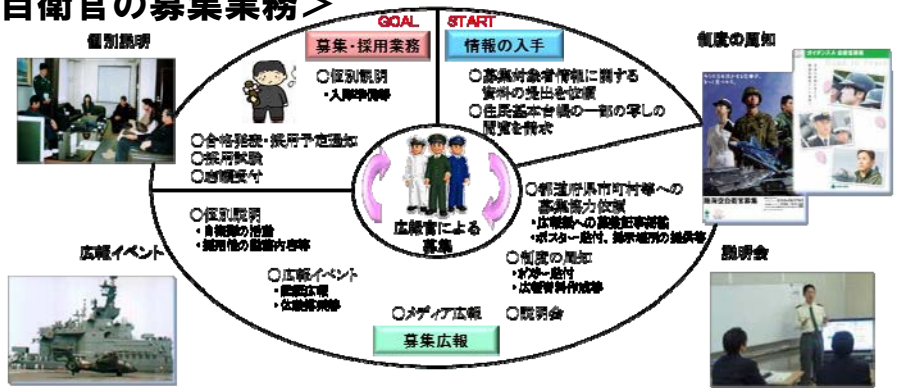

（出所）防衛省作成資料、防衛省HP、防衛白書、米国国防総省HP、米陸軍HP、RAND Corporation “Leveraging Big Data Analytics to Improve Military Recruiting”より作成

＜米国陸軍の採用における新たな取組の例＞

【米軍の直面する採用活動上の問題点】

●労働市場：総募兵制度の導入以降、最もタイトな労働市場（2019年失業率４％未満）。

●軍への関心：若年層の約5割が兵役に関して、ほとんど/全く知らないと回答。

●兵役資格：若年層の約7割が肥満、薬物、健康問題、非行等のため、兵役資格なし。

●家業化：採用者の約8割に兵役経験のある親族がいる。

●社会との断絶：現在、人口の１％のみが軍関係者、退役軍人数が減少。

【新たな採用活動の取組】

●国防総省

✓JAMRS（Joint advertising, market research & studies）

米国の若者の軍隊に対する認識、信条及び態度、入隊の可能性、軍隊の採用活動、広告に対する認識及び反応など、入隊に関連する変数を調査。

●陸軍

シーマンズ中将「陸軍は、工業時代における人員配置システムから、情報化時代における市場ベースの人事モデルへと移行している」（2019.5.16下院公聴会）

✓ARMG（Army marketing & research group）

分析ツールを活用し、特定の採用ターゲット層に応じて、マーケティングの場を選択。

✓USAREC（U.S. Army recruiting command）

質の高い新兵の可能性が高い市場に採用活動を集中させるため、データ分析を行い、採用活動計画に反映。また、資源配分、任務の割り当て、ターゲッティング、広告キャンペーンの決定にも分析を使用。

中途退職の現状・課題と抑制策

○　自衛官の多額の育成コストや、新規採用の困難さに鑑みれば、やみくもに新規採用を図るのではなく、民間や他省庁における例も参考に、まずは退職理由をよく分析し、組織文化を含め抜本的な対策により、中途退職の抑制を行うべき。

○　また、パイロットなど自衛隊において取得した技能の活用により再就職後の収入増が見込まれる早期に中途退職する自衛官に対し、既に実施済みの医官（防衛医科大学校卒業生）等と同様に育成コスト相当額の償還を求めるなど中途退職抑制策を検討すべき。

＜自衛官の育成コストの例＞

●ジェット機操縦者：約5年間で約5億円
（航空学生として任官した者の場合）

●医官：約6年間で約0.4～0.5億円
（防衛医科大学校医学科を卒業するまでの間）

●看護官：約4年間で約0.1億円
（防衛医科大学校看護学科を卒業するまでの間）

＜償還の例＞

●防衛医科大学校卒業生（医学科）
　卒業後勤務年限が9年に満たないで自衛隊を離職する場合は、卒業までの経費を償還しなければならない。
●自衛官候補生（自衛官任用一時金　221千円）
　自衛官任用後、任用期間終了前（陸上自衛隊であれば1年3ヵ月未満）で退職した場合、償還しなければならない。

＜海上保安庁の近年の取組＞

　海上保安庁においては、「海上保安体制強化に関する方針」（平成28年12月関係閣僚会議決定）に基づく人材の確保・定着が急務であり、中途退職の抑制に向けて、次の取組を実施している。
- 入庁後のミスマッチ要因（業務イメージの乖離等）の削減
- 柔軟な人事管理（ストレスの少ない初任地配属等）
- 相談体制の充実（悩み等の早期把握と対応等）

　その結果、急増する若年層（30歳以下）（※）の中途退職率は、直近で１％程度に抑制されている。

※海上保安学校採用人数は、5年前の約400人から約600人に拡大

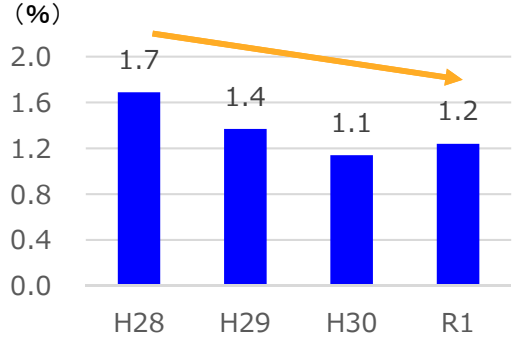

若年層中途退職率

海上保安学校における人材育成

（出所）防衛省HP、防衛省作成資料及び海上保安庁作成資料より作成

既存人材の弾力的な活用

○　各自衛隊においては、長期間１つの職種において技能を磨いていくという考え方が基本であると思われるが、いったん自衛官として採用されると、部隊勤務開始時点（入隊から約半年）で普通科、航空科といった職種が決まり、原則として、退職まで変更されることはない。

○　一方、近年は技術の進展等により、個々の自衛官、ひいては各自衛隊も求められる才能・能力は刻々と変化（各自衛隊内の職種はおろか、陸海空の組織をまたぎ、隣接する職種や宇宙・サイバー・電磁波といった新領域を理解することが求められている。）。

○　他方、現在でも単一職種に加えて追加の技能の習得を奨励する文化も一定程度ある。

○　人材確保の厳しい現状と、格段に速度を増す安全保障環境に適確に対応するためには、各自衛隊・職種の垣根を超えて、採用、教育訓練や人事配置の柔軟性を高めるべきではないか。

＜自衛隊における職種の例＞

普通科

機甲科

航海・船務

航空管制

飛行

航空機整備

（出所）防衛省作成資料及び防衛白書より作成

＜人材の弾力的活用のイメージ＞

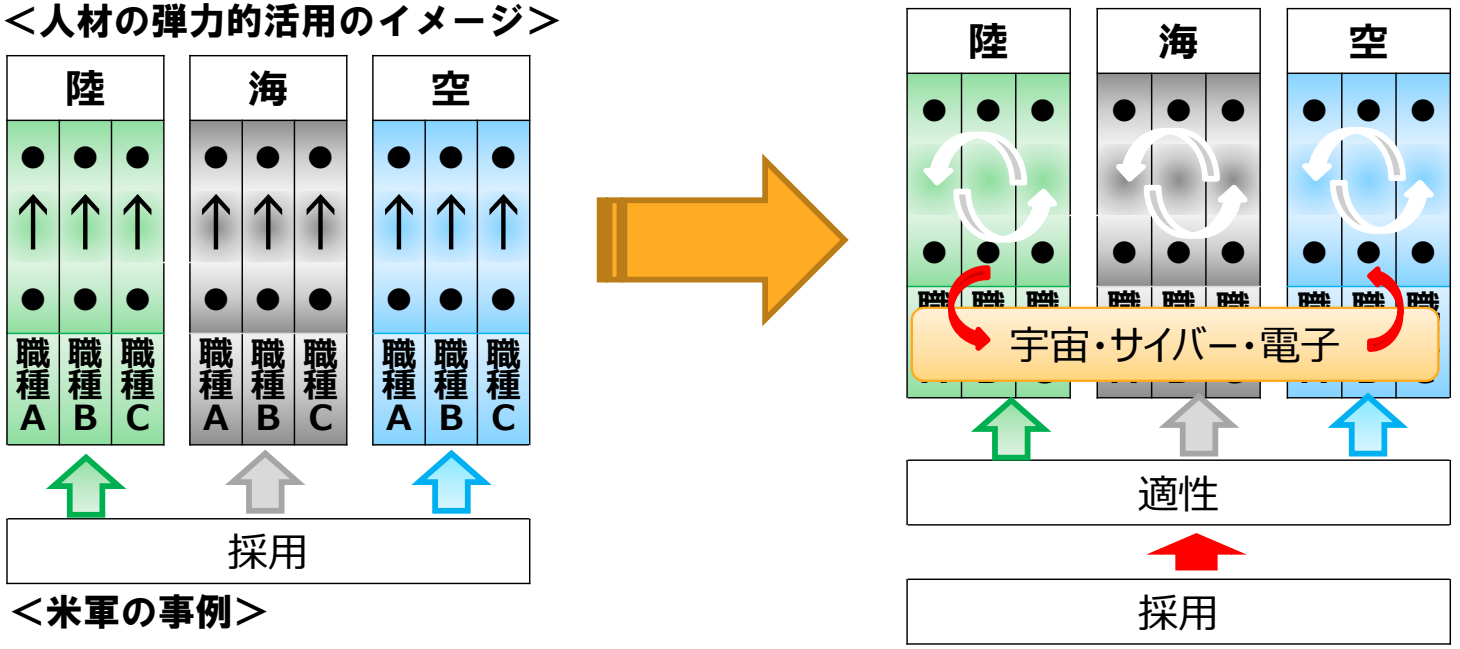

＜米軍の事例＞

・Interservice Transfer Program
　各軍隊に所属する者が、希望により別の軍隊（Air Force傘下のSpace Forceを含む。）に移籍することが可能な制度。主に技術分野におけるスペシャリストのフル活用を目的としている。
　※英国軍や豪州軍も類似制度を運用。

プロジェクト管理の課題：管理体制・権限の一貫性の不存在

○　プロジェクトマネージャー（PM）はライフサイクルコスト（LCC）の計数管理を行うものの、調達予算要求の主担当ではないなど、装備品全体のLCCを一元管理することはできていない状況にある。

○　現状では、装備品の全体及び各部品の要求性能は、構想に基づく研究・開発を経て（開発段階で得られた知見等を基にした上で）設計・仕様決定段階で決定されている。装備品の設計・仕様や調達数量の決定に伴いLCCが決まることを踏まえれば、例えば、①各幕僚監部の設計・仕様決定責任者が一貫して責任を負う、または②PMが設計・仕様決定の責任を負うこととすべきではないか。

＜装備品のライフサイクルプロセスと、各担当部局の関与イメージ＞　：主担当　：従担当

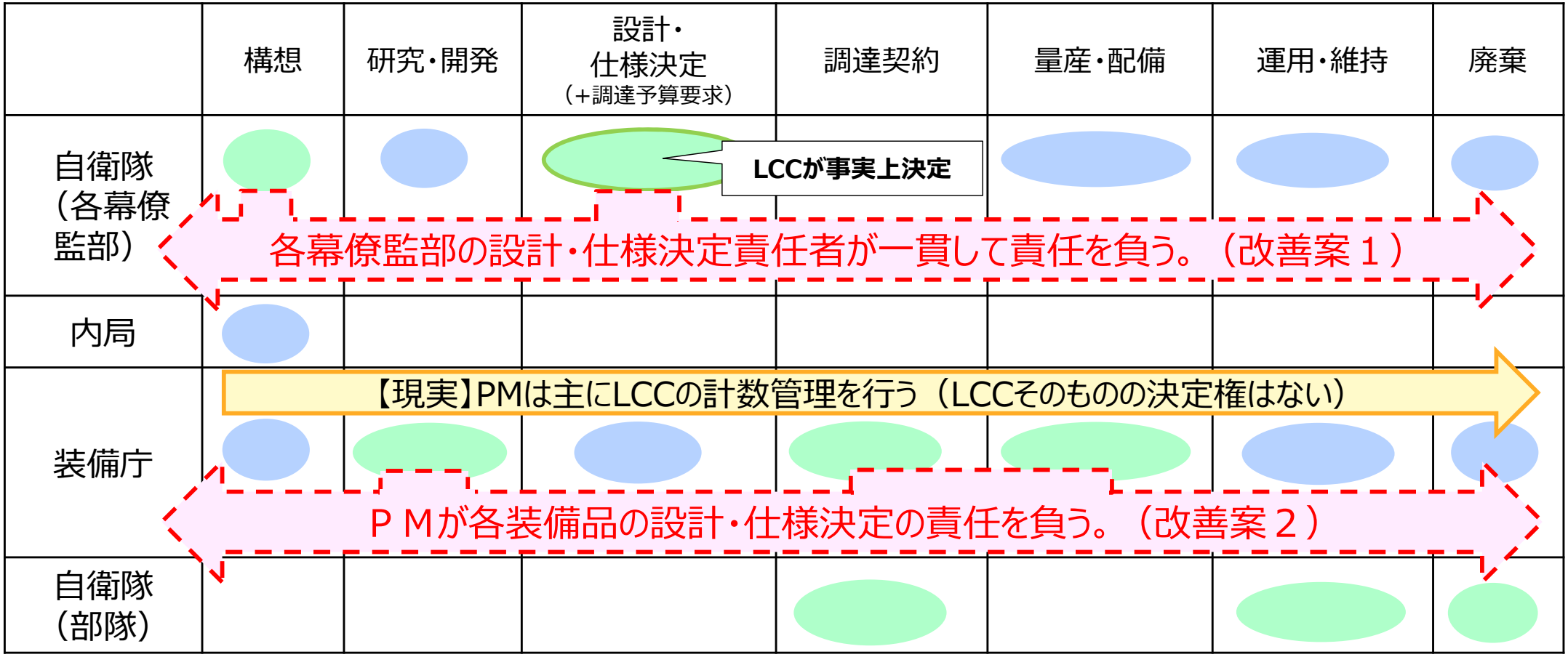

調達改革のさらなる先に～安全保障の強化に向けた調達改革～

○　米国も、艦艇等の装備品の整備は厳しい状況であり、同国のエスパー国防長官は、「より良いものをより安く」調達できるようにする、「強く、健全な」防衛産業基盤づくりが重要であると発言している。

○　仮に日本が「基盤」の一角を担うためには、企業能力の把握やコスト管理の強化などの調達改革が不可欠。

○　調達改革の推進は、米国等の同盟国のニーズにも応えうるものであり、財政上にとどまらない効果をもたらすのではないか。

（抜粋）エスパー国防長官の発言　（2020年9月16日　ランド研究所）

我々の民間セクターのパートナー、特に、造船産業に対して、発言する。我々は、強く、健全な産業基盤づくり（robust and healthy industrial base ）を、引き続き、連携して推進する必要があると考えている。そこには、現代的な造船関連施設基盤と高度な技能をもつ人材が必要である。

健全な防衛産業基盤（robust defense industrial base）が必要であり、そのためには、企業間競争が必要であり、１社以上のサプライヤーが必要である。企業の研鑽により、より良いものをより安く（better product at lower price）調達できるようになる。

米海軍は、2014年から2019年にかけて、75%の船舶において、整備（定期修理）に遅れがみられている。
（下図参照）

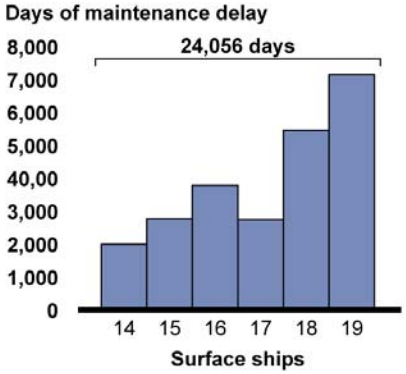

米艦艇の修繕遅延日数の状況

（参照）GAO Analysis of Navy Data

民間施設で米艦整備、基地外では国内初
米軍「即応支え」

横浜市は１９日、米艦船が整備のため、同市中区の民間施設に着岸した、と発表した。米海軍などによると、横須賀基地（横須賀市）に配備されているイージス駆逐艦「ミリウス」が、三菱重工業の横浜製作所本牧工場（横浜市中区）で定期整備を受ける。

～　在日米海軍司令部は取材に対し、「米艦船の修理や改修を行う施設を、基地外に拡大する新たな取り組みの一環」と説明。ミリウスが計画に基づく１隻目で、民間の造船所を対象に入札を行い、三菱重工業が落札した。
～

（出所）神奈川新聞｜2019年4月19日(金)より抜粋

収入確保のための具体的な取組み①-不用装備品の処分-

○　耐用年数の経過などにより防衛装備品を処分する際、陸上自衛隊の戦車など一部の例外を除いて、部隊間で売却収入・処分費用の情報を集約し、適正性の比較を十分に実施する体制となっていないことなどから、同じ装備品であっても、処分契約ごとに費用や収入が大きく異なっている。

○　より経済効率的な不用装備品の処分のため、各自衛隊で処分契約の仕組みの統一を図るとともに、費用や収入等の情報を共有できるような体制を構築するべきではないか。

＜装備品の処分に係る手続の流れ＞

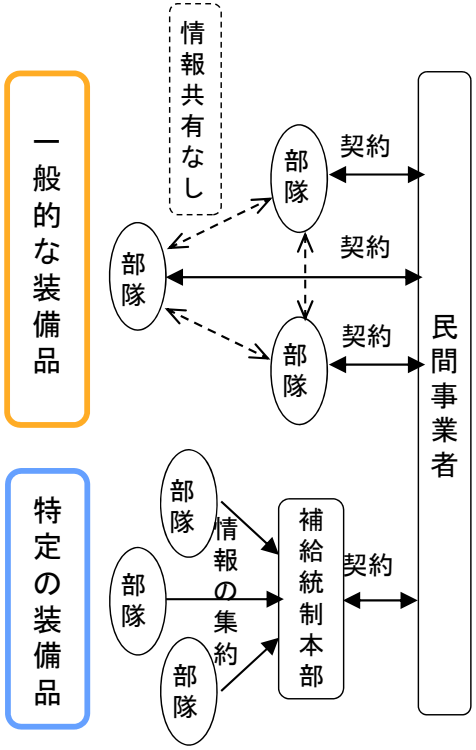

＜装備品の処分にかかる費用の例＞

（１）74式戦車

契約日付	処分単価（円）
H28. 1. 27	650, 160
H29. 12. 22	609, 120
H31. 2. 15	1, 331, 640
H31. 2. 15	486, 000
R1. 12. 9	1, 557, 600
R1. 12. 9	911, 900

（２）82式指揮通信車

契約日付	処分単価（円）
H28. 3. 3	4, 263, 840
H29. 3. 23	3, 914, 640
H30. 3. 27	3, 565, 080
H31. 3. 20	3, 662, 280

（３）F-4戦闘機

契約日付	処分単価（円）	処分台数	処分地	契約形態
H27. 12. 17	507, 600	３機	百里	解体のみ
H30. 10. 23	247, 860	４機	百里	解体・売却
R1. 11. 7	385, 000	３機	小牧	解体・売却
R2. 2. 6	82, 500	４機	百里	解体・売却

（出所）令和２年度予算執行調査　調査結果（令和２年10月公表分）、陸上自衛隊HP、航空自衛隊HPより作成

収入確保のための具体的な取組み②-不用装備品の海外輸出-

○　英国では、不用装備品の処分に関し、国防省防衛装備販売局(Defense Equipment Sales Authority)という専門部署を設けており、例えば、不用船舶について、再利用又は資源としての利用を念頭に海外政府や企業への輸出を含め、取組を行っている。

○　我が国でも、防衛装備移転三原則等に留意しつつ、英国の事例等も参考に、より効果的な収入確保の手段として、不用装備品の海外輸出を含め検討すべきではないか。

＜英国における不用船舶の売却事例＞

艦艇	売却年	売却価格	売却先	備考
軽空母 (HMS Illustrious) 	2015年	約2.7億円 (￡200万)	トルコ企業 (鉄くず) 	32年の使用後、鉄資源として売却
揚陸艦 (HMS Ocean) 	2018年	約109億円 (￡8,400万)	ブラジル政府 (再利用) 	20年の使用後に売却
掃海艇 (HMS Quorn) 	2020年	約2.9億円 (￡250万)	リトアニア政府 (再利用) 	29年の使用後に売却

（出所）令和２年度予算執行調査　調査結果（令和２年10月公表分）、英国国防省HPより作成

＜防衛装備移転三原則
（平成26年４月１日国家全保障会議決定・閣議決定）＞

【原則１】移転を禁止する場合を明確化し、
次に掲げる場合は禁止

① 我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合

② 国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合

③ 紛争当事国への移転となる場合

※ 紛争当事国：
武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国

【原則２】移転を認め得る場合を次の場合に限定し、
透明性を確保しつつ、厳格審査

① 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合

※ 平和貢献・国際協力に積極的意義がある場合に限る。

② 我が国の安全保障に資する場合

- 国際共同開発・生産
- 安全保障・防衛協力の強化
- 自衛隊の活動、邦人保護に不可欠な輸出

※ 国の安全保障政策として積極的意義がある場合に限る。

【原則３】目的外使用及び第三国移転について
適正管理が確保される場合に限定